資料 4

東 京 都 地 域 防 災 計 画

大規模事故編

（令和３年修正）

東 京 都 防 災 会 議

用　語　例

本計画で使用する用語等は、次による。

1　地域等の標記

	標　　記	説　　明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3及び4に属する地域をいう。

2　機関名等の標記

	標　　記	機　関　等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都○○局	東京都○○局
5	関東財務局	財務省関東財務局
6	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
7	関東農政局	農林水産省関東農政局
8	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
9	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
10	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
11	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
12	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
13	東京航空局	国土交通省東京航空局
14	東京空港事務所	国土交通省東京航空局東京空港事務所
15	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部、同東京海上保安部、同下田海上保安部、同横浜海上保安部
16	関東地方測量部	国土交通省国土地理院関東地方測量部
17	関東地方環境事務所	環境省関東地方環境事務所
18	東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
19	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
20	東京労働局	厚生労働省東京労働局

	標　　記	機　関　等
21	北関東防衛局	防衛省北関東防衛局
22	日本郵便	日本郵便株式会社東京支社
23	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
24	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
25	NTT ドコモ	株式会社 NTT ドコモ
26	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
27	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
28	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
29	首都高速道路	首都高速道路株式会社
30	水資源機構	独立行政法人水資源機構
31	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
32	KDDI	KDDI 株式会社
33	ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
34	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社東京支社
35	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
36	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社関東支社
37	東京ガス	東京ガス株式会社
38	日本通運	日本通運株式会社首都圏支社
39	福山通運	福山通運株式会社
40	佐川急便	佐川急便株式会社
41	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
42	西濃運輸	西濃運輸株式会社
43	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社
		東京電力フュエル＆パワー株式会社
		東京電力パワーグリット株式会社
		東京電力エナジーパートナー株式会社
		東京電力リニューアブルパワー株式会社
44	東武鉄道	東武鉄道株式会社
45	東急電鉄	東急電鉄株式会社
46	京成電鉄	京成電鉄株式会社
47	京王電鉄	京王電鉄株式会社
48	京急電鉄	京浜急行電鉄株式会社
49	西武鉄道	西武鉄道株式会社
50	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
51	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
52	東京モノレール	東京モノレール株式会社

	標　　記	機　関　等
53	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
54	北総鉄道	北総鉄道株式会社
55	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
56	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
57	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
58	東海汽船	東海汽船株式会社
59	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
60	都庁輸送組合	東京都庁輸送事業協同組合
61	都医師会	公益社団法人東京都医師会
62	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
63	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
64	献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
65	都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
66	TBS テレビ	株式会社 TBS テレビ
67	文化放送	株式会社文化放送
68	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
69	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
70	エフエム東京	株式会社エフエム東京
71	J－WAVE	株式会社 J－WAVE
72	ラジオ NIKKEI	株式会社日経ラジオ社
73	InterFM897	株式会社 InterFM897
74	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
75	テレビ東京	株式会社テレビ東京
76	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
77	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
78	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
79	TBS ラジオ	株式会社 TBS ラジオ
80	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
81	東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
82	都個人タクシー協会	一般社団法人東京都個人タクシー協会
83	日本エレベーター協会	一般社団法人日本エレベーター協会関東支部

３　法令・条例名等の標記

	標　　記	説　　明
1	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
2	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年都規則第 12 号)
3	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱(昭和 38 年４月８日 38 総行災発第 12 号)

目　　次

用　語　例

目　　次

第１部 総　　則.....1
第１章　計画の方針 3
第１節　計画の目的及び前提..... 3
第２節　計画の構成 4
第３節　計画の習熟 4
第４節　計画の修正 5
第２章　市街地等の概況 6
第１節　市街地の状況 6
第２節　林野の状況 10
第３章　危険物施設等の概況 12
第１節　危険物等の範囲 12
第２節　危険物施設等の現況..... 12
第４章　交通等の現況 15
第１節　船舶 15
第２節　航空機 16
第３節　鉄道 17
第４節　道路等 18
第５章　都・区市町村及び防災機関の役割..... 19
第１節　東京都 19
第２節　区市町村 19
第３節　指定地方行政機関 20
第４節　自衛隊 23
第５節　指定公共機関 24
第６節　指定地方公共機関 26
第２部 災害予防計画.....29
第１章　火災予防対策 31
第１節　火災の予防 31
第２節　建築物等の防火対策..... 32
第３節　森林火災の予防 35
第２章　危険物事故対策 38
第１節　貯蔵施設の安全化 38
第２節　危険物等の輸送の安全化..... 45

第３節　応急用資器材の整備 47
第３章　大規模事故対策 49
第１節　船舶事故予防対策 49
第２節　航空機事故予防対策 50
第３節　鉄道事故予防対策 50
第４節　道路・橋りょう・トンネル災害対策 55
第５節　地下街、地下工事事故予防対策 57
第６節　CBRNE 災害 68
第４章　訓練及び防災知識の普及 70
第１節　防災訓練の充実 70
第２節　防災知識の普及 79
第５章　地域防災力の向上 83
第１節　都民等の役割 83
第２節　防災市民組織等の強化 83
第３節　事業所防災体制の強化 84
第４節　行政・事業所・都民等の連携 86
第６章　ボランティア等との連携・協働 88
第１節　一般のボランティア 88
第２節　登録ボランティア 90
第３部 災害応急・復旧対策計画 93
第１章　初動態勢 95
第１節　東京都災害対策本部の組織・運営 95
第２節　応急対策本部の組織・運営 105
第３節　災害即応対策本部の設置 109
第４節　危機管理対策会議の招集 109
第５節　区市町村の活動体制 110
第６節　防災機関の活動体制 110
第７節　緊急対処事態対策本部への移行 111
第８節　現地連絡調整所の設置 112
第２章　情報の収集・伝達 115
第１節　情報連絡体制 115
第２節　災害予警報等の伝達 119
第３節　被害状況等の報告体制 122
第４節　災害時の広報及び広聴活動 128
第５節　災害時の放送要請、報道要請 136
第３章　災害救助法の適用 138
第１節　災害救助法の適用 138
第２節　救助実施体制の整備 141
第３節　救助の実施方法等 141

第４節　従事命令等 142
第５節　災害救助基金の運用..... 143
第４章　応援協力・派遣要請 144
第１節　応援協力 144
第２節　派遣要請 149
第５章　消防活動 154
第１節　活動方針 154
第２節　活動態勢 154
第６章　危険物事故の応急対策..... 155
第１節　石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動..... 155
第２節　高圧ガス保管施設の応急活動..... 155
第３節　火薬類保管施設の応急活動..... 159
第４節　毒物・劇物取扱施設の応急活動..... 160
第５節　放射線使用施設等の応急対策..... 160
第６節　危険物輸送車両の応急対策..... 161
第７節　流出油等の応急対策..... 164
第７章　大規模事故時の応急対策..... 169
第１節　船舶事故 169
第２節　航空機事故 170
第３節　鉄道事故 171
第４節　道路・橋りょう・トンネル事故..... 175
第５節　ガス事故 177
第６節　CBRNE 災害..... 178
第８章　警備交通規制 179
第１節　警備 179
第２節　交通規制 181
第９章　避難 184
第１節　避難の指示 184
第２節　避難誘導 185
第３節　指定緊急避難場所等の確保・周知..... 186
第４節　避難所の開設・運営..... 186
第５節　要配慮者の安全確保..... 192
第１０章　救助・救急 196
第１１章　医療救護対策 198
第１節　初動医療体制 198
第２節　医療施設の基盤整備..... 205
第３節　情報連絡・傷病者の搬送体制..... 206
第４節　遺体の捜索・処理等..... 208
第５節　火葬等 214

第６節　防疫、保健衛生及び動物愛護 217
第１２章　緊急輸送対策 224
第１節　輸送車両等の確保 224
第２節　輸送拠点 227
第１３章　応急生活対策 228
第１節　被災者の生活確保 228
第２節　中小企業への融資 235
第３節　農林漁業関係者への融資 235
第４節　義援金等の取扱い 235
第１４章　公共施設等の応急・復旧対策 239
第１節　電気施設 239
第２節　ガス施設 241
第３節　水道施設 242
第４節　下水道施設 242
第５節　通信施設 243
第６節　道路交通施設 244
第７節　空港施設 244
第８節　鉄道施設 245
第９節　社会公共施設等 245
資　料　編 247
資料第１　過去の主な大規模事故等 249
資料第２　地域別・高さ別高層建築物一覧表 254
資料第３　流域別保安林の面積現況 255
資料第４　高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表 256
資料第５　液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧 257
資料第６　毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表 259
資料第７　RI 法対象事業所一覧 260
資料第８　東京港の現況 266
資料第９　東京港港湾区域図及び京浜港（東京区）港域図 267
資料第 10　鉄道施設の現況 268
資料第 11　公道現況表 269
資料第 12　都内幹線有料道路現況 270
資料第 13　首都高速道路現況 271
資料第 14　橋りょう現況表 273
資料第 15　防火対象施設現況 274
資料第 16　放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表 275
資料第 17　貨物駅の危険物取扱量 276
資料第 18　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱 277
資料第 19　東京都防災行政無線回線構成図 281

資料第 20　東京都防災行政無線移動系回線構成図 282
資料第 21　東京都防災行政無線回線構成図（区部・多摩） 283
資料第 22　東京都防災行政無線回線構成図（島しょ系） 284
資料第 23　東京消防庁通信連絡系統図 285
資料第 24　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表 286
資料第 25　区市町村等の通信連絡態勢 287
資料第 26　電報の優先利用について 288
資料第 27　東京国際空港航空機事故緊急連絡体制 290
資料第 28　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定..... 292
資料第 29　災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル..... 296
資料第 30　給与品事前購入分一覧表 297
資料第 31　東京消防庁相互応援協定の締結一覧 298
資料第 32　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）..... 299
資料第 33　震災時等の相互応援に関する協定・実施細目 302
資料第 34　２１大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目..... 308
資料第 35　九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目..... 312
資料第 36　災害時における応急対策業務に関する協定 319
資料第 37　災害時における応急復旧業務に関する協定 320
資料第 38　災害時における救助・救急業務に関する協定 321
資料第 39　高圧ガスに係わる連絡通報窓口 322
資料第 40　危険物とう載船の専用岸壁 323
資料第 41　清掃船一覧表 324
資料第 42　鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書..... 325
資料第 43　新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書. 328
資料第 44　警備活動用資器材の整備 330
資料第 45　ヘリコプターの機種及び性能基準 331
資料第 46　東京都関係部署所属船艇一覧表 332
資料第 47　避難の指示者一覧表 334
資料第 48　東京消防庁ヘリコプター性能諸元 335
資料第 49　東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書及び覚書..... 336
資料第 50　都医師会等との協定 347
資料第 51　災害時における応急救護活動についての協定書..... 353
資料第 52　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書..... 354
資料第 53　災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書..... 355
資料第 54　災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書..... 356
資料第 55　災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書..... 357
資料第 56　災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書..... 358
資料第 57　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定..... 359
資料第 58　災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書..... 361

資料第 59　都における医薬品・医療資器材の備蓄状況 362
資料第 60　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書..... 363
資料第 61　東京都災害拠点病院設置運営要綱 364
資料第 62　東京都災害拠点病院一覧 367
資料第 63　東京都災害拠点病院標準整備品目 368
資料第 64　遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図..... 369
資料第 65　検視班の編成基準 370
資料第 66　検案班処理能力 370
資料第 67　災害時における動物保護体制（48 時間から 72 時間後までの応急体制）. 370
資料第 68　東海汽船所有船舶一覧 371
資料第 69　調達あっせん対象船舶一覧表 372
資料第 70　ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ..... 373
資料第 71　災害弔慰金等の支給 374
資料第 72　災害救援物資等の支給 374
資料第 73　災害援護資金・生活福祉資金の貸付 375
資料第 74　大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定..... 377
資料第 75　大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定..... 378

索引 380

第１部
総　　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

○　この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画である。その目的は、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、都の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、都の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することにある。

２　計画の前提

○　我が国においては、平成 28 年 12 月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災や、令和元年８月の大雨に伴う佐賀県における鉄工所からの油流出事故など、大規模な事故災害が発生しており、都においてもその予防、応急及び復旧対策を着実に実施していく必要がある。

○　また、都においては、東京 2020 大会を間近に控えるとともに、東京マラソンをはじめとする大規模なイベントが各地で開催されており、日本のみならず海外からも多くの観光客が訪れていることから、公共交通機関の安全や大規模イベント等における事故防止の重要性は増している。

○　さらに、近年の国際情勢に鑑みると、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づく対応が必要な大規模テロには至らないが、小規模なテロによる災害も発生する可能性があり、こうした事態への対処も必要となっている。

○　防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

　災害対策基本法の改正主旨等を踏まえて、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女双方など多様な性の在り方に配慮した視点で防災対策を推進していく。

○　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、避難所に感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進していく。

○　この計画は、実災害から得た教訓及び都民・都議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。

(資料第１　過去の主な大規模事故等　P249)

第２節　計画の構成

○　この計画は、都及び防災機関が行うべき大規模事故対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構　成	主　な　内　容
第１部 総則	東京の概況と、都及び防災機関の役割　等
第２部 災害予防計画	都及び防災機関が行う予防対策、都民及び事業者が行うべき措置　等
第３部 災害応急・復旧対策計画	大規模災害発生後に都及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用　等

○　なお、平成 30 年８月に、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）（以下「石災法」という。）に基づき、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定された。これに伴い、東京国際空港地区における防災対策等は、一義的には石災法に基づき令和元年 12 月に策定された、石油コンビナート等防災計画に基づき対応することとなるが、同計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、都地域防災計画各編及び関係区市町村地域防災計画等の関連事項を準用し、必要な対策を実施するものとする。

○　都の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。

○　なお、本計画は、いわゆる CBRNE 災害又はこれが疑われる事案に対する対処を含む。この際、CBRNE 災害はテロによるものだけではなく、平常時の事故を含むことも留意する。

※　事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

※　CBRNE 災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。

第３節　計画の習熟

○　各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推進する必要がある。このため、大規模事故に関する施策・事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、

所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。

第４節　計画の修正

○　この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
○　修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

第２章　市街地等の概況

○　東京都は、区部及び多摩地域の内陸部と伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ部からなっている。

○　平成 27 年(2015 年)国勢調査による東京都の人口は、1,351 万 5,271 人となり、前回 22 年(2010 年)の 1,315 万 9,417 人に比べ、35 万 5,854 人(2.7%)の増加となっている。

　人口を地域別にみると、区部は、927 万 2,740 人で、22 年に比べ 32 万 7,045 人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は 68.6%である。

　また、22 年からの人口増加数の 91.9%が区部における増加となっている。

　多摩地域の人口は、421 万 6,040 人で、22 年に比べ 3 万 133 人(0.7%)増加、島しょ部の人口は、2 万 6,491 人で、22 年に比べ 1,324 人(4.8%)の減少となっており、東京都の人口は、区部・多摩地域で増加したが、島しょ部では減少となった。

○　また、東京都の民間事業所数は、平成 28 年(2016 年)経済センサス - 活動調査によると 68 万 5,615 所である。

　産業別の事業所数構成比は、卸売業，小売業 24.2%、宿泊業，飲食サービス業 14.3%、不動産業，物品賃貸業 9.0%、医療，福祉 7.8%、生活関連サービス業，娯楽業 7.5%、製造業 7.0%、学術研究，専門・技術サービス業 6.6%、建設業 6.4%である。

　産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が 34.5%と突出して高く、次いで学術研究，専門・技術サービス業の 18.4%、不動産業，物品賃貸業の 15.8%、宿泊業，飲食サービス業の 12.8%と続いている。

○　情報通信業では、全国の従業者の約半分が東京に集中している。

　また、人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、運輸業が集中している。

○　このように、東京は人口や産業が集中する巨大都市であり、高層建築物や大規模な地下街も多く、一方で現在も、木造住宅密集地域が広く分布していることから、火災等が発生した場合、大規模な事故災害に発展する可能性がある。

○　本章においては、市街地、林野の状況等について記載する。

第１節　市街地の状況

○　東京を災害に強いまちにするためには、木造住宅密集地域の再開発、公園、広場等のオープンスペースの確保、道路の整備といった諸施策を進めることが基本であり、市街地の不燃化は最も重要な要素である。

○　本節においては、不燃化の状況と地下街、高層建築物の状況について記載する。

１　不燃化の状況

○　防災都市づくりの基本施策の一つとして、市街地の不燃化は重要な要素となっている。このため、都は従来から都市防火不燃化促進事業、市街地再開発事業、防火地域の指定による個々の建築物の規制、誘導等を通じ、都市防火構造化の施策を実施してきたが、都市の不燃化は依然として重要課題として残されている。

○　区及び多摩地域における不燃化の状況は次のとおりである。

不燃化率の推移

	平成13年度	平成14年度	平成18年度	平成19年度	平成23年度	平成24年度	平成28年度	平成29年度
区　　部	57.9		60.7		62.8		65.6	
多摩都市部		44.2		45.5		46.0		47.5
山　村　部		18.0		19.9		18.8		19.1
島しょ部		37.4		37.4		35.6		36.1

(注)不燃化率＝全建築物に対する耐火造及び準耐火造の建築面積の割合(%)

２　地下街等の状況

○　都内には、約 71,000 カ所（※１）の地下空間が存在し、年々増加の傾向である。その中には地下街や地下鉄など不特定多数の人が利用する空間が存在している。

○　地下街のうち、床面積が１万㎡を超える地下街は８ヶ所あり、この延床面積は合計約 212,000 ㎡となる。

　また、最も利用者の多い地下街は新橋駅東口地下街であり、１日約 33 万人に及んでいる。

○　地下鉄の駅は約 290 ヶ所あり、利用者数は年々増加し、平成 29 年度の平均利用者数は１日約 1,000 万人(※２)に及んでいる。

※1 東京消防庁「東京消防庁統計書」より

※2 乗車数、降車数の総人数

○　令和２年４月現在の現況は次のとおりである。

地下街一覧表(都都市整備局)

地下街名(通称名)	所在地	経営主体	開設日	都計決	階層	延床	用途別延床面積(㎡)			
			年月日	年月日		面積(㎡)	駐車場	地下道	店舗	その他
池袋東口地下街(I.S.P)	豊島区東池袋１	㈱池袋ショッピングパーク	S39.9.2	S32.12.28	地下３層	15,434	6,584	2,495	4,356	1,999

地下街名（通称名）	所在地	経営主体	開設日	都計決	階層	延床	用途別延床面積（㎡）			
			年月日	年月日		面積（㎡）	駐車場	地下道	店舗	その他
八重洲地下街	中央区八重洲２	八重洲地下街㈱	S40.6.1	S31.6.6	地下３層	69,185	25,336	16,729	18,166	8,954
新宿駅東口地下街（ルミネエスト）	新宿区新宿３	㈱ルミネ	S39.5.20	S35.5.17	地下３層	18,675	7,343	3,420	4,145	3,767
新宿駅西口地下街（小田急エース）	新宿区西新宿１	小田急電鉄㈱	S41.11.25	S35.6.15	地下３層	28,130	18,004	2,363	3,772	3,991
京王新宿名店街（京王モール）	新宿区西新宿１	京王地下駐車場㈱	S51.3.10	S38.10.30	地下６層	17,086	10,424	1,432	1,950	3,280
池袋西口地下街（東武ホープセンター）	豊島区西池袋１	東武鉄道（株）	S44.4.2	S40.6.7	地下３層	14,709	6,405	2,795	2,637	2,872
新橋駅東口地下街（ウィング新橋・しんちか）	港区新橋２	㈱京急百貨店	S47.6.1	S41.8.24	地下４層	10,149	4,467	2,029	1,580	2,073
新宿サブナード	新宿区歌舞伎町１、新宿３	新宿サブナード㈱	S48.9.15	S43.2.23	地下２層	38,449	14,952	10,078	7,449	5,970
渋谷地下街	渋谷区渋谷２	渋谷地下街㈱	S32.12.1		地下１層	4,676		1,447	2,967	261
浅草地下街	台東区浅草１	浅草地下道㈱	S30.1.28		地下１層	1,347		520	603	224
京王吉祥寺駅地下街	武蔵野市吉祥寺南町２	京王電鉄㈱	S42.11.27		地下２層	3,702	1,844	0	1,858	0
京王モールアネックス	新宿区西新宿１丁目19番地先	京王電鉄㈱	H17.10.25		地下６層	847	0	0	734	113
吉祥寺駅地下街	武蔵野市吉祥寺南町１	㈱アトレ	S44.12.3		地下１層	1,403	0	843	560	0

（注）１　地下街開設及び都市計画決定の年月日は、当初である。
　　２　延べ面積は、駐車場面積を含む。

３　高層建築物の状況

○　都内には高層建築物、超高層建築物が数多く存在し、現在建設中又は計画中のものも多い。このうち高さが 45mを超える高層建築物は 3,470 棟あり、そのうち 100mを超える超高層建築物は 525 棟、さらに 200mを超える超高層建築物が 34 棟となっている(令和２年(2020 年)（今後竣工予定含む。））。

（資料第２　地域別・高さ別高層建築物一覧表　P254）

○　200mを超える超高層建築物の現況は次のとおりである（今後竣工予定含む。）。

（令和２年４月１日現在）

名称	所在	竣工年月	階数(地上/地下)	高さ(m)	延面積
東京スカイツリー	墨田区押上 1-1	H24.2	32/3	470.88	229,812
虎ノ門ヒルズ森タワー	港区虎ノ門 1	H26.9	52/5	255.50	244,305
東京ミッドタウンミッドタウン・タワー	港区赤坂 9	H19.1	54/5	248.10	387,079
東京都庁第一庁舎	新宿区西新宿 2-8	H3.2	48/3	243.40	194,593
ＮＴＴドコモ代々木ビル	渋谷区千駄ヶ谷 5-24-10	H12.9	27/3	239.85	51,122
八重洲二丁目北地第一種地再開発事業（Ａ－１街区）	中央区八重洲 2-2	R4.7 竣工予定	45/4	238.37	283,896
六本木ヒルズ森タワー	港区六本木 6	H15.3	54/6	238.05	379,409
東京オペラシティ	渋谷区本町 1-1	H8.7	54/4	234.37	311,140
新宿パークタワー	新宿区西新宿 3-7	H6.3	52/5	232.63	301,143
住友不動産六本木グランドタワー	港区六本木 3	H28.9	40/5	230.76	107,747
（仮）渋谷駅地区駅街区開発計画	渋谷区渋谷 2	R10.3 竣工予定	46/7	228.30	268,319
サンシャイン６０	豊島区東池袋 3-1	S53.3	60/3	226.20	585,895
新宿センタービル	新宿区西新宿 1-25	S54.10	54/4	223.00	164,100
虎ノ門ヒルズレジデンシャルタワー	港区愛宕 1	時期未定	54/4	221.55	121,000
汐留シティセンター	港区東新橋 1	H15.1	43/4	215.75	264,976
電通本社ビル	港区東新橋 1	H14.11	48/5	213.33	218,458
大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業Ａ棟	千代田区大手町 2	R3.3 竣工予定	40/5	212.00	146,441
新宿住友ビル	新宿区西新宿 2-6	S49.3	52/4	212.00	176,443
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	港区海岸 1	R2.5	40/2	208.83	181,777
新宿野村ビル	新宿区西新宿 1-26	S53.5	53/5	209.90	117,882
新宿三井ビル	新宿区西新宿 2-1	S49.9	55/3	209.40	179,671
ザ・パークハウスタワー西新宿タワー60	新宿区西新宿 5	H29.4	60/2	208.97	103,909
アークヒルズ仙石山森タワー	港区虎ノ門・六本木	H24.6	48/4	206.69	143,331
赤坂インターシティＡＩＲ	港区赤坂 1	H29.4	38/3	205.08	178,328
グラントウキョウノースタワー	千代田区丸の内 1	H19.10	43/4	205.00	212,333

名　　称	所　　在	竣工年月	階数(地上/地下)	高さ(m)	延面積
グラントウキョウサウスタワー	千代田区丸の内１	H19.10	42/4	205.00	139,515
モード学園コクーンタワー	新宿区西新宿１	H20.10	50/4	203.65	80,865
泉ガーデンタワー	港区六本木１	H14.6	43/4	201.00	157,365
虎ノ門･麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物　Ｂ－２街区	港区麻布台 1-12､13 外	R5.3 竣工予定	54/5	237.20	168,798
虎ノ門･麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物　Ｂ－１街区	港区麻布台 1-32-6 外	R5.3 竣工予定	64/5	262.89	185,228
虎ノ門･麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物等　Ａ街区	港区麻布台 1-314-3 外	R5.3 竣工予定	64/5	325.11	460,248
虎ノ門一･二丁目地区第一種市街地再開発事業 Ａ－１ 街区施設建築物	港区虎ノ門 2-108-1	R5.7 竣工予定	49/4	265.75	238,442
三田三･四丁目地区第一種市街地再開発事業複合棟－１	港区三田 3-11-2 他	R7.4 竣工予定	42/4	210.29	199,710
(仮称)歌舞伎町一丁目地区開発計画	新宿区歌舞伎町 1-29-1,3	R4.9 竣工予定	48/5	225.00	88,077

第２節　林野の状況

○　都における森林は、多摩地区及び島しょに約 79,000ha 存在している。

○　米国カリフォルニア州北部では平成 30 年(2018 年)11 月、大規模な森林火災が発生し、少なくとも死者 85 名、18,000 棟以上の建物が焼失する被害が発生した。焼損面積は約 620 ㎢に上り、東京 23 区とほぼ同じ面積が焼失したことになる。

○　東京都では平成 30 年(2018 年)中、１件の林野火災が発生している。

○　都内の森林面積については、次のとおりである。

１　全森林

（都産業労働局
関東森林管理局
令和２年３月現在）
（単位：ha）

- 78,565
  - 国有林　7,709
  - 民有林　70,856
  - 多摩地域　52,867
    - 国有林　1,182
      - 保安林　940
      - その他　242
    - 民有林　51,684
      - 保安林　13,926
      - その他　37,758
  - 伊豆諸島・小笠原諸島地域　25,698
    - 国有林　6,526
      - 保安林　1,692
      - その他　4,834
    - 民有林　19,172
      - 保安林　2,701
      - その他　16,471

※国有林以外は、平成 30 年４月現在のものである。
※端数処理により、合計は合わないことがある。

２　国有林

○　都内の国有林は、7,709ha で高尾山を中心とする八王子市と小笠原諸島に多く存在する。その状況は、次のとおりである。

（単位：ha）

区市町村	八王子市	神津島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村	計
面積	1,182	13	152	25	148	6,188	7,709

（注）　端数処理により合計と一致しない。

３　保安林

○　水源のかん養、土砂の流出・崩落・飛砂の防備、風害・水害・干害の防備、火災の防備、航行の目標保存、公衆の保健及び風致の保存等を目的として保安林の指定を行っている。　（資料第３　流域別保安林の面積現況　P255）

第３章　危険物施設等の概況

○　人口・産業の密集する東京では、危険物の事故は大きな人的被害・経済的損失を引き起こす可能性がある。
○　平成７年(1995 年)には地下鉄サリン事件が、平成 20 年(2008 年)には放射性物質イリジウム 192 盗難事件が発生するなど、人為的な危険物事故災害についても警戒が必要である。
○　本章では大規模事故を引き起こす可能性がある危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等の概況について記載する。
○　なお、東京国際空港地区は、石油等の貯蔵量が一定量を超過する見込みとなったため、石災法に基づき平成 30 年８月に、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

第１節　危険物等の範囲

○　大規模事故の原因となる危険物等として本編で対象とするのは、危険物(消防法第２条)、高圧ガス(高圧ガス保安法第２条)、火薬類(火薬類取締法第２条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法第２条)及び放射線(放射性同位元素等の規制に関する法律第２条)である。

第２節　危険物施設等の現況

○　都における危険物等施設は、多種類にわたり広範囲に分布している。
○　本節においては消防法上の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等について、その状況を明らかにする。

１　危険物施設

○　都内の危険物施設は、令和元年(2019 年)12 月 31 日現在 12,545 か所(区 8,376、多摩 3,734、島しょ 435)あり、地域特性的には再開発が多い 23 区内で微増し、多摩地区では減少している。
○　東京国際空港地区では、令和元年 12 月に屋外タンク貯蔵所２基が完成するなど、危険物の貯蔵・取扱量が増加している。
○　施設の態様ごとにみると、減少傾向から、近年横ばいに推移している。
○　貯蔵し、又は取り扱う危険物を類別にみると、第四類が 98%を占め、その内訳はガソリン等の第一石油類 16%、灯油・軽油等の第二石油類 53%、重油等の第三石油類 27%、その他 4%となっている。

２　高圧ガス施設

○　高圧ガス施設(液化石油ガス施設を除く。)については、第一種製造所数は 669 か所、第二種製造所数は 7,420 か所あり、このうち冷凍施設の一種は 499 か所、二種は 6,252 か所に区分される。

また、貯蔵所は 1,637 か所あり、このうち一種は 138 か所、二種は 1,499 か所に区分され、可燃性ガス、毒性ガス、酸素等を扱っている。

(資料第４　高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表　P256)

○　液化石油ガス施設については、高圧ガス保安法上の第一種製造所数は 93 か所、第二種製造所は 17 か所あり、スタンド、充てん所等に区分され、また、液化石油ガス法上の販売事業所が 645 か所ある。

(資料第５　液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧　P257)

３　火薬類施設

○　火薬類の施設には、火薬類製造所、火薬庫、火薬庫外貯蔵場所がある。

○　このうち、火薬類製造所の２か所(関東東北産業保安監督部所管)は山間地帯にあり、火薬庫 117 棟は主として多摩地域にあって、その周囲を土堤で囲み、さらに保安距離を設けるなど、一般人家等に対する安全は確保されている。

○　また、少量の火薬類を貯蔵する火薬庫外貯蔵場所は、都内に広く分布しているが、法令に基づく基準の遵守と取扱いの慎重な配慮がなされている。

○　許可及び指示済火薬貯蔵場所数の状況は、次のとおりである。

(令和２年３月 31 日現在)

区　　分	火薬庫	火薬庫外貯蔵場所
区部	6	301
多摩地域	99	92
島しょ	12	7
計	117	400

４　毒物・劇物施設

○　毒物・劇物取扱施設は、「毒物・劇物営業者」、「特定毒物研究者・使用者」、「毒物・劇物業務上取扱者」の３つに分けられる。

○　令和２年(2020 年) ３月 31 日現在、都内の毒物・劇物取扱施設は、次のとおりである。

区　分	毒物・劇物 営業者	特定毒物 研究者・使用者	毒物・劇物業務上 取扱者(要届出)
区部	6,470	80	248
多摩地域	958	34	26
島しょ	19	0	0
計	7,447	114	274

(資料第６　毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表　P259)

５　放射線等使用施設

○　放射性同位元素(RI)を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に努めなければならない(医療法施行規則第 30 条の 25)。

○　放射性同位元素(RI)は、放射性同位元素等の規制に関する法律により、その管理が厳しく規制されているものの、教育、研究、医療用のほか、一般企業においても広範に使用されている。

○　また、使用目的を達した RI は、一定量当該機関に貯蔵されている。

○　機関別使用事業所数は、次のとおりである。

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区　分	教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他の機関	計
事業所数	83	45	116	419	81	744

（資料第７　RI 法対象事業所一覧　P260）

６　危険物積載船係留施設

○　東京港には、原油精製施設がないため、巨大タンカー船等の係留施設は存在しない。比較的大規模なものでは、出光興産㈱東京油槽所№2 バースの 2,491 トン、№1 バースの 749 トン、三愛石油株式会社羽田支社の受入桟橋の 3,987 トンであるが、その３か所以外は、全て 500 トン以下の小型タンカー係留施設である。

第４章　交通等の現況

○　東京には、人口・産業の集中とともに、物流の集中もあり、交通等の現況は過密な状態となっている。
○　こうした過密な船舶、航空機、鉄道等における事故は、多数の人を巻き込み、社会的にも大きな影響を及ぼす事故災害となる可能性がある。
○　本章では、船舶、航空機、鉄道道路等の概況を記載する。

第１節　船舶

○　東京港は、首都東京の消費及び生産に必要な物資の海上輸送基地として重要な役割を果たしている。

（資料第８　東京港の現況　P266）
（資料第９　東京港港湾区域図及び京浜港（東京区）港域図　P267）

○　令和元年の入港船舶の状況は、次のとおりである。

（単位：隻）

総　　数	内　　訳				
23,382	外航船	5,247	日　本　船		17
			外　国　船		5,230
	内航船	18,135	貨　物　船		14,353
				タンカー	366
				砂利船	3,214
				鋼材船	151
				その他	10,622
			カーフェリー		349
			客　　船		1,606
			そ　の　他		1,827

第２節　航空機

○　東京都内には、公共用飛行場として、東京国際空港、調布飛行場、東京ヘリポート等がある。
○　東京国際空港は、１日平均約 1,256 便の航空機が発着し、年間 8,692 万人と旅客数の多い空港である。
○　令和元年(2019 年)の東京国際空港の航空旅客数は、1 日平均、国内線 187,350 人、国際線 50,788 人となっている。
○　東京国際空港を発着する航空機については、令和 2 年 3 月 29 日より国際線のニーズが高い時間帯に限り新飛行経路を運用している。

各空港旅客数　(単位：人)　　(令和元年)

	東京国際空港(羽田空港)		調布飛行場
	国内線旅客数	国際線旅客数	国内線旅客数
１月	5,243,629	1,482,441	7,930
２月	5,087,572	1,401,355	7,272
３月	5,953,363	1,659,785	9,090
４月	5,227,636	1,546,449	7,892
５月	5,717,119	1,519,099	8,705
６月	5,396,513	1,538,072	6,867
７月	5,800,873	1,597,517	7,451
８月	6,570,337	1,647,135	10,534
９月	5,981,398	1,495,009	7,820
10 月	5,797,147	1,537,255	6,974
11 月	6,006,187	1,553,895	7,922
12 月	5,601,037	1,559,470	8,584
計	68,382,811	18,537,482	97,041
合計	86,920,293		

第３節　鉄道

○　都内には、都交通局、JR 及び私鉄各社の鉄道が敷設されている。

（資料第 10　鉄道施設の現況　P268）

○　東京における鉄道には１日およそ 3,000 万人もの人が乗車しており、通勤・通学や地域の人々の重要な移動手段となっている。

○　平成 17 年(2005 年) ４月に発生した JR 西日本の福知山線脱線事故では、死者 107 名、負傷者 563 名という大きな被害が出ているように、これらの過密な鉄道で一度事故が起これば大惨事になる可能性がある。

○　都内における主な鉄道の機関別乗車人員等は、次のとおりである。

（平成 30 年度）

機関名		路線数	軌道延長(km)	１日平均乗車人員(万人)	備考
都交通局	都電	1	12.2	4.8	
	地下鉄	4	109.0	316.6	
	新交通	1	9.7	8.9	
ＪＲ東日本		18	419.8	961.6	
東武鉄道		4	32.8	91.7	
東急電鉄		7	67.6	201.1	世田谷線を含む。
京成電鉄		3	24.6	41.6	
京王電鉄		6	88.3	176.7	
京急電鉄		2	19.5	51.1	
西武鉄道		10	99.3	152.1	
小田急電鉄		2	29.8	96.2	
北総鉄道		1	3.2	3.5	
東京地下鉄		9	187.1	716.7	
東京モノレール		1	17.8	14.0	
ゆりかもめ		1	14.7	11.5	
東京臨海高速鉄道		1	12.2	26.3	
多摩都市モノレール		1	16.0	14.4	
首都圏新都市鉄道		1	15.6	17.7	

（注）　他県に入る路線は、都県境を超えた最初の一駅までを区間とする。

第４節　道路等

○　都には人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、全国的に見て運輸業が集中している。

○　都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,712km(うち都道は約2,373km)で、総面積は約189.59㎢(千代田区約16個分)となっている。　(資料第11　公道現況表　P269)

○　また、都内の交通量は、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によれば、1日平均23,216台/24h(区部34,190台/24h、市郡部13,442台/24h)となっている。全国平均交通量は7,786台/24hであり、都の交通量は全国平均の約３倍となっている。

○　このように、道路は、都民の生活並びに国内交通・輸送を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な位置を占めている。

(資料第12　都内幹線有料道路現況　P270)

(資料第13　首都高速道路現況　P271)

○　橋りょう、トンネル等についても膨大な交通需要に対応するため、安全で円滑な交通機能を確保し、事故の予防に努める必要がある。

○　令和２年４月１日現在、都が管理している一般橋りょうは1,237橋である。

(資料第14　橋りょう現況表　P273)

○　都建設局が管理しているトンネルは126か所となっている。

第５章　都・区市町村及び防災機関の役割

第１節　東京都

1　東京都防災会議に関すること。
2　防災に係る組織及び施設に関すること。
3　災害情報の収集及び伝達に関すること。
4　自衛隊等に対する災害派遣の要請に関すること。
5　政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
6　警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
7　緊急輸送の確保に関すること。
8　被災者の救出及び避難誘導に関すること。
9　人命の救助及び救急に関すること。
10　消防及び水防に関すること。
11　医療、防疫及び保健衛生に関すること。
12　外出者の支援に関すること。
13　応急給水に関すること。
14　救助物資の備蓄及び調達に関すること。
15　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
16　区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
17　公共施設の応急復旧に関すること。
18　災害復興に関すること。
19　区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
20　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
21　事業所防災に関すること。
22　防災教育及び防災訓練に関すること。
23　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第２節　区市町村

1　区市町村防災会議に関すること。
2　防災に係る組織及び施設に関すること。
3　災害情報の収集及び伝達に関すること。
4　緊急輸送の確保に関すること。

5　避難の指示等及び誘導に関すること。
6　消防(特別区を除く。)及び水防に関すること。
7　医療、防疫及び保健衛生に関すること。
8　外出者の支援に関すること。
9　応急給水に関すること。
10　救助物資の備蓄及び調達に関すること。
11　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
12　ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
13　公共施設の応急復旧に関すること。
14　災害復興に関すること。
15　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
16　防災市民組織の育成に関すること。
17　事業所防災に関すること。
18　防災教育及び防災訓練に関すること。
19　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第３節　指定地方行政機関

名　　称	内　　容
関東財務局	1　地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること。 2　国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	1　被害情報の収集及び伝達に関すること。 2　関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	1　産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 2　雇用対策に関すること。
関東農政局	1　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2　応急用食料・物資の支援に関すること。 3　食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5　飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。 7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること。

名　　称	内　　容
	8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10　被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2　鉱山における保安に関すること。
関東地方整備局	1　防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2　通信施設等の整備に関すること。 3　公共施設等の整備に関すること。 4　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　油保管管理施設の調査及び指導に関すること。 7　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に係る情報提供・支援に関すること。 9　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10　緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11　災害時における復旧資材の確保に関すること。 12　災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関東運輸局	1　船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2　災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3　鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4　災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。

名　　称	内　　容
東京航空局 （東京空港事務所） （大島空港出張所）	1　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
第三管区海上保安本部	1　津波情報等の伝達に関すること。 2　大規模事故に関する情報の収集に関すること。 3　海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4　排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること。 5　海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関すること。 6　海上における治安の維持に関すること。 7　緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。 8　その他、大規模事故応急対策に必要な事項
関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。
東京管区気象台	1　気象、地象、水象等に関する観測通報、予報、警報等を行い、災害の予防及び軽減、交通の安全確保等に寄与すること。
関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2　災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)の派遣に関すること。 3　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

名　　称	内　　容
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4　放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第４節　自衛隊

名　　称	内　　容
陸上自衛隊 第１師団	1　災害派遣の計画及び準備に関すること。 （1）　防災関係資料の基礎調査 （2）　災害派遣計画の作成 （3）　東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施に関すること。 （1）　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

第５節　指定公共機関

名　　称	内　　容
日　本　郵　便	1　郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2　郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
N　T　T　東　日　本	1　電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3　気象予警報の伝達に関すること。
NTT コミュニケーションズ	1　国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
N　T　T　ド　コ　モ	1　携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2　災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日　本　銀　行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5　各種措置に係る広報に関すること。 6　海外中央銀行等との連絡・調整に関すること。
日　赤　東　京　都　支　部	1　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3　赤十字ボランティアの活動に関すること。 4　輸血用血液の確保、供給に関すること。

名　　称	内　　容
	5　義援金の受付及び配分に関すること(原則として義援品については受け付けない。)。 6　災害救援品の支給に関すること。 7　日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 8　外国人安否調査に関すること。 9　遺体の検案協力に関すること。 10　東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	1　報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 2　広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 3　放送施設の保全に関すること。
東日本高速道路 中日本高速道路	1　道路、施設の建設及び維持管理に関すること。 2　災害時の緊急交通路の確保に関すること。 3　道路、施設の災害復旧工事に関すること。
首都高速道路	1　首都高速道路等の建設及び保全に関すること。 2　首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3　災害時における緊急交通路の確保に関すること。
水資源機構	1　水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)又は改築の実施に関すること。 2　水資源開発施設の保全(施設管理)に関すること。
国立病院機構	1　国立病院機構の医療の提供に関すること。 2　災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
KDDI	1　災害時における重要通信の確保と優先的取扱い 2　固定電話、携帯電話、IP 通信などの疎通の確保と被災通信設備の復旧に関すること。
ソフトバンク	1　災害時における重要通信の確保と優先的取扱い 2　固定電話、携帯電話、IP 通信などの疎通の確保と被災通信設備の復旧に関すること。
JR東日本 JR東海	1　鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
JR貨物	1　災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。

名　　称	内　　容
東京ガス	1　ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。 2　ガスの供給に関すること。
日本通運	1　災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送に関すること。
福山通運	
佐川急便	
ヤマト運輸	
西濃運輸	
東京電力グループ	1　電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2　電力需給に関すること。

第６節　指定地方公共機関

名　　称	内　　容
東武鉄道	1　鉄道施設等の安全保安に関すること。 2　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
東急電鉄	
京成電鉄	
京王電鉄	
京急電鉄	
西武鉄道	
小田急電鉄	
東京地下鉄	
東京モノレール	
ゆりかもめ	
北総鉄道	
多摩都市モノレール	
東京臨海高速鉄道	
首都圏新都市鉄道	
東海汽船	1　船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2　災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都トラック協会	1　災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関すること。
都庁輸送組合	

名　称	内　容
都医師会	1　医療に関すること。 2　防疫の協力に関すること。 3　遺体の検案に関すること。
都歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること。
都薬剤師会	1　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	1　血液製剤の供給に関すること。
都獣医師会	1　動物の医療保護活動に関すること。
ＴＢＳテレビ	1　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2　放送施設の保全に関すること。
文化放送	
ニッポン放送	
ラジオ日本	
エフエム東京	
Ｊ－ＷＡＶＥ	
ラジオＮＩＫＫＥＩ	
ＩｎｔｅｒＦＭ８９７	
ＴＢＳラジオ	
日本テレビ	
テレビ東京	
フジテレビジョン	
テレビ朝日	
ＴＯＫＹＯ　ＭＸ	
東京バス協会	1　バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・タクシー協会	1　タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2　発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
都個人タクシー協会	1　タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター協会	1　エレベーターの応急復旧に関すること。

第２部
災害予防計画

第１章　火災予防対策

○　東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。

　また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。

○　このため、都は、火災から都民の生命、身体及び財産を保護するため、消防機関等の整備を進めるだけでなく、都民、事業者も巻き込んだ初期消火体制の整備や建築物等の不燃化を推進している。

第１節　火災の予防

１　防火思想の普及徹底

（１）　都民に対する防災指導

ア　パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

イ　出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

ウ　都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

（２）　事業所の防火管理及び防災管理指導

ア　防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。

イ　統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

２　火災予防査察

○　消防法第４条又は第 16 条の５の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

３　市街地等の不燃化

○　市街地の不燃化対策は、次のとおりである。

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>都都市整備局</td><td>○　市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施、不燃化特区制度の活用や、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定及び東京都建築安全条例第７条の３の規定に基づく新たな防火規制（以下「新防火区域」という。）の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。
○　都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、12 区 42 地区において事業を実施している（令和２年 10 月１日現在）。
○　今後も市街地大火の防止・避難時の安全性確保のため、道路・鉄道・河川・公園等の都市施設整備にあわせ事業等を実施するなど、地域特性に応じた適切な施策の組み合わせにより市街地の不燃化を進めていく。

防火地域等の内訳
<table>
<tr><th>区　分</th><th>市街化区域</th><th>防火地域</th><th>準防火地域</th><th>新防火区域</th></tr>
<tr><td>区　部</td><td>58,214 ha</td><td>13,410.5 ha</td><td>44,136.1 ha</td><td>6,770 ha</td></tr>
<tr><td>多　摩</td><td>49,873 ha</td><td>1,242.9 ha</td><td>25,786.9 ha</td><td>5 ha</td></tr>
<tr><td>島しょ</td><td>―</td><td>3.8 ha</td><td>98.9 ha</td><td>―</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>東京消防庁</td><td>○　建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。</td></tr>
</table>

第２節　建築物等の防火対策

○　火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。

○　本節では、一般建築物、地下街、超高層ビル及び文化財の保護対策について定める。

１　一般建築物等の防火対策

機関名	内　　容
都都市整備局	○　建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。 ○　建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、防災上の見地から必要な指導を行う。
東京消防庁	○　建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、令和元年(2019 年)12 月 31 日現在 423,209 棟である。 (資料第 15　防火対象施設現況　P274) ○　指導方針 １　建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 ２　建築物に対し、前記第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による火災予防査察を実施する。 ３　火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

２　地下街・超高層ビルの防火対策

機関名	内　　容
都都市整備局	○　地下街 地下街については、その特性に配慮し、消防法、建築基準法、道路法及び建築安全条例などの関係法令に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防災上の観点から必要な指導を行う。 ○　超高層ビル 超高層ビルを新築する場合は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき指導を行う。 また、防災上の観点から総合的に建築主や設計者等に対し、指導を行う。
東京消防庁	○　指導方針 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。

機関名	内　　容
	また、超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。 さらに、この種の対象物の立入検査にあたっては、前記第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。 ○　防火管理及び防災管理の充実強化 地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 また、災害の発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による災害を防止するため、関係施設・設備の点検・整備及び初動措置について必要な指導を行う。

３　文化財の防火対策

機関名	内　　容
都教育庁	○　文化財施設の現況 文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が２施設、重要文化財が 83 施設あり、また、都指定文化財としては、63 施設ある(令和２年(2020 年)10 月 1 日現在)。 ○　事業計画 １　全般計画 （１）　文化財が貴重な国民的遺産であることを周知徹底させるための措置を講じる。 （２）　常に自衛消防組織の維持に努めるため、防災訓練等を実施するほか、災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。 ２　実施計画 毎年１月 26 日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。
東京消防庁	○　消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。

機関名	内　　容
	○　毎年、１月 26 日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第３節　森林火災の予防

○　都における森林は、多摩地区及び島しょに約 79,000ha 存在している。
○　森林は、水資源の確保、土砂の流出防備及び風害、水害、雪害等からの防備などの役割を果たし、都民に憩いの場所を提供するなど、都民の生活に大きな恩恵をもたらしている。
○　本節においては、森林火災の防止に関し必要な事項について定める。

１　森林火災予防施設の現況

（１）　防火線の現況　　（令和２年４月現在）

機関名	地区別	延　長	面　積	幅　員
		(m)	(ha)	(m)
都　水　道　局	西多摩 (奥多摩町)	26,129	30.66	10～19
	山梨県	20,305	37.66	5～38
	計	46,434	68.32	
関東森林管理局	八王子市	20,150	14.28	6～8

（２）　標識等の現況　　（令和２年４月現在）

機関名	地区別	市町村別	標板	警報旗	看板
都　環　境　局	西多摩	奥多摩町	300	0	6
		青梅市	80		6
		檜原村	110		7
		あきる野市	70		3
		日の出町	40		3
	南多摩	八王子市	145	0	20
	島しょ	大島町	60	0	2
		三宅村	11		0
		八丈町	50		0
	小計		866	0	47

機関名	地区別	市町村別	標板	警報旗	看板
関東森林管理局	南多摩	八王子市	5	5	3
	島しょ	神津島村 三宅村	0	0	0
	小計		5	5	3
合計			871	5	50

２　予防活動

機関名	内容
市町村	○　市町村長が森林法に基づき火入れを許可するとき、又は国若しくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を管轄警察署長に通報する。
都環境局	○　森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 １　森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視を行い、たき火・喫煙等を発見した場合は、山火事予防のため、指導する。 ２　東京都自然保護員（都レンジャー）による自然公園等の利用マナーの普及啓発・指導及び標識等の点検・応急補修等を行い、安全を確保する。森林保全巡視員による保安林及び入込者の多い森林に対する巡視、指導の励行を図る。
都産業労働局	○　都産業労働局の所管する都有林等について、森林の巡視、歩道の整備を行い、森林防火に平素から努める。
都水道局	○　都水道局の管理する水源林は、24,294ha（令和２年（2020年）３月31日現在）であり、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置並びに通信機器の整備、歩道や防火線の整備を行い、森林防火に平素から努める。
東京消防庁	○　広報活動 第八消防方面本部、第九消防方面本部及び両方面内関係消防署は、林野庁、都産業労働局、関係市町村等関係機関と協力して、火災予防運動期間又は行楽シーズンを中心に行楽客、住民、関係事業所等を対象として、林野火災の予防広報を実施する。 ○　予防活動 火災予防運動期間を中心に、関係消防署、消防団等は、林野の防火パトロールや林野に近接した民家の防火診断を実施する。 ○　消防活動訓練 森林火災が発生しやすい時期に、関係消防署は各市町村及び

機関名	内　　容
	消防団の協力を得て、第八及び第九消防方面本部の所轄のもとに消防活動訓練を実施する。 ○　指導方針 １　林野等の火入れに際しては、所轄消防署に届け出るよう指導する（火災予防条例）。 ２　森林法に基づき市町村が火入れの許可をするとき又は国若しくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署長と協議するよう指導する。 ３　林野に防火線を設定するときは、設定者からあらかじめ所轄消防署長が協議を受ける。
関東森林管理局	○　森林火災予防のため、次のとおり実施する。 １　災害時における非常参集体制の整備を図る。 ２　林野火災予防施設等の管理（施設の点検整備、防火、初動対応等のマニュアルの整備）の徹底 ３　全国山火事予防運動による啓発活動の実施 ４　林野火災予防対策の実施 （１）　森林保全巡視は林野火災の予防にも配慮し、特に乾燥、強風等の気象条件、入林者の多い時期、箇所等を考慮して効率的に実施する。 （２）　火入れ許可の徹底 （３）　防火線、防火樹林帯、防火林道等の整備に努める。

第２章　危険物事故対策

○　都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻繁に輸送されている。これらの様々な施設や輸送を行う車両を保有する関係者等に対して、継続した指導による安全対策が必要となっている。
○　このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵及び輸送に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。

第１節　貯蔵施設の安全化

○　都内には、石油、火薬類、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所が存在しており、これらの施設で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶ。
○　したがって、危険物施設については、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。
○　本節においては、石油類、高圧ガス、火薬、毒物・劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

１　石油類施設

（１）　保安計画

機関名	内　　容
東京消防庁	○　通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○　他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○　次の事項について積極的に指導する。 １　危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 ２　危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること。 ○　大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会

機関名	内　　容
	が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。
都下水道局	○　消防法等の法令に基づき、技術上の基準に適合した施設の構築を図るとともに、危険物保安監督者、危険物取扱者等による日常点検及び保安体制を確立し、安全化を図る。
関東東北産業保安監督部	○　自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。
第三管区海上保安本部	○　大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合には、排出油等の防除について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進するため各海域毎に「排出油等防除協議会」を組織し、活動マニュアルの作成、教育・共同訓練の実施等を行い、排出油等事故防災対策の充実化を図る。 ○　大量の油を保管する施設等に対し、法律に基づいた資機材の備え付けについて指導を行う。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
東京消防庁	○　規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 ○　立入検査 第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○　鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

２　高圧ガス施設

（１）　保安計画

機関名	内　　容
都環境局	○　関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。

機関名	内　　容
	また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 ○　災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。
警　視　庁	○　都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。
関東東北産業保安監督部	○　関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握し万全を期す。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
都　環　境　局	○　災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
東京消防庁	○　第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○　当部管内の高圧ガス製造事業所等に対し、必要に応じ立入検査等を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導等必要な措置を行うことにより、災害の予防を図る。

３　火薬類施設

（１）　保安計画

機関名	内　　容
都　環　境　局	○　関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。 ○　全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料とする。
警　視　庁	○　施設周辺における住民の避難誘導態勢を確立する。
関東東北産業保安監督部	○　関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。 ○　鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
都環境局	○　対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又はその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。
警視庁	○　立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。
東京消防庁	○　第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○　当部所管の火薬類製造事業所等に対し、定期的又は必要に応じ随時に立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。 ○　鉱山における火薬類の管理、受渡、運搬、携帯及び発破作業を含めた所管施設について、立入検査により、鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

４　毒物・劇物、化学薬品等施設

（１）　保安計画

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ○　毒物・劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。 （資料第６　毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表　P259）
都下水道局	○　水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。 ○　水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。
都教育庁	○　毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 １　保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。

機関名	内　　容
	２　毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。 ３　毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること。 ４　毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること。 　また、戸棚は床又は壁体等に固定すること。 ５　毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配意するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。 　また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。 　特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。 ６　振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。 ７　使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。 ８　児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。
警　視　庁	○　職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
東京消防庁	○　第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。

５　放射線等使用施設

○　現在、国においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し、安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

○　都の各機関における対応措置は次のとおりである。

（１）　保安計画

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき、病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 ○　病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ○　都内の放射性同位元素（RI)使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限に止めるため、４人を１班とするRI管理測定班を 13 班編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去等に努める。 （資料第 16　放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表　P275）
都産業労働局	○　地方独立行政法人東京都立産業技術センターに対し無償貸付している放射線利用施設は、一般建造物の２倍以上の耐震性を有しており、RI は、耐火・耐震構造の貯蔵庫に保管し、安全性の確保に万全を期している。 ○　敷地内建物間、境界線とのスペースも考慮し、隣接地との安全性に留意している。
警　視　庁	○　保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 ○　施設周辺における避難誘導態勢を確立する。
都関係部局	○　都は、RI による環境汚染を伴う被曝及び医療・職業上の放射線障害に関する対策を検討するため、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行い、必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進することとしている。
日　赤 東京都支部	○　支部所管施設の放射線取扱主任者が中心となり、平素から関係法令による管理を徹底するほか、災害時には各施設の主任者が責任をもって適切な措置を講じる。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　医療法に基づき立入検査を年１回実施し、RI の取扱いについて指導を行う。
東京消防庁	○　第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。

６　都市ガス施設

（１）　保安計画

機関名	内　　容
東京ガス	○　ガスホルダー １　施設は、ガス事業法等に基づき設計施工している。 ２　付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 ３　施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。 ○　ガス導管 １　ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。 ２　ガス導管は、緊急遮断のため又は供給上の必要により、遮断弁を設置している。 ３　ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防、警察、関係機関への連絡体制を整えている。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
東京消防庁	○　第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。
関東東北産業保安監督部	○　当部所管の事業所等に対し、必要に応じ調査、立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導を行うことにより、災害の予防を図る。

７　温泉における可燃性天然ガス安全対策

（１）　保安計画

機関名	内　　容
都　環　境　局	○　東京消防庁等関係機関との連絡体制の確立を図り、温泉の掘削時、採取時及び廃止時における可燃性天然ガスによる災害の防止を指導する。 ○　温泉法に基づき掘削時及び採取時の災害防止規程を作成させ、日常点検及び自主保安体制を確立させる。

（２）　規制及び立入検査

機関名	内　　容
都　環　境　局	○　災害を未然に防止するため、温泉掘削許可及び温泉採取許可申請時の事前指導並びに温泉掘削工事現場及び温泉施設の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合させるよう指導する。 ○　事業者の自主管理を推進するために、温泉採取施設の温泉安全管理担当者を対象に、講習会を開催する。

第２節　危険物等の輸送の安全化

○　石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。

○　石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関東東北産業保安監督部、東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

○　輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

○　関係機関の安全化対策は次のとおりである。

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 ○　要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。 (毒物及び劇物取締法) ○　関係機関との連絡通報体制を確立する。

機関名	内　　容
警　視　庁	○　危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 ○　関係機関との連絡通報体制を確立する。
東京消防庁	○　立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、第２部第１章第１節第２項「火災予防査察」(P31)による立入検査を行う。 ○　指導方針 石油元売各社に対し、下記事項について指導する。 １　危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 ２　種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 ３　安全度の高い輸送手段への移行
関東東北産業保安監督部	○　高圧ガス運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図り自主的な災害予防対策を確立するとともに、災害時の連絡通報、応急措置等の訓練を推進する。
第三管区海上保安本部	○　東京港内には、危険物の専用岸壁が３社４バースあり、危険物積載船舶に対し、危険物の積込み、積替え又は荷卸しを行う時は、港長（京浜港東京区においては東京海上保安部長）の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 ○　専用岸壁及び危険物積載船において定期的に消火訓練を実施するほか、危険物積載船に随時立入検査を行い、安全管理指導の徹底を図る。 ○　油又は有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付け、機械器具の配備などについて指導を行う。
関東運輸局	○　危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 １　災害発生時の緊急連絡設備の整備 ２　災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ３　輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
ＪＲ　貨　物	○　石油類等の危険物輸送に関し、次により災害防止を行う。 （資料第 17　貨物駅の危険物取扱量　P276） １　鉄道タンク車(私有車含む)については、タンク車設計基準により安全性に万全を期すとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に対し安全性に関する指導を行う。

機関名	内　　容
	２　石油等の危険物の取扱い、輸送については、JR 貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制によるほか、消防法の趣旨に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。 ３　火薬類、高圧ガス、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続(規程)等により、安全輸送や取扱い等にあたり、災害防止にあたる。 ４　部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。 ５　災害時の万全を期するため、社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法、消火方法、部内外に対する連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあたるとともに、年１～２回以上次により訓練を実施する。 （１）　火災予防月間における火災訓練、避難誘導訓練 （２）　危険物積載タンク車等の事故時の連絡及び脱線事故復旧訓練 （３）　防災関係機関主催の防災訓練への参加

第３節　応急用資器材の整備

○　危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資器(機)材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

○　関係機関の状況は次のとおりである。

機関名	内　　容
都教育庁	○　学校に対し、危険物等を使用・保管する教室には、水バケツ、化学消火器、砂などを常備し、緊急の際に使用するよう指導する。
東京ガス	○　工場設備、導管等の復旧用資機材は、常時、備蓄(メーカー在庫含む)しており、災害時に当面必要な資器材は配備している。
警視庁	○　毒物・劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。 ○　放射線対策として、保護服、防護マスク、サーベイメーター、線量計等を整備している。

機関名	内　　容
東京消防庁	○　毒物・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。
第三管区海上保安本部	○　東京湾内に消火能力を強化した巡視船を配備するほか、各海上保安部署に消防用資機材（ガソリンポンプ、化学消火剤等）、排出油等防除資機材（オイルフェンス、油回収装置等）等を配備している。 ○　原子力防災用資機材（防護服、放射線測定器等）等を配備している。

第３章　大規模事故対策

○　東京は、政治・経済の中枢機能が高度に集中しているため、道路、鉄道を始めとした様々な交通網が発達しており、現在もその整備が、地上だけでなく地下においても進められている。

○　高度に集積した交通機関においては、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。

　また、地下工事における事故災害もその対策が必要である。

○　都はこうした大規模な事故災害を予防するため、関係機関による交通機関の制御系を始めとした設備の安全化や、地下工事における予防査察の実施など、対策を推進している。

第１節　船舶事故予防対策

○　船舶の衝突、沈没、座礁、火災等の事故を未然に防止し、人命、身体、財産の安全を確保するため、関係機関は、次の予防対策を講ずる。

機関名	内　　容
都港湾局	○　監視艇により港内の港湾施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確保及び海洋汚染防止等の監視を実施している。 　また、東京港における流出油事故に対応するために、船舶に搭載できる油回収装置を保有している。 ○　島しょにおいては、港内の安全航行を確保するため、水底の維持浚渫を行うとともに、燈台等の航路標識の設置について協力する。
第三管区海上保安本部	○　東京港においては、東京(東・西)航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と、円滑な航行を図るため、東京湾海上交通センターは、出入港船舶の航行管制並びに無線放送(H3E 1665 kHz 一般 AM ラジオにより受信可)による海上交通情報の提供を行う。 ○　船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて海難防止を行う。
東海汽船	○　次の諸事項を遵守し航海の安全を確保する。 １　船舶の運航管理体制の確立 ２　船舶運航基準の励行 ３　海事関係法令の遵守

第２節　航空機事故予防対策

○　航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

機関名	内　　容
都　港　湾　局	○　東京都営空港における航空機の安全な運航を確保するため、空港施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。 ○　各都営空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。
東京空港事務所	○　空港における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。 ○　空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。

第３節　鉄道事故予防対策

○　列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う

機関名	内　　容
都　交　通　局	○　鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 １　保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全を期する。 ２　設備及び規程等の整備 保安設備その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保を図る。
ＪＲ　東日本 ＪＲ　東　海 ＪＲ　貨　物	○　事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。

機関名	内　　容
	１　車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 ２　橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。 ３　信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。
東　武　鉄　道	○　構造物(橋りょう、線路等)、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等についてはそれぞれの検査心得、検査基準及び関係法令等に基づき、定期的又は随時に保守点検を実施している。 　なお、保守点検の結果、補修を要する場合は、その都度、補修を行う。 ○　信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、列車無線装置、放送装置、消火設備等の保安設備を整備して、列車運転の安全を期する。 ○　通信設備については、マイクロ無線及び光搬送による中継回路網を整備し、有事の際の、列車無線、指令電話等による連絡・情報の円滑化を図っている。
東　急　電　鉄	○　建造物の点検については土木実施基準等関係法令に基づき、２年に１回定期検査を行い、必要に応じ補修、改良等を実施する。 ○　田園都市線、大井町線、こどもの国線、東横線、目黒線には自動列車制御装置(ATC)を、池上線、東急多摩川線には自動列車停止装置(ATS)を装備し、列車の安全確保を図っている。 ○　ATC、ATS の地上装置の点検、装備はそれぞれ１ヶ月、２ヶ月、12 ヶ月、24 ヶ月に１回、車上装置については、日常点検のほか３ヶ月に一度の点検と４年に１回整備している。 　また、列車無線の点検整備については、24 ヶ月ないし 48 ヶ月に１回定期検査整備を実施している。
京　成　電　鉄	○　鉄道事業設備投資計画に基づき、踏切道の立体化工事、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。 １　列車運行管理システム(TTC) 　運輸指令室に運行表示盤を設け、列車又は車両の運行を把握すると共に、連動装置を設備した駅の列車又は車両の進路をあらかじめ入力した計画ダイヤにより制御する。 ２　列車無線装置 　運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うとき、又は非常発報を行う時に使用する。 （１）　全列車への一斉通報・・運輸指令室から列車乗務員へ

機関名	内　　容
	（２）　特定列車との通話・・・運輸指令室と列車乗務員間 （３）　発報信号 乗務員が、事故その他の事由により列車が隣接路線を支障したとき、また事故発生のとき直ちに非常発報ボタンを押し、前後１㎞範囲を走行中の他の列車に緊急停止を通報する。 ３　自動列車停止装置(ATS) 列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速又は停止させ安全確保を図る。 ４　踏切保安装置 踏切道に踏切警報機・自動遮断機を設置すると共に、支障報知装置、自動障害物検知装置を設置し、踏切内の異常を乗務員に知らせ踏切事故防止を図る。 ５　建造物及び工作物 検査については検査心得に基づき、項目別に年１回実施し、その結果をもとに必要な補修、改良等を実施する。
京　王　電　鉄	○　列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。 １　列車運行管理システム ２　列車無線装置 ３　自動列車停止装置 ４　踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置
京　急　電　鉄	○　構造物(橋りょう、線路等)、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等についてはそれぞれの検査心得、検査基準及び関係法令等に基づき、定期的又は随時に保守点検を実施している。 なお、保守点検の結果、補修を要する場合は、その都度、補修を行う。 ○　踏切道の連続立体化工事を進めているほか、次の保安装置を装備し事故の未然防止に努めている。 １　自動列車停止装置(C-ATS) ２　列車無線装置（デジタル無線化） ３　踏切保安設備（一部 3D センサー化） ４　踏切防護システム ５　ガードアングル(脱線防止ガード) 半径 300 メートル以下の曲線及び、自動車が通行する全踏切道の列車が進出する方向に設置している。 ６　落石検知装置 ７　緊急地震速報システム

機関名	内　　容
西武鉄道	○　輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 １　踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 ２　運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 ３　列車無線装置
小田急電鉄	○　橋りょう、ずい道等建造物の改良整備を推進するほか、次の保安対策を講じて事故防止を図る。 １　踏切保安対策 踏切の立体化・整理統合による踏切の削減及び全踏切に踏切支障報知装置、障害物検知装置を設置し踏切事故防止を図る。 ２　列車無線設備 列車と運輸司令所間で運行に必要な情報を相互に連絡できる。 また、列車には防護無線を設備し、これを操作することにより当該列車の付近を走行中の列車に対し、「停止」を指示する緊急信号が発報される。さらに、大規模地震発生時に早期に列車を停止させるため、「早期地震警報システム」を導入している。 ３　自動列車停止装置の設置 列車が制限速度を超えて信号機や急曲線、分岐などを通過しようとした際に自動的にブレーキを作動させて減速又は停止させ安全確保を図る。
北総鉄道	○　鉄道輸送における安全の確保を図るため、下記の運転保安設備等により、事故の未然防止に努めている。 １　運行管理システム(HTC) ２　列車無線装置 ３　列車自動停止装置(ATS)
東京地下鉄	○　列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、次の対策を実施する。 １　保安対策 運行管理システム、電力管理システム、車両情報管理システム、施設管理情報システム、自動列車制御装置、自動列車運転装置、信号装置、連動装置、転てつ装置、列車無線装置、列車防護装置、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全・安定輸送を図る。 ２　設備及び規程等の整備 保安設備及びその他の設備に対し検査及び整備等を行い、機能の保持に努めるとともに、省令の改正に併せ、運転取扱いに

機関名	内　　容
	関する規程、整備実施基準等の整備を行い、定期的な教育を実施し安全の確保を図る。
東京モノレール	○　列車衝突、脱線等の防止を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 １　道路との立体交差部においては、線路に対する自動車の衝突を防止するため、防護門柱を設置 ２　長期計画により構造物の調査、補修 ３　自動列車制御装置の点検、整備 ４　通信回線、列車無線電話装置の点検、整備 ５　運輸省通達に基づき、車両はA-4基準の不燃化構造
ゆりかもめ	○　無人、自動運転の鉄道輸送の安全を図るため、人的、物的及び取扱い面について、次のような保安対策を講じている。 １　信号保安装置、連動装置、転てつ装置、ATO装置、ATC装置、列車集中管理装置、列車無線装置、駅務管理装置、映像装置(インターホン機能含む)、防災装置等を整備して列車運転の安全を期する。 ２　道路と平行するレインボーブリッジ区間にあっては、フェンス設置、侵入検知装置の設置、カメラの設置をしている。
東京臨海高速鉄道	○　輸送の安全確保を図るため、次の運転保安設備等により事故の未然防止に努めている。 １　運行管理システム(PTC) ２　列車無線装置 ３　自動列車停止装置(ATS-P)
多摩都市モノレール	○　輸送の安全確保を図るため、次の保安装置を備え事故の未然防止に努めている。 １　運行管理システム 総合指令室において列車運行表示、運行異常監視、手動進路設定、ダイヤ管理、運行支援、CCTV制御(映像監視装置)、各種記録作成を行っている。 ２　電力管理システム 各変電所の変電所インターフェイス装置及び各駅の駅制御装置により、変電所及び電気室の機器状態・故障情報、計測地を取り込んで指令所に伝送している。 ３　無線通信設備 (1)　列車無線装置　(2)　保守無線装置 (3)　非常発報　(4)　防護発報 ４　CCTV監視装置

機関名	内　　容
	総合指令室でプラットホーム及び各駅の駅務室において、プラットホーム並びにコンコースの監視が行えるよう CCTV 監視装置を設備している。
首都圏新都市鉄道	○　旅客の安全及び輸送の確保を図るため、以下の安全対策を施している。 １　踏切のない完全立体交差化 ２　可動式ホーム柵の全駅設置 ３　自動列車制御装置(ATC)の採用 ４　自動列車運転装置(ATO)の採用 ５　早期地震警報システムの採用

第４節　道路・橋りょう・トンネル災害対策

○　人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。
また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機関名	内　　容
関東地方整備局	○　関東地方整備局が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 １　定期的な安全点検の実施 ２　応急・復旧措置訓練 ３　関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 ４　事故多発箇所の施設改善
東日本高速道路	○　中／東日本高速道路防災業務計画に定める災害予防に基づき、未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路等の計画的に点検を実施するなど保全管理に努める。 また、事故が多発する箇所の安全対策を検討し、実施に努める。
中日本高速道路	
首都高速道路	○　防災業務計画に基づき未然に災害を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、平常時から路面状況や道路施設等のきめ細かな点検と補修を行う。 また、事故多発地点を中心に大型注意喚起板、渋滞末尾情報板の設置等の交通安全対策を行う。さらに関係機関と協力して取締り・啓発活動を行う。
都建設局	○　都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。

機関名	内　　容
	１　定期的な安全点検の実施及び適切な措置 ２　事故多発箇所の施設改善 ○　万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
警　視　庁	○　事故多発箇所における表示板等の設置 ○　交通安全指導の徹底
区　市　町　村	○　所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

○　トンネル内の事故を防止するため、関係各機関は次の安全対策を行う。

機関名	内　　容
東日本高速道路	○　トンネル内に火災検知器等の通報・警報設備や消火設備を設置している。 　また、トンネル延長及び交通量に応じて、トンネル内の遠方監視設備を設置し、道路管制センターにおいて監視を実施している。 ○　トンネル内で異常が発生した場合に、トンネルに進入しようとする車両に対する情報提供のためトンネル入口情報板を運用している。 ○　停電時に非常用設備の機能を維持するため、自家発電設備等を設置している。
中日本高速道路	○　「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
首都高速道路	○　トンネル内には、通報・警報設備や消火設備、災害を監視する監視用テレビ装置等の各設備を設置している。 　また、万一、災害が発生した場合には、管制室で各設備を制御し、被害を最小限に抑えるとともに、利用者へ警報を発令し、避難設備によって安全を確保する。
都　建　設　局	○　「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき、延長及び交通量によって区分されるトンネル等級に応じ、通報・警報設備、消火設備等の非常用施設を設置している。
都　港　湾　局	○　トンネル内には、消火設備、通報・警報設備等の防災設備を設置している。 ○　停電に備え自家発電設備を設けている。

第５節　地下街、地下工事事故予防対策

○　地下街、地下工事現場等におけるガス爆発等の事故を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

１　地下街

機関名	内　　容
東京消防庁	○　第２部第１章第２節第２項「地下街・超高層ビルの防火対策」(P33)の定めるところによる。
東京ガス	○　緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○　ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、ガスメーターコック、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。

２　地下工事

（１）　ライフライン施設工事

機関名	内　　容
都水道局	○　安全管理体制 １　工事担当課長は、所管工事の安全管理に関し、総括してその任に当たる。 ２　工事担当課長は、工事現場について直接又は現場ごとに指定した職員を通じて現場の保安対策を掌握し、必要に応じて上司に報告しその指示を受ける。 ３　責任者は所管事業所の工事担当課長とし、監督員は工事担当課長の指揮を受けて安全対策等の業務を担当する。 ４　各事業所の夜間における職員の参集については、別に定める「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。 ５　毎月１回、工事を所管する事業所において工事安全連絡会を開催し、安全意識の高揚を図る。 ○　安全対策(事故防止対策) １　大規模工事現場の掘削構内には非常警報装置を設けるとともに、工事現場、詰所等相互間の通報設備を設置する。 ２　大規模工事現場、詰所等には消火器を配置するとともに、地下埋設物の表示及び通路、非常口等の標識類は常時点検整備しておく。

機関名	内　　容
	３　工事現場は、監督員又は請負業者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。 ４　工事現場には、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資器材を常備する。 ５　請負工事の関係者に対し、自主的に安全管理の徹底を図るよう指導する。
都下水道局	○　安全管理体制 １　事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、局発注工事において事故予防対策方針の策定等を行う「事故予防対策会議」及び工事を所管する事務所ごとに「下水道工事事故防止対策協議会」を設置するとともに、各事務所において、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。 ２　「事故予防対策会議」と「下水道工事事故防止対策協議会」の連絡調整を密にし、局内の事故予防対策に迅速かつ一体的に取組むため、各部(所)の事故予防担当で構成する「事故予防担当者会」を設置する。 ３　工事中は、万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資機材調達等必要な体制を請負者により整備する。 ４　工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。 ○　安全対策(事故防止対策) １　「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。 ２　発注意図の理解及び当局と請負者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。 ３　工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。 ４　工事施工箇所に地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置、深さを調査し、必要な措置を講じる。 ５　掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。

機関名	内　　容
	6　坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。
東京電力グループ	○　安全管理体制 1　安全管理組織 （1）　本社に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。 （2）　本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 （3）　大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。 2　現場責任者 （1）　担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。 （2）　協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めたときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。 3　社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。 4　万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。 （1）　グループ非常災害対策規程 （2）　地中送電線路電気工事安全仕様書 （3）　土木工事共通仕様書 （4）　地中送電設備工事監理マニュアル （5）　配電工事監理業務マニュアル （6）　配電工事仕様書　等 ○　安全対策(事故防止対策) 1　各施工工事に係る安全対策 （1）　地中線工事安全仕様書等の内容を協力会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。 （2）　設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。

機関名	内　　容
	（３）　杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。 ２　他の地下埋設物管理者との協定等 （１）　東京ガスとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。 （２）　地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。 （３）　このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。 ３　他の工事との連絡・協調 他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。 また、工事中も定期的な連絡会のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。 ４　各種標識、ガス検知器等の設置 掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。 ５　工事現場の巡回、点検 （１）　監理員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。 （２）　協力会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の監理部門による安全を主とした巡視等を実施させている。 ６　工事従事者に対する安全教育 （１）　工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。 （２）　協力会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。
東　京　ガ　ス	○　保安管理体制 １　導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。 ２　工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたらせる。 ３　非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。 また、災害の程度等に応じ、第１から第３までの特別組織を編成する。

機関名	内　　容
	○　地下工事の保安対策 1　工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスにおいても管理・監督及び検査を行う。 2　競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。 3　緊急時には、ガスライト 24 に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。 4　工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断にあたっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。 5　導管工事の安全、適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ	○　安全管理体制 1　安全管理組織 下記の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事実施上の安全指導を行う。 （1）　工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。 （2）　第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。 （3）　各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。 （4）　災害発生時の緊急連絡措置、応急復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。 （5）　工事実施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。 2　現場責任者等の指定 請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。 ○　安全対策 1　地下埋設管理者との協定等

機関名	内　　容
	地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。 ２　他の埋設管理者との連絡協調体制 災害時に備え緊急連絡系統図を作成しその中に他の埋設管理者を全て明記し、迅速な情報交換を行う。 また、その系統図には警察、道路管理者、病院、労働基準監督署等も明記し、災害発生に伴う影響を最小限に押えるための体制を作る。 ３　沿道住民等への非常警報装置の設置 （１）　大型とう道工事現場には、工事事務所に携帯用警報装置(サイレン)を常備し、緊急事態発生と同時に警報を伝達する。 （２）　この他、携帯用拡声器によっても警報を伝達する。 ４　消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置 （１）　各工事現場に次の器具類を必要に応じて設置する。 ①CO 検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具 （２）　各工事現場に次の標示・標識等を設置する。 ①作業員に周知し注意を喚起する必要のある場所(立入り禁止等)について標示・標識を設置する。 ②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置(消火器、危険物等)を明らかにするため標示･標識を設置し注意を喚起する。 ５　工事現場の巡回、点検 （１）　請負業者、監督員等の巡回、点検 請負業者が常時行う巡回、点検のほか、NTT も工事マネージャやサブマネージャが随時巡回し、特別の処置が必要と認めたときは、速やかに関係部門に手配し、措置状況を確認する。 （２）　安全衛生協議会によるパトロール 工事の安全対策、工事品質施工状況、交通対策の他、道路管理者との占用協議(許可)条件、警察の指示事項、道路調整協議会における決定事項等の励行状況を巡回、点検する。 （３）　事故防止月間の設定による点検、指導 年２回全請負業者を対象に次の総点検を指導している。

機関名	内　　容
	①災害防止に関する各社の施策の点検、②工事現場の点検、③安全講習会の実施、④専門の安全管理者による施工現場の安全指導 6　応急用資器材の確保 各現場の応急用資器材については、必要に応じてその都度確保する。 7　従業者に対する安全教育 各工事の着工前に必要な安全工法や作業について周知するほか、安全品質大会等を開催し、危険予知活動、指差し呼称の指導、過去の事故事例研究等を通して工事関係者全員の安全意識の高揚を図る。

（２）　地下鉄道工事

機関名	内　　容
都　交　通　局	○　安全管理体制 1　請負業者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 2　非常事態に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に掲示する。 ○　安全対策（事故防止対策） 1　請負業者の施工にあたっては、道路法、道路交通法、その他官公署等からの命令事項等を遵守するよう義務づけ、局においても監督を行う。 2　地下埋設物については、取扱い、防護、復旧方法等につき、各管理者と協定又は承認書を取り交わし、安全を確保する。 また、工事にあたっては試掘を行って位置を確認するとともに、各管理者の立会いを求める等の措置を講ずる。 3　競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、施工中にも連絡を密にし協調を図る。 4　現場内には、工事上必要な標識の設置はもとより、酸素及びアセチレン等の危険器具類の管理、点検励行等を請負業者に義務付けて指導する。 5　定期的な工事現場の安全点検巡回を実施する。 6　現場付近の応急措置等に必要な資材等を現場近くに確保、準備させ緊急時に備える。

機関名	内　　容
	7　緊急時は、緊急連絡網に従って、交通管理者、道路管理者及び埋設物管理者等へ緊急連絡するとともに、現場内の作業員に早急に避難を呼びかけ、付近住民まで影響が懸念される場合は、速やかに避難場所まで誘導する。
ＪＲ　東日本	○　安全管理体制 1　安全管理組織 2　現場責任者の指定 JR 側：工事区長、請負者側：現場代理人 3　非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画 4　その他 ○　安全対策（事故防止対策） 1　各施工工事に係る安全対策、防護工法は、各埋設物管理者と協定あるいは協議を行い又は施工承認を得る。 また、施工にあたっては、関係の埋設物管理者の現場立会い並びに巡回を要請し、工事の安全を図る。 2　ガス会社とは基本協定を締結し、その他の埋設物管理者とは、必要の都度、密接に協議を行う。 3　工事の内容等により、同時施工や受委託施工の協定を行うほか、区域外の工事現場とも事故防止対策等について資料交換を行い、常に連絡協調を図る。 4　現場従業員、沿線住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、警報装置（定置式拡声器、サイレン、ベル、携帯マイク等）を備える。 また、工事現場等には、緊急通報用の電話機を指定しておく。 5　消火器等の防災用具、その他各種標識類の設置を行う。 6　工事現場の巡回・点検等を行う。 7　現場付近に応急処置に必要な資材等を準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に点検確認する。 8　工事従事者に対する安全教育を行う。
東京地下鉄	○　安全管理体制 1　安全管理組織の確立 各工事事務所内に統括安全管理者、安全管理者、安全担当者を指定し、安全管理体制を確立する。 2　現場責任者の指定 東京地下鉄側は工事事務所長、工事請負者側は現場代理人とする。

機関名	内　　容
	３　請負者に対し事故未然防止、事故発生時の被害拡大防止を義務付ける。 ４　事故、災害及び不測の異常事態の体制は、事故・災害等対策規程及び改良建設部事故・災害等取扱内規による。 ○　安全対策(事故防止対策) １　防護方法等 （１）　各埋設物管理者との協定、施工承認 基本協定：東京電力及び東京ガス 交換文書：都水道局、下水道局及びNTT （２）　各埋設物管理者の現場立会い及び巡視の依頼 ２　他の工事施工との連絡協調体制 （１）　内容、規模等により同時施工、受委託施工の協定の締結 （２）　現場区域外での競合工事の十分な打合せ、連絡調整 ３　異常事態の迅速な通報 （１）　現場作業員及び沿線住民に異常事態を通報するための非常警報装置の設置 （２）　現場及び現場事務所間の緊急通報専用電話の設置 ４　防災用具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事に必要な標識類を設置 ５　現場巡回、点検 （１）　請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施 （２）　監督員及び関係社員による ６　緊急時の応急資機材の確保及び所在・数量を工事関係者に対して周知徹底 ７　東京地下鉄、請負者による安全管理研究会の随時実施、作業前の綿密な打合せ及び安全教育の実施

（３）　トンネル工事

機関名	内　　容
都　建　設　局	○　安全管理体制 １　安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。 ２　現場での安全管理組織 受注者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。また、安全管理計画も作成させる。

機関名	内　　容
	３　現場責任者 　受注者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 ４　緊急時の連絡体制 　非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。 ○　安全対策（事故防止対策） １　受注者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。 ２　保安要員による工事現場の巡回及び点検などを定期的に実施する。 ３　工事従事者に対する安全教育と異常事態訓練を定期的に実施する。 ４　関係作業員や近隣住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、サイレン又は非常ベルなどの警報装置と電話機などの通報装置を設置する（トンネル工事など工種限定）。 ５　消火器などの防災用具及び必要な避難用具と各種標識類の設置を行い、その使用方法や避難及び消火などの訓練を実施する。 ６　現場付近に応急処置用に必要な資材などを準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に確認する。 ７　異常出水、ガス爆発などによる危険防止のため、地山の形状、地質、地層の状態など適切な方法で事前に調査及び確認を実施する。 ８　工事区域が浸水のおそれがある時は、出水状況などを常に監視し、危険な状況が予想される場合には速やかに、関係作業員を避難させるとともに、緊急時の連絡体制に基づき関係機関に通報する。

（４）　地下工事（地下埋設物を含む。）の予防査察等

機関名	内　　容
関東東北産業保安監督部	○　ガス事業法による措置 　道路等に埋設した導管が、掘削により周囲が露出する場合の保安措置については、ガス事業法に基づく省令及び告示により次のとおり技術基準が定められているので、この基準により指導する。

機関名	内　　容
	１　露出する導管の延長が一定の長さを超える場合には、一定の構造、材質、強度を有する吊り防護又は受け防護の措置を講ずること。 ２　印籠型接合による接合部には押輪をかけること。 ３　曲管部等における印籠型接合等の接合部には、一定の材料、強度を有する抜け出し防止措置及び固定措置を講ずること。 ４　特定接合の接合部やその他の接合による接合部が混在する露出導管には、一定の伸縮継手等の導管の長さ変化を吸収、分散する措置を講ずること。 ５　露出部が 100m 以上の特定の導管についてはガス緊急遮断装置を設けること。 ６　吊り防護の措置を講じている導管で、露出部分が 15m を超えるものについては、一定の間隔に横振れ防止措置を講ずること。 ※ガス事業者以外の者が掘削により露出する場合 上記の２、３（抜け出し防止措置に限る。）、４（伸縮継手に限る。）、及び５の措置は、ガス事業者が行うことになっており、それ以外の工事施工は当該掘削企業者が、責任を負うものとなっている。 ○　保安規程による措置 ガス事業者が定めた保安規程に基づき、路線巡回の強化、点検及び漏えい検査の実施、緊急時の体制の確立等掘さくによるガス導管の事故防止について指導している。 ○　立入検査の実施 ガス事業法に定めるガス導管の保安措置の実施状況及び上記の保安規程による措置の実施状況を確認するため、立入検査等を適時に実施し、所要の指導を行う。
関東地方整備局	○　管内の国道における地下占用物件の実態把握、道路工事の際の関係占用者の立会要請、占用許可条件の十分な審査、道路工事等の適切な監督等の推進を図る。 ○　都内の国道の指定区間の管理は、東京国道事務所及び相武国道事務所が担当している。 なお、災害時には、当局においては、道路災害対策規程により、道路災害対策本部及び支部を設置することとしている。
都　建　設　局	○　道路の構造保全と機能確保を図るため、常時道路パトロールによる工事現場等の監察を実施する。 ○　道路占用工事現場の夜間監察を計画的に実施する。

機関名	内　　容
警　視　庁	○　掘削を伴う路上工事の道路使用許可(協議)の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。 ○　地下埋設道路における工事については、随時に工事現場の視察パトロールを行い、許可(協議)条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取締りを行う。 ○　地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
東京消防庁	○　地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。 ○　上記について、特に必要があると認められるとき又は工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を除去する。

第６節　CBRNE 災害

○　CBRNE 災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
○　これまで、化学防護部隊(警視庁)及び NBC テロ捜査隊(警視庁)の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊(東京消防庁)を配備してきた。
○　都福祉保健局では CBRNE 災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
○　都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
○　区市町村においても初動連絡体制の確保に努める。

機関名	内　　容
警　視　庁	○　平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○　各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督励する。 ○　化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	○　各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し CBRNE 災害対応の充実強化を図っている。
都福祉保健局	○　東京都災害拠点病院に対し、CBRNE 災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
自　衛　隊	○　状況により、所要の部隊（機能）をもって支援を実施する。

第４章　訓練及び防災知識の普及

○　大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ的確な防災行動をとる必要がある。
○　都では防災力向上のため、総合防災訓練の実施や都民に対する防災知識の普及啓発活動、事業所等に対する防災体制の強化指導を行っている。
○　防災知識の普及等を推進する際には、男女双方など多様な性の在り方の視点に配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

第１節　防災訓練の充実

○　大規模事故発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

１　警備訓練

機関名	内　　容
警　視　庁	○　突発的事故等各種災害警備に関する各級幹部の指揮能力の向上と一般部隊及び特殊部隊の技能向上を目的として各種警備訓練を実施する。 １　参加部隊等 （１）　警察署 （２）　機動隊(含む特殊技能部隊) （３）　関係機関 ２　訓練科目 （１）　初動措置　（２）　警戒区域の設定　（３）　救出救助 （４）　交通規制　（５）　避難誘導　（６）　広報活動 （７）　被害調査　（８）　関係機関との連携 ３　実施時期及び場所 適宜実施する。

２　消防訓練

機関名	内　　容
東 京 消 防 庁	○　突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。 １　東京消防庁職員の訓練

機関名	内　　容
	（１）　消防活動訓練 ア　状況判断及び指揮活動訓練 イ　小部隊による消防活動訓練 ウ　部隊の集結及び連携活動訓練 エ　各種資器材の活用訓練 （２）　救出救助訓練 ア　各種救助事象別の救出訓練 イ　救助資器材の活用訓練 （３）　救急訓練 ア　現場救護所の設置訓練 イ　傷病者の緊急度に応じた分類、救急処置並びに搬送訓練 ウ　救急資器材の活用訓練 （４）　総合訓練 ア　本部運営訓練 イ　状況判断及び部隊運用訓練 ウ　関係防災機関との連携訓練 エ　関係医療機関及び東京 DMAT との連携訓練 オ　救助・救急活動訓練 カ　給食、燃料、資器材の補給要領訓練 ２　消防団の訓練 消防団の訓練は、前項に準じ、消防署長が消防団長を通じて計画を樹立し実施する。 ３　事業所、地域住民等の防災訓練指導 春・秋の火災予防運動等を中心に事業所、町会等が実施する出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練について、計画段階から消防署において指導する。 ４　大規模危険物施設の訓練 事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携態勢の確保及び消防活動技術の向上を図るため、消防機関も含めた訓練を充実するとともにその他の危険物施設にあっては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。

３　航空機事故訓練

機関名	内　　容
都　港　湾　局	○　東京都営空港における航空機事故に対処するため、警察・消防及び関係機関の協力を得て訓練を行う。
東京空港事務所	○　東京国際空港における航空機事故の発生に際し、情報伝達、航空機火災の消火、人命救助、救急医療活動並びに各種規制等を適切かつ迅速に実施するため、空港内外の各関係機関とともに航空機事故対処総合訓練を定期的に実施する。
北関東防衛局	○　米軍機及び自衛隊機による航空機事故に対処するため、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部及び自衛隊の協力を得て訓練を行う。

４　海上防災訓練

機関名	内　　容
都　港　湾　局	○　流出油事故に備え、実戦的な通報・連絡訓練、現場参集訓練、オイルフェンス展張及び油防除資機材操作等の習熟訓練を年２回実施する。 ○　「東京湾排出油等防除協議会」及び「東京港排出油等防除協議会」の構成機関として海上防災訓練を年１回実施する。
第三管区海上保安本部	○　各海域毎に設置された「排出油等防除協議会」加入の各機関による油等防除訓練を年１回以上実施するほか、関係機関と連携した海上防災訓練、個別に行う参集、通信、対策本部設置・運営訓練等を実施する。
東京消防庁	○　東京湾消防相互応援協定に基づき、消防相互応援体制の充実強化、実戦的な部隊運用及び消防活動技術の向上を図るため、協定都市消防局との訓練を年１回実施する。

５　鉄道事故訓練

機関名	内　　容
都　交　通　局	○　鉄道従事員に対しては、運輸業務等に関する十分な知識と技能を付与し、安全な作業と事故・災害の発生に対処し得る教育を行うとともに、その体得した知識技能が十分に発揮できるよう訓練を行い資質の向上を図っている。訓練の内容には、次のようなものがある。 １　人身事故：通報連絡、非常案内放送、救出救命、応急復旧等 ２　列車火災：通報連絡、非常案内放送、消火、列車防護、避難誘導、応急復旧等

機関名	内　　容
	３　列車脱線：通報連絡、列車防護、非常案内放送、避難誘導、脱線復旧等 ４　その他 （１）　鉄道事故訓練については事業所単位の訓練に加え、事業所相互間の有機的な連携を図るため、全関係事業所が参加する大規模訓練として異常時総合訓練を年１回実施している。 （２）　防災訓練については、防災週間及び東日本大震災日時、その他随時、情報伝達、非常参集、減速運転等の訓練を実施している。
ＪＲ　東日本	○　防災訓練 １　消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。 ２　訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧 ○　非常参集訓練 １　管内の各機関(支社を含む)ごとに、事故発生を想定して、年１回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。 ２　訓練内容は、事故発生の想定に基づき社員の各勤務箇所又は事故現場までの所要時間の確認を実施する。 ○　安否確認訓練 安否確認メールシステムを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。
ＪＲ　東海	○　防災訓練 １　東京消防庁の協力を得て、建物火災消火訓練を実施する。 ２　訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、旅客の避難誘導、負傷者の救護 ○　非常招集訓練 １　災害発生を想定して、年１回以上非常招集訓練を実施する。 ２　内容は、災害発生の想定に基づき、対策本部又は勤務箇所への集合訓練を実施する。
ＪＲ　貨物	○　９月１日「防災の日」に総合防災訓練を実施するとともに、関係鉄道会社及び関連会社等との合同訓練を実施し必要な知識の習得を図る。 また、関係消防機関の協力を得て、建物及び車両火災消火訓練を実施する。 １　情報伝達訓練　　２　非常参集訓練

機関名	内　　容
	３　初期消火訓練　　４　復旧体制及び災害復旧訓練 ５　その他必要な訓練
東　武　鉄　道	○　異常時訓練 職場別に異常時訓練を実施するほか、年１回事故復旧を中心とした各職種合同の異常時総合訓練を実施している。 ○　防災訓練 防災の日に実施される九都県市合同防災訓練に参加し、鉄道対策訓練として予知対応型訓練及び発災対応型訓練を実施する。 ○　防災教育 全国火災予防運動期間中、初期消火、避難誘導、救命救護等を中心とした防災教育を実施している。
東　急　電　鉄	○　運転事故総合訓練 鉄道に関係する部署が一体となり、事故発生時の連絡通報、利用者の避難誘導、負傷者の救護復旧作業などを迅速に行うとともに、関係部署間の連携の確認を行う。 ○　異常時運転取扱訓練 春・秋年２回職場別に事故想定訓練を行い、異常事態が発生した時に適切な対処ができるよう、知識・技能の習得に努めている。 ○　災害救助訓練 消防機関と連携し、テロ対策訓練などを実施している。
京　成　電　鉄	○　鉄道関係従事者に対し、事故又は災害発生時に対応できるよう、下記内容の訓練を実施している。 １　異常時総合訓練(年１回) （１）　鉄道事故復旧訓練 （２）　負傷者の救出・救護訓練及び旅客の避難誘導訓練 （３）　列車防護訓練　ほか ２　非常召集訓練(年１回) 事故等発生を想定し、各召集場所までの所要時間、連絡体制の確認を実施する。 ３　防災訓練（防災週間中） 九都県市防災訓練が実施される防災週間中に、防災対策訓練として予知対応型訓練、発災対応型訓練を実施する。
京　王　電　鉄	○　職場毎に復旧訓練を行うとともに、年１回鉄道事業本部各部合同の事故復旧訓練及び防災訓練を実施している。 １　事故復旧訓練 （１）　情報収集・伝達訓練

機関名	内　　容
	（２）　避難誘導案内訓練 （３）　救出・教護活動訓練 （４）　脱線復旧訓練　ほか ２　防災訓練（防災週間等） （１）　予知対応型訓練 （２）　発災対応型訓練
京　急　電　鉄	○　関係従事員に対し、次の訓練を実施し、事故又は災害発生時に対応できるよう努めている。 １　鉄道事故復旧訓練　年１回 ２　鉄道テロ対策訓練　年１回 ３　防災訓練（大規模地震を想定した初動対応型訓練及び発災型訓練、列車停止訓練、津波避難訓練、津波避難者受入訓練）年１回 ４　初期消火訓練、旅客の避難誘導訓練 ５　非常招集訓練 ○　上記訓練のほか、各部、各職場が、交通安全運動や総点検運動期間中などに各種訓練を実施している。 ○　関係自治体、警察署、消防署が実施する訓練、講習会等に参加し防災知識の習得に努めている。
西　武　鉄　道	○　発災を想定した防災訓練を年１回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 １　訓練項目 （１）　通信訓練　　（５）　退避誘導訓練 （２）　減速運転訓練　　（６）　車両脱線復旧訓練 （３）　非常招集訓練　　（７）　トロリー線断線復旧訓練 （４）　情報伝達訓練　　（８）　踏切遮断機倒壊復旧訓練 ２　実施時期 ７月、８月、防災週間内
小 田 急 電 鉄	○　異常時訓練 交通サービス事業本部内各部が参加する異常時総合訓練を年１回実施している。運転事故を想定した以下の内容で実施し、異常時対応の習得に努めている。 １　連絡体制の確立と正確な情報提供 ２　障害物の除去と早期復旧作業 ３　併発事故の防止 ４　旅客の避難誘導と負傷者の手当て ５　代替輸送の手配と正確な旅客対応 ６　警察・消防機関との連携

機関名	内　　容
	また、鉄道各部門では起こり得る事故を想定した事故対応訓練を定期的に実施している。 ○　防災訓練 防災の日及び火災予防運動その他必要に応じ関係規程類に基づいて、情報連絡、非常招集、避難誘導、混乱防止、減速運転、初期消火等の訓練を実施している。
北　総　鉄　道	○　鉄道従業員に対し、次の各号の訓練を実施し、事故又は災害発生時に対応できるよう努めている。 １　災害対策本部設置訓練　５　施設点検訓練 ２　情報収集・伝達訓練　６　車両脱線復旧訓練 ３　非常招集訓練　７　初期消火訓練 ４　減速運転訓練　８　救急処置訓練
東 京 地 下 鉄	○　事故・災害発生時の旅客救護等の初動措置訓練は、防災週間、防災とボランティア週間及び火災予防運動期間などを捉え、地域防災ネットワーク及び各部門別にさまざまな異常時を想定した内容で実施し、事故・災害等への対応能力向上を図っている。
東京モノレール	○　関係従事員に対し、応急対策に必要な、次の各号の訓練を年１回以上実施する。 １　非常招集訓練　３　旅客誘導案内訓練 ２　情報連絡訓練　４　防災訓練 ○　関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、防災に関する知識の習得に努める。
ゆ り か も め	○　異常時訓練 各職場単位で、各種事故を想定して復旧訓練及び機器取扱訓練等、運転事故を想定した全社的な規模による異常時総合訓練を年１回実施している。 ○　防災訓練 防災の日及びその他随時に情報伝達、非常参集、減速運転等の訓練を実施している。
東京臨海高速鉄道	○　発災を想定した各種の防災訓練を実施する。 異常時総合訓練 旅客救出訓練 緊急連絡系統図に基づく通報訓練 旅客避難誘導訓練 ○　消防署、警察署、JR 等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、防災に関する知識、対応能力の向上に努める。

機関名	内　　容
多摩都市モノレール	○　災害を想定した次の各種訓練を実施する。 １　異常時訓練（年２回実施） ２　列車緊急停止訓練 ３　減速運転訓練 ４　非常召集伝達訓練 ５　非常参集訓練 ６　避難誘導訓練 ○　現業系係員については、異常時に関する教育訓練を定期的に実施し、現業系係員が迅速・適切な対応ができるよう努めている。
首都圏新都市鉄道	○　訓練項目 １　情報の収集・伝達 ２　非常招集 ３　列車一旦停止及び減速 ４　脱線復旧 ５　避難誘導 ６　応急復旧 ７　初期消火 ８　救出・救助 ○　実施時期・回数 防災訓練（９月）、各管理所安全教育（年１回以上）

６　道路事故訓練

機関名	内　　容
東日本高速道路	○　災害に対する防災訓練を原則として年１回実施する。 １　情報収集・伝達 ２　非常参集 ３　本部設営及び運営 ４　関係機関との協力体制の構築 ５　資機材等の配備手配 ６　広報活動 ７　道路交通対策 ８　緊急輸送対策 ９　応急復旧計画
中日本高速道路	○　防災教育の実施 社員等の防災に関する知識の習得、及び災害時における迅速かつ的確な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充

機関名	内　　容
	実と推進を図るとともに、国、地方公共団体等関係機関が実施する講習会等に積極的に参加する。 ○　防災訓練の実施 　国、機構、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を、原則として年１回以上実施する。 　訓練を行うにあたっては、災害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・情報伝達、災害対策本部設置運営訓練、災害応急対策訓練等、実践的な訓練を実施する。 　また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。
首都高速道路	○　発災を想定した各種の防災訓練を定期的に実施する。 １　災害対策本部設置訓練 ２　情報伝達訓練 ３　非常参集訓練 ４　事故対応実働訓練

７　ガス事故訓練

機関名	内　　容
東京ガス	○　工事関係者に対する安全教育 　毎年教育計画を作成し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行っている。 ○　防災訓練の実施 　関係官庁が行う防災訓練、地下街等の合同防災訓練等に参加して年１回以上訓練を行っている。
関東東北産業保安監督部	○　高圧ガスの運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図りながら自主的な災害予防対策を確立させるとともに、災害時の連絡通報応急措置等の訓練を推進する。
都環境局	○　都及び東京都高圧ガス地域防災協議会は警視庁、東京消防庁、日本赤十字社の協力を得て、共同で高圧ガス防災訓練を実施し、災害の未然防止及び被害発生時の措置の徹底を図る。 １　参加機関 （１）　都環境局 （２）　東京都高圧ガス地域防災協議会 （３）　東京都高圧ガス保安協会 （４）　東京都ＬＰガス協会 （５）　東京都ＬＰガススタンド協会 （６）　警視庁、東京消防庁等

機関名	内　　容
	２　訓練項目 （１）　基礎訓練 ガスの種別に応じ、消火訓練等実践的な訓練を行う。 （２）　総合訓練 各関係機関の協力を得て総合的な対応訓練を行う。 ３　訓練回数等 毎年１回実施するほか、東京都高圧ガス地域防災協議会の各支部ごとに実施している。

８　放射性同位元素(RI)事故訓練

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　都福祉保健局は、医療施設の事故等に備え、保健所等にRI管理測定班を設置している。 ○　都福祉保健局は、この業務の円滑な遂行に関し、必要な技術等の習熟のための訓練を行う。

第２節　防災知識の普及

○　各防災機関は、平素から地域住民、各事業所等を対象にそれぞれに適した方法により大規模事故等に関する知識の普及活動を行う。

○　各防災機関の活動状況は、次のとおりである。

機関名	内　　容
東京消防庁	○　防災広報の充実 １　印刷物等による広報 チラシ、回覧板等の広報印刷物を利用し、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。 ２　映画等による広報 各消防署単位で防火、防災に関する映画やスライド等により防災知識・応急救護知識を普及する。 ３　講習会等による広報 不特定多数を収容する施設、大規模な危険物製造所等に対する講習会・研究会の実施、また、消防テレホンサービス、消防相談所を通じて防災知識・応急救護知識の向上に努める。 ４　テレビ、ラジオによる広報

機関名	内　　容
	各報道機関等に対し、防災対策、災害時の心構え等について、随時、発表及び資料提供を行い、防災知識・応急救護知識の普及を図る。 5　インターネット等を活用した広報 デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS を活用して、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。 ○　防災教育の充実 1　防災知識の普及啓発 児童生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防火・防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会、座談会、映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。 2　幼児期から社会人までの総合防災教育の推進 幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育を推進することにより、各種災害に対する児童・生徒等自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における防災活動の担い手の確保につなげていく。 3　応急救護知識技術の普及 地域住民や事業所を対象として、救命講習の受講を促進し、応急救護技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 4　地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 5　都民防災教育センターの活用及び整備 都民・防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火・防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。 6　インターネットを活用した教育の推進 ホームページ上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。
警視庁	○　警察署ごとに座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会等に依頼して災害並びに防災に関する知識の普及を図る。
第三管区海上保安本部	○　旅客船の事故、気象的海難事故その他海難事故を防止するため、海難防止強調運動や海の安全運動等を展開し、講習会、印

機関名	内　　容
	刷物、映像、報道機関等による普及広報を実施するほか、船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて普及活動を行う。
都交通局 ＪＲ東日本 ＪＲ東海 ＪＲ貨物 鉄道各機関	○　春秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について周知を図る。 ○　事故等の発生に伴い予想される駅等の混乱を防止するため、車内放送、駅放送、駅掲示等により随時広報に努める。
東京ガス	○　ガスの使用者に対してガス漏れ等の緊急時におけるガス栓、メーターガス栓の閉鎖、ガス機器の取扱い、使用上の注意、安全型ガス機器等について、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞・パンフレット等によって、平素から周知に努める。このほか、消防・警察・報道機関などと連絡のうえ、ガス設備の注意事項について一般への周知を図る。
都環境局	○　高圧ガス関係事業所に対しポスター、標語等を配布して、保安意識の向上を図るほかテレビ、ラジオ等を通じ、LP ガスの一般消費者に対し正しい使い方を周知する。
東京労働局	○　局及び管下の各労働基準監督署において開催する製造業、建設業等の業種別の安全講習会、研究会、協議会等において爆発火災、土砂崩壊災害、風水害等による災害防止の徹底に努めるとともに、事業場における災害防止の意識の高揚を図る。 ○　爆発災害の危険のある化学工場等化学設備を有する事業場、風水害等のおそれのある土木工事等の建設工事現場の災害防止を図るため監督指導等を行う。
日赤東京都支部	○　赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催 １　赤十字防災セミナー 災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及する。 ２　赤十字救急法 心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。 ３　赤十字健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。 ４　赤十字災害救護セミナー 災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。 ５　ホームページなどによる情報提供

機関名	内　　容
	○　赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援 ○　催事等における救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配布

第５章　地域防災力の向上

○　都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、都民、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

第１節　都民等の役割

○　大規模災害発生時の対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
○　あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路等の確認を行っておく。
○　災害の情報を各種媒体を通じて確認する。
○　都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
○　町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
○　避難行動要支援者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第２節　防災市民組織等の強化

１　防災市民組織等の役割

○　地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

（１）　防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
（２）　情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
（３）　避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄
（４）　地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
（５）　地域内の避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制の整備
（６）　地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
（７）　行政との連携・協力体制の整備

２　防災市民組織の充実

（１）　防災市民組織の結成促進

○　区市町村は、住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進める。

○　都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。

（２）　防災市民組織の活動環境の整備

○　区市町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。

○　都は、区市町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。

（３）　防災市民組織の訓練用資器材整備

○　都は、区市町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行ううえで必要な訓練用資器材を整備していく。

（４）　防災市民組織への支援

○　都は、区市町村や東京消防庁などと連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等及びポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

第３節　事業所防災体制の強化

１　事業所の役割

○　事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

（１）　社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。

（２）　事業活動を維持することが、社会経済の早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。

（３）　事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

２　事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化

○　災害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

（１）　自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

○　ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の５の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

○　自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

（２）　自衛消防組織の設置を要する事業所

○　消防法第８条の２の５等により、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。

（３）　防火管理者の選任を要する事業所

○　消防法第８条、第８条の２等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

（４）　防火管理者の選任を要しない事業所

○　火災予防条例第 55 条の４により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時等においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

（５）　予防規程の作成指導

○　一定の規模以上の危険物施設において定めることが義務付けられている予防規程の作成に際しては、危険物施設の実態に即した保安体制の確立を図るよう危険物保安監督者等に対し指導する。

（６）　大規模危険物施設事業所の自主保安体制の充実等

○　大規模危険物施設は事故等が発生した場合、一つの事業所に止まらず、大規模な事故等に拡大する危険性があることから事業所の自主保安体制の充実及び事業所相互間の応援体制の強化を促進するよう指導する。

○　さらに、この相互応援体制を円滑に行うため、防災資器材の整備にかかわる情報交換、合同消防訓練、研究会等の実施について指導する。

（７）　高圧ガス関係防災組織

○　東京都震災予防条例第 47 条(現東京都震災対策条例第 36 条)の規定に基づく都内唯一の業種別防災組織として、昭和 60 年(1985 年) 7 月東京都高圧ガス地域防災協議会が発足した。

○　この協議会は、事故等発生時における応援活動及び自主保安の高揚を図るため、都内の関係高圧ガス事業所が加盟して設立したもので、事故等発生時に効果的な応援活動を行っている。

○　また、この防災組織の育成強化を図るため、自主的な防災活動に対して支援している。

東京都高圧ガス地域防災協議会
- 冷凍部会　（４支部）
- 一般ガス部会　（６支部）
- LP ガス地域防災部会（15 支部）
- LP ガススタンド部会（７支部）

第４節　行政・事業所・都民等の連携

１　相互に連携した社会づくり

○　行政、事業所、都民、地域コミュニティ、ボランティア等が平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

○　相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

（１）　自治体間の相互支援体制の強化

（２）　行政、事業所、地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発

（３）　災害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催

２　地域における防災連携体制の確立

○　区市町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。

（１）　連携・協力体制

○　地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

（２）　地域防災体制の強化

○　町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。

（３）　合同防災訓練の充実

○　地域住民と地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

３　地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

○　災害時の助け合いを推進するために、都民、町会・自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動しているさまざまな団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。

４　地域と事業所との連携強化

○　防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、区市町村と連携して、災害現場における協力も視野に入れ、事業者と地域との連携が図られるよう努める。

○　地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で広く紹介するなど、連携強化を図る。

第６章　ボランティア等との連携・協働

○　大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、区市町村等関係機関との連携を図る。

第１節　一般のボランティア

１　東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携

○　大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は相互に連携を図る。

（１）　都生活文化局

	内　　容
平 常 時	○　東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○　発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
災 害 時	○　東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○　都内外の被災状況の情報収集 ○　国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○　ボランティアの受入れ状況等の情報提供

（２）　東京ボランティア・市民活動センター

	内　　容
平 常 時	○　都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○　区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
災 害 時	○　都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○　災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○　区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○　被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○　資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○　ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携

（３）　区市町村

	連　携　体　制
平 常 時	○　区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
災 害 時	○　区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○　ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援

第２節　登録ボランティア

１　東京都防災ボランティア等

○　都は、平成７年(1995 年) ５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

（１）　被災宅地危険度判定士

所管	資格	業務内容
都都市整備局	○　宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	○　災害対策本部が設置される規模の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

（２）　語学ボランティア

所管	資格	業務内容
都生活文化局	○　一定以上の語学能力を有する者(満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	○　大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

２　東京消防庁災害時支援ボランティア

○　東京消防庁は、平成７年７月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。

平成 18 年(2006 年) １月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	○　原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意思がある15 歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 １　応急救護に関する知識を有する者 ２　過去に消防団員、消防少年団員として１年以上の経験を有する者 ３　元東京消防庁職員 ４　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	○　大規模災害発生時に東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施

３　赤十字ボランティア

○　赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む。）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。

○　活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

○　日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

所管	活　動　内　容
日赤東京都支部	１　赤十字災害救護ボランティア ○　災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（災害救護セミナー）を修了・登録したボランティアである。 ○　平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。 ２　地域赤十字奉仕団 ○　地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。 ３　特別赤十字奉仕団 ○　学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 ４　赤十字個人ボランティア ○　日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。

第３部
災害応急・復旧対策計画

第１章　初動態勢

○　近年、科学技術の進歩と防災・安全思想の普及に伴って、危険物施設や交通機関等の安全性は向上して、多数の死傷者を出す事故は減少している。しかし、これらの施設等は大型化、過密化しており、万一事故等が発生した場合、その被害は大きくなるおそれがある。

○　本章では、不測の事故等が発生した場合、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。

第１節　東京都災害対策本部の組織・運営

１　都本部の活動体制

○　知事は、都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。

○　上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（１）　都本部の設置

○　知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。

○　都本部を構成する局の局長（以下「局長」という。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。

○　危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

（２）　都本部設置の通知等

○　本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。

　また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。

ア　区市町村長

イ　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者

ウ　陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官

エ　厚生労働大臣、国土交通大臣

オ　隣接県知事

○　都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

○　各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。

○　都本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。

（３）　都本部の廃止

○　本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。

○　都本部の廃止の通知等は、都本部の設置の通知等に準じて処理する。

２　都本部の組織

○　都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。

○　本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

○　本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

３　本部長等の職務

○　本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。

○　副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

○　本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

○　局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。

○　危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。

（１）　被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。

（２）　本部の職員の動員に関すること。

（３）　本部における通信施設の保全に関すること。

（４）　自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。

（５）　都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。

（６）　各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。

○　地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

４　本部長室の所掌事務

○　本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。

（１）　都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

（２）　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
（３）　避難の指示に関すること。
（４）　災害救助法の適用に関すること。
（５）　区市町村の相互応援に関すること。
（６）　局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
（７）　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
（８）　政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
（９）　公用令書による公用負担に関すること。
(10)　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
(11)　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

５　本部派遣員

○　本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
（１）　指定地方行政機関
（２）　東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
（３）　区市町村
（４）　指定公共機関又は指定地方公共機関
（５）　その他災害時における応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体
○　本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

６　本部連絡員

○　本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整にあたる。
○　本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

７　本部員代理

○　本部員代理は、局長が局に所属する者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

８　各局等の分掌事務

局　　名	分　掌　事　務
都　総　務　局	１　本部長室の庶務に関すること。 ２　自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 ３　区市町村の指導連絡に関すること。 ４　被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 ５　本部の職員の動員及び給与に関すること。 ６　本部における通信施設の保全に関すること。 ７　災害時における他の局の応援に関すること。 ８　前各号に掲げるもののほか災害対策の連絡調整に関すること。
都政策企画局	１　報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 ２　在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 ３　復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 ４　災害時における他の局の応援に関すること。 ５　その他特命に関すること。
都戦略政策情報推進本部	１　基盤システムの維持に関すること。 ２　災害時における他の局の応援に関すること。
都都民安全推進本部	１　本部長の特命に関すること。 ２　災害時における他の局の応援に関すること。
都オリンピック・パラリンピック準備局	１　スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ２　災害時における他の局の応援に関すること。
都　財　務　局	１　災害対策関係予算に関すること。 ２　車両の調達に関すること。 ３　緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 ４　本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 ５　野外収容施設の建設工事に関すること。 ６　災害時における他の局の応援に関すること。 ７　前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都　主　税　局	１　被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 ２　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都生活文化局	１　災害に関する広報及び広聴（被災者等からの相談業務に関する事項を含む。）に関すること。 ２　写真等による情報の収集及び記録に関すること。 ３　区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。

局　　名	分　掌　事　務
	4　災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 5　消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6　私立学校との連絡調整に関すること。 7　文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8　男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 9　災害時における他の局の応援に関すること。
都都市整備局	1　都市の復興計画の策定に関すること。 2　被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都住宅政策本部	1　住宅の復興計画の策定に関すること。 2　被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 3　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 4　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都環境局	1　高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2　ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3　し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
警視庁	1　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2　被災者の救出及び避難・誘導に関すること。 3　行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4　遺体の調査等及び検視に関すること。 5　交通規制に関すること。 6　緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7　公共の安全と治安の維持に関すること。
東京消防庁	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　救急及び救助に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

局　　名	分　掌　事　務
都福祉保健局	1　医療及び防疫に関すること。 2　高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3　救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4　避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5　遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 6　義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 7　災害時における他の局の応援に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。)。
都病院経営本部	1　所管する病院の医療救護活動に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都産業労働局	1　救助物資の確保及び調達に関すること。 2　中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都中央卸売市場	1　生鮮食料品の確保に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都建設局	1　河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2　砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3　道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 4　水防に関すること。 5　河川における流木対策に関すること。 6　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7　公園の保全、復旧に関すること。 8　災害時における他の局の応援に関すること。
都港湾局	1　港湾施設、海岸保全施設、漁港施設、空港施設の保全及び復旧に関すること。 2　輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3　輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4　輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5　港湾における流出油の防御に関すること。 6　災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に

局　　名	分　掌　事　務
	関すること。 7　災害時における他の局の応援に関すること。
都会計管理局	1　災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2　災害救助基金の出納に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都交通局	1　都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都水道局	1　応急給水に関すること。 2　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都下水道局	1　下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都教育庁	1　被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3　文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4　避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
都選挙管理委員会事務局 都人事委員会事務局 都労働委員会事務局 都監査事務局 都収用委員会事務局	1　災害時における他の局の応援に関すること。

９　現地災害対策本部の分掌事務等

名　　称	分　掌　事　務　等
現地災害対策本部	１　構成員 （１）　現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 （２）　同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 （３）　現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 （４）　現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ２　分掌事務 （１）　被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 （２）　区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 （３）　現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 （４）　自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 （５）　本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 （６）　各種相談業務の実施に関すること。 （７）　その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 ３　設置場所 災害現地又は区市町村庁舎等

１０　地方隊の分掌事務

名　　称	管　轄　区　域	分掌事務
大　島　地　方　隊	大島支庁の管轄区域（大島町、利島村、新島村、神津島村）	地方隊は本部の事務を分掌する。
三　宅　地　方　隊	三宅支庁の管轄区域（三宅村、御蔵島村）	
八　丈　地　方　隊	八丈支庁の管轄区域（八丈町、青ケ島村）	
小 笠 原 地 方 隊	小笠原支庁の管轄区域（小笠原村）	

１１　現地派遣所の分掌事務等

名　　称	分　掌　事　務　等
現　地　派　遣　所	１　構成 （１）　現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。 （２）　現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。 ２　分掌事務 （１）　地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。

名　　称	分　掌　事　務　等
	（２）　本部長室及び局との連絡調整に関すること。 ３　設置場所 　　災害現地又は支庁庁舎等

＜都本部の組織図＞

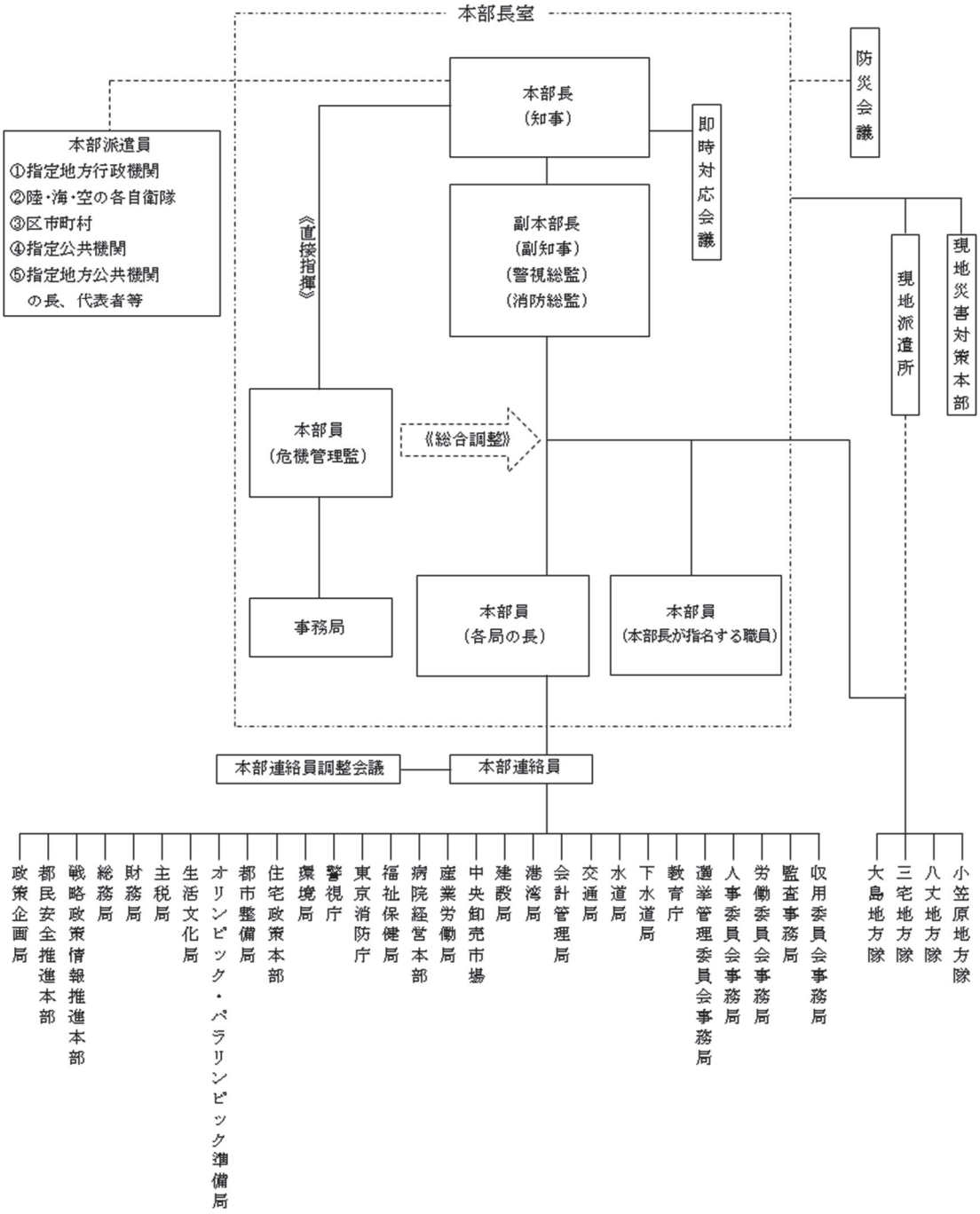

１２　都本部の運営

（１）　本部長室の運営

○　危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センター（都庁第一本庁舎９階）にただちに本部長室を開設する。

○　危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。

○　本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。

○　本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。

○　局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。

（２）　本部連絡員調整会議

○　危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

（３）　対策調整会議

○　危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、総務局総合防災部長に命じて、関係する局その他防災機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

○　設置する対策調整会議は、道路調整会議、オープンスペース使用調整会議及び航空空域使用調整会議の３種類である。

（４）　国の現地対策本部との連携

○　国の現地対策本部が設置された場合、都本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

（５）　都本部と報道機関との連絡

○　都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ（第一本庁舎６階）等において行う。

（６）　都本部の通信

○　都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。

○　局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

（７）　本部長への措置状況等の報告

○　局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

ア　調査把握した被害状況等
イ　実施した応急措置の概要
ウ　今後実施しようとする応急措置の内容
エ　本部長から特に指示された事項
オ　その他必要と認められる事項

（８）　本部長室の庶務
○　本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

１３　都本部の運営を確保する施設

（１）　東京都防災センター
○　東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
○　東京都防災センターは、次の機能を有する。
ア　情報収集、蓄積、分析、伝達機能
イ　審議、決定、調整機能
ウ　指揮、命令、連絡機能
○　総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

（２）　立川地域防災センター
○　立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。
○　立川地域防災センターは、情報収集及び連絡調整、備蓄・輸送、一時避難所等の機能を有する。
○　災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
○　多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めたときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。

第２節　応急対策本部の組織・運営

○　知事は、都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは応急対策本部を設置することができる。
○　応急対策本部の組織及び運営は、東京都応急対策本部運営要綱に定めるところによる。

１　応急対策本部の設置

（１）　応急対策本部の設置
○　応急対策本部は、次の各号に該当する場合で、知事が必要と認めたときに設置する。
ア　暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。
イ　利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。

ウ　水防警報が発せられたとき。
エ　大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき。
オ　局地的災害が発生したとき。

（２）　応急対策本部の設置の通知等
○　応急対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を局長に通知するとともに必要があると認めたときは次に掲げる者に対し、通知を行う。
ア　本部構成局以外の局等の長
イ　区市町村長
ウ　陸上自衛隊第１師団長
エ　海上自衛隊横須賀地方総監
オ　防災担当大臣
カ　消防庁長官
キ　厚生労働省社会・援護局長

（３）　応急対策本部の廃止
○　応急対策本部は、都本部が設置された場合及び災害に係る応急対策が終了したとき、又は災害の発生するおそれがなくなったときに廃止する。
○　応急対策本部の廃止の通知等は、上記（２）に準じて処理する。

２　応急対策本部の組織

○　応急対策本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。
（１）　本部長は、知事をもって充てる。
（２）　副本部長は、副知事をもって充てる。
（３）　本部員は、次の職にある者をもって充てる。
ア　総務局長、財務局長、福祉保健局長、病院経営本部長、建設局長、港湾局長、環境局長、水道局長、下水道局長、消防総監及び総務局総合防災部長並びに知事が指定する局長
イ　警視総監又は教育長が指定する職にある者
ウ　危機管理監

＜東京都応急対策本部の組織図＞

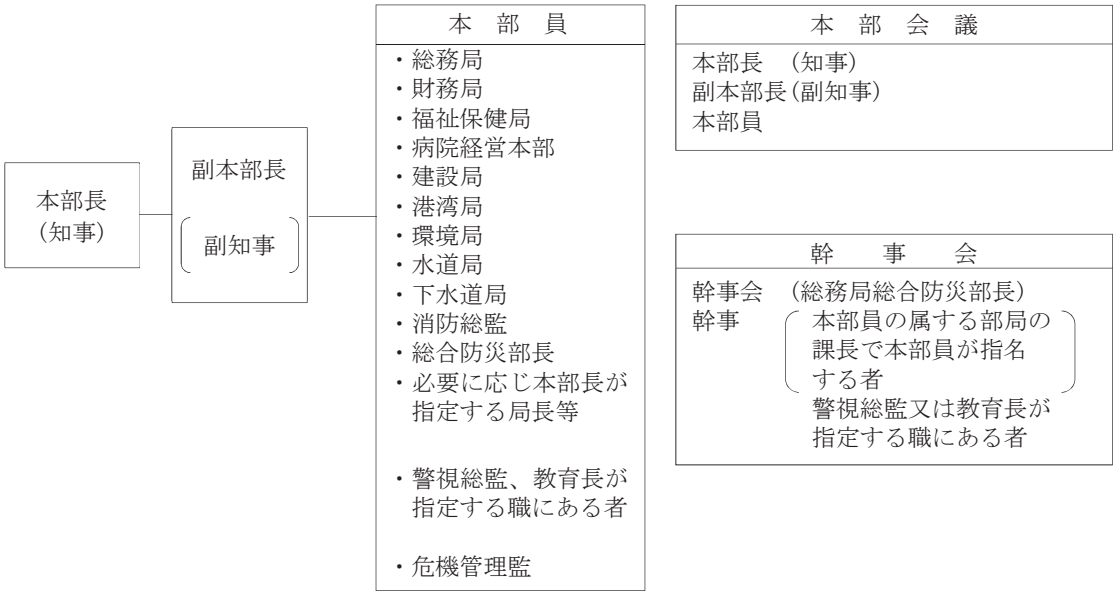

３　応急対策本部の所掌事務

○　応急対策本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　災害情報の収集及び伝達に関すること。

（２）　災害応急対策の実施に関すること。

（３）　区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。

（４）　災害救助法の適用に関すること。

４　本部長の職務

○　本部長の職務は、本部会議を主宰するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　災害救助法の適用を決定すること。

（２）　都各局及び東京消防庁に対し必要な措置をとるべきことを指示すること。

（３）　警視庁及び都教育庁に対し、必要に応じ応急措置を求めること。

５　応急対策本部の運営

（１）　本部会議の運営

ア　本部会議は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及び本部員（知事が指名又は要請する局長等）で構成する。

イ　本部長は、災害応急対策の実施に係る重要事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。

（２）　幹事会の運営

ア　幹事会は、都総務局総合防災部長、関係都各局の課長級職員及び警視総監又は教育長があらかじめ指定する職にある者で構成する。

イ　幹事会は、応急対策本部等において収集した情報に基づき、所掌事務に関する災害対策を審議する。

６　職員配備態勢の指令

○　知事は、本部を設置したときは、本部構成局に対し職員配備態勢の指令を発するものとする。

○　局長等は、職員配備態勢の指令が発せられたときは、本部の職員を配備するものとする。

○　上記により配備された職員のほか、知事が必要と認めるときは、東京都災害対策本部の構成局の局長に対し、東京都災害対策本部運営要綱第８第１項で定める非常配備態勢の職員区分に準じた態勢の指令を発し、現地機動班要員を配備することができる。

７　応急対策本部の職員配備態勢

○　各局の態勢は次のとおりとし、事態の進展に応じて適宜措置する。

（１）　情報連絡態勢

災害の発生を防ぎょするための通信情報活動を主とする態勢とし、各本部構成局が定める。

（２）　応急配備態勢

情報連絡態勢を強化し、災害が発生した場合には応急対策活動を実施する態勢とし、各本部構成局が定める。

第３節　災害即応対策本部の設置

１　災害即応対策本部の設置

○　突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

○　災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。

（１）　集中豪雨による局地的な災害が発生したとき

（２）　大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき

（３）　局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき

２　災害即応対策本部の組織

本部長	副本部長	構成員	主な役割
○　危機管理監 ○　知事が必要と認めるときは知事が指名する副知事	○　総合防災部長 ○　知事が必要と認めるときは危機管理監及び総合防災部長	○　危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○　休日若しくは勤務時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○　危機に対処するための対応策の策定 ○　対応局の役割分担総合調整 ○　災害情報の共有 ○　他局、区市町村の設置する本部等との連携 ○　その他必要な応急対策

第４節　危機管理対策会議の招集

１　危機管理対策会議の招集

○　危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生の情報を把握した場合は、直ちに危機管理対策会議を招集し、知事に報告する。

第５節　区市町村の活動体制

１　責務

○　区市町村は、当該区市町村の区域に大きな火災又は不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

２　活動体制

○　区市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「区市町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

○　区市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区市町村本部が設置された場合に準じて処理する。

○　区市町村は、区市町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。

○　区市町村は、区市町村本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

○　区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長（区市町村本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

○　夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

第６節　防災機関の活動体制

１　責務

○　大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

２　活動体制

○　指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

第７節　緊急対処事態対策本部への移行

○　都の地域において発生した事案が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに災害即応対策本部又は災害対策本部を廃止し、緊急対処事態対策本部へ体制を移行する。

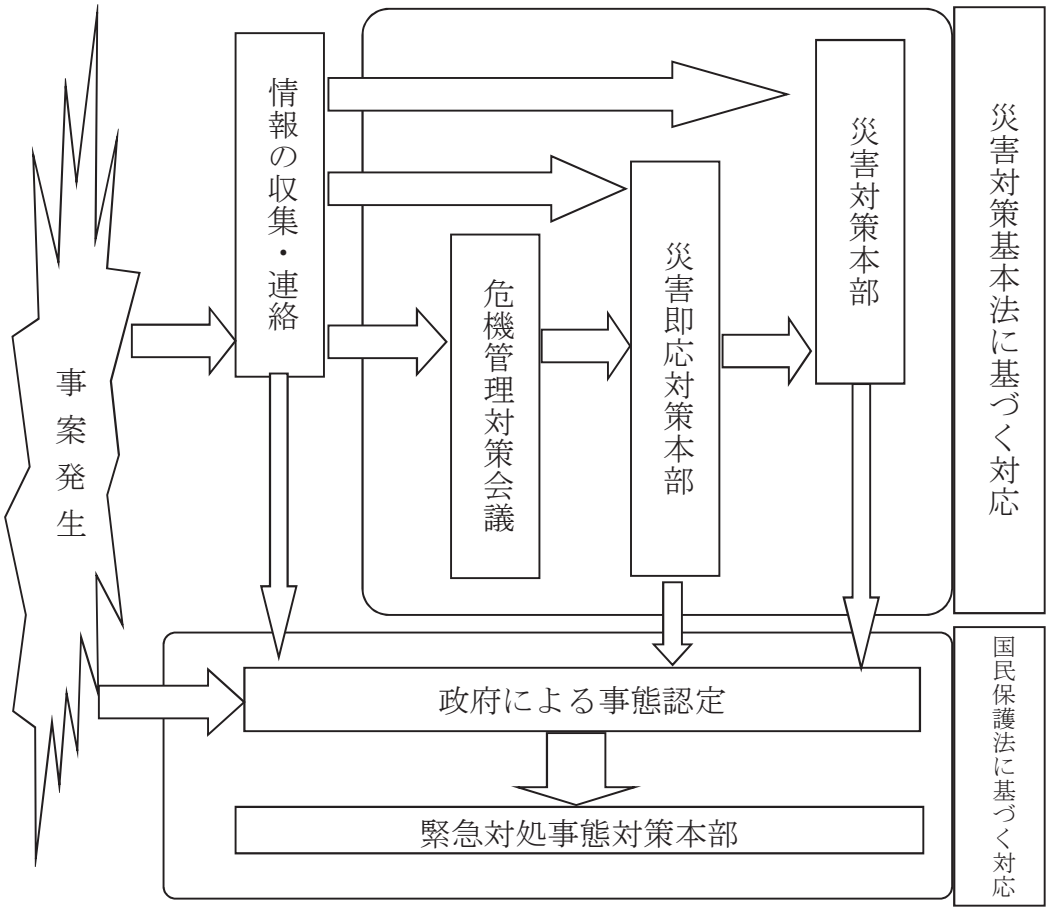

○　緊急対処事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示の措置を講じた場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は以下のとおり。

措置名（国民保護法上の措置名）	災害対策基本法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置
避難の指示	区市町村長が避難を指示（区市町村長が措置できない場合、知事が措置する）（第 60 条）	国の指示に基づき、知事が区市町村長を通じて避難を指示（第 54 条） 緊急時には知事による避難の指示が可能（第 14 条）

措置名（国民保護法上の措置名）	災害対策基本法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置
警戒区域の設定	区市町村長が設定（区市町村長が措置できない場合、知事が設定）（第 63 条）	区市町村長が設定（第 16 条） 緊急時には知事による設定が可能（第 14 条）
救助（救援）	区市町村長が救助（災害救助法が適用された場合は、知事が救助）（第 62 条）	知事が救援（第 75 条）
自衛隊の派遣要請	知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第 83 条に基づき要請（第 68 条の２）	知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請（第 15 条）

※　災害対策基本法上の警報（自然災害等）と国民保護法上の警報（武力攻撃事態等）は取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。

○　都の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく措置となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案の場合、都は、災害即応対策本部又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。
○　災害対策基本法等に基づく措置には、いわゆる CBRNE 災害又はこれが疑われる事案に対する対処を含む。この際、CBRNE 災害はテロによるものだけではなく、平常時の事故を含むことも留意する。

第８節　現地連絡調整所の設置

○　列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割等を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。
○　このため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。
○　現地連絡調整所の運用方法等については、「大規模事故における相互連携マニュアル」等で定める。

１　現地連絡調整所の設置

○　都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

○　現地連絡調整所設置の決定は、危機管理監がこれを行う。

２　現地連絡調整所の組織

○　災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には以下のものが考えられる。

- 都
- 事故発生地の区市町村
- 警視庁
- 消防機関
- 自衛隊
- 医師会
- 日本赤十字社東京都支部
- 事故当事者機関(鉄道事業者等)
- 消防団　等

３　連絡調整事項

○　現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- 被害状況の把握
- 災害現場の状況把握
- 警戒区域の確認
- 各機関の役割分担、分担区域の確認
- 各機関の部隊派遣状況及び見込み
- 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- 重症者の医療機関への搬送に関する調整(ヘリ搬送含む。)
- 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- 各機関が発表する広報内容の確認等
- 民間施設等の使用に関する確認
- 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- その他、各機関が必要とする事項

４　現地連絡調整所要員

○　都は、現地連絡調整所派遣要員として、あらかじめ必要な人員を確保する。

○　都は、現地連絡調整所派遣要員に対し、総合防災訓練などを通じ、当該業務への対応力を常に維持・強化することに努める。

○　災害の規模等により、現地連絡調整所要員が不足する際、都は現在の態勢を勘案した上で、追加の要員を出場させ増強する。

５　現地連絡調整所の設置のフロー

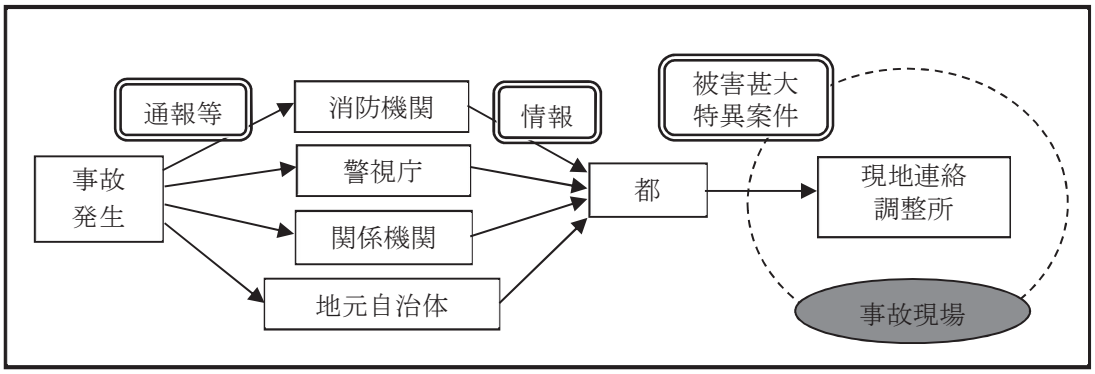

第２章　情報の収集・伝達

○　事故災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第１節　情報連絡体制

１　通信連絡系統

○　大規模事故等発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、大規模災害対策として、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、次のとおりである。

（１）　大規模事故等に係る通報経路図

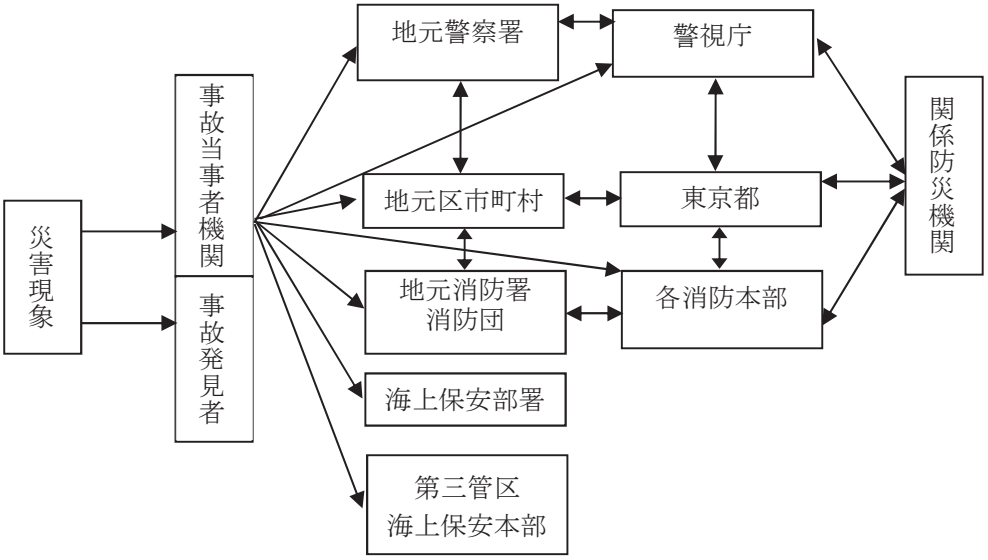

○　CBRNE 災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。
　また、都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため都総務局から通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。

（２）　米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図

○　都の地域に航空機事故が発生した場合は、前記(1)に準じて連絡通報を行うが、米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（資料第 18　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱　P277)のとおりである。

（３）　情報連絡体制

機関名	内　　容
都	○　東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○　消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。 （資料第 19　東京都防災行政無線回線構成図　P281） （資料第 20　東京都防災行政無線移動系回線構成図　P282） （資料第 21　東京都防災行政無線回線構成図（区部・多摩）　P283） （資料第 22　東京都防災行政無線回線構成図（島しょ系）　P284）
警　視　庁	○　警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	○　消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。　（資料第 23　東京消防庁通信連絡系統図　P285）
区市町村	○　都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 なお、島しょ地域の町村は、支庁にもあわせて連絡する。 ○　災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第一本庁舎５階大会議場に設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。 ○　地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 （資料第 24　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表　P286） （資料第 25　区市町村等の通信連絡態勢　P287）
その他の防災機関	○　それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

（４）　通信連絡態勢の確立

○　都、区市町村、防災機関は通信連絡態勢を、次のとおり確立する。

ア　都本部、都各局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各１名の通信連絡責任者を選任する。

また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

イ　区市町村及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。

ウ　災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。

エ　都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。

○　通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。

○　危機管理監は、次により通信統制を実施する。

ア　特定の回線について発着信規制、及び通話時間規制を行う。

イ　任意の話中回線への割込み通話、及びその回線の強制切断を行う。

２　通信施設の整備及び運用

○　都は、東京都防災行政無線を整備し、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

○　東京都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。

なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備をしている。

○　都は、東京都災害情報システム(DIS)により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図る。

○　中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。

○　区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備している。

また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

○　警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。

○　区市町村は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。

また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

３　電気通信設備の優先利用（電報の優先利用）

○　通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する電報の確保については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達する。

（資料第 26　電報の優先利用について　P288）

４　非常通信の利用（電波法第 52 条第１項第４号に定める非常通信）

○　各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合、若しくは利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

○　受発信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

○　なお、アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人アマチュア無線連盟東京都支部を経由して情報収集を行う。

５　総務省消防防災無線及び地域情報通信ネットワークの利用

○　他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行ううえで、他県等との通信が必要な場合は、都は、消防防災無線（総務省消防庁所管）又は自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して通信する。

○　九都県市の基本的な通信手段は、地域衛星通信ネットワークとする。

６　防災相互通信用無線の利用

○　防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を活用する。

７　全国瞬時警報システムの利用

○　都は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）から送信された警報等の情報を活用する。

第２節　災害予警報等の伝達

１　気象情報

○　火災等の発生に密接な関連のある気象情報は次のとおりである。

（１）　火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象庁大気海洋部予報課が東京都知事に対して通報し、都総務局及び東京消防庁を通じて区市町村や各消防署等に伝達される。

（２）　火災気象通報の実施基準

区　域	実　施　基　準
東京都（大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁管内を除く）	１　実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下になると予想されるとき ２　平均風速が 13 メートル以上吹くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。） ３　実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10 メートル以上吹くと予想されるとき
大島支庁管内	１　実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になると予想されるとき ２　平均風速が 15 メートル以上吹くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）
三宅支庁及び八丈支庁管内	１　実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下になると予想されるとき ２　平均風速が 15 メートル以上吹くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）
小笠原支庁管内	１　実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下になると予想されるとき ２　平均風速が 15 メートル以上の風が、3 時間以上連続して吹くと予想されるとき（降雨中は通報しないこともある。） ３　実効湿度 60%以下で最小湿度 40%以下となり、平均風速が 10 メートル以上吹くと予想されるとき

（３）　火災気象通報の実施官署、担当区域

実施官署	担　当　区　域
気象庁大気海洋部予報課	東京都

２　火災警報

（１）　発令

○　東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

（２）　伝達

○　東京消防庁は、前記警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。

○　東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

○　都総務局は、警報の発令を市町村（都に消防業務を委託しているものを除く。）に通報する。

３　気象情報の収集及び伝達

機関名	内　　容
都	○　都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○　都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応急対策本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ○　都総務局は、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 ○　都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。
警　視　庁	○　気象情報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けた時、又は自らその発表を知った時、警報については、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁	○　都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。
区市町村	○　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に

機関名	内　　容
	通報する。ただし、島しょ町村にあっては、都総務局、各支庁及び関係測候所に通報する。 ○　災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び一般住民等に周知する。 ○　警報及び重要な注意報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、都民に周知する。
東京管区気象台（気象庁）	○　気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○　気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部予報課から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○　気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について解説をする。
NTT東日本	○　気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された警報は、各区市町村に通報する。 ○　警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。 ○　警報に関する通信は優先して取り扱う。
放送機関	○　本章第５節　災害時の放送要請、報道要請(P136)に掲載
その他の防災機関	○　都、気象庁その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、ただちに所属機関に通報する。

第３節　被害状況等の報告体制

１　被害状況の報告・伝達系統

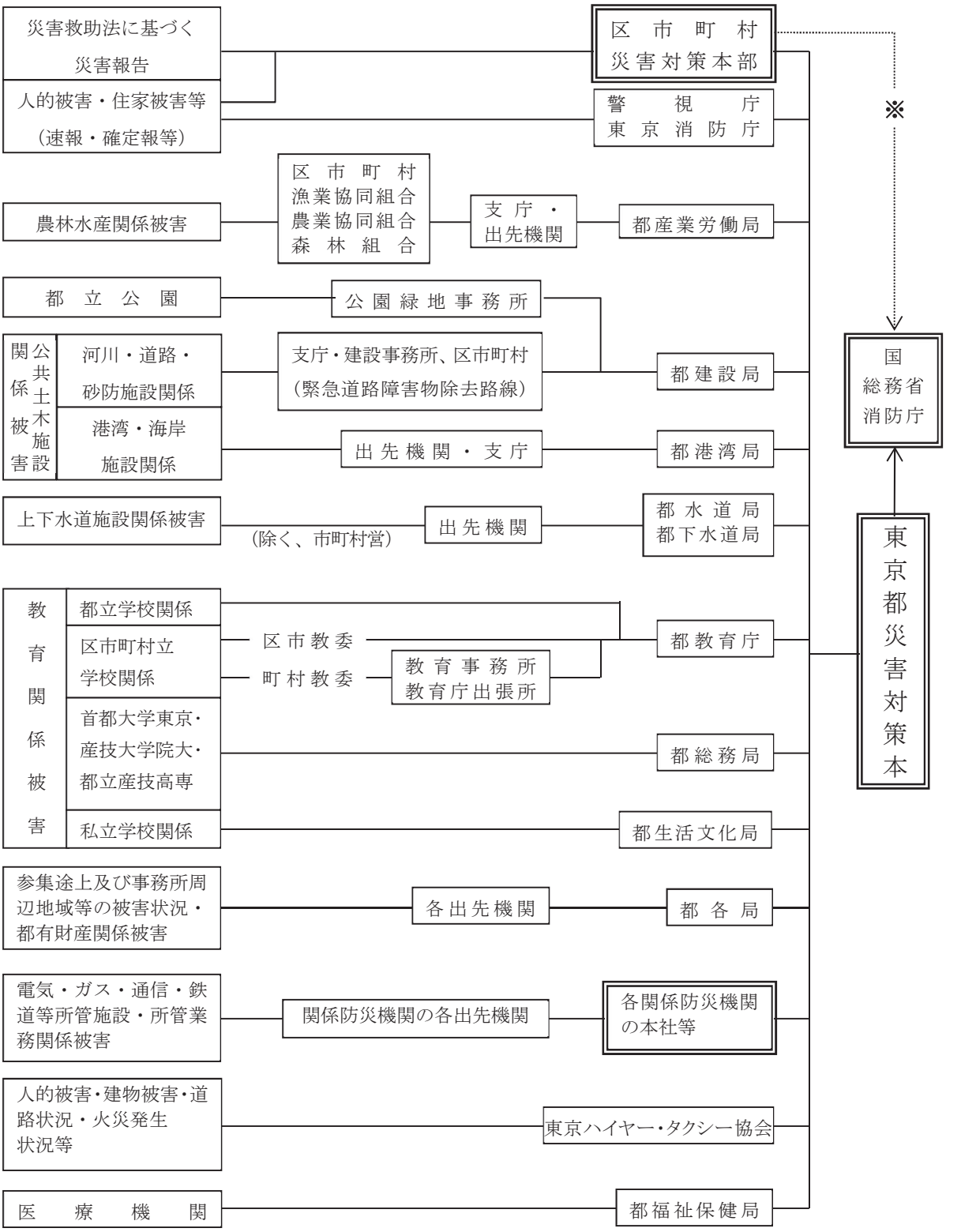

※　災害の状況により都本部に報告できない場合

２　各機関の報告体制

○　関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

○　事故発生の通報、被害状況等については、次により伝達する。

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>区　市　町　村</td><td>
○　災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。
　なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。
１　報告すべき事項
　災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項
２　報告の方法
　原則として、システム端末(DIS)の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX 等により報告する。)。
３　報告の種類・期限等
　報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr>
<tr><td colspan="2">発災通知</td><td>即時</td><td>被害第１報報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害措置概況速報</td><td>即時及び都が通知する期限内</td><td>被害数値報告
被害箇所報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">要請通知</td><td>即時</td><td>支援要請</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確定報</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後 20 日以内</td><td>被害数値報告</td></tr>
<tr><td>各種確定報告</td><td>同上</td><td>被害箇所報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害年報</td><td>４月 20 日</td><td>被害数値報告</td></tr>
</table>
４　災害救助法に基づく報告
　災害救助法に基づく報告については、第３部第３章　災害救助法の適用（P138)に定めるところによる。
</td></tr>
<tr><td>都　環　境　局</td><td>○　高圧ガス事業者に対し、事故発生時には、情報伝達基準に基づく関係機関及び事業所内外の関係者への連絡、通報を行わせる。</td></tr>
</table>

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　毒物・劇物保管施設及び放射性同位元素（RI)使用施設に対し、事故時には所管保健所、警察署及び消防署への連絡通報を行わせる。 ○　生物・化学剤を使用した災害等に対して、都保健所は傷病者の搬送先医療機関からの情報等を収集するとともに、都立衛生研究所で検体を調査・分析し、関係防災機関に情報提供する。
都建設局	○　河川内で流出油事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡系統に基づき、関係部署及び機関に情報の伝達を行う。
都港湾局	○　東京港内で流出油事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡系統に基づき、関係部署及び機関に情報の伝達を行う。 ○　島しょにおける港湾等区域内で発生した事故に対し、海上保安庁への通報、地元警察、消防への通報を行うとともに、被害状況を収集し、関係防災機関への情報提供を行う。
都教育庁	○　都立学校等の教育施設で、火災、危険物等の事故が発生した場合は、「事故発生報告等事務処理要綱」に基づき、連絡通報を行う。 ○　都教育庁は、事故等の状況に応じ、教育施設の長に対し、防災措置等について必要な指示を行う。 １　都立教育機関 都教育庁事業所及び都立学校において事故が発生した場合は、直ちに都教育庁へ報告する。 ２　区市町村立学校 区立学校については、区教育委員会を、また、市町村立学校については、教育事務所・出張所を経由し都教育庁へ報告する。ただし、緊急を要するもので、直接都教育庁の指示が必要な場合は、当該校長が直接都教育庁へ報告する。
都下水道局	○　局施設に事故が発生した場合は、その種類規模等により、緊急連絡態勢をとり、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
警視庁	○　各方面本部及び警察署からの報告を集約し、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況をとりまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と情報交換を図る。

機関名	内　　容
東京消防庁	○　事故等の発生時において、各方面本部、消防署から当該事故等に関する情報を収集し、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨を都に通報するとともに、区市町村、警視庁、自衛隊及び関係機関と相互の情報交換を図る。
第三管区 海上保安本部	○　海難事故等の情報を入手した場合は、直ちに巡視船艇、航空機による対応及び関係機関との緊密な連絡により情報を収集するとともに、必要があれば都、排出油等防除協議会の会員及び関係防災機関等に通報する。
東京ガス	○　社内の連絡体制 　ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 ○　警察、消防機関への連絡体制 　ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署又は消防署へ連絡する。
都交通局	○　大規模事故が発生した場合、関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を総合指令所その他必要箇所に報告する。 ○　総合指令所は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所等に事故状況、復旧状況等を連絡し、また、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 ○　都総務局、監督官庁、報道機関等に対しては、情報を収集、整理のうえ担当課が通報する。
ＪＲ東日本 ＪＲ東海 ＪＲ貨物	○　事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
東武鉄道	○　事故が発生したときは、速やかに指令電話及び列車無線により、関係駅区及び関係列車に事故に関する必要な情報の収集、伝達を行うとともに、必要に応じ、警察、消防機関にも、その旨通報する。
東急電鉄	○　事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
京成電鉄	○　大規模な災害が発生した場合、指令電話、列車無線、一斉情報装置及び沿線電話により、所定の災害時の情報連絡系統に従い、対策本部及び関係部署との相互連絡をとる。

機関名	内　　容
	また、必要に応じて無線車の現場への急派あるいは、連絡用電話の架設、携帯電話器等を使用する。 ○　被害を最小限に止め、早期の復旧及び救護を図るため、関係諸官公署へ速やかに災害に関する情報を通報するとともに、救急応援要請に備え、地方自治体、病院等への情報伝達態勢をとる。 また、報道機関に対しても現在の状況、今後の見通し等を速報する。
京　王　電　鉄	○　事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに定められた事故・災害発生時の連絡体制により関係箇所への報告を行う。
京　急　電　鉄	○　事故が発生したとき、又は事故を発見若しくは事故の通報を受けたときは、直ちに鉄道事故・災害対策規程の定めるところにより関係箇所へ報告する。 ○　他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報して協力を要請する。 ○　救急処置及び復旧に必要な措置を講ずるため、警察署、消防署、救急医療機関等への救援依頼が必要と認められる場合は、救援を要請する。
西　武　鉄　道	○　事故が発生したとき、又は事故の通報を受けたときは、直ちに事故速報系統により関係箇所へ報告する。 ○　他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報する。
小　田　急　電　鉄	○　大規模事故発生時には、概ね次の内容による情報を収集し、必要に応じ、警察署、消防署、医療機関等の関係機関へ通報する。 １　災害の種類、被害場所、発生時刻 ２　被害の状況、復旧の見込み ３　列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 ４　振替、代替輸送の手配
北　総　鉄　道	○　大規模事故が発生した時は、事故時連絡系統により関係箇所へ連絡する。 ○　事故対策本部を設置して、情報収集・伝達を行い、事故状況、旅客の状況、復旧見込み時間及び運転状況等を把握し関係箇所へ連絡するとともに、対策要員を非常招集して応急措置、救護、早期復旧を図る。

機関名	内　　容
東京地下鉄	○　事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報、連絡を行う。
東京モノレール	○　事故が発生したときは、概ね次の事項を速やかに報告する。 １　事故の状況、復旧見込み時間 ２　復旧作業中は、その進捗状況 ３　死傷者の救援状況及び旅客の状況 ４　列車の運転状況、振替及び代行輸送中は、その状況 ５　その他必要事項
ゆりかもめ	○　事故等が発生した場合、その発見者である係員は、次の事項を電話、無線等により、直ちに指令区長に速報するとともに、その旨を所属区長に報告する。 １　場所及び時刻、列車の場合は列車番号 ２　状況、死傷者の有無 ３　その他必要事項 ○　通報を受けたときは、定められた連絡系統により、責任者及び関係機関へ報告又は連絡する。
東京臨海高速鉄道	○　東京都との連絡を密にして、震災の状況、路線その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告又は連絡をする。
多摩都市モノレール	○　事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所へ通報連絡を行う。 　また、必要に応じ、他の交通機関、消防・警察にもその旨を通報する。
首都圏新都市鉄道	○　事故が発生したとき又は事故の速報を受けたときは、あらかじめ定められた経路により報告する。
東日本高速道路	○　事故等が発生した場合は、定められた連絡方法により関係者に周知するとともに、関係機関に連絡する。
中日本高速道路	○　事故が発生したとき、又は事故の通報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた連絡系統により、関係機関への通報、連絡を行う。
首都高速道路	○　災害が発生した場合は、速やかにあらかじめ定められた情報連絡網により、社内及び消防・警察や関係機関等へ通報連絡を行う。
東海汽船	○　船舶に事故が発生したときは、船長は、直ちに運航管理者又は副運航管理者に通報する。

機関名	内　　容
	○　事故の通報を受けた運航管理者及び副運航管理者は、その旨を直ちに海上保安部、関東運輸局等関係防災機関に通報する。
東京空港事務所	○　東京国際空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、適宜情報交換を行う。 （資料第 27　東京国際空港航空機事故緊急連絡体制　P290）

第４節　災害時の広報及び広聴活動

１　広報活動

○　都災害対策本部は警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連の一元的な集約、調整、整理、突合、精査を行い、報道機関への発表を行う。

○　警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表

警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。

ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。

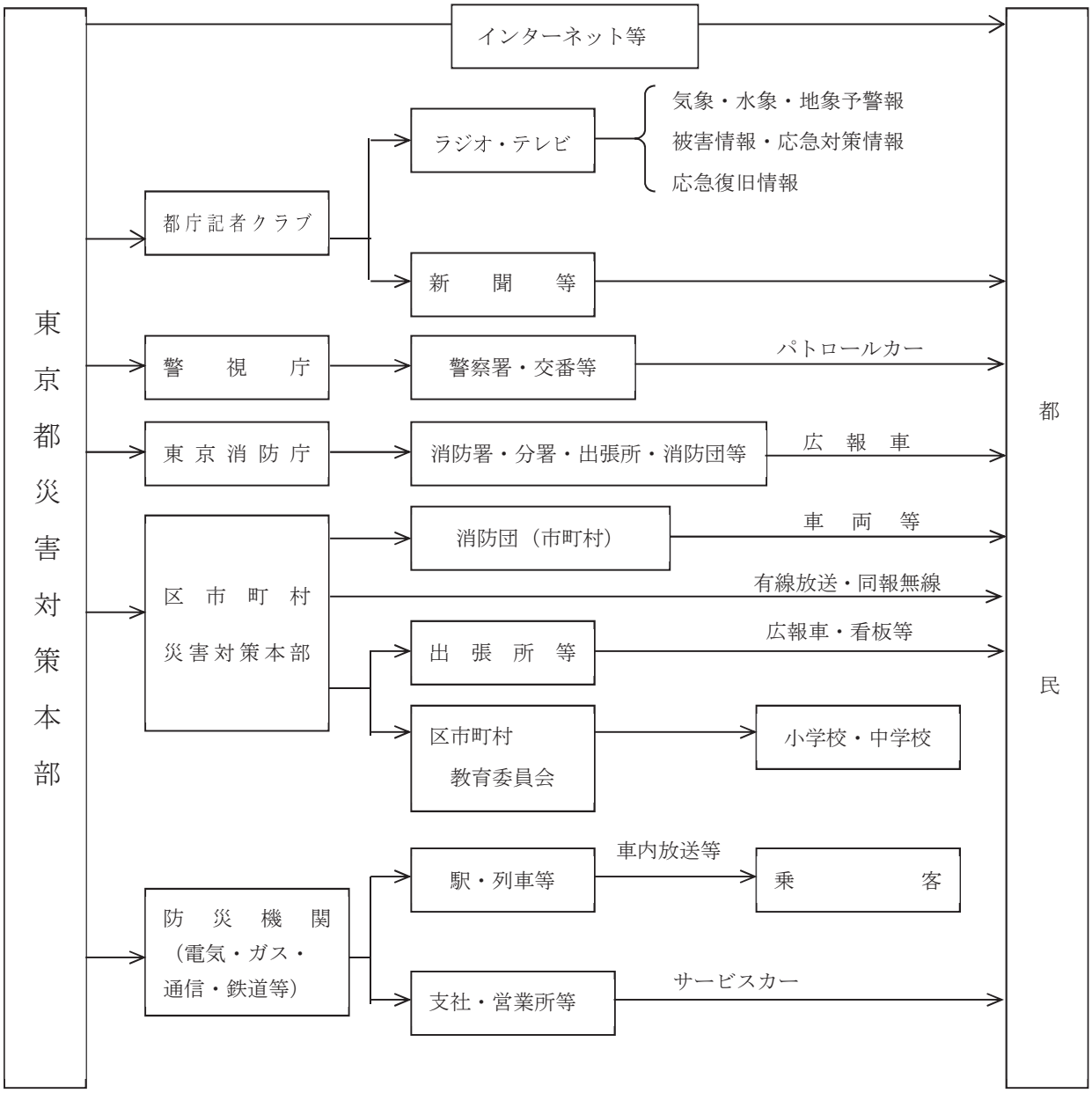
東京都災害対策本部
インターネット等
都庁記者クラブ
ラジオ・テレビ
気象・水象・地象予警報
被害情報・応急対策情報
応急復旧情報
新　聞　等
警　視　庁
警察署・交番等
パトロールカー
東京消防庁
消防署・分署・出張所・消防団等
広　報　車
区市町村
災害対策本部
消防団（市町村）
車　両　等
有線放送・同報無線
出　張　所　等
広報車・看板等
区市町村
教育委員会
小学校・中学校
防　災　機　関
（電気・ガス・
通信・鉄道等）
駅・列車等
車内放送等
乗　客
支社・営業所等
サービスカー
都民

○　事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　区市町村は、管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。
都	○　都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ○　都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○　防災 Twitter やＬアラート（災害情報共有システム）などの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。
都政策企画局	○　報道機関に対する発表 ○　要請文の作成
都生活文化局	○　管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、都生活文化局の広報媒体を最大限に利用して、必要な広報を行う。
都　環　境　局	○　高圧ガス事業者に対し、事故により被害の拡大が予想される場合は、近隣住民への広報を行うよう指導する。
都福祉保健局	○　毒物・劇物保管施設及び RI 使用施設で事故があった場合は、患者、住民等の不安を除去するため、地元区市町村、警察署、消防署等の機関と協議のうえ、広報活動を行う。
都　港　湾　局	○　東京港内で海上災害が発生した場合は、必要に応じ港内関係民間団体等への広報活動を行う。 ○　島しょにおいては、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と密接な連絡のもと広報を行うとともに、在港船舶に対する広報活動を行う。 ○　東京都営空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。
都　教　育　庁	○　学校に対し、事故時の校内連絡計画を樹立しておくよう指導する。 １　放送、非常ベル等が使用不能の場合の校内通報連絡手段の確立 ２　通報系統の一本化

機関名	内　　容
	３　消防署等関係機関との連絡方法の確立 ４　保護者との連絡方法の確立
都　水　道　局	○　大規模事故により、給水等に影響がある場合は、住民等に必要な広報を行う。
都 下 水 道 局	○　局施設に事故が発生した場合は、種類、規模等により、近隣住民及び通行者等に対し、必要な広報を行う。
警　視　庁	○　災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 １　被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 ２　交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ３　犯罪の防止に関する事項 ４　その他、各種告示事項
東 京 消 防 庁	○　広報活動 事故等の災害時においては、消防署等において当該災害に関する情報を収集し、現地連絡調整所等において関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 １　被害の状況 ２　災害活動の状況 ３　住民の安否情報 ４　避難指示等の伝達 ○　広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS により、時宜を得た広報活動を行う。
第　三　管　区 海 上 保 安 本 部	○　第三管区海上保安本部は、船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について広報を行う。 １　被災状況及び措置状況 ２　人命の救助状況 ３　海上交通及び海上交通規制等の状況 ４　水路及び航路標識の異常の状況 ５　航路障害物の状況 ６　緊急輸送の実施状況 ７　治安の状況 ８　その他必要な事項

機関名	内　　容
東　京　ガ　ス	○　ガス漏れ通報受付け時は、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等必要と思われる措置をとるよう通報者に要請する。 ○　ガス漏えい箇所付近では、火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立入らないよう措置をとる。 ○　緊急車等を出動させ、付近住民に対する必要な広報活動を展開する。
都　交　通　局	○　大規模事故が発生した場合の広報活動は、旅客及び報道機関に対して、事故の概要、運転状況、振替輸送等の案内、復旧見込み等について行う。 １　都電の旅客に対しては、営業所から各停留場の放送設備を利用して行うほか、電車の乗務員が車内放送により行う。 ２　都営地下鉄の旅客に対しては、各駅の放送設備や改札口付近のモニターを利用して行うほか、掲示物を掲出する。 　また、乗客に対しては、列車の乗務員が車内放送により行う。 　さらに、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客への広報を依頼する。 ３　日暮里・舎人ライナーの旅客に対しては、指令区若しくは駅務係員から各駅の放送設備や改札口付近のモニターを利用して行うほか、運転係員が車内放送により行う。 ４　報道機関に対しては、総務部お客様サービス課で情報をとりまとめ発表する。 ５　ホームページやSNSによる情報提供を必要に応じて行う。
ＪＲ　東日本 ＪＲ　東　海	○　災害発生時には、必要に応じて次の内容を主とした情報を報道機関にタイムリーに提供し、テレビ、ラジオ、ホームページ等で一般に周知する。 １　列車の運転状況及び各駅における旅客の状況等 ２　被害状況及び復旧見込み ３　混乱防止のため、利用者に理解と協力を求める事項 ４　その他必要と認める事項 ○　旅客に対する情報の伝達は、別に定める手順により行う。
東　武　鉄　道	○　災害発生時においては、状況に応じて、報道機関を通じ、列車の運転状況、被災状況等を利用者に知らせるとともに、旅行見合せ等の呼びかけを行う。 ○　各駅及び車内においては、放送設備及び掲示設備を活用し、旅客に対して、列車の運行状況、復旧状況、他社線の運行状況等の情報を提供する。

機関名	内　　容
東　急　電　鉄	○　駅構内の事故 　事故の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないように注意し、かつ、避難口の状況と駅係員の指示に従うほか、事故の規模及び建物の安全性、落下物についても注意し、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況についても放送する。 ○　駅構外の事故 　乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、又は運輸司令からの指示情報について、旅客を案内するとともに、停止(徐行)の地点、理由、被害状況、運行の見直し、今後とるべき措置等をできるだけ正確に、かつ、速やかに放送して、動揺、混乱等の発生防止に努める。
京　成　電　鉄	○　被害の軽減と速やかな復旧を図るため、旅客に対して的確な情報を常時伝達する。 ○　収集した情報及び列車運転計画、復旧対策、振替輸送、代替輸送等の情報は、迅速に駅又は列車に伝達し、駅放送、掲示板及び車内放送等により伝達する。
京　王　電　鉄	○　旅客に対し、事故の状況、復旧見込み時間、運転状況及び振替輸送状況等を速やかに掲出し、放送等により案内を行う。 　また、必要に応じ報道関係に発表する。
京　急　電　鉄	○　利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示機器類により事故の通報及び列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。 ○　社会的に影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。
西　武　鉄　道	○　利用客に対し、駅構内放送、車内放送、掲示板等により事故の状況、復旧見込みを案内する。 ○　公衆に対しては、西武ホームページに必要な情報を広報する。
小田急電鉄	○　大規模災害時の広報は、駅放送、車内放送、掲示板及びホームページ、その他報道機関等を通じて、旅客、公衆に対し、次の内容による広報を行う。 １　被害の状況、復旧の見込み ２　列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 ３　振替、代替輸送の状況
北　総　鉄　道	○　旅客に対し駅構内放送、車内放送、掲示板等により事故状況、復旧見込み、列車運行状況及び振替輸送・代行輸送等の案内をする。

機関名	内　　容
東京地下鉄	○　旅客に対して、駅構内放送、車内放送、運行情報装置、掲示板等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画、振替輸送及び代替輸送等の案内を徹底する。 ○　利用者に必要な情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に発表する。
東京モノレール	○　旅客に対して各駅の構内放送、車内放送、掲示板等により、概ね次の事項を情報伝達する。 　また、必要に応じて、報道機関等にも伝達する。 １　事故の状況、復旧対策、復旧見込み ２　列車の運転計画 ３　振替輸送、代行輸送及びその経路 ４　その他必要事項
ゆりかもめ	○　旅客に対して、車内及び駅施設放送又は掲示等で、障害の状況(不良個所、復旧見込、振替輸送を実施する場合はその区間その他必要事項)を周知し、混乱防止に努めるとともに、報道機関等に伝達する。
東京臨海高速鉄道	○　東京都、気象庁及び救急機関等との連絡を密にして、災害の状況、路線その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告又は連絡をする。 ○　旅客に対しては、駅構内放送、車内放送、案内表示装置又は掲示等により、列車の運転状況、復旧見込み、振替輸送等を案内し、混乱防止に努める。
多摩都市モノレール	○　利用者に対し、放送装置、案内表示装置、多摩モノレールホームページ、SNS、掲示等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。 　また、必要に応じて報道機関等にも伝達する。
首都圏新都市鉄道	○　旅客に対して各駅の構内放送・掲示表示、車内放送・掲示表示等により、事故の内容、復旧見込み、運行計画及び振替輸送等の案内を行う。 ○　利用者に対し、放送装置、案内表示装置、ホームページ、SNS等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。適宜報道機関に発表する。
東日本高速道路	○　道路利用者等に、道路交通情報提供施設、インターネット、マスメディア等により情報提供を実施する。 ○　高速道路情報の問合せ先となるお客さまセンター、料金所、休憩施設に対しては、常に最新情報を連絡するよう努める。
中日本高速道路	○　災害時において、道路利用者及び地域住民が、非常事態に即応して適切な措置をとり得るよう、高速道路に関する適切な情

機関名	内　　容
	報を、速やかに道路の情報提供施設や報道機関等を通じて提供するものとする。
首都高速道路	○　災害が発生した場合には、利用者に対しては各種情報板や緊急放送(トンネル内)、巡回パトロールカー等で広報を行う。 　また、お客様センター等において一般からの問い合わせに対応する。
東海汽船	○　旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導を講ずる。 ○　各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者へ情報を伝達する。 ○　被災者の近親者等へ事故情報を提供する。 ○　報道関係者へ事故情報の提供及び便宜を図る。 ○　その他事故に係る広報を行う。
東京空港事務所	○　東京国際空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。

２　避難指示等の情報伝達

○　都及び区市町村は、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

○　具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

（１）　実施機関

　東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

（２）　伝達する情報

ア　高齢者等避難(要配慮者向け情報を含む。)

イ　避難指示

ウ　警戒区域の設定

３　広聴活動

機関名	内　　容
都生活文化局	○　常設の都民相談窓口、又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。
警視庁	○　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

機関名	内　　容
東京消防庁	○　災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 ○　都民からの電子メールによる問合せに対応する。
区市町村	○　被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

４　報道機関への発表

（１）　都本部からの発表

○　都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎６階)等において行う。

○　報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局とする。

○　都本部及び各局の報道発表に関する庁内調整は、都政策企画局が行う。

○　夜間又は勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、都総務局総合防災部が発表を行う。

○　都災害対策本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。

（２）　警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表

○　警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。

　ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。

（３）　各防災機関からの報道機関への発表

○　被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて、都本部においても発表する。

第５節　災害時の放送要請、報道要請

１　放送要請

○　都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。

○　放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、都総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。

　なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。

○　外国人への情報提供については、アメリカン・フォーシズ・ネットワーク(AFN)との間に締結している「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき実施する。

(資料第 28　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定　P292)
(資料第 29　災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル　P296)

２　報道要請

○　都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。

○　報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。

なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。

(資料第 28　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定　P292)

第３章　災害救助法の適用

○　事故災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合で、国民保護法の適用を受けない事案については、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

○　災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号適用の災害は、住家に被害を生じた場合を対象として設けられている。大規模事故時に第４号が適用される場合は直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施を必要とする場合である。

○　大規模事故については、災害救助法施行令第１条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

（災害救助法施行令第１条第１項第４号適用に基づく災害例）

１　船舶の沈没又は交通事故により多数の者が死傷した場合
２　交通路の途絶のため多数の登山者等を放置すれば飢餓状態に陥る場合
３　火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
４　群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
５　離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水の確保ができない場合
６　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

第１節　災害救助法の適用

１　災害救助の実施機関

○　都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じ、国民保護法の適用を受けない場合、知事は救助法第２条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

○　区市町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

　また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区市町村長に委任する。

○　なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区市町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

２　救助法の適用基準

○　救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

（１）　区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第１に定める数以上であること。

（２）　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第２に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第３に定める数以上であること。

（３）　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第４に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

（４）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　被災世帯の算定基準

（１）　被災世帯の算定

○　住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

（２）　住家の滅失等の認定

ア　住家が滅失したもの

○　住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

○　住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

○　ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

（３）　世帯及び住家の単位

○　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

○　住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必

要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

４　救助法の適用手続

○　災害に際し、区市町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該区市町村長は(島しょの町村長は支庁長を経由して)、ただちにその旨を知事に報告しなければならない。

○　知事は、区市町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

○　救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法により救助を実施する。
令和○年○月○日
東京都知事　　○○○○

○　知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡する。

○　都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

５　救助の種類

○　救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

（１）　避難所及び応急仮設住宅の供与
（２）　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
（４）　医療及び助産
（５）　被災者の救出
（６）　被災した住宅の応急修理
（７）　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
（８）　学用品の給与
（９）　埋葬
(10)　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

○　救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

○　救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

第２節　救助実施体制の整備

１　救助実施体制の整備

○　救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

○　そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

２　被害状況調査体制の整備

○　救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

３　救助の実施に必要な関係帳票の整備

○　救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。

○　災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第３節　救助の実施方法等

１　災害報告

○　救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。

○　これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

２　救助実施状況の報告

○　災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

３　救助の程度・方法及び期間

○　基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

第４節　従事命令等

１　従事命令等の種類

○　迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

（１）　従事命令

○　一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限

（例）　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職　等

（２）　協力命令

○　被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限

（例）　被災者を炊き出しに協力させる　等

（３）　管理、使用、保管命令及び収用

○　特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

ア　管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ　使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ　保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ　収用

災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

２　従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	令和２年度費用（日当）の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日あたり 医師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21,600円以内 歯科医師・・・・・・・・・・・・・・・20,700円以内 薬剤師・・・・・・・・・・・・・・・・・17,900円以内 保健師、助産師、看護師・16,800円以内 准看護師・・・・・・・・・・・・・・・13,600円以内 診療放射線技師・・・・・・・・・14,700円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

区分	範囲	令和２年度費用(日当)の限度額	期間	備考
		臨床検査・工学技師・・・・・14,700 円以内 歯科衛生士・・・・・・・・・・・・・14,200 円以内 救急救命士・・・・・・・・・・・・・17,100 円以内 土木・建築技術者・・・・・・・16,200 円以内 大工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25,600 円以内 左官・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27,700 円以内 とび職・・・・・・・・・・・・・・・・・27,300 円以内		

第５節　災害救助基金の運用

１　災害救助基金の積立

○　救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(救助法第 37 条)。

(注)　法定積立最小額は、当該年度の前年度前３か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五相当額である。

２　災害救助基金の運用

○　災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てている。

(資料第 30　給与品事前購入分一覧表　P297)

第４章　応援協力・派遣要請

○　事故災害が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に沿って応急対策を実施する。
○　被害が広範囲に及ぶ場合は、被災していない自治体や民間の協力を得るなどの事故災害対策を実施する。
○　知事は必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第１節　応援協力

１　区市町村の応援協力

○　被災区市町村長は、知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期する。
○　知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。
○　区市町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
（１）　災害の状況及び応援を求める理由(災害の情況及びあっせんを求める場合はその理由)
（２）　応援を希望する機関名
（３）　応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
（４）　応援を必要とする場所、期間
（５）　応援を必要とする活動内容
（６）　その他必要な事項

項　　目	内　　容
東京消防庁における相互応援	○　消防組織法第 39 条に基づき、隣接市町等との間において、隣接する地域の火災や大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的とし、消防相互応援協定を締結している。 (資料第 31　東京消防庁相互応援協定の締結一覧　P298)

２　防災機関等の応援協力

（１）　防災機関の応援要請
○　防災機関の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に

掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア　災害の状況及び応援を求める理由（災害の情況及びあっせんを求める場合はその理由）

イ　応援を希望する機関名

ウ　応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ　応援を必要とする場所、期間

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要な事項

（２）　都と防災機関との応援協力

○　災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力体制を確立している。

（資料第 32　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）　P299）

（３）　防災機関相互間の応援協力

ア　応援協力の実施

（ア）　各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

（イ）　各機関の協力業務の内容は、第１部第５章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

（ウ）　各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

（エ）　都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあっせんをする。

イ　海上災害時の相互協力

項　　目	内　　容
東京湾消防相互応援協定	○　消防組織法第 39 条に基づき、東京消防庁、川崎市、横浜市、千葉市及び市川市との間において、船舶、航空機、車両等による大規模な火災、危険物の流出事故、大規模な危険物施設等の火災に対応するため、平成２年（1990 年）５月に東京湾消防相互応援協定を締結している。
東京消防庁と東京海上保安部との業務協定	○　京浜港東京区全水域における消火活動及び火災予防の活動を円滑に実施するため、東京消防庁と東京海上保安部との間において、平成 31 年（2019 年）４月に業務協定を締結している。
排出油等防除協議会	○　第三管区海上保安本部の東京海上保安部、横浜海上保安部、下田海上保安部及び小笠原海上保安署は、関係自治体及び関係機関とともに、東京湾及び島しょ部の海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合に備え、各海域毎に排出油等防除協議会を組織し、災害発生時には排

項　　目	内　　容
	出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進する。 ○　東京湾では、各海域毎に組織された排出油等防除協議会、関係自治体、その他の関係機関で組織する東京湾排出油等防除協議会が各排出油等防除協議会の活動の総合調整を行う。
東京港安全汚染防止対策協議会	○　都港湾局、関係官公庁及び民間団体等 21 機関が、東京港における船舶の航行安全、災害防止等に関する事項を協議し､その対策を推進することを目的として昭和50年(1975年)６月に設置した。
東京海上保安部と日赤東京都支部との協定	○　昭和 40 年(1965 年)10 月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。

ウ　航空機事故時の相互協力

項　　目	内　　容
東京消防庁と東京空港事務所との消火救難活動に関する協定	○　東京消防庁と東京空港事務所は、昭和 46 年(1971 年) 7 月に東京国際空港及びその周辺における消火救難活動について相互応援協定を締結している。
米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡調整体制	○　米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するため、昭和 56 年(1981 年) 4 月東京防衛施設局(現北関東防衛局)、自衛隊、米軍、都、警視庁、東京消防庁及び 22 市町村とが「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」を定め、災害時の通報体制及び被災者救援活動等について取り決めている。 (資料第 18　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱　P277)
日赤東京都支部と東京空港事務所との協定	○　平成元年(1989 年) 3 月、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「応急救護活動に関する協定」を締結している。
日赤神奈川県支部と東京空港事務所との協定	○　平成８年(1996 年) 6 月、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「応急救護活動に関する協定」を締結している。
医師会と東京空港事務所との協定	○　平成２年(1990 年)10 月に大田区三医師会(蒲田・大森・田園調布)と、また平成９年(1997 年) 4 月に川崎市医師会と、東京国際空港及びその周辺における航空機事故発生時の救護について「医療救護活動に関する協定」を締結している。

エ　鉄道事故時の相互協力

項　　目	内　　容
鉄道各社における相互協定	○　鉄道各社は、それぞれ連絡駅等において、災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときの相互協力について、協定書、覚書等を取り交わしている。 　また、被災等により不通区間を生じた場合は、連絡する鉄道等の機関に振替輸送を依頼するべく、そのための協定を結んでいる。

３　地方公共団体との広域的な応援協力

項　　目	内　　容
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	○　被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援及びあっせん、施設若しくは業務の提供及びあっせん、ブロックによる連絡調整等
震災時等の相互応援に関する協定	○　物資等の提供及びあっせん、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあっせん、応援の自主出動、カバー都県の設置、資料の交換、連絡会議の設置、応援経費の負担等
２１大都市災害時相互応援に関する協定	○　飲料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣、自主出動
九都県市災害時相互応援に関する協定	○　物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん、火葬場及びし尿等処理施設の提供及びあっせん、応援の自主出動、応援調整都県市の設置、現地連絡本部の設置等
関西広域連連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	○　職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供・資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両・ヘリコプター・船舶等の輸送手段の確保、医療支援、その他被災した構成都府県市が要請した措置等

（資料第 32　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）　P299）
（資料第 33　震災時等の相互応援に関する協定・実施細目　P302）
（資料第 34　２１大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目　P308）
（資料第 35　九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目　P312）

４　民間団体との応援協力

○　都及び区市町村並びに関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では「資料第 32　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）P299」のとおり民間団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

（資料第 36　災害時における応急対策業務に関する協定　P319）
（資料第 37　災害時における応急復旧業務に関する協定　P320）
（資料第 38　災害時における救助・救急業務に関する協定　P321）

５　公共的団体等との応援協力体制の確立

○　区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

○　区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

○　これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

（１）　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること。
（２）　災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
（３）　災害時における広報広聴活動に協力すること。
（４）　避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
（５）　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
（６）　被災状況の調査に協力すること。
（７）　被災区域内の秩序維持に協力すること。
（８）　罹災証明書交付事務に協力すること。
（９）　その他の災害応急対策業務に協力すること。

（注）１　公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。
２　防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

６　各機関の経費負担

○　国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第 18 条）。

第２節　派遣要請

○　知事は、大規模事故などの災害発生に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
○　事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を連絡する。

１　災害派遣の範囲

○　自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（１）　知事の要請による災害派遣

ア　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

ウ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（２）　知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

オ　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

カ　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続等

（１）　要請者

知事

（２）　要請手続

ア　都が行う要請手続

○　知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

（ア）　災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ）　派遣を希望する期間

（ウ）　派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）　その他参考となるべき事項

イ　区市町村長の通報

○　区市町村長は、当該区市町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

ウ　防災機関が行う要請手続

○　災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、（２）アに掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。

○　緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

エ　自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

○　知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

（３）　自衛隊との連絡

ア　情報の交換

○　都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ　連絡班の相互派遣

○　都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第１師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班（員）の派遣を要請する。

○　都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

ウ　連絡所の設置

○　都総務局は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所を設置する。

（４）　災害派遣部隊の受入体制

ア　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

○　知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ　作業計画及び資器材の準備

○　各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

○　救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

ウ　活動拠点及びヘリポート等使用の通報

○　知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用の調整を実施し部隊に通報する。

（５）　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

○　知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

（６）　経費の負担

○　自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第１師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊等と協定を締結する。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材　(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ　天幕等の管理換に伴う修理費

オ　島しょ部に係る輸送料等

カ　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

３　災害派遣部隊の活動内容

区　　分	活　動　内　容
都の域内を担当する組織	○　陸上自衛隊　第１師団司令部 　なお、災害の規模が甚大で、第１師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○　海上自衛隊　横須賀地方総監部 ○　航空自衛隊　作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	○　車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○　避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○　行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○　堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○　火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の啓開	○　道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○　被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	○　緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○　被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○　「防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令」(昭和 33 年総理府令第１号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○　能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○　災害対策基本法第 63 条第３項、第 64 条第８項～第 10 項及び第 65 条第３項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

４　災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊第１師団）

都担当	地区担任部隊		担　当　地　域
第1師団長（練　馬）	23区分区	第１普通科連隊（練　馬）	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
	多摩東分区	第１後方支援連隊（練　馬）	立川・武蔵野・三鷹・府中・稲城・多摩・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京の各市
	多摩西分区	第１施設大隊（朝　霞）	八王子・町田・日野・福生・羽村・あきる野・青梅の各市、日の出・奥多摩・瑞穂の各町、檜原村
	島しょ部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

第５章　消防活動

○　火災発生時に消防機関等が迅速かつ的確な消防活動を行うことにより、火災の拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

第１節　活動方針

１　市町村

○　市町村は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

２　東京消防庁

○　大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第２節　活動態勢

○　活動態勢について市町村の消防機関は、常時、火災その他の災害に即応できる態勢を確保しておかなければならない。本節においては、東京消防庁の本部の編成、部隊の運用について定める。

１　本部の構成

○　東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

２　部隊の運用等

○　東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により消防救助機動部隊や消防ヘリコプター機動部隊などの特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。

○　東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに理事を部隊長とする統合機動部隊を運用する。

第６章　危険物事故の応急対策

○　石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

○　地方公共団体は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第１節　石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内　　容
東京消防庁	○　関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 　また、これらの施設に対する災害応急対策は、第３部第５章「消防活動」(P154)に定めるところにより対処する。 １　危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 ２　混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 ３　災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 ４　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第２節　高圧ガス保管施設の応急活動

○　高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。

○　安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)である。

○　都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成４年(1992 年)10月に隣接都県の合意に基づき定められている。

(資料第 39　高圧ガスに係わる連絡通報窓口　P322)

○　有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

○　高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統等

１　高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図

（１）　都において事故が発生した場合

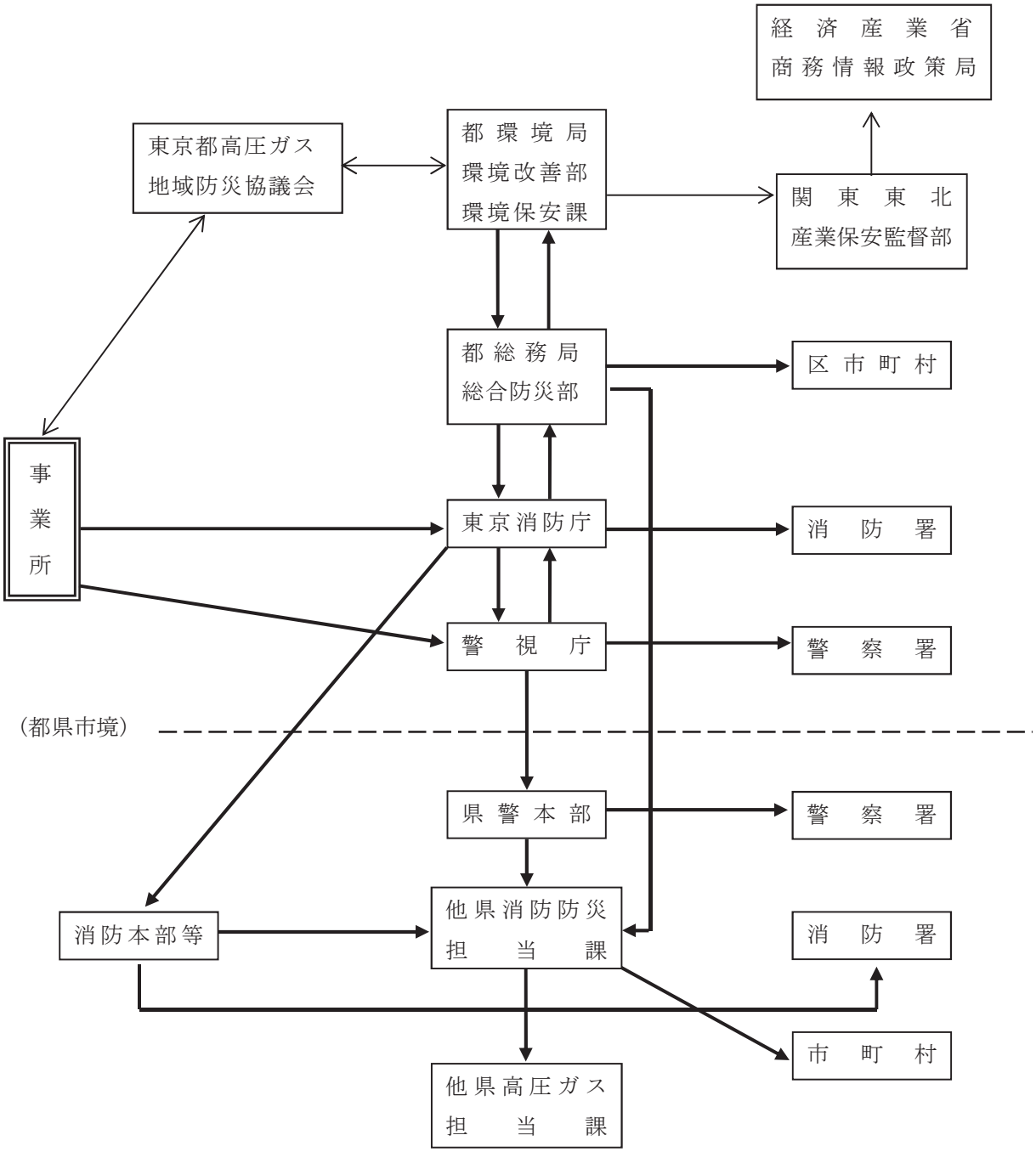

（注）太線は基幹ルートである。

（２）　隣接県において事故が発生した場合

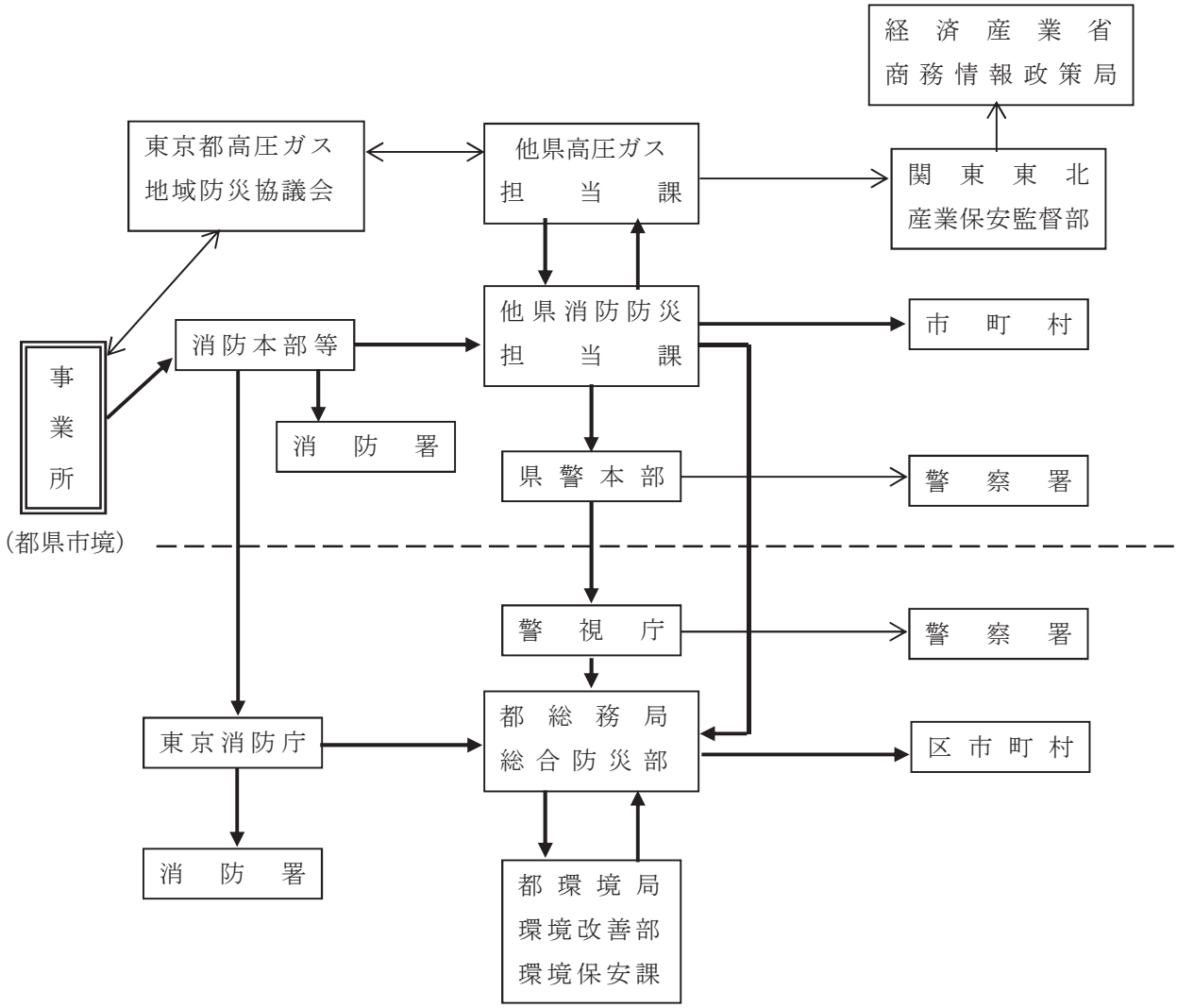

(注)太線は基幹ルートである。

２　機関別対応措置

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>区　市　町　村</td><td>○　事故時において必要に応じ次の措置を行う。
１　住民に対する避難の指示　４　避難住民の保護
２　住民の避難誘導　５　情報提供
３　避難所の開設　６　関係機関との連絡</td></tr>
<tr><td>都　総　務　局</td><td>○　都県市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、前記(1)の「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。</td></tr>
<tr><td>都　環　境　局</td><td>○　事故時における措置
１　ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。
２　都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。
○　事故時の緊急出動体制
高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。
防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
○　事故時の通報連絡系統
 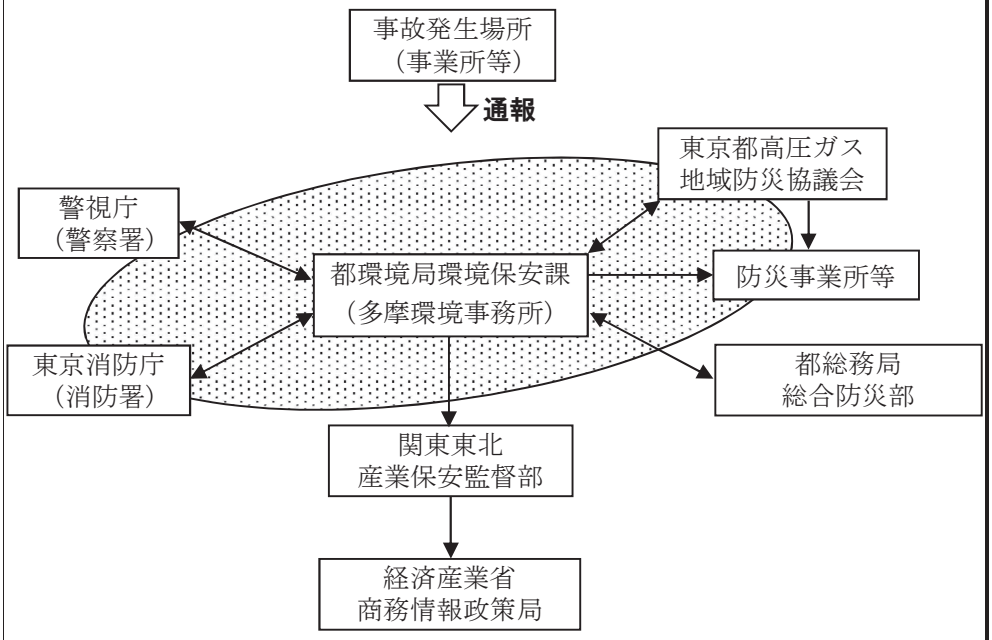
</td></tr>
</table>

機関名	内　　容
東京消防庁	○　ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○　災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○　関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 　また、これらの施設に対する災害応急対策については、前章「消防活動」(P154)により対処する。
警視庁	○　ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○　区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○　避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○　避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業保安監督部	○　正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○　災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造、施設者等に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第３節　火薬類保管施設の応急活動

機関名	内　　容
都環境局	○　被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 　１　関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 　２　事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	○　火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。 ○　作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類について、緊急の場合は自主的保安管理体制の下に直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示・命令等を発する。

第４節　毒物・劇物取扱施設の応急活動

○　毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の機関別対応措置は次のとおりである。

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁	○　有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○　関係機関との情報連絡を行う。 　また、これらの施設に対する災害応急対策は前章「消防活動」(P154)により対処する。
都教育庁	○　発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 １　発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ２　出火防止及び初期消火活動 ３　毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 ４　実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ５　児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ６　被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ７　避難場所及び避難方法

第５節　放射線使用施設等の応急対策

○　災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

　原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

○　放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

○　都における各機関別の応急活動は次のとおりである。

機関名	対　応　措　置
東京消防庁	○　RI 等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。 　また、前章「消防活動」(P154)により災害応急活動を行うものとする。 １　施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ２　放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都福祉保健局	○　RI 使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、４人を１班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

第６節　危険物輸送車両の応急対策

１　高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	対　応　措　置
都環境局	○　一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○　一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警視庁	○　施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○　移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○　輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁	○　第２部第２章第２節「危険物等の輸送の安全化」(P45)に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○　災害応急対策は、前章「消防活動」(P154)により対処するものとする。
関東東北産業保安監督部	○　正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
関東運輸局	○　危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 １　災害発生時の緊急連絡設備の整備

機関名	対　応　措　置
	２　災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ３　輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
第三管区海上保安本部	○　関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。 １　危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置 （資料第 40　危険物とう載船の専用岸壁　P323） ２　危険物の海上への流出防止措置と応急対策 ３　港内の危険物積載船舶に対する、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 ４　港長公示第 30-1 号（平成 30 年１月 31 日）に基づく、次の事項に関する規制の徹底 （１）　危険物荷役専用桟橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より 30m 以内の他の一般船舶の航行、停泊の禁止 （２）　火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用桟橋に接岸荷役中の船舶より 30m 以内の航行、停泊、作業の禁止
ＪＲ　貨　物	○　危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

２　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

○　核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和 58 年 11 月 10 日設置)において安全対策を講じる。

（１）　事故時の連絡体制

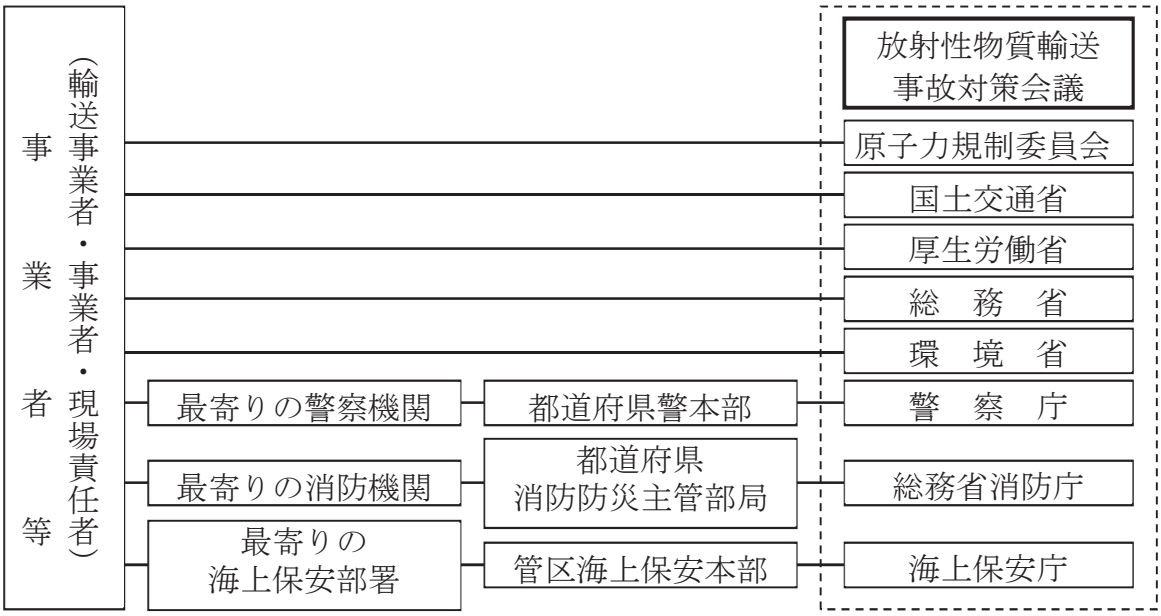

（２）　事故時の対応措置

機関名	対　応　措　置
国の省庁の対応 （原子力規制委員会） （原子力防災会議事務局） （内閣府） （国土交通省） （警察庁） （消防庁） （海上保安庁）	○　放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生し、原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合は、「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、事故を所管する省庁において行うものとする。 １　事故情報の収集、整理及び分析　４　対外発表 ２　関係省庁の講ずべき措置　５　その他必要な事項 ３　係官及び専門家の現地派遣 ○　派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁	○　事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。

機関名	対　応　措　置
東京消防庁	○　事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	○　事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国と連携をとり、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
第三管区海上保安本部	○　事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。 ○　上記項目に必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。 ○　海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をする。 ○　東京都が、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合、海上における住民等の避難状況を確認し、都に報告する。
その他（事業者等）	○　事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第７節　流出油等の応急対策

１　流出油等応急対策

○　沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から大量の油等が流失した場合又はこれに伴う火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等を図るため、関係各機関は次の措置を講じる。

機関名	内　　容
第三管区 海上保安本部	○　災害発生時の作業態勢 1　船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除体制を確立する。 2　人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 3　遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。 （1）　流出箇所の閉鎖 （2）　原因者が手配した資機材による防除活動 （3）　積荷油の抜き取り又は移送 4　オイルフェンスの展張 流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近へ展張の指導を行う。 5　流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油等処理作業の指導を行う。 6　消火及び延焼防止 海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。 7　警戒及び立入制限等 （1）　海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。 （2）　現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 8　応急資器材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。 9　遭難船の移動等 遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導、助言を行う。 10　タンカー、バージによる残油瀬取りの指導、助言を行う。 11　被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。 12　その他の応急処理 原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。 ○　船舶の交通規制

機関名	内　　容
	油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限し又は禁止する。 ○　その他 １　海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。 ２　船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。 ３　その他必要な措置を行う。
東京消防庁	○　災害発生時の作業態勢 １　人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 ２　オイルフェンスの展張 （１）　流出油等の拡散を防止するため遭難船等の付近へ展張する。 （２）　流出油等の処理、火災発生等の防止のため、油処理剤を散布する。 ３　初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。 ４　警戒及び立入制限等 （１）　海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 （２）　現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 ５　応急資器材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。 ６　状況により遭難船の移動について関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航を行う。 ７　タンカー、バージによる残油瀬取りを関係機関へ要請する。 ８　被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請を行う。 ９　消火資器材の確保 流出油等の処理、火災の発生防止、消火のための油処理剤等消火資器材の確保を行う。

機関名	内　　容
	10　その他の応急処理 ○　船舶の交通規制 関係機関と協力して危険水域付近に消防艇を配置して、海上又は河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとる。 ○　その他 1　海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに関係機関に協力を要請する。 2　関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。 3　沿岸住民への被害拡大防止措置の指導を行う。 4　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 5　危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導を行う。 6　沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。 7　その他必要な措置を行う。
警　視　庁	○　災害発生時の作業態勢 1　人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。 2　初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合、初期消火及び延焼防止措置を行う。 3　警戒及び立入制限等 （1）　海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 （2）　現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。 4　関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 5　状況により遭難船の移動について関係機関に要請するとともに、特に河川にあっては安全区域へ移動するためひき船の手配及びえい航を行う。 6　被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請を行う。 ○　船舶の交通規制 関係機関と協力して危険水域付近に警備艇を配置して、海上又は河川における船舶、いかだ等の通行禁止制限及び避難等の処置をとる。 ○　その他

機関名	内　　容
	1　海上及び河川における火気の使用禁止、その他必要な広報を行うとともに関係機関に協力を要請する。 2　関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。 3　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。 4　沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。
都港湾局 都総務局 都建設局	○　災害発生時の作業態勢 1　災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢及び救助活動・油拡散防止体制を確立する。 2　関係機関と協力し流出油等の拡散を防止するため、遭難船等の付近へオイルフェンスを展張する。 3　関係機関と協力し油吸着剤、油処理剤等を散布する。 4　警戒及び立入制限等 （1）　海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 （2）　関係機関と連携し現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。 5　関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 6　人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため自衛隊へ出動要請を行う。 7　油処理剤等資材を確保する。 8　その他関係機関に対する協力要請を行う。 ○　その他 その他必要な措置を行う。 （資料第 41　清掃船一覧表　P324）
沿岸区	○　関係機関と協力し、沿岸住民に対して火気管理の徹底指導及び災害状況の周知を行う。 ○　関係機関と協力し陸上への被害拡大防止にあたる。 ○　関係機関と協力し、沿岸住民に対して避難指示を行う。 ○　区管理河川におけるオイルフェンスの展張、油処理剤等の散布を行う。

第７章　大規模事故時の応急対策

○　船舶や航空機事故及び大規模な道路事故などの事故災害時、防災機関は被災者の救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

第１節　船舶事故

機関名	内　　容
都港湾局	○　大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力する。 ○　東京港内における流出油事故発生時の油防除処理は、第一に原因者が処理対応を行うこととなっている。しかし、原因者が油防除処理作業を行えない場合や原因者不明の流出油事故の場合は、港湾管理者がオイルフェンス展張・放水かくはん等の油防除処理作業を実施し、被害の拡大を防止する。 ○　島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 　また、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。
第三管区海上保安本部	○　大規模な船舶事故が発生した場合においては、応急対策を統一的かつ強力に推進するため、組織の編成及び職員、船艇、航空機の動員を行う。 ○　事故状況等の情報収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、関係機関と緊密な連携を図り、人命救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を行う。
東海汽船	○　航行船舶に事故が発生したとき、船長は旅客の安全、船体、貨物の保全のために次の措置を講ずる。 １　損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討 ２　人身事故に対する早急な救護 ３　船内及び船外への連絡方法の確立 ４　旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導 ５　二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

第２節　航空機事故

機関名	内　　容
東京消防庁	○　活動体制 １　東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の航空機火災出場計画等により対応する。 ２　東京国際空港外（市街地等）の事故の場合 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○　活動の協定及び計画 １　東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する（東京空港事務所との協定）。 ２　東京国際空港緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。
都港湾局	○　調布飛行場及び東京ヘリポート並びにその周辺の航空機事故については、各管理事務所内に現地対策本部を設置し、関係機関（警視庁・消防庁、東京航空局等の関係機関）の協力のもとに、有効な活動を行う。 ○　島しょの各空港及びその周辺においては、各支庁に現地対策本部を、各管理事務所に現場指揮所を設置し、東京航空局、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 ○　活動の要領は、各空港の緊急時対応計画等に基づく。
東京空港事務所	○　東京国際空港及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関の協力のもと東京空港事務所に現地対策本部を設置し、有効な活動を行う。 ○　活動の要領は、以下に基づく。 １　東京国際空港緊急計画 ２　東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（東京消防庁との協定） （資料第 27　東京国際空港航空機事故緊急連絡体制　P290）
第三管区海上保安本部	○　航空機事故が発生した場合、東京空港事務所を始めとする関係機関との緊密な連携と協力により、以下の活動を迅速かつ的確に実施する。 １　情報収集及びその提供 ２　負傷者の救出救助 ３　救急医療活動に対する支援 ４　事故による火災の消火活動 ５　付近海域航行船舶の交通整理及び避難誘導

機関名	内　　容
	６　事故現場海域の証拠保存及び周辺海域の警戒
都及び関係防災機関	○　米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は活動を行う。 (資料第 18　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱　P277) ○　事故時の応急措置 １　緊急連絡通報 ○　航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 （１）　事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) （２）　事故発生の日時、場所 （３）　事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 （４）　その他必要事項 ２　現地連絡所等の設置 ○　航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 ○　米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 ○　この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

第３節　鉄道事故

機関名	内　　容
都	○　鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。 (資料第 42　鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書　P325) (資料第 43　新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書　P328)

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>都　交　通　局</td><td>○　地下高速電車の事故及び災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。
○　事故対策本部の活動方針
事故等が発生した場合又は発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。
○　事故対策本部の組織及び任務
<table>
<tr><th colspan="2">組　　織</th><th>任　　務</th></tr>
<tr><td>本部長</td><td>局長又は局長が命じた者</td><td>事故対策本部の業務を総括する。</td></tr>
<tr><td>副本部長</td><td>関係部の部長</td><td>本部長に事故等あるときは、これに代わる。</td></tr>
<tr><td>班　　長</td><td>関係部の各課長で、本部長が命じた者</td><td>事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業の状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指揮監督する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ＪＲ　東日本
ＪＲ　東　海
ＪＲ　貨　物</td><td>○　事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。
１　応急処置方法
２　情報の伝達方法
３　事故復旧対策本部の設置方法
４　非常招集の方法
５　救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法</td></tr>
<tr><td>東　武　鉄　道</td><td>○　事故発生に際し、その被害を最小限に止めるとともに、輸送の確保を図るため、事故発生時における応急対策を確立する。
１　運転事故の発生のおそれがあるとき、又は運転事故が発生して、併発事故を発生するおそれがあるときは、列車の停止手配をとる。
２　事故発生時には、運転取扱実施基準、鉄道事業本部事故災害等対策規程、運転事故応急処理手続等により、情報の収集と伝達を図るとともに、必要により、対策本部を設け、要員を招集し、迅速な復旧に努める。
３　事故発生時における列車の運転については、その都度の状況に応じて折返運転、代行輸送等により対処する。</td></tr>
</table>

機関名	内　　容
東　急　電　鉄	○　運転事故が発生したとき人命の救助を第一とし、かつ、敏速適切な処置をとることにより、事故による支障の除去に努め、その影響を最小限度にとどめるため、「鉄道事業本部異常時対策規程」に基づき事故の早期復旧に努める。
京　成　電　鉄	○　非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に務め、輸送の確保を図る。 　また、各職場においては、平素から事故発生時の旅客及び列車運転の取扱い方について関係者に周知徹底させるとともに、行政機関、諸団体との協力計画を推進する。 １　事故時の活動組織 　大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧及び救護を図るため、災害対策規則に基づき本社に事故対策本部を、現地に現地対策本部を設置する。 　また、各部は対策本部が設置された場合、事故及び災害対策内規により、各担当任務にあたる。 ２　事故時の応急態勢 　大規模な事故が発生した場合は、直ちに災害対策規則並びに事故及び災害対策内規に基づき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急救護、避難誘導、広報、被害状況の把握及び防災諸機関への応援要請並びに迅速な復旧態勢をとる。
京　王　電　鉄	○　大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限にくい止めるよう努める。 ○　速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送(代替、振替を含む。)の確立を図る。 　なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。
京　急　電　鉄	○　事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、併発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急処置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。 ○　事故が定める基準に該当し、必要があると認められる場合は、事故対策本部を設置する。

機関名	内　　容
西　武　鉄　道	○　事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。 ○　救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。
小 田 急 電 鉄	○　事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急処置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めたときは、現地に「現地対策本部」を、本社に「事故対策本部」を設置して応急活動にあたる。
北　総　鉄　道	○　事故が発生した場合は、災害対策本部を設置して対策要員を非常招集し、迅速な措置を講じて早期復旧に努める。
東 京 地 下 鉄	○　事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置する。 ○　事故が発生した場合、事故の発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 １　旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 ２　旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 ３　被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、119 番通報し消防隊、救急隊の出動を要請及び活動に協力する。 ４　現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出及び応急救護並びに救急隊の出動要請及び活動に協力する。 ○　情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話等を活用する。 ○　利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに適宜報道機関に発表する。 ○　対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。 ○　対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動の要請をする。 ○　復旧工事に係わる現業長は、緊急用自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立しておく。
東京モノレール	○　事故が発生したときは、すべてに優先して人命の安全と救助に努めるとともに、輸送の早期回復と、事故の拡大防止を講ずる。 　また、救助活動及び復旧作業を、機動的かつ円滑に行えるよう事故対策本部を設置する。

機関名	内　　容
ゆりかもめ	○　事故等が発生した場合は、処置及び復旧にあたっては、すべてに優先して人命の安全救助に努めるとともに、事故等の拡大を未然に防止する。 ○　また、状況に応じて事故復旧本部及び事故対策本部を設置する。
東京臨海高速鉄道	○　事故が発生した場合は、旅客の人命救助を第一とし、輸送の早期回復、損害の拡大防止に努める。その状況により災害対策本部を設置する。 ○　また、被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は必要により現地対策本部を設置する。
多摩都市モノレール	○　事故が発生した場合は、人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速に処置を行い、併発事故の防止に万全を期し、その影響を最小限にとどめるとともに、復旧を迅速に行う。 ○　また、災害・事故等対策本部を設置するとともに、必要により現地対策部を設置する。
首都圏新都市鉄道	○　事故・災害対策規程に基づき非常体制を発令し、本社内に対策本部を設置する。 ○　事故が発生し、非常体制が発令された場合は、事故発生場所に現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一として行動する。

第４節　道路・橋りょう・トンネル事故

機関名	内　　容
関東地方整備局	○　関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 １　関係機関への連絡 ２　応急措置・復旧体制の確保 ３　応急・復旧措置の実施 ○　また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
東日本高速道路	○　東日本高速道路が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、被害を最小限にするため、東日本高速道路防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、東京都並びに関係各機関と情報交換を行うものとする。

機関名	内　　容
	○　また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
中日本高速道路	○　中日本高速道路株式会社が所管する道路に関する災害が発生又は発生が予想される場合、中日本高速道路株式会社防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。
首都高速道路	○　大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報交換を行うものとする。
都福祉保健局	○　事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京 DMAT の追加支援要請に対応する。
都建設局	○　都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 １　関係機関への連絡、調整 ２　応急措置の実施 ３　被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
都港湾局	○　都港湾局が所管する臨港道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 １　関係機関への連絡、調整 ２　応急措置の実施 ３　被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁	○　事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁	○　事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
区市町村	○　所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○　また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○　事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第５節　ガス事故

機関名	内　　容
東　京　ガ　ス	○　通報連絡等 　通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○　非常災害対策組織 　ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 　なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では24時間の緊急出動体制を確立している。 ○　事故時の応急措置 １　消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 （１）　人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 （２）　ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 （３）　状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 （４）　状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 （５）　状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 ２　事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 ３　復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東 京 消 防 庁	○　事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警　　視　　庁	○　ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○　区市町村長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○　避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○　避難路の確保及び避難誘導を行う。

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○　また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○　事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第６節　CBRNE 災害

○　CBRNE 災害等の被害を最小限に留めるため、第２部第３章第６節「CBRNE 災害」(P68)で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。

○　なお、都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第８章　警備交通規制

○　大規模な事故災害において、都民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり、事故災害現場周辺における治安及び交通の秩序を維持する。

第１節　警備

○　本節においては、警備体制、警備活動について必要な事項を定める。

１　警備態勢

機関名	内　　容
警　視　庁	○　大規模事故等の災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○　なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

２　警備活動

機関名	内　　容
警　視　庁	○　災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○　警察活動は、おおむね次のとおりとする。 １　被害実態の把握及び各種情報の収集 ２　被災者の救出及び避難・誘導 ３　行方不明者の調査 ４　遺体の調査等及び検視 ５　交通規制 ６　公共の安全と秩序の維持

機関名	内　　容
第三管区海上保安本部	○　海上における船舶交通の安全確保及び海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 １　水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。 ２　特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 ３　必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防・取締りを行う。 ４　警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

３　その他

機関名	内　　容
警視庁	○　警戒区域の設定 災害現場において、区市町村長若しくはその職権を行う区市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区市町村長に通知する。 ○　区市町村に対する協力 １　区市町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ２　区市町村の災害応急対策に従事する車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。 ３　被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 ○　装備資器材の調達及び備蓄 １　警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 （資料第 44　警備活動用資器材の整備　P330） （資料第 45　ヘリコプターの機種及び性能基準　P331） ２　災害発生時、調達不足する装備資器材については、別途他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

機関名	内　　容
第三管区 海上保安本部	○　装備の保有 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。 （資料第 46　東京都関係部署所属船艇一覧表　P332）

第２節　交通規制

○　本節においては、道路及び海上交通の規制等交通の確保について必要な事項を定める。

機関名	内　　容
警視庁	〔道路交通規制〕 1　交通情報の収集と交通統制 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事（都本部長）に通報する。 隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。 2　交通規制 広域的事故発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。 被災地及びその周辺を管轄する警察署長（高速道路交通警察隊長）は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。 3　車両検問 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、事故の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。 4　緊急通行車両等の確認 災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第 33 条に規定する緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。 緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行い、標章及び証明書を交付する。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の公安委員会等で行うことができる。

機関名	内　　容
	（１）　緊急通行車両等の種類 ア　緊急通行車両 次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両 (ｱ)　警報の発表及び伝達並びに避難指示に使用されるもの (ｲ)　消防、水防その他応急措置に使用されるもの (ｳ)　被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの (ｴ)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの (ｵ)　施設及び設備の応急復旧に使用されるもの (ｶ)　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの (ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの (ｸ)　緊急輸送の確保に使用されるもの (ｹ)　その他災害発生の防御又は拡大の防止に使用されるもの イ　規制除外車両 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、公安委員会の確認を受けた車両 （２）　確認機関 ア　知事 (ｱ)　都財務局長 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）のうち(ｲ)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。 (ｲ)　交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監 所管関係車両の確認を行う。 イ　都公安委員会（警視庁） アを除いた車両について、確認を行う。 （３）　確認手続等 ア　事前届出 災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。

機関名	内　　容
	確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。 イ　緊急通行車両等の確認 (ｱ)　届出済証の交付を受けている車両の確認手続 届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。 (ｲ)　届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続 確認申請書を作成させるとともに、疎明資料（契約書、協定書、伝票等）により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。 （４）　広域応援の車両 緊急通行車両等事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公安委員会から標章等の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付を受けることができる。
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	〔海上交通規制〕 1　航路を航行する500総トン以上の船舶に対して、港内交通管制信号により交通整理を行う。 2　必要に応じて、港内及び付近船舶に対して移動を命令し、若しくは航泊の制限又は禁止をする。

第９章　避難

○　事故災害に伴う住民等の避難に備えて、事前に避難指示、避難誘導、避難所の開設など、避難態勢を確保する。

○　平成 25 年６月に改正された災害対策基本法第 49 条の４で、指定緊急避難場所について定められた。

　区市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所に指定することとされた。

○　同法第 49 条の７では指定避難所について定められた。

　区市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のため必要な間滞在させ、又は自らの居住する場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定することとされた。

○　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

第１節　避難の指示

１　基準

○　避難のための立退きの指示の基準は、原則として次のとおりである。

（１）　火災が拡大するおそれがあるとき

（２）　爆発のおそれがあるとき

（３）　危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき

（４）　その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

２　指示

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　管轄区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は、地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、区市町村長は速やかに知事に報告する。

機関名	内　　容
	○　災害が発生し、また、まさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、区市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 （資料第 47　避難の指示者一覧表　P334）
都	○　知事は、災害の発生により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。
警　視　庁	○　現地において、著しく危険が切迫しており、区市町村長が避難の指示を発するいとまがないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合警察官は直ちに区市町村長に通知する。

第２節　避難誘導

機関名	内　　容
区市町村	○　避難の指示をした場合、区市町村は、地元警察署、地元消防署との協力を得てなるべく地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。 ○　この場合、区市町村は避難所等に職員を派遣するか、又は避難所等の管理責任者と連絡を密にして避難所等の開設を円滑に行えるようにする。
警　視　庁	○　避難の指示が出された場合には、区市町村等に協力し、あらかじめ指定された避難所に誘導し、収容する。 ○　避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導に当たる。 　また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○　避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

第３節　指定緊急避難場所等の確保・周知

機関名	内　　容
都　総　務　局	○　指定緊急避難場所等の周知に関する区市町村との連携
区　市　町　村	○　災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 ○　指定緊急避難場所等の住民への周知 ○　指定緊急避難場所等の安全性確保 ○　指定緊急避難場所等使用に関する他の区市町村との調整 ○　災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ○　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第４節　避難所の開設・運営

１　避難所の開設等

（１）　避難所の事前指定

機関名	内　　容
都　総　務　局	○　新たな感染症拡大防止等の観点から可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村におけるホテル・旅館等の活用を支援する。 ○　避難所での生活環境の改善や、感染症対策に有効な段ボール製などの簡易ベッドやパーテーション等を都としても備蓄する。
都福祉保健局	○　区市町村からの東京都災害情報システム（DIS)への入力等による報告に基づき、避難所の所在地等について把握する。
都　教　育　庁	○　「学校危機管理マニュアル」により、円滑な避難所運営を行う。
区　市　町　村	○　各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（福祉避難所を含む）を指定し、住民に周知しておく。 ○　指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS)への入力等により、都に報告する。 ○　避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 ア　原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。

機関名	内　　容
	イ　耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。 ウ　受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡あたり２人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。 エ　災害対策基本法施行令第 20 条の６に掲げる基準 ○　避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ○　地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ○　新たな感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 ○　避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

（２）　避難所の開設

機関名	内　　容
都　財　務　局	○　都福祉保健局から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、ただちに緊急調達の手配を行う。 ○　調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期日に設置可能なテントとする。
都福祉保健局	○　区市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、区市町村から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量の調達を都財務局に依頼する。 ○　区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
都　教　育　庁	○　都福祉保健局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、区市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。 ○　都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。 　なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。 ○　避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 ○　管理責任者は、管理運営に際して、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点に配慮する。 ○　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。 ○　避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。 ○　野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ○　野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。 ○　野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供給されるまでの間とする。

（３）　福祉避難所の開設

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　東京都災害情報システム　(DIS)又は区市町村からの報告に基づき、福祉避難所の開設状況を把握する。 ○　開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。 ○　都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。 ○　東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村又は他道府県からの福祉応援職員の総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所、社会福祉施設へ応援職員を派遣する。
区　市　町　村	○　自宅や避難所で生活している要配慮者(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。

機関名	内　　容
	○　福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。 ○　福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 ○　福祉避難所、社会福祉施設において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

２　避難所の管理運営

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　区市町村が避難所を管理運営する際の指針として、「避難所管理運営の指針（平成 29 年度改訂版）」を作成・配布した。 ○　指針の改訂に当たっては、引き続き新たな感染症対策、女性の参画推進、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。 ○　「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に、区市町村が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組めるよう支援する。 ○　今後は、区市町村がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかける。
都教育庁	○　学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ○　避難所に指定されている都立学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。
区市町村	○　避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。 ○　可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成し、受け入れる。 ○　避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。 ○　避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX 等の整備を行う。 ○　避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、都にボランティア派遣を要請する。

機関名	内　　容
	（第２部第６章「ボランティア等との連携・協働」参照） ○　避難所の生活環境の確保にあたって、衛生管理を適切に実施するため、必要な措置を講じる。 ○　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

３　避難者の他地区への移送

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。 ○　移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。 ○　被災者の移送方法については、当該区市町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○　要配慮者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。
区　市　町　村	○　区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。 ○　被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。 ○　都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入体制を整備する。 ○　移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。 ○　その他、必要事項については、区市町村防災計画に定めておく。

４　衛生管理

（１）　飲料水の安全等環境衛生の確保

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の衛生確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を

機関名	内　　容
	確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。 また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。 ○　環境衛生指導班は、以下の活動を行う。 ・　飲料水が塩素で消毒されているかの確認 ・　都民（避難所管理者等）への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・　都民（避難所管理者等）への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・　避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・　室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・　トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・指導
区市町村	○　避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。 ○　区及び保健所設置市は、環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。 ○　市町村（保健所設置市を除く。）は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

（２）食品の安全確保

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。 ○　食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、区市町村と連携して次の活動を行う。 ・　炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・　食品集積所の衛生確保 ・　避難所の食品衛生指導 ・　その他食品に起因する危害発生の防止 ・　食中毒発生時の対応
区市町村	○　区及び保健所設置市は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。 ○　都及び区市町村は連携し、次のような避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

機関名	内　　容
	・　避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ・　食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・　手洗いの励行 ・　調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・　残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・　情報提供 ・　殺菌、消毒剤の適切な使用 ・　乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

（３）　衛生管理対策支援

○　都は、避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。

○　都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を区市町村に対して行う。

（４）　公衆浴場等の確保

○　区市町村は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

○　避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

第５節　要配慮者の安全確保

○　高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、区市町村の防災担当部門と福祉・保健担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。

○　都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。

○　区市町村は要配慮者への避難支援対策と、高齢者等避難及び避難指示の迅速・確実な伝達体制を整備する。

１　地域における安全体制の確保

（１）　要配慮者対策の普及啓発

○　都は、要配慮者対策に係る指針を作成・改訂するなど、区市町村と連携した要配慮者の安全確保に努める。

○　区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

（２）　避難支援の取組の強化

○　都は、要配慮者対策に係る指針に基づき、要配慮者の把握や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。

○　特に在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を支援するなど、災害時対策の強化を図る。

（３）　防災行動力の向上

○　都は、区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

（４）　緊急通報システムの整備

○　都は、65 歳以上の一人暮らしで慢性的な病気があり、日常生活を営む上で常に注意を必要とする高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムをさらに活用できるように努める。

○　また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

（５）　地域協力体制づくりの推進

○　東京消防庁は、避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

ア　避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ　社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

（６）　避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備

○　区市町村長は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区市町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他の連絡先

カ　避難支援等を必要とする事由

キ　避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項

○　避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

○　作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

○　避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。

○　都は、こうした区市町村の取組を積極的に支援していく。

２　社会福祉施設等の安全対策

○　社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者等の要配慮者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。

○　今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上や地域との連携を図る。

（１）　社会福祉施設等と地域の連携

東京消防庁は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

（２）　避難行動の習得

都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。

今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

３　要配慮者の安全対策

（１）　「要配慮者対策班」等の設置

○　区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。

また、区市町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

○　都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。

（２）　福祉避難所の活用

○　区市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

（３）　医療等の体制

○　透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。

○　区市町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、東京 DPAT によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

（第３部第 11 章第６節「防疫、保健衛生及び動物愛護」参照）

（４）　食料等の確保

○　都は、クラッカー、即席めん、アルファ化米（五目ごはん等）のほか、お粥（アルファ化米）やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者等に配慮した食料の供給を図る。

○　被災乳幼児（２歳未満）用として必要な調製粉乳・乳児用液体ミルクについて、災害発生後の最初の３日分は区市町村で対応し、都は広域的見地から区市町村を補完するため、以後の４日分を備蓄する。

○　民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。

（５）　福祉機器等の確保

○　区市町村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。

○　都は、福祉機器の調達先及び輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

（６）　応急仮設住宅等

○　都は、応急仮設住宅等を供給するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

○　区市町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

第１０章　救助・救急

○　事故災害時に人命を守るため、平常時から態勢を整備し、発災後には迅速な救助・救急を実施する。事故災害規模等により応援が必要な場合には、自衛隊、広域緊急援助隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)等に要請する。

○　機関別の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

機関名	内　　容
警　視　庁	○　救出・救護は他の活動に優先して行う。 ○　救助した負傷者は、応急措置を施したのち現場救護所や医療機関に引き継ぐ。 ○　救出救助にあたっては、保有する装備資器材を有効に活用する。 ○　救出救助にあたっては、都、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。 (資料第 44　警備活動用資器材の整備　P330) (資料第 45　ヘリコプターの機種及び性能基準　P331)
東 京 消 防 庁	○　活動方針 広域災害又は局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。 ○　活動態勢・内容 １　災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ２　建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ３　活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ４　救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ５　搬送に際しては、患者等搬送事業者等との連携を図る。 (資料第 48　東京消防庁ヘリコプター性能諸元　P335)
都 産 業 労 働 局	○　天候の激変その他の原因による操業漁船の遭難事故については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動によるが、都としては島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することにより対処する。

機関名	内　　容
都　港　湾　局	○　必要に応じて用地、保有する資器材等を提供し、被災者の救護・救助に協力する。島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、被災者の救護・救助に協力する。 ○　東京都営空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、消火救難業務実施要領等に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。
東京空港事務所	○　東京国際空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、東京国際空港救急医療計画に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。
第　三　管　区 海上保安本部	○　関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的な救助・救急活動を行う。 ○　救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引渡す必要があるものについては、直ちに、その処置を講じるものとする。

○　東京消防庁所管外の市町村消防の救助・救急体制等

稲城市及び島しょの町村は、必要な救助・救急用資器材の整備・充実及び救助救急体制の確立を図り、災害時に迅速・的確な活動を行う。

第１１章　医療救護対策

○　事故災害時において、事故現場周辺での迅速な医療救護等を実施する。

第１節　初動医療体制

１　初動期の医療救護活動

○　都は、平成 16 年(2004 年)に発足させた災害医療派遣チーム(以下「東京 DMAT」という。)を擁する東京 DMAT 指定病院 25 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。

○　災害の状況に応じ、災害発生現場等において多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京消防庁と連携し東京 DMAT を派遣する。

○　災害時の精神科医療ニーズに対応するため、区市町村や精神科病院等からの要請を受け、災害派遣精神医療チーム（以下「東京 DPAT」という。）を派遣する。

（資料第 49　東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書及び覚書 P336）

○　区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を区市町村の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。

２　東京 DMAT の活動

○　東京 DMAT の出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。

○　都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。

○　都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

［超急性期に想定される傷病者の流れ］

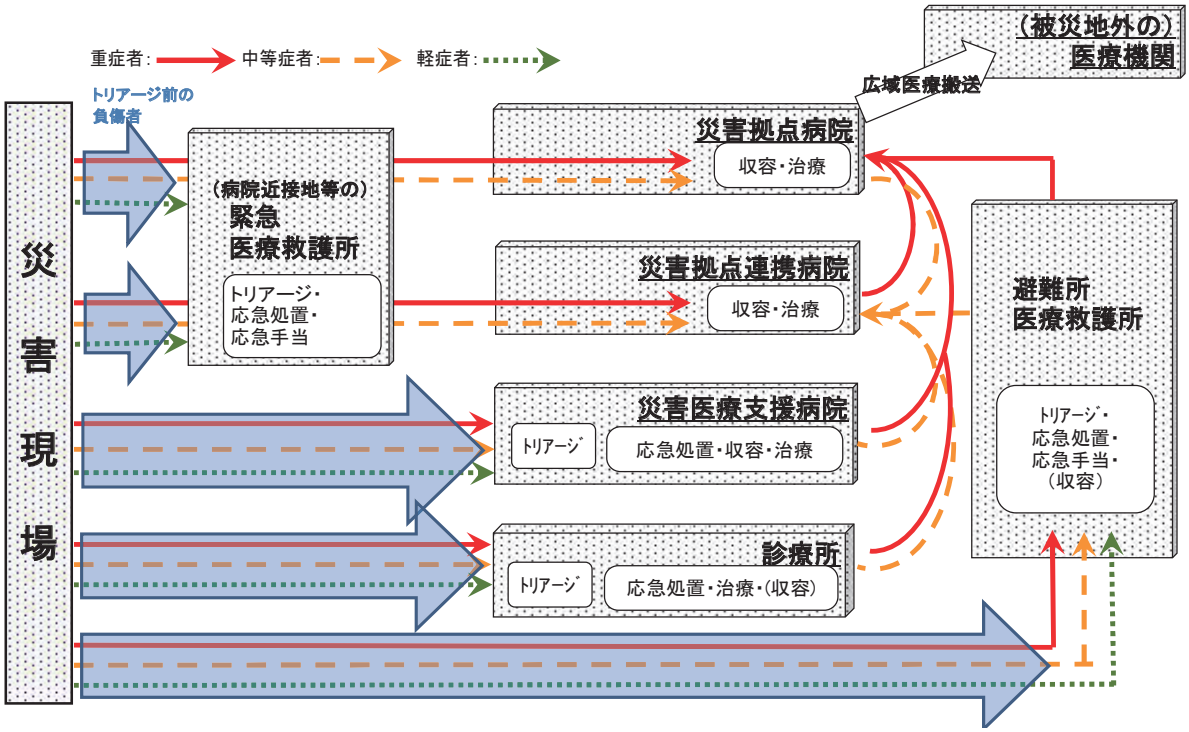

3　東京 DPAT の活動

○　東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。

○　災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。

○　都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。

○　他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

4　都医療救護班等の編成

○　都は、区市町村から要請があった場合、又は、都において医療救護の必要があると認めた場合に、区市町村が設置する医療救護所などへ都医療救護班等を派遣し、医療活動を実施する。

○　都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。

○　都医療救護班　（計 221 班）
（１）　都立・公社病院　　26 班（医師１名、看護師１名、事務その他１名）
（２）　都医師会　　94 班（医師１名、看護師１名、事務その他１名）
（３）　日赤東京都支部　　32 班（医師１名、看護師３名、事務その他２名）
（４）　災害拠点病院　　69 班（医師１名、看護師１名、事務その他１名）
○　都歯科医療救護班
　都歯科医師会　　110 班（歯科医師１名、歯科衛生士又は歯科技工士１名、事務その他１名）
○　都薬剤師班
　都薬剤師会　　200 班（薬剤師３名で１班）
○　医療救護活動協力機関の活動内容
　都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。
　都柔道整復師会は、医療救護所等において医師の指示に基づく応急救護を行う。
○　職種による色の定め
　都は、災害現場等における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニフォームなどを身に付けることとしている。
　（赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務）

５　医療救護活動

（１）　機関別活動内容

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の派遣を要請する。 ○　必要に応じて近隣の区市町村に応援を求めるほか、都に対し応援を求め応急措置を実施する。
都福祉保健局	○　区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○　都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○　医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請
日赤東京都支部	○　都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。

機関名	内　　容
	○　医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○　血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、献血供給事業団などと協力して行う。 ○　dERU(国内型緊急対応ユニット)とは、緊急仮設診療所設備とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員で、被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。
都　医　師　会	○　都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣 (資料第 50　都医師会等との協定　P347)
都歯科医師会	○　都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医師班を編成・派遣 (資料第 50　都医師会等との協定　P347)
都薬剤師会	○　都から「災害時の救護活動に関する協定書」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣する。 (資料第 50　都医師会等との協定　P347)
都柔道整復師会	○　都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○　救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施 (資料第 51　災害時における応急救護活動についての協定書 P353)
献血供給事業団	○　都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 ○　都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。

（２）　医療救護班等の活動

○　医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

（３）　他県市等からの応援医療救護班の受け入れ

○　都は、相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。

（４）　医療救護所の設置等

○　区市町村は、発災直後からおおむね超急性期まで、災害拠点病院などの近接地等に緊急医療救護所を設置する。

○　おおむね超急性期までは病院がない地域を中心に避難所医療救護所を設置し、また、おおむね急性期から慢性期までは、原則として、500 人以上の避難所又は福祉避難所（一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所）などに設置する。

（５）　東京消防庁との連携

○　東京消防庁は、都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。

（６）　総合的な指揮命令及び連絡調整

○　都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

（７）　医療救護班の活動場所等

○　医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生し負傷者が殺到する病院などの緊急医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における避難所医療救護所の活動を中心とする。

６　医薬品・医療資器材の確保

○　災害発生時には区市町村が備蓄しているものを優先使用する。

○　区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、都は、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。

○　都は、都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する。

○　都は、医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等の団体の協力を得て、団体加入卸会社の物流センター等を活用し調達する。

（１）　医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

○　都は、医薬品・医療資器材を災害現場携行用、軽傷者用、医療救護所用、医療機関支援用等目的別に区分し、医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制を整備する。

ア　各機関の対応

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　発災後速やかに災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置 ○　災害発生時には区市町村が備蓄しているものを使用 ○　備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　都が編成する医療救護班用に備蓄している医薬品等を使用するとともに、区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合には、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○　医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○　災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 （資料第 52　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書　P354） （資料第 53　災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書　P355） （資料第 54　災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書　P356） （資料第 55　災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書　P357） （資料第 56　災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書　P358） （資料第 57　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定　P359）
都薬剤師会 地区薬剤師会	○　区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ○　被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。
日赤東京都支部	○　医療救護活動に必要な医療資器材を医療セットとして携行する。 （資料第 58　災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書　P361）

イ　都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況

（資料第 59　都における医薬品・医療資器材の備蓄状況　P362）

（２）　血液製剤の確保

ア　各機関の対応

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液

機関名	内　　容
	製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給要請を行う。
日赤東京都支部	○　災害発生後、速やかに都内各血液センターの被災状況を調査し、被害があった場合は、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）を中心に状況に応じた血液製剤確保体制をとる。 １　応急対策 ア　都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）が献血供給事業団と密接な連携のもとに供給を行う。 イ　被害の少ない地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。 ウ　不足する場合は、他道府県血液センター（他道府県支部）に応援を依頼し、都外からの血液導入によりその確保を図る。 エ　医療施設、機関、救護所等への供給は、東京都赤十字血液センター及び都内各血液センターが都及び献血供給事業団と密接な連携のもとに行う。 ２　その他 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。
献血供給事業団	○　災害発生後、速やかに本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給態勢をとる。 １　応急対策 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく供給要請があった場合、本部、都内各支所が東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と密接な連携のもとに供給を行う。 ２　その他 血液製剤の都外からの輸送等について、都、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）からの要請があった場合は協力して行う。

イ　血液製剤の供給体制

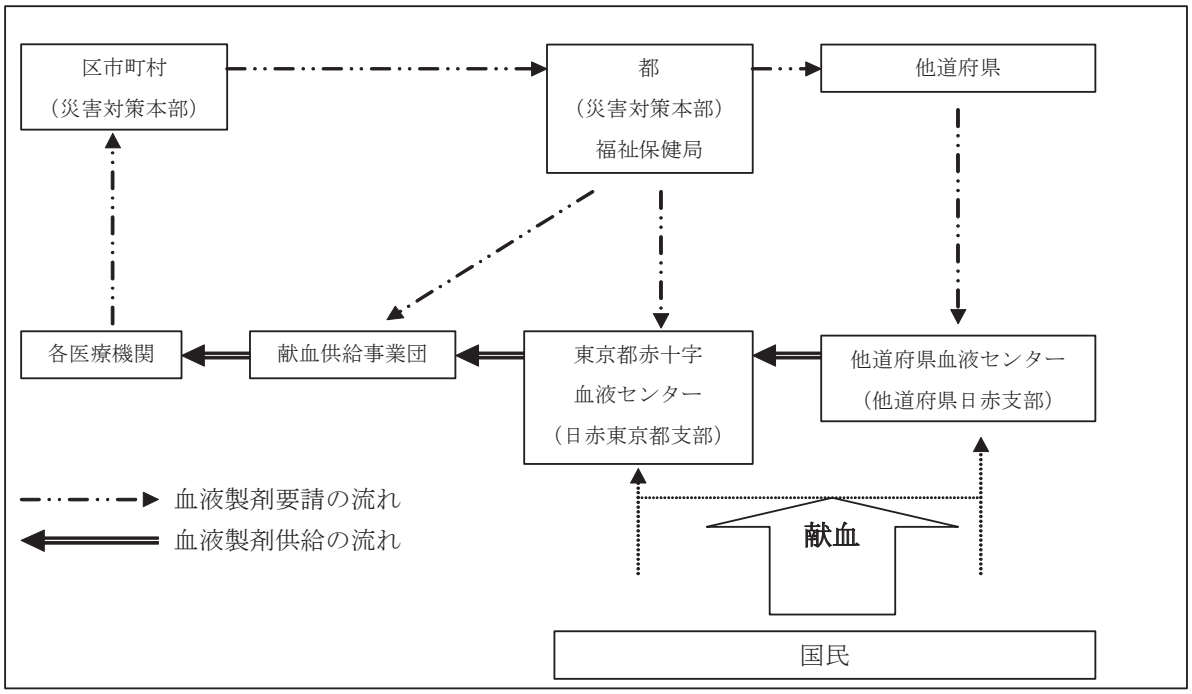

（資料第 60　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書　P363）

第２節　医療施設の基盤整備

○　都は、広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院等、災害時後方医療体制の充実を図る。

○　災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。

○　災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

○　災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。

○　災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。

○　災害拠点精神科病院は、被災病院の措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる。

○　災害拠点精神科連携病院は、被災病院の医療保護入院患者を受け入れる。

○　都は、災害の規模などにより必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請し、自衛隊は野外病院の設置による医療処置を行うほか、傷病者搬送を実施する。

（資料第 61　東京都災害拠点病院設置運営要綱　P364）
（資料第 62　東京都災害拠点病院一覧　P367）
（資料第 63　東京都災害拠点病院標準整備品目　P368）

第３節　情報連絡・傷病者の搬送体制

１　情報連絡体制

○　区市町村は、地区医師会等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や医療救護班の活動状況等を把握する。

○　区市町村は、管内の医療機関や医療救護所との連絡体制の確立に努めるとともに、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

○　都は、区市町村、東京消防庁、災害拠点病院等の医療機関、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都防災行政無線、広域災害救急医療情報システム等により被害状況及び活動状況等を収集する。

○　東京都災害対策本部が設置された場合には、都福祉保健局は、東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動等を統括・調整する。

　また、必要に応じて、二次保健医療圏の医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターが圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。

○　区市町村は、必要に応じて医療救護活動拠点を設置し、区市町村災害医療コーディネーターの助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整する。

【災害医療コーディネーター】

種　　別	役　　割
東京都災害医療 コーディネーター	○　都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師（令和２年４月現在　医師３名を指定）
地域災害医療 コーディネーター	○　各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各１名）
区市町村災害医療 コーディネーター	○　区市町村内の医療救護活動を統括･調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

【医療対策拠点等】

種　　別	役　　割
医療対策拠点	○　都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	○　区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】

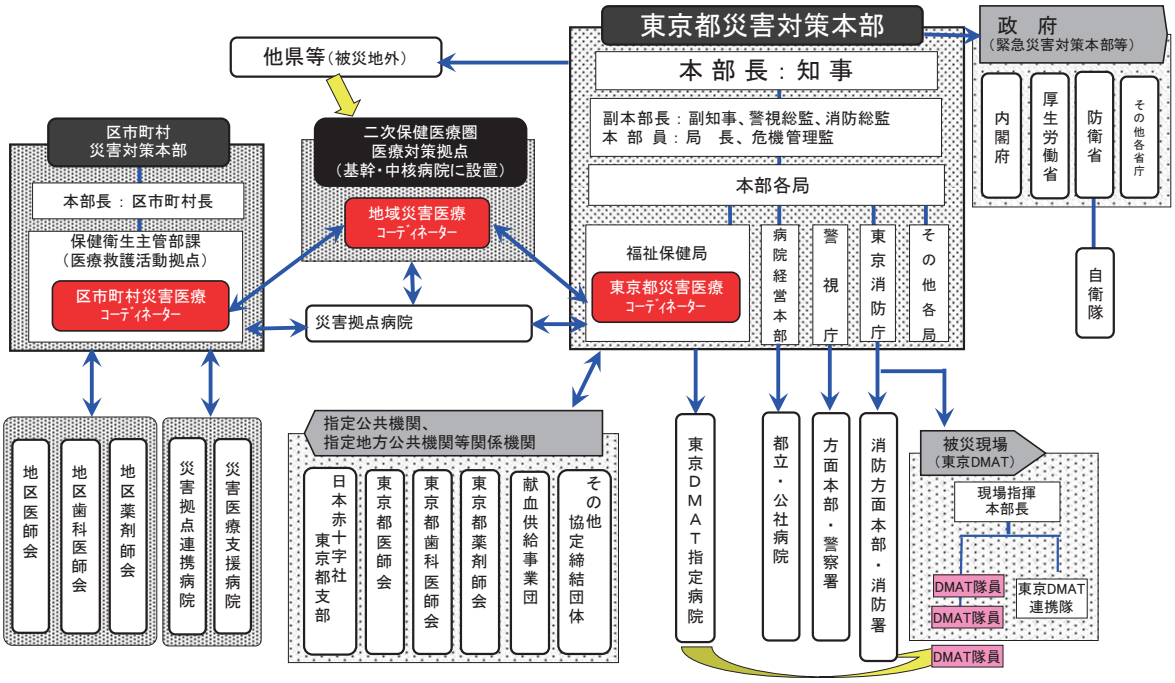

2　負傷者等の搬送

○　搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。

○　負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、東京消防庁と都福祉保健局が連携して、医療救護班が使用した自動車・ヘリコプター・船舶等による搬送を行う。

○　搬送路を確保するにあたり、災害対策本部に集まる道路啓開情報を積極的に収集・整理するとともに、警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を効果的に活用する。

第４節　遺体の捜索・処理等

１　遺体取扱いの流れ

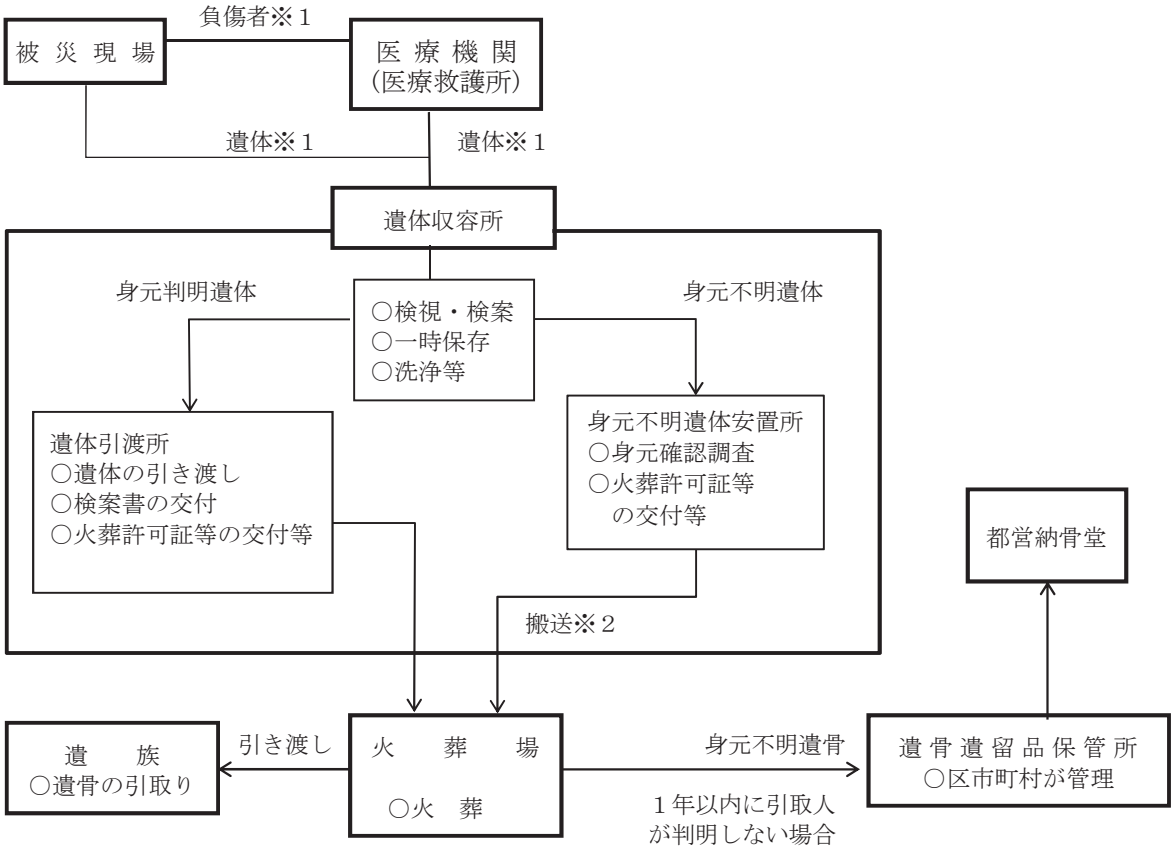

※１　警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力
　　自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関に引き継ぐ。

※２　区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

２　捜索・収容等

（１）　遺体の捜索

ア　機関別活動内容

機関名	活　動　内　容
都　総　務　局	○　関係機関との連絡調整にあたる。
警　視　庁	○　救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○　区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○　各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○　身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
区　市　町　村	○　関係機関と連携し、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	○　東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○　必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索にあたる。 ○　収容した遺体は、検視（見分）後、区市町村に処理を引き継ぐ。

※　行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

イ　捜索の期間等

区　分		内　　容
捜索の期間		○　災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長（特別基準）		○　災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区市町村長の場合は知事）に申請する。 ア　延長の期間 イ　期間の延長を要する地域 ウ　期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） エ　その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等）
国庫負担	対象となる経費	○　船舶その他捜索に必要な機械器具等の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○　捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○　機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○　金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲

区　分		内　　容
	そ　の　他	○　捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○　いずれも経理上、捜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

（２）　遺体の搬送（遺体収容所まで）

機関名	活　動　内　容
都　総　務　局	○　区市町村及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第１師団に対して遺体の搬送要請を行う。
区　市　町　村	○　遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○　状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼を行う。 ○　遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認する。

（３）　遺体収容所の設置とその活動

ア　遺体収容所の設置に関する事前準備

機関名	活　動　内　容
都福祉保健局	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
区　市　町　村	○　遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア　遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ　遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ウ　検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ　遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○　遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。 ア　屋内施設とする。 イ　区市町村ごとに、１か所から４か所程度に限定する（少ない箇所数が望ましい。）。 ウ　避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。 エ　想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。 オ　身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。

機関名	活　動　内　容
	カ　水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

イ　遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機関名	活　動　内　容
都	○　区市町村長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
区　市　町　村	○　災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁(各所轄警察署)に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○　状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○　遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○　都及び警視庁(各所轄警察署)と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○　遺体の腐敗防止に努める。

ウ　遺体処理の期間等

区　分	内　　容
遺体処理の期間	○　災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長(特別基準)	○　災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	○　遺体の一時保存のための経費 ア　既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ　既存建物を利用できない場合 一体あたり 5,400 円以内 ○　遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり 3,500 円以内(令和元年度基準)

３　検視・検案・身元確認等

(資料第 64　遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図　P369)

○　検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、区市町村及び警視庁は、必要な体制を確立する。

（１）　検案医の養成

○　都福祉保健局は、東京都医師会や公的医療機関等と連携し、検案医養成のための研修体制を整備する。

（２）　検視・検案に関する機関別活動内容

機関名	活　動　内　容
都福祉保健局	○　監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○　検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
監察医務院	○　警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○　検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○　日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○　大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	○　検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○　各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○　検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。
区市町村	○　遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○　検視・検案は、同一の場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定

（３）　検視・検案に関する機関別協力内容

○　関係機関が協力する検視・検案活動は、都福祉保健局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

機関名	協　力　内　容
都医師会	○　都の要請により、遺体の検案に協力する。
都歯科医師会	○　都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。
日赤東京都支部	○　都の要請により、遺体の検案に協力する。
国立病院機構	○　都の要請により、遺体の検案に協力する。
日本法医学会	○　都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

（４）　検視班等の編成・出動　　（資料第 65　検視班の編成基準　P370）

○　検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

（５）　検案班の編成・出動　　（資料第 66　検案班処理能力　P370）

○　都福祉保健局(編成責任者は監察医務院長)は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

○　検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整した後、検案活動を進める。

（６）　検視・検案・身元確認活動の場所

○　検視・検案は、区市町村が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

（７）　都民への死亡者に関する情報提供

機関名	活　動　内　容
都　総　務　局	○　大規模事故発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。
区　市　町　村	○　大規模事故に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。

（８）　資器材等の備蓄・調達

○　都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。

（９）　遺体の身元確認

○　時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活　動　内　容
警　視　庁	○　「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○　身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○　おおむね２日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。
区　市　町　村	○　身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○　警視庁（身元確認班）により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね一週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○　引取人のいない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

機関名	活　動　内　容
	○　身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
都歯科医師会	○　警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに１班につき歯科医師２名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 ○　身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(10)　遺体の遺族への引き渡し

機関名	活　動　内　容
警　視　庁	○　区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引き渡しを実施
区　市　町　村	○　警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施

(11)　死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活　動　内　容
都　総　務　局	○　区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。
区　市　町　村	○　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○　死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第５節　火葬等

遺体の火葬は、必要に応じて、区市町村において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

１　火葬特例の適用・許可証発行について

機　関　名	活　動　内　容
区　市　町　村	○　通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

２　広域火葬の実施

機関名	活　動　内　容
都福祉保健局	○　広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○　区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○　対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。 　また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○　各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○　火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○　遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都　建　設　局	○　管理する火葬場（瑞江葬儀場）や都納骨堂での受入れを実施 ○　火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言
区　市　町　村	○　火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○　状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○　都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○　都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○　遺体の搬送に必要な車両を確保 ○　交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請

【火葬体制】

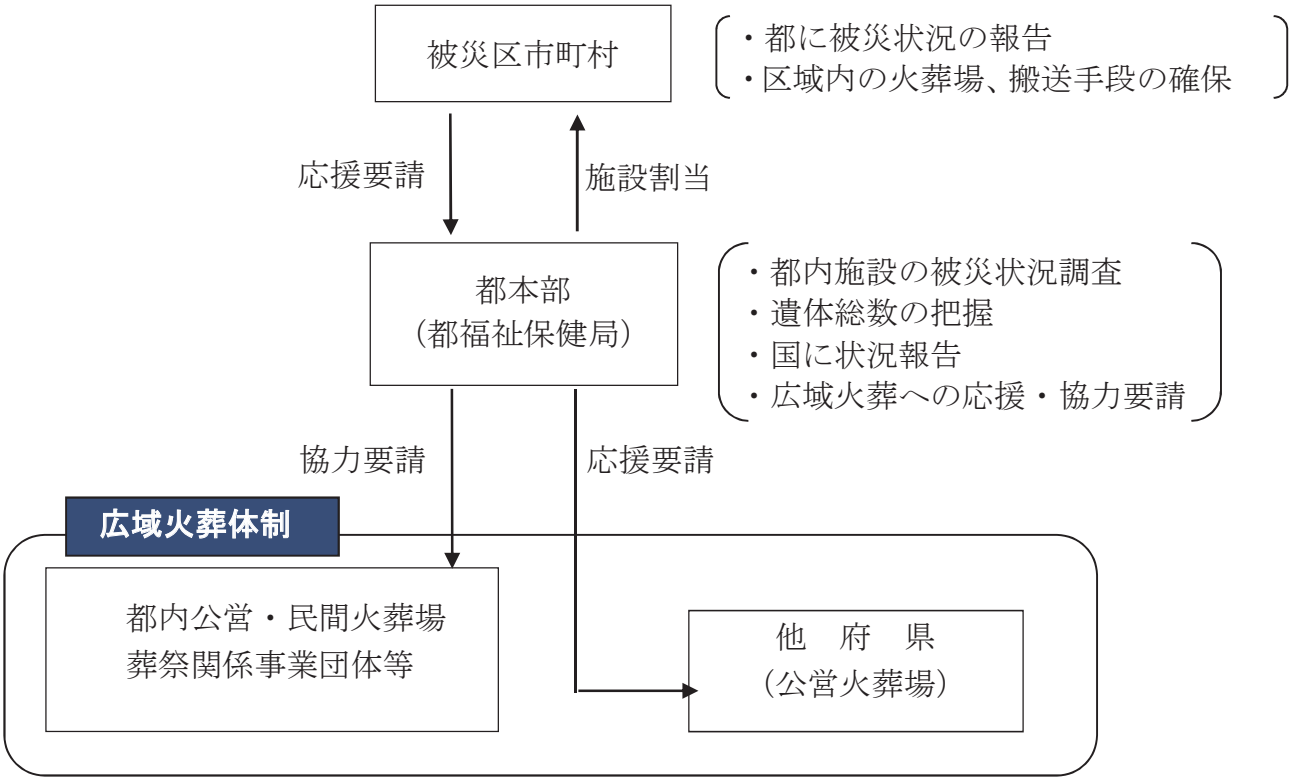

○　区市町村は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

○　都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

第６節　防疫、保健衛生及び動物愛護

１　防疫体制の確立

○　被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

（１）　対策内容と役割分担

機関名	活　動　内　容
都福祉保健局	○　区市町村の防疫活動を支援・指導 ○　都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○　他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○　被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○　感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○　一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○　区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○　区市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○　「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○　「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○　区市町村における保健活動班の活動を支援
都　保　健　所	○　市町村の防疫活動を支援・指導 ○　被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○　感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○　避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○　一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○　市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○　「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○　「食品衛生指導班」による食品の安全確保
区　市　町　村	○　災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。

機関名	活　動　内　容
	○　「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成し、防疫活動を実施 ○　被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ○　防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は地区医師会、地区薬剤師会等に協力を要請 ○　都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○　被災地や避難所における感染症発生状況の把握 ○　感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○　避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施（特別区及び保健所設置市のみ） ○　一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保（特別区及び保健所設置市のみ）
都　医　師　会	○　都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○　都福祉保健局（都保健所を含む）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施

※　ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと。

（２）　各班の役割

班名	機関名	役割
防　疫　班	区市町村	・　健康調査及び健康相談 ・　避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・　感染症予防のため広報及び健康指導 ・　避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消　毒　班	区市町村	・　患者発生時の消毒（指導） ・　避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	区市町村	・　健康調査及び健康相談の実施 ・　広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	・　炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・　食品集積所の衛生確保 ・　避難所の食品衛生指導 ・　その他食品に起因する危害発生の防止 ・　食中毒発生時の対応

		・　避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ・　食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・　手洗いの励行 ・　調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・　残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・　情報提供 ・　殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保 健 所 等	・　飲料水の塩素による消毒の確認 ・　都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・　都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・　避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・　避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・　避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

○　防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

○　消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

○　保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

○　食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、区市町村と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

・　都食品衛生指導班(計 41 班　食品衛生監視員 2 名/班で編成)

本庁（都福祉保健局健康安全部）：４班
都保健所　:12 班
健康安全研究センター　:15 班
市場衛生検査所　：５班
食肉衛生検査所　：５班

・　区市食品衛生指導班(区市の食品衛生監視員で編成)

○　都及び区、保健所設置市が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

（３）　感染症対策

○　一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中

の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

○　都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

○　区市町村は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

○　都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

○　都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

２　防疫用資器材の備蓄・調達

○　区市町村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。

○　区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。

○　都福祉保健局は、施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他県市等からの受入・調達計画を策定する。

３　保健活動

（１）　保健活動班の編成

○　区市町村は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

（２）　保健活動班の活動内容

○　保健活動班は、環境衛生指導班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

○　保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

（３）　他県市等からの応援職員の受け入れ

○　都は、区市町村との協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、関係県市等に保健活動班の派遣を要請する。

○　都及び区市町村は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

（４）　都の役割

○　都は、保健活動班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

○　都は、区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

４　地域精神保健活動

○　都は、都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。

○　都は、被災状況に応じて、東京 DPAT 登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT 事務局）を通して、他県 DPAT へも派遣要請をし、受入れの調整を行う。

○　都は、被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。

○　避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等との連携により支援を行う。

○　東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。

○　東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。

○　都は、東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

○　都立の３つの精神保健センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

５　精神医療体制の確保

○　都及び区市町村は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

○　都及び区市町村は、被災住民の心的外傷後ストレス障害 (PTSD)をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

（１）　入院患者対策

○　被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。

　また、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。

○　転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。

○　東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。

○　精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省(DPAT 事務局)及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。

（２）　措置患者対策

○　措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

○　措置患者の緊急受け入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。

（３）　通院患者対策

○　都及び区市町村は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

６　透析患者等への対応

（１）　透析患者への対応

○　都は、東京都透析医会等の協力を受け、日本透析医会ネットワークホームページやメーリングリスト等により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関等の受入調整の状況を確認する。各ネットワーク及び都に集約された災害時の透析医療情報は、「東京都災害医療コーディネーター」（災害時における医療救護活動の助言等を行う）と共有し、区市町村、医師会等に対し、情報を提供する。

○　都は、都内での透析医療確保が困難であると判断した場合、厚生労働省に報告するとともに、他の地方自治体に患者受け入れを要請する。

　また、東京都透析医会と区市町村と相互に連絡を取り合って情報を共有し、患者搬送について関係機関と調整する。

（２）　在宅難病患者への対応

○　保健所及び区市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。

○　都は、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

７　食品衛生監視

○　都福祉保健局長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、食品の安全確保を図る。

８　動物愛護

○　都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

（資料第 67　災害時における動物保護体制（48 時間から 72 時間後までの応急体制）P370）

（１）　被災地域における動物の保護

○　都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

○　都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。

○　都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

（２）　「動物保護班」「動物医療班」の編成

○　発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ２班を配置し、発災後 72 時間を目途に班の充実を図る。

○　「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。

○　「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

（３）　避難所における動物の適正な飼養

○　区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

イ　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

ウ　他県市への連絡調整及び要請

第１２章　緊急輸送対策

第１節　輸送車両等の確保

○　本節では、負傷者・救出者を早期搬送することを主眼とした車両・船舶等の確保について記載する。

１　車両の確保

（１）　調達

機関名	実　施　内　容
都　財　務　局	○　都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。 １　乗用車 都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用する。 ２　貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運から調達する。 ３　乗合自動車 東京バス協会から調達する。 ４　四輪駆動車 レンタカー会社から調達する。 ○　他府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。 ○　さらに、車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。
都　水　道　局 都下水道局 都　交　通　局 警　視　庁 東京消防庁	○　独自に調達計画を立てる。都財務局は、調達計画を総合調整するとともに、調達が円滑に行われるよう協力する。
関東運輸局	○　都財務局の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。
区　市　町　村	○　調達先及び調達予定数を区市町村地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。

（２）　配分

機関名	実　施　内　容
都　財　務　局	○　用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。 ○　他府県及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜、配分する。 ○　災害復旧計画に必要な車両は、都財務局において緊急計画をたて、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○　配分手続 １　都各局において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、都財務局に請求する。 ２　都財務局は所要車両を調達し、請求局に引き渡す。

２　船舶の確保

（１）　調達

機関名	実　施　内　容
都	○　都各局は、物資の輸送及び人員の搬送等のため、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、必要船舶を請求する。 ○　都建設局は、使用可能な都建設局所有の水上バスを都本部へ報告する。 ○　都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。 （資料第 68　東海汽船所有船舶一覧　P371） ○　都本部は、他府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。 　また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。 ○　都港湾局は、これらの船舶を把握し、いつでも調達できるよう確保する。 ○　不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な船舶を確保する。
関 東 運 輸 局	○　都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。 （資料第 69　調達あっせん対象船舶一覧表　P372）

（２）　配分

機関名	実　施　内　容
都	○　都本部は、調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。 ○　他府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。 ○　配分手続 １　都各局が船舶を必要とするときは、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示のうえ、都本部へ要請する。 ２　都本部は都各局の要請に基づく船舶必要数を調整したうえで、都港湾局に対し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答させる。

３　ヘリコプター等の確保

（１）　調達

機関名	実　施　内　容
都　港　湾　局	○　都福祉保健局以外の都各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。
都福祉保健局	○　傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプター等は、日本救急医療財団との協定に基づき、同財団が別途協定を締結した航空会社から調達する。

（２）　配分

機関名	実　施　内　容
都	○　都港湾局は、都福祉保健局分以外の調達したヘリコプター数を都本部に報告する。 ○　都本部は、都福祉保健局分以外の各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都各局への配分を指示する。 ○　都港湾局は、都本部の指示に基づき、都各局に対して適宜、配分する。 (資料第 70　ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ　P373)

第２節　輸送拠点

１　広域輸送基地

○　他府県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配分等の拠点として、広域輸送基地を定める。

２　地域内輸送拠点

○　区市町村の地域における緊急物資等の受け入れ、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

３　代替地の選定

○　災害の状況により、事前に予定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

第１３章　応急生活対策

第１節　被災者の生活確保

１　災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

（１）　対策内容と役割分担

都は、区市町村が実施する罹災証明交付手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

機関名	内　容
都　総　務　局	○　「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○　共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 ○　区市町村に対する研修や訓練の実施 ○　区市町村の応援要員の確保の検討
都　主　税　局	○　固定資産関連情報等に関し、区と調整
東 京 消 防 庁	○　火災による被害状況調査体制の充実 ○　区市町村との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立
区　市　町　村	○　ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○　住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 ○　東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立

（２）　詳細な取組内容

ア　都総務局

○　区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで、一貫した実施体制の構築に取り組む。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを発展させ広域的な情報共有に向けて検討する。

○　平成 29 年５月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。

○　全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。

○　区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。

また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。

さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、受援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドラインに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討する。

イ　都主税局

○　区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について都主税局と連携を図る。

ウ　東京消防庁並びに区市町村

○　区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。

○　東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

○　区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

○　区市町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

２　罹災証明書の交付準備

（１）　対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

機関名	内　　容
都　総　務　局	○　区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○　職員を被災区市町村へ派遣 ○　共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○　住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施

機関名	内　　容
東 京 消 防 庁	○　火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整
区　市　町　村	○　住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○　システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ○　住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定

（２）　業務手順

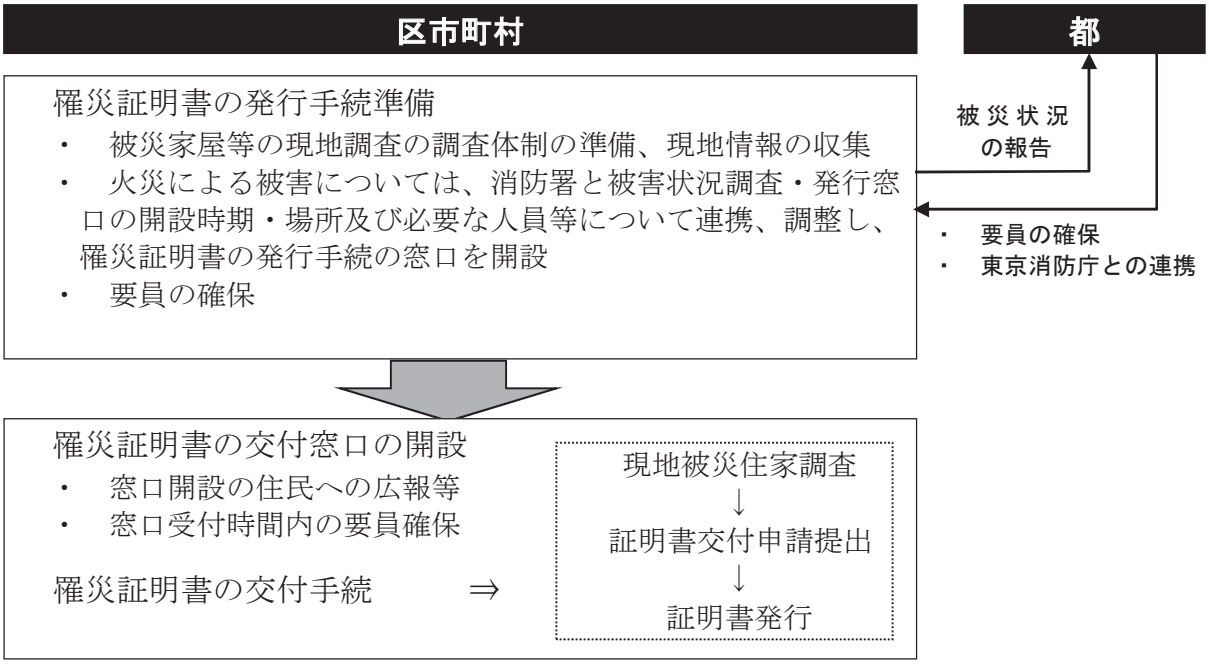

（３）　詳細な取組内容

ア　都総務局

○　区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。

○　共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。

○　住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。

イ　東京消防庁

○　火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。

ウ　区市町村

○　住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。

○　被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

○　住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。

○　火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

３　罹災証明書の交付

（１）　対策内容と役割分担

○　「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機関名	内　容
都　総　務　局	○　罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○　住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東　京　消　防　庁	○　消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
区　市　町　村	○　住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続を実施 ○　必要に応じて住家被害の再調査（第２次調査）を実施 ○　被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理

（２）　詳細な取組内容

ア　都総務局

○　罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行う。

また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行う。

○　都は、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。

また、被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。

イ　東京消防庁

○　火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。

ウ　区市町村

○　住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

○　住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。

また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、

交付日程等について被災者に広報する。

○　住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第２次調査）を実施する。

○　罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

○　火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

４　生活相談

機関名	内　　容
都	○　区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
都生活文化局	○　常設の都民相談窓口、又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。
警視庁	○　警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁	○　災害の規模に応じて、本部庁舎、消防署、消防出張所等に消防相談所を設置し、消防相談にあたる。
区市町村	○　被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

５　災害弔慰金等の支給

○　都福祉保健局・区市町村は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

○　日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

（資料第 71　災害弔慰金等の支給　P374）
（資料第 72　災害救援物資等の支給　P374）

６　災害援護資金等の貸付

○　都福祉保健局・区市町村は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

○　都福祉保健局・東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

（資料第 73　災害援護資金・生活福祉資金の貸付　P375）

7　職業のあっせん

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東 京 労 働 局	○　災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17 か所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。 ○　他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○　災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 １　被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ２　公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8　租税の徴収猶予及び減免等

機関名	内　　容
都　主　税　局	○　被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
区　市　町　村	○　区市町村は、被災者に対する区市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
東 京 労 働 局	○　災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき１年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

9　その他の生活確保

機関名	内　　容
都　港　湾　局	○　東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する制度 東京都の区域内において発生した、都営空港を離着陸する航空機による事故の被害者に対し、東京都営空港条例に基づき、住宅の建替え及び修繕などの生活再建を支援するための資金を支給する。

機関名	内　　容
東京労働局	１　雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○　災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 ２　労働保険料等の徴収の猶予 ○　被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 ア　納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき１年以内の期間に限り、納期限を延長する。 イ　制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	○　知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日本郵便	○　災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 １　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ２　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ３　被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本放送協会	○　NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○　被災者の受信料免除 ○　状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	○　災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 ○　料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所、各社ホームページ、テレビ、ラジオ及び新聞の掲示等の方法により、その旨を周知する。

第２節　中小企業への融資

○　災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第３節　農林漁業関係者への融資

１　日本政策金融公庫による融資

○　農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

２　経営資金等の融通

○　都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

３　農林漁業団体に対する指導

○　都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第４節　義援金等の取扱い

１　義援金募集の検討

○　都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

２　東京都義援金配分委員会の設置

○　義援金を、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下、本節において「都委員会」という。）を設置する。

○　都委員会は、次の事項について審議し、決定する。

（１）　被災区市町村への義援金配分計画の策定

（２）　義援金の受付・配分に係る広報活動

（３）　その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

○　都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

３　義援金の募集・受付

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 ○　受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○　都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○　区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握する。 ○　義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
区市町村	＜区市町村独自の義援金＞ ○　義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○　義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。 ＜都の義援金募集への協力＞ ○　都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○　都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 　なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
日赤東京都支部	○　日赤東京都支部事務局（振興部振興課）及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○　災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。

機関名	内　　容
	○　受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○　受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。 （注）　義援物資は、原則として受け付けない。
都総務局 関係機関等	○　国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部（都総務局）にて受け付ける。 ○　都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。 ○　金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。 ○　報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。

４　義援金の配分

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　都委員会の開催 　義援金の募集開始後、都委員会を開催する。 ○　義援金の送金 　都委員会で決定した配分計画に基づき、義援金を区市町村に送金する。 ○　義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
区市町村	＜都委員会からの受入れ＞ ○　都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 ＜義援金の支給＞ ○　被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○　被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
日赤東京都支部	○　受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 ○　義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。

５　義援物資の取扱い

○　平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

○　都福祉保健局・区市町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第１４章　公共施設等の応急・復旧対策

○　上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立し、各機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

○　特に、大規模停電時など、公共施設等の活動に必要不可欠な電力の供給が停止した場合、都は各施設の非常用発動発電機を継続的に稼動させるため、石油供給団体との協定に基づき、燃料の補給ができるよう調整を行う。

（資料第 74　大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定　P377）
（資料第 75　大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定　P378）

第１節　電気施設

１　活動態勢

（１）　非常災害対策本(支)部の設置

○　災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。

○　本部は、本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。
また、支部は、支社、その他店所が指定した第一線機関等に設置する。

○　夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

（２）　要員の確保

○　災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。

○　非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。

○　その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

○　非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は協力会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。

（３）　情報連絡活動

○　本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。

○　被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

２　応急対策

(1)　資材の調達・輸送

ア　資材の調達

○　第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

（ア）　第一線機関等相互の流用

（イ）　本社本部に対する応急資材の請求

イ　資機材の輸送

○　非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

○　輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

（２）　災害時における危険予防措置

○　水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（３）　災害時における応援の組織・運営

○　本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社に、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援要員を要請する。

（４）　応急工事

○　応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

（５）　災害時における電力の融通

○　各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

（６）　その他

○　災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。

なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

３　復旧対策

○　本復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

第２節　ガス施設

○　地域住民、各防災機関の協力のもとに、被害状況を迅速・的確に収集し、災害復旧計画を策定する。
○　ガス施設の復旧は、付近住民の安全を第一に考えたうえで、可及的速やかに行う。

１　活動態勢

○　東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
○　東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。

２　応急対策

（１）　災害時の初動措置
　ア　官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
　イ　事業所設備等の点検
　ウ　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
　エ　ガス導管網の地域ブロック化及び被害地区における供給操作
　オ　その他、状況に応じた措置

（２）　応急措置
○　非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
○　施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
○　供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
○　その他現場の状況により適切な措置を行う。

（３）　資機材等の調達
○　復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
　ア　取引先やメーカー等からの調達
　イ　各支部間の流用
　ウ　他ガス事業者からの融通

（４）　車両の確保
○　本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

３　復旧対策

○　ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第３節　水道施設

１　浄水施設

○　復旧にあたっては、他施設からのバックアップや配水調整等により、断水区域を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧に努める。

２　配水施設

○　復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

第４節　下水道施設

○　大規模事故により局施設に被害が生じた場合は、汚水、雨水の流下及び処理に支障のないように応急措置を講じる。

１　災害時の活動態勢

○　被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急・復旧活動を行う。

○　被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

２　応急復旧対策

（１）　災害復旧用資器材の整備

○　迅速に応急措置活動を実施するため、災害復旧用資器材を水再生センター及びポンプ所に備蓄する。

　また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し、資器材の備蓄について協力を求める。

（２）　管きょ

○　管きょの被害に対しては、汚水・雨水の流下及び処理に支障のないよう、迅速に応急措置を講ずる。

○　工事中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

（３）　水再生センター・ポンプ所

○　停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保す

る。

○　非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

３　下水道施設の復旧計画

○　被害が発生したときは主要施設から速やかに復旧を図る。

○　復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、桝・取付管の復旧を行う。

４　市町村との役割分担

○　単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

第５節　通信施設

１　活動態勢

○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

○　各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。

　また、都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

２　応急対策

○　災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

３　復旧対策

○　被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

○　応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第６節　道路交通施設

○　トンネル内の車両火災等の大規模事故が発生した場合、各道路管理者等は被害状況の調査を行ったうえ、関係機関と協力し、焼失車両の除去及び道路施設の復旧対策を実施して、交通の回復を図る。

機関名	内　　容
都　建　設　局	○　都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 １　関係機関への連絡、調整 ２　応急措置の実施 ３　被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
都　港　湾　局	○　被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。 ○　応急復旧作業は、主として協力団体に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。その後、逐次所管道路の障害物除去及び復旧作業を行う。
関東地方整備局	○　パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。
東日本高速道路 中日本高速道路	○　速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 ○　通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各１車線又は片側２車線を、分離されていない道路にあっては１車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させる。
首都高速道路	○　災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先する。 １　道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ２　工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

第７節　空港施設

○　東京都営空港内において航空機の事故が発生した場合、各空港管理事務所は滑走路、誘導路、エプロン、その他施設を点検し、被害状況を把握するとともに、速やかに復旧作業を行い、関係機関と調整のうえ空港機能の早期回復を図る。

○　東京国際空港内において航空機の事故が発生した場合、東京空港事務所は滑走路、誘導路、エプロン、その他施設を点検し、被害状況を把握するとともに速やかに復旧作業を行い、関係機関と協力のうえ空港機能の早期回復を図る。

第８節　鉄道施設

○　衝突、脱線、列車火災等の大規模事故が発生した場合、迅速な復旧対策を実施し、輸送力の早期回復を図る。
○　関係機関が実施する復旧対策は、次のとおりである。

機関名	復　旧　対　策
都　交　通　局	○　動員体制 　別に定める緊急時の動員体制により、事故の規模に応じた職員を動員し、場合によっては協力会社の応援を得て、緊密な連絡の下に復旧体制を整える。 ○　被害状況の調査 　被害状況の調査は、それぞれ所管範囲について必要事項を調査し、資料を収集するなどして、事実を明確に把握しておく。 ○　復旧体制 　復旧は、障害物の除去及び施設の損壊等からの二次災害の防止を最優先とし、部分的に運転可能な区間の確保等を図り、早急に全線の復旧に努める。
鉄 道 事 業 者	○　運行基準 　各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。 ○　災害時の応急措置 　各鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。 ○　事故発生時の救護活動 　各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。 ○　復旧対策 　各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。

第９節　社会公共施設等

１　都立病院

（１）　停電時の措置

○　自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。

（２）　給水不能時の措置

○　緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都災害対策本部が設置された場合には都本部を通じて、都水道局に応急給水(給水車等)を要請する。

（３）　一般回線不通時の措置

○　衛星通信機器等を活用し、病院経営本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。

（４）　患者の避難措置

○　常時、担架送者と独歩可能者を把握し、災害時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。

○　避難場所はあらかじめ選定しておく。

（５）　職員参集上の措置

○　病院経営本部緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。

（６）　重要器材等の保管措置

○　手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

○　放射性同位元素(RI)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

２　各医療機関

○　施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

○　通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

３　社会福祉施設等

○　社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

○　利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

○　施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

○　被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

資　料　編

資料第１　過去の主な大規模事故等

（都総務局、本文３頁）

（網掛け部分は東京）

年月日		種目	内容
昭和 31 年	1. 1	事故	新潟県弥彦神社初詣事故（死者〔圧死〕　124/負傷者　94）
	3. 2	市街地大火	能代市大火（負傷者　19/焼損棟数　1,475/焼損面積　178,933）
	8.18	市街地大火	大館市大火（負傷者　16/焼損棟数　1,344/焼損面積　156,984）
	9. 1	市街地大火	魚津市大火（死者　5/負傷者　170/焼損棟数　1,677/焼損面積 175,966）
	10.11	火災	比叡山延暦寺大講堂火災（大津市）
昭和 32 年	7. 6	火災	谷中五重塔火災（台東区）
昭和 33 年	1.26	船舶事故	瀬戸内海で南海丸風浪により沈没（死者・行方不明　257/負傷者　8）
	12.27	市街地大火	鹿児島県瀬戸内町大火（負傷者　48/焼損棟数　1,628/焼損面積〔建物〕 66,314　〔林野〕600 ha）
昭和 35 年	8.24	爆発火災	東京油脂工場爆発火災（江戸川区）（死者　5/傷者　22/焼損面積 1,189）
昭和 36 年	5.29	大火	三陸大火（岩手県新里村）（死者　5/負傷者　97/焼損棟数　1,062/焼損面積〔建物〕　53,047　〔林野〕　40,366 ha）
	5.29	市街地大火	八戸市大火（焼損棟数　720/焼損面積　51,752）
	10.23	市街地大火	北海道森町大火（負傷者　80/焼損棟数　554/焼損面積　44,664）
昭和 37 年	5. 3	列車事故	三河島電車事故（荒川区）（死者　160/負傷者　369）
	9.26	市街地大火	福江市大火（負傷者　28/焼損棟数　486/焼損面積　64,698）
昭和 38 年	11. 9	列車事故	鶴見電車事故（横浜市）（死者　161/負傷者　120）
	11. 9	爆発	福岡県三井三池炭鉱爆発事故（死者　451/行方不明　5/負傷者　19）
昭和 39 年	6.11	爆発火災	昭和電工川崎工場爆発火災（川崎市）（死者　15/負傷者　122）
	7.14	火災	勝島倉庫火災（品川区）（消防職団員殉職　19/負傷者　158）
昭和 40 年	1.11	市街地大火	東京都大島町大火（焼失棟数　585/焼失面積　37,453）
	10. 1	火災	滋賀県庁別館火災（死者　3/負傷者　10）
	10.26	危険物火災	西宮市タンクローリー火災（死者　5/負傷者　26/焼損棟数　40）
昭和 41 年	1. 9	火災	川崎市金井ビル火災（死者　12）
	1.11	市街地大火	三沢市大火（負傷者　26/焼損棟数　282/焼損面積　53,537）
	2. 4	航空機事故	全日空機東京湾に墜落（死者　133）
	3. 4	航空機事故	カナダ航空機が羽田空港で炎上（死者　64）
	3. 5	航空機事故	英国海外航空機富士山腹で遭難（死者　124）
	3.11	火災	水上温泉菊富士ホテル火災（群馬県水上町）（死者　30/負傷者　28）
	11.13	航空機事故	全日空機松山空港沖に墜落（死者　50）
昭和 43 年	10.12	市街地大火	大館市大火（負傷者　1/焼損棟数　281/焼損面積　37,790）
	11. 2	火災	有馬温泉池之坊満月城火災（神戸市）（死者　30/負傷者　44）
昭和 44 年	2. 5	火災	磐梯熱海温泉磐光ホテル火災（郡山市）（死者　30/負傷者　41）
	5.18	市街地大火	加賀市大火（負傷者　16/焼損棟数　68/焼損面積　33,846）
昭和 45 年	4. 8	地下ガス爆発火災	大阪市地下鉄工事現場ガス爆発火災（死者　74/負傷者　311）
	6.29	火災	佐野市両毛病院火災（死者　17/負傷者　1）
昭和 46 年	1. 2	火災	寿司由楼火災（和歌山市）（死者　16/負傷者　15）
	4.27	林野火災	呉市林野火災（消防職員殉職　17/負傷者　1/焼損面積　340ha）
	7.3	航空機事故	雫石事故（全日空機と自衛隊機が岩手県雫石町上空で接触墜落）（死者 162）
昭和 47 年	5.13	火災	千日デパートビル火災（大阪市）（死者　118/　負傷者　81）
	11. 6	トンネル・列車火災	北陸トンネル内列車火災（敦賀市）（死者　30/負傷者　715）
昭和 48 年	3. 8	火災	済生会八幡病院火災（北九州市）（死者 13/負傷者　3）
	7. 7	危険物火災	出光石油化学徳山工場火災（徳山市）（死者　1）
	11.29	火災	大洋デパート火災（熊本市）（死者　100/負傷者　124）
昭和 49 年	8. 3	爆破	三菱重工爆破事件（千代田区）（死者　8/負傷者　385）
	11. 9	船舶火災	LPG タンカー第十雄洋丸火災（東京湾）（死者　33/負傷者　34）
	12.18	油流出	三菱石油水島製油所重油流出事故（重油　42,888 kL 流出）

年月日		種目	内容
昭和50年	2.16	危険物火災	大協石油四日市製油所タンク火災（四日市市）
	5.6	危険物火災	柿の木坂タンクローリー横転火災（目黒区）
昭和51年	10.29	市街地大火	酒田市大火（死者　1/負傷者　1,003/焼損棟数　1,774/焼損面積 152,105）
	12.26	火災	三沢ビルサロンらくらく酒場火災（沼津市）（焼損面積　297/死者　15/負傷者　8）
昭和52年	3.15	林野火災	栃木県那須林野火災（焼損面積　1,517 ha）
	3.25	林野火災	北九州市林野火災（消防職員殉職　4/負傷者　2/焼損面積　175 ha）
	6.24	火災	柳井建設宿舎火災（大阪市）（焼損面積　880/死者　12/負傷者　3）
昭和53年	3. 1	火災	スナック「エル・アドロ」火災（新潟市）（死者　11/負傷者　2）
昭和54年	3. 2	トンネル火災	上越新幹線大清水トンネル工事現場火災（群馬県水上町）（死者　16/負傷者　1）
	7.11	トンネル火災	東名高速日本坂トンネル内車両火災（焼津・静岡両市境）（死者　7/負傷者　2/焼損車両　189）
昭和55年	1.12	火災	東洋ガラス倉庫火災（滋賀県甲西町）（焼損面積　47,871）
	8.16	ガス爆発火災	静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災（静岡市）（死者　14/負傷者　223）
	11.2	火災	川治プリンスホテル火災（栃木県藤原町）（死者　45/負傷者　22）
昭和56年	5. 9	船舶火災	花咲港船舶火災（根室市）（死者　7）
昭和57年	2. 8	火災	ホテル・ニュージャパン火災（千代田区）（死者　31/負傷者　34）
	2. 9	航空機事故	羽田沖日航機墜落事故（死者　24/負傷者　147）
昭和58年	8.16	地下鉄火災	名古屋市地下鉄火災（消防職員殉職　2）
	11.22	ガス爆発	ヤマハレクリエーション「つま恋」プロパンガス爆発事故（静岡県掛川市）（死者　14/負傷者　27）
昭和59年	11.16	地下火災	世田谷電話局地下ケーブル火災（世田谷区）
昭和60年	8.12	航空機事故	日航ジャンボ機墜落事故（群馬県上野村）（死者　520/負傷者　4）
昭和61年	2.11	火災	熱川温泉大東館火災（静岡県東伊豆町）（死者　24）
昭和62年	5.26	爆発火災	東京電力大井火力発電所タンク爆発火災（品川区）（死者　4）
	6. 6	火災	特別養護老人ホーム「松寿園」火災（東村山市）（死者　17/負傷者　25）
昭和63年	5.18	船舶火災	ソ連客船プリアムーリエ号火災（大阪市）（死者　11/負傷者　35）
平成元年	2. 1	火災	映画撮影所火災（調布市）（死者　1/負傷者　26）
	8.24	高層建築物火災	スカイシティー南砂高層建築物火災（江東区）（負傷者　6）
平成2年	3.18	火災	長崎屋尼崎店百貨店火災（尼崎市）（死者　15/負傷者　6）
	5.26	危険物火災	第一化成工業工場火災（板橋区）（死者　8/負傷者　18）
平成3年	3. 7	林野火災	日立市林野火災（住宅全焼　13/住宅部分焼　13/焼損面積　217 ha）
	3.14	橋梁事故	広島市新交通システム橋げた落下事故（死者　14/負傷者　9）
	5.14	列車事故	信楽高原鉄道列車正面衝突事故（死者　42/負傷者　576）
平成4年	3.17	高速道路事故	道央自動車道玉突衝突事故（千歳市）（死者　2/負傷者　73）
	6. 2	列車事故	茨城県通勤列車駅ビル衝突事故（死者　1/負傷者　181）
	6.16	爆発	煙火工場爆発火災（茨城県守谷町）（死者　3/負傷者　56/焼損棟数　15/損壊棟数　600）
	10.16	爆発	富士石油(株)袖ヶ浦精油所プラント爆発事故（袖ヶ浦市）（死者　9/負傷者　8）
	11. 2	林野火災	北海道釧路市林野火災（焼損面積　1,030 ha）
	11. 3	列車事故	島原鉄道正面衝突事故（死者　1/負傷者　72）
平成5年	10. 5	列車事故	大阪無人運転電車暴走（負傷者　217）
平成6年	4.26	航空機事故	名古屋空港中華航空機事故（死者　264/負傷者　7）
	6.27	化学テロ	松本サリン事件（松本市）（死者　7/負傷者　79）
	7. 6	火災	海老名市作業員寄宿舎火災（死者　8）
	12.21	火災	若喜旅館本館火災（福島市）（死者　5/負傷者　3）
平成7年	3. 2	化学テロ	地下鉄サリン事件（死者　12/負傷者　5,510）
平成8年	2. 1	トンネル事故	豊浜トンネル崩落事故（北海道古平町）（死者　20）
	6.13	航空機事故	福岡空港ガルーダインドネシア航空機事故（死者　3/負傷者　109）
	6.25	列車事故	高山本線ひだ15号脱線事故（負傷者 16）
	10.28	火災	広島市高層アパート火災（負傷者　3）

年月日		種目	内容
	10.31	異臭事件	東京都江東区立深川第四中学校異臭事件（負傷者　130）
平成９年	1. 2	油流出	ロシア船籍ナホトカ号海難・流出油災害（死者　1[船長]/C 重油 6,240kl ［推定]が海上流出し、８府県に漂着）
	3. 7 ～12	林野火災	全国で大規模林野火災続発（群馬県安中市・榛名町一焼損面積 196.2ha/香川県白鳥町・引田町一焼損面積　480.0 ha/山梨県勝沼町一焼損面積　374.9ha）
	3.11	放射性物質流出	動燃東海事業所アスファルト固化施設火災・爆発（放射性汚染物質が管理区域外へ漏えい）
	7. 2	油流出	パナマ船籍ダイヤモンドグレース号流出油災害（原油　1,550kl〔推定〕が海上流出し、神奈川県に漂着）
	10.12	列車事故	JR 大月駅構内列車衝突脱線事故（負傷者　32）
	12.29	航空機事故	ユナイテッド航空機乱気流事故（死者　1/負傷者　96）
平成 11 年	9. 3	臨界事故	東海村ウラン加工施設における臨界事故（死者　2(JCO 従業員)救急隊員３人、政府関係機関の防災関係者 57 人、JCO 従業員等 81 人等多数が被ばく）
	10.29	爆発	首都高 2 号線における過酸化水素を積載したタンクローリー爆発事故（負傷者　23 名）
平成 12 年	3. 8	列車事故	日比谷線列車脱線事故（死者　3/負傷者　32）
	6. 1	爆発火災	日進化工（株）群馬工場爆発火災事故（死者　4/負傷者　58/建物損壊 277）
	8. 1	爆発	日本油脂（株）愛知事務所　武豊工場火薬爆発事故（負傷者　79/建物損壊　538）
平成 13 年	1.24	危険物流出	移動タンク貯蔵所からのトリクロロシラン流出事故（石川県加賀市、付近住民約 320 名が避難）
	5. 5	火災	四街道市作業員宿舎火災（死者　11）
	7.21	事故	第 32 回明石市民夏まつりにおける花火大会事故(死者　11/負傷者 247)
	9. 1	火災	新宿歌舞伎町でビル火災(死者　44/負傷者　3)
平成 14 年	10. 1	船舶火災	長崎市ダイヤモンド・プリンセス船舶火災
平成 15 年	8.14	火災　爆発	三重ごみ固形化燃料(RDF)発電所火災・爆発
	8.29	危険物火災	エクソンモービル(有)名古屋油槽所火災
	9. 3	危険物火災	新日本製鐵(株)名古屋製鐵所火災
	9. 8	火災	(株)ブリヂストン栃木工場火災（タイヤ約 16 万本等焼失）
	9.26	危険物火災	十勝沖地震・出光興産(株)北海道製油所原油タンクリング火災
	9.28	危険物火災	出光興産(株)北海道製油所ナフサタンク全面火災
平成 16 年	8. 7	トンネル事故	山陽自動車道高山トンネル内交通事故(死者　5/負傷者　22)
	8. 9	事故	関西電力(株)美浜発電所３号機タービン建屋事故(死者　5/負傷者　6)
平成 17 年	4.25	列車事故	JR 西日本福知山線列車事故（死者　107/負傷者　563）
	12.25	列車事故	JR 東日本羽越本線列車事故（山形県庄内町）（死者　5/負傷者　32）
平成 18 年	1. 8	火災	長崎県大村市　やすらぎの里さくら館　火災（死者　7/負傷者　3）
	1.17	危険物火災	太陽石油（株）四国事業所火災
平成 19 年	1. 2	火災	兵庫県宝塚市カラオケボックス火災（死者　3/負傷者　5）
	6.19	爆発	東京都渋谷区温泉施設爆発火災（死者　3/負傷者　8）
	8. 2	航空機事故	那覇空港中華航空機事故（負傷者　5）
平成 20 年	8. 1	危険物火災	首都高５号線タンクローリー事故危険物火災
	10. 1	火災	大阪市浪速区個室ビデオ店火災（死者　15/負傷者 10）
平成 21 年	1.7	火災	函館市飲食店ビル火災（(負傷者 17）
	2.2	航空機事故	成田国際空港南南西約 174km の上空で発生した機体動揺負傷事故（負傷者 37）
	3.19	火災	群馬県渋川市老人ホーム火災（死者　10/負傷者 1）
	7.5	火災	大阪市此花区パチンコ店火災（死者　4/負傷者 19）
	11.22	火災	杉並区雑居ビル火災（死者　4/負傷者　12）
平成 22 年	1.29	列車事故	北海道深川市における函館線での列車脱線事故（負傷者 45）
	2.8	林野火災	三宅島阿古地区林野火災（焼損面積　156.48 ha）
	3.13	火災	札幌市グループホーム火災（死者　7/負傷者　2）

年月日		種目	内容
	7.2	トンネル事故	北海道石狩市における集団救急事故（トンネル内多重衝突）（死者　2/負傷者　37）
	7.25	航空機事故	埼玉県消防防災ヘリコプター墜落事故（死者　5/負傷者　1）
	8.18	航空機事故	海上保安庁ヘリコプター墜落事故（死者　5）
平成23年	1.31	林野火災	兵庫県高砂市における林野火災（焼損面積　119 ha）
	2.9	火災	徳島県鳴門市病院火災（死者　1/負傷者　7）
	3.11 ～	放射性物質 放出	東日本大震災に係る福島第一原子力発電所における原子力災害
	5.27	トンネル・ 列車火災	北海道占冠村におけるトンネル内鉄道車両火災（負傷者　79）
	8.17	船舶事故	静岡県浜松市において発生した天竜川遊覧船転覆事故（死者　5/負傷者　5 ）
	11.17	危険物火災	東ソー株式会社南陽事業所製造施設火災（死者　1/負傷者　1）
平成24年	4.22	危険物火災	三井化学株式会社岩国大竹工場製造施設火災（死者　1/負傷者　21）
	4.29	事故	関越道大型バス単独事故（死者　7/負傷者　39）
	5.13	火災	広島県福山市ホテル火災（死者　7/負傷者　3）
	9.24	列車事故	神奈川県横須賀市における京浜急行線の列車脱線事故（負傷者 56）
	9.29	爆発 危険物火災	株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災（死者　1/負傷者　36）
	11.7	油流出	沖縄ターミナル（株）原油漏洩事故（防油堤内原油 4.5 kL 流出）
	12.2	トンネル事故	山梨県大月市　中央自動車道上り笹子トンネル内崩落事故（死者　9/負傷者　2）
平成25年	2.8	火災	長崎県グループホーム火災（死者　4/負傷者　8）
	2.12	列車事故	兵庫県高砂市における山陽電鉄線の踏切障害に伴う列車脱線事故（負傷者 18）
	7.31	事故	長崎県長崎市における大浦支線での軌道敷内車両脱線事故（負傷者 16）
	8.15	危険物火災	京都府福知山市花火大会火災（死者　1/30 日死者　2/負傷者　56）
	10.11	火災	福岡市博多区整形外科火災（死者　10/負傷者　5）
	11.15	危険物火災	千葉県野田市工場火災（死者　2/負傷者　15）
平成26年	1.9	爆発	三菱マテリアル（株）四日市工場爆発事故（死者　5/負傷者　13）
	2.25	列車事故	神奈川県川崎市における元住吉駅構内での列車衝突事故（負傷者　72）
	4.15	林野火災	群馬県桐生市における林野火災（焼損面積　400 ha）
	4.27	林野火災	岩手県盛岡市における林野火災（焼損面積　100 ha）
	5.13	火災	東京都町田市作業場火災（負傷者　8）
	6.21	列車事故	鹿児島県指宿市における指宿枕崎線での列車脱線事故（負傷者 18）
	9.3	火災	新日鐵住金（株）名古屋製鐵所火災事故（負傷者　15）
平成27年	2.13	列車事故	岡山県倉敷市におけるＪＲ山陽線での踏切障害事故（負傷者　45）
	3.31	林野火災	長野県岡谷市における林野火災（焼損面積　250～300 ha）
	4.14	航空機事故	広島空港においてアンダーシュートによる航空保安無線施設との衝突事故(負傷者 28)
	5.17	火災	川崎市簡易宿泊所火災（死者　10/負傷者　18）
	6.3	列車火災	東海道新幹線の車両火災（死者　2/負傷者　28）
	7.26	航空機事故 火災	東京都調布飛行場近隣住宅地における小型航空機の墜落火災（死者　3/負傷者　9）
	12.11	列車事故	岩手県宮古市におけるＪＲ山田線での列車脱線事故（負傷者 16）
平成28年	1.15	事故	長野県軽井沢町碓氷バイパスにおける大型観光バス横転事故（死者 15/負傷者　26）
	3.17	トンネル事故	東広島山陽自動車道八本松トンネル内車両火災（死者　2/負傷者　71）
	5.27	航空機事故	東京国際空港（羽田空港）における大韓航空機火災（負傷者　40）
	10.12	洞道火災	埼玉県新座市内の送電設備（洞道内）の火災
	12.22	市街地大火	新潟県糸魚川市大規模火災(負傷者　17/焼損 147 棟、焼失面積約 40,000 ㎡（被災エリア）、焼損面積 30,412 ㎡)
平成29年	1.22	危険物火災	東燃ゼネラル石油株式会社和歌山工場の火災
	2.16	大規模 倉庫火災	埼玉県三芳町倉庫火災（負傷者　2）
	3.9	航空機事故	長野県消防防災ヘリコプター墜落事故（死者　9）

年月日		種目	内容
	3.12	火災	愛媛県北宇和郡松野町障害者支援施設火災（死者　3/負傷者　2）
	5.8	林野火災	岩手県釜石市における林野火災（焼損面積　413 ha）
	12.17	火災	さいたま市特殊浴場火災（死者　4/負傷者　8）
平成 30 年	1.31	火災	札幌市下宿火災（死者　11/負傷者　3）
	7.2	爆発 危険物火災	福井県若狭町化学工場の爆発火災（死者　1/負傷者　11）
	7.26	火災	東京都多摩市における工事中の建物火災（死者　5/負傷者　42）
	8.1	航空機事故	群馬県消防防災ヘリコプター墜落事故（死者　9）
	12.16	爆発火災	札幌市爆発火災（負傷者　52）
平成 31 年	1.4	火災	神奈川県横浜市簡易宿泊所火災（死者 2/負傷者 8）
	1.18	火災	大阪府寝屋川市学校火災（負傷者 44）
令和元年	7.8	危険物火災	京都府京都市伏見区で発生した爆発火災（死者 36/負傷者 35）
	8.28	油流出	大雨により佐賀県大町町において、鉄工所から焼き入れ油が事業所外へ大量流出
	9.5	列車事故 車両火災	神奈川県横浜市における電車と大型トラックの交通事故（死者１/負傷者 30）
	10.31	火災	沖縄県那覇市首里城跡火災
令和２年	7.3	爆発	福島県郡山市で発生した爆発事故（死者 1/負傷者 19）

資料第２　地域別・高さ別高層建築物一覧表

（都都市整備局、本文９頁）

高さ m 地　区	45超え 50以下	50超え 60以下	60超え 70以下	70超え 80以下	80超え 90以下	90超え 100以下	100超え 120以下	120超え 140以下	140超え 160以下	160超え 180以下	180超え 200以下	200超えるもの	合　計
千代田区	96	121	40	32	23	21	38	18	19	12	5	3	428
中央区	165	160	17	21	12	14	18	10	8	13	9	1	448
港　区	177	194	53	40	39	50	50	27	26	17	6	16	695
新宿区	88	63	13	11	17	13	7	15	5	6	4	9	251
文京区	64	38	6	8	7	8	2	1	4	0	0	0	138
台東区	64	27	6	3	4	1	4	4	0	0	0	0	113
墨田区	18	10	3	2	3	9	1	2	2	0	0	1	51
江東区	55	56	20	10	9	14	25	6	8	7	0	0	210
品川区	51	40	15	14	17	21	18	4	7	0	0	0	187
目黒区	17	4	2	1	2	2	3	0	2	2	0	0	35
大田区	31	12	3	11	4	3	1	0	0	0	0	0	65
世田谷区	13	3	1	2	3	4	2	2	1	0	0	0	31
渋谷区	61	65	22	14	6	10	10	7	1	4	2	3	205
中野区	12	6	0	0	2	6	3	2	1	0	0	0	32
杉並区	8	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	14
豊島区	36	18	7	7	6	8	4	4	2	0	2	1	95
北　区	18	15	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0	44
荒川区	15	17	2	1	3	2	4	3	1	0	0	0	48
板橋区	16	12	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	35
練馬区	12	2	1	2	2	7	3	0	0	0	0	0	29
足立区	18	7	6	2	1	4	1	0	0	0	0	0	39
葛飾区	13	7	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	25
江戸川区	11	20	4	3	3	2	2	0	0	0	0	0	45
区 部 計	1059	898	227	193	169	203	197	107	87	61	28	34	3, 263
八王子市	21	12	2	3	0	2	0	0	1	0	0	0	41
立川市	5	6	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	14
武蔵野市	4	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
三鷹市	6	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
府中市	9	6	2	1	0	2	1	1	0	0	0	0	22
調布市	6	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	18
町田市	5	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
小平市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東村山市	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
国分寺市	1	4	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	8
小金井市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
国立市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東大和市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
清瀬市	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
東久留米市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
多摩市	12	9	1	0	3	1	2	0	0	0	0	0	28
稲城市	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
西東京市	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
福生市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市 部 計	94	73	10	5	4	10	6	4	1	0	0	0	207
東京都合計	1153	971	237	198	173	213	203	111	88	61	28	34	3, 470
	2, 124		821				525						3, 470
	2, 124		1, 346										3, 470

＊昭和３９年から令和２年３月末までに建築確認済みの建築物の棟数（高さ４５ｍを超えるもの）

資料第３　流域別保安林の面積現況

（都産業労働局、関東森林管理局、11 頁）
（令和２年４月現在）

種類／流域名	国有林民有林の別	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	飛砂防備保安林	防風保安林	水害防備保安林	潮害防備保安林	干害防備保安林	防雪保安林	防霧保安林	なだれ防止保安林	落石防止保安林	防火保安林	魚つき保安林	航行目標保安林	保健保安林	風致保安林	合計
多摩川	国有林	490	296														(555) 154	(122) —	(677) 940
	民有林	11,930	(60) 1,272	(1) 53		1			7				35	(10) —			(1,528) 433	(23) 71	(1,622) 13,802
荒川	国有林																		
	民有林	62	74																136
島しょ	国有林		136	13				63	390								(581) 1,082		(581) 1,685
	民有林		2,383	108	18	85		(3) 13	75				31	3	21				(3) 2,736
計	国有林	490	432	13				63	390								(1,136) 1,236	(122) —	(1,258) 2,625
	民有林	11,992	(60) 3,729	(1) 161	18	86		(3) 13	82				66	(10) 3	21		(1,528) 433	(23) 71	(1,625) 16,674
合計		12,482	(60) 4,161	(1) 174	18	86		(3) 76	472				66	(10) 3	21		(2,664) 1,669	(145) 71	(2,883) 19,299

（注）　（　）は兼種保安林で外数

資料第４　高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧表

（都環境局、本文 13 頁）
（令和２年３月 31 日現在）

区分	第一種製造所									貯蔵所					
	一般高圧ガス						冷凍								
地区別	可燃性毒ガス	可燃性ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数	アンモニア・炭酸ガス	フロン	事業者数	可燃性毒性ガス	可燃性ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数
千代田区		1				1		98	98				2	3	1
中央区							5	25	30				2	2	2
港区		5		1	4	5	1	78	79	1	2		2	3	2
新宿区		2		4	6	3	2	37	39				5	8	3
文京区				2	7	3		19	19				12	8	4
台東区								11	11						
墨田区		1				1		4	4				1	2	2
江東区		11		3	5	14	3	23	26	5	27	4	13	61	16
品川区		6			2	5		14	14	4	10	5	5	25	8
目黒区					15	3		4	4	1	1		5	6	2
大田区		10		6	19	17	15	16	31	5	24	2	7	28	8
世田谷区		1		2		2		7	7				2		1
渋谷区					1	1		14	14				5	3	2
中野区								5	5				2	2	1
杉並区		1				1		2	2						
豊島区								13	13						
北区		1		1	3	3		5	5						
荒川区		9			2	3		1	1	3	11	1	6	16	3
板橋区		4		4	8	7		2	2	1	7		6	13	5
練馬区		3			2	2		5	5		2			2	1
足立区		3		2	3	5	2	2	4						
葛飾区		2			1	2		3	3		1			1	1
江戸川区		5		9	14	9	2	6	8		5		5	8	4

資料第５　液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧

（都環境局、本文 13 頁）

（令和２年３月31日現在）

業種別／地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
千代田区				2
中央区				4
港区	1			4
新宿区	1			2
文京区	1			1
台東区	1			1
墨田区				6
江東区	5	1（1）		12
品川区	3			1
目黒区	2	1（1）		
大田区	4	1（1）		11
世田谷区	3	1（1）		17
渋谷区	1			6
中野区	2			
杉並区	3			5
豊島区				5
板橋区	4			25
練馬区	2			23
北区	4			10
荒川区	1			12
足立区	7	2（1）		58
葛飾区	5	1（1）		42
江戸川区	1			45
八王子市	1	3（2）	1	51
立川市				19
武蔵野市				1

業種別／地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
三鷹市	2			3
青梅市		2（2）	1	26
府中市		2（2）		6
昭島市	1	3（1）		17
調布市				8
町田市	2	2（2）		27
小金井市				1
小平市				13
日野市			1	11
東村山市				6
国分寺市				1
国立市				4
西東京市		1（1）		11
福生市	1	2（1）		12
狛江市				2
東大和市				9
清瀬市				5
東久留米市				9
武蔵村山市		1		14
多摩市	1			1
稲城市				6
あきる野市			1	20
羽村市		2（2）	1	13
瑞穂町		2（1）	1	17
日の出町				3
奥多摩町				5

業種別 / 地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
檜原村				4
大島町				8
三宅村				3
御蔵島村				1
八丈町		1		7
新島村				3
神津島村				2
利島村				1
青ヶ島村				1
小笠原村				2
合計	59	28（20）	6	645

（注）

1　充てん所の（　）内の数字は、スタンド兼業の内数を示す。

2　液化石油ガス製造事業所（第1種製造者）

高圧ガス保安法第５条第１項第１号に定める事業所でLPガスを１日30㎥以上処理する設備を使用して、LPガスの製造を行うもの

3　液化石油ガス販売事業者

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３条に定める事業者

資料第６　毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表

（都福祉保健局、本文 13、41 頁）

（令和２年３月 31 日現在）

地域別	毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者（要届出）		
	製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業
千代田区	6	196	747	4	1	1	0	0
中央区	3	235	831	2	4	0	0	0
港区	0	151	532	3	1	0	0	0
新宿区	1	35	222	3	2	1	0	0
文京区	2	38	239	4	0	4	0	0
台東区	4	21	244	0	1	26	0	0
墨田区	8	13	192	8	0	30	0	4
江東区	5	20	245	4	0	3	0	1
品川区	2	36	254	3	0	15	0	3
目黒区	2	5	80	0	1	5	0	0
大田区	14	19	295	6	1	37	1	1
世田谷区	2	12	137	3	0	5	0	0
渋谷区	3	22	139	1	0	0	0	0
中野区	1	2	78	1	2	0	0	0
杉並区	3	7	125	0	0	0	0	0
豊島区	1	5	126	0	0	3	0	0
北区	7	7	130	2	1	6	1	2
荒川区	4	4	70	1	0	9	0	0
板橋区	14	7	177	8	0	8	0	0
練馬区	5	4	165	2	1	2	0	0
足立区	8	4	171	4	2	22	0	0
葛飾区	8	0	132	0	0	40	0	1
江戸川区	14	9	170	4	0	12	0	5

地域別	毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者（要届出）		
	製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業
西多摩								
青梅市								
福生市								
あきる野市								
羽村市								
瑞穂町								
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	12	1	87	1	0	3	0	0
八王子								
八王子市	6	9	175	11	0	1	0	0
南多摩								
日野市								
多摩市								
稲城市	4	4	78	3	0	1	0	0
町田								
町田市	2	3	75	2	0	2	0	0
多摩立川								
立川市								
昭島市								
国分寺市								
国立市								
東大和市								
武蔵村山市	3	3	170	9	2	7	2	1
多摩府中								
武蔵野市								
三鷹市								
府中市								
調布市								
小金井市								
狛江市	3	8	198	4	0	5	0	0
多摩小平								
小平市								
東村山市								
西東京市								
清瀬市								
東久留米市	2	1	114	2	0	4	0	0
島しょ	0	0	19	0	0	0	0	0
合計	149	881	6417	95	19	252	4	18

資料第７　RI 法対象事業所一覧

（原子力規制委員会、本文 14 頁）

（令和２年３月 31 日現在）

１　許可使用者

事業所名
東京農業大学生命科学部アイソトープセンター
東京海洋大学放射性同位元素管理センター
東京大学　理学部
東京大学医学部
同愛記念病院
日本赤十字社　医療センター
自衛隊中央病院
学習院大学　理学部
慶應義塾大学　医学部
一般財団法人　電力中央研究所　狛江運営センター
公益財団法人　佐々木研究所附属杏雲堂病院
防衛装備庁先進技術推進センター
東京大学　大学院総合文化研究科
ＮＴＴ東日本関東病院
東京大学　医科学研究所
東京農工大学　工学部
東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター
順天堂大学大学院医学研究科
国家公務員共済組合連合会　虎の門病院
東京大学　工学系・情報理工学系等
日本大学医学部　総合医学研究所
独立行政法人国立病院機構　東京医療センター
東京大学　定量生命科学研究所
東京女子医科大学病院
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　海上技術安全研究所
東京大学大学院農学生命科学研究科
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院
東京医科歯科大学医学部附属病院
東京医科大学病院
国立研究開発法人　国立がん研究センター　中央病院
ＪＲ東京総合病院
学校法人　星薬科大学
横河電機株式会社
独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター
公益財団法人　微生物化学研究会微生物化学研究
日本大学医学部附属板橋病院
第一三共株式会社　品川研究開発センター
東京大学医学部附属病院
東京慈恵会医科大学附属病院
東京大学　医科学研究所附属病院
国家公務員共済組合連合会　立川病院
東京学芸大学

事業所名
東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同
慶應義塾大学病院
日本医科大学付属病院
公益社団法人日本アイソトープ協会
東京工業大学　科学技術創成研究院先導原子力研
東京共済病院
立教大学　理学部
女子栄養大学
独立行政法人国立病院機構　東京病院
北里大学　薬学部
慶應義塾大学　薬学部
青梅市立総合病院
東京農工大学　農学部
興和株式会社　東京創薬研究所
東邦大学医療センター大森病院
東京慈恵会医科大学附属第三病院
駒澤大学　医療健康科学部
東京都済生会中央病院
社会福祉法人三井記念病院
お茶の水女子大学
国立がん研究センター研究所
東京大学　アイソトープ総合センター
後藤合金株式会社　瑞穂工場
東京逓信病院
武蔵野赤十字病院
東京都立墨東病院
日本医科大学
学校法人帝京大学医学部附属病院
北里大学　北里研究所病院
学校法人帝京大学　中央ＲＩ教育・研究施設
杏林大学　医学部
国立感染症研究所　村山庁舎
東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所
東京医科大学
公益財団法人結核予防会　複十字病院
杏林大学医学部付属病院
東京都立駒込病院
東京薬科大学　ＲＩ共同実験室
公立昭和病院
法政大学　小金井キャンパス
生化学工業株式会社　中央研究所
エスアールエル　八王子ラボラトリー
東京都立広尾病院
東京労災病院
日本医科大学多摩永山病院
東京大学大学院理学系研究科附属遺伝子実験施設
独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター

事業所名
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター神経研究所
帝京大学医学部八王子キャンパス
東京都立大塚病院
株式会社ＬＳＩメディエンス　志村事業所
聖路加国際病院
医療法人社団　金地病院
学校法人　昭和薬科大学　ＲＩ研究施設
公益財団法人　日本心臓血圧研究振興会　国際分子細胞免疫研究センター
東京医科大学　八王子医療センター
創価大学
順天堂大学医学部附属　順天堂医院
博慈会記念総合病院
学校法人　中央医療学園
東京都立多摩総合医療センター
公立学校共済組合　関東中央病院
厚生中央病院
厚生労働省戸山研究庁舎
富士レビオ株式会社　八王子第２工場
公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病
全日本空輸株式会社　機体事業室東京新第１・第２格納庫
独立行政法人国立病院機構　災害医療センター
株式会社　コスミックコーポレーション
国立研究開発法人　国立国際医療研究センター研究
昭和大学ＲＩ共同研究室
王子マテリア株式会社　江戸川工場
学校法人　明治薬科大学
昭和大学病院
医療法人社団　親和会　野猿峠脳神経外科病院
東京大学　生産技術研究所
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター
早稲田大学理工学術院総合研究所
東京臨海病院
東京慈恵会医科大学　医学部
日本ロレックス株式会社
東京税関コンテナ検査センター
日本メジフィジックス株式会社　東京ラボ
帝人ファーマ株式会社　生物医学総合研究所
公益財団法人　日本心臓血圧研究振興会附属　榊原記念病院
富士電機株式会社　東京工場
公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター研究

事業所名
公益財団法人　がん研究会
社会医療法人財団　大和会　武蔵村山病院
医療法人社団あんしん会　四谷メディカルキューブ
日本獣医生命科学大学
多摩北部医療センター
公立大学法人首都大学東京　荒川キャンパス
公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス
順天堂大学医学部附属練馬病院
医療法人社団高恵会　築地神経科クリニック
医療法人　徳洲会　東京西徳洲会病院
日本医科大学　健診医療センター
東京税関城南島コンテナ検査センター
横河マニュファクチャリング株式会社
公立阿伎留医療センター
公益財団法人　東京都保健医療公社荏原病院
医療法人社団　三翔会　おか脳神経外科
伊藤病院
東京放射線クリニック
一般財団法人自警会　東京警察病院
早稲田大学先端生命医科学センター
公立福生病院
公益財団法人　東京都医学総合研究所
公益財団法人　東京都保健医療公社豊島病院
社会福祉法人　仁生社　江戸川病院
地方独立行政法人　東京都立産業技術研究センター本部
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
医療法人社団　洪泳会　東京洪誠病院
東海大学医学部付属八王子病院
国際医療福祉大学　三田病院
稲城市立病院
東洋メディック株式会社　関ロテストラボ
医療法人社団明芳会　板橋中央総合病院
東京都健康長寿医療センター
東京理科大学　基礎工学部
公益財団法人結核予防会　新山手病院
医療法人社団苑田会　苑田会放射線クリニック
昭和大学江東豊洲病院
医療法人社団ゆうあい会　ゆうあいクリニック台場
医療法人財団　健貢会　総合東京病院
日本大学病院
産業テック株式会社
ミッドタウンクリニック東京ベイ

事業所名
一般財団法人　日本品質保証機構計量計測センター
東京慈恵会医科大学　葛飾医療センター
深田サルベージ建設株式会社　東京支社
東京大学　タンデム加速器研究施設
杏林大学井の頭キャンパス
Ｃｌｉｎｉｃ　Ｃ４
早稲田大学西早稲田キャンパス
陸上自衛隊衛生学校
ＨＯＹＡ株式会社　八王子工場
陸上自衛隊第１師団
陸上自衛隊東部方面総監部
西台クリニック
日本製紙株式会社　研究開発本部研究棟
社会福祉法人　仁生社　江戸川病院メディカルプラザ江戸川Ⅱ
東邦大学医療センター大橋病院
日本インテグリス合同会社

２　届出使用者

事業所名
株式会社　日立製作所　中央研究所
東京理科大学　理学部
順天堂大学　医学部附属　順天堂東京江東高齢者医療センター
早稲田大学各務記念材料技術研究所
東京工業大学　理学院
電気通信大学大学院　情報理工学研究科
一般財団法人健康医学協会　附属東都クリニック
医療法人財団　順和会　山王メディカルセンター
国家公務員共済組合連合会　虎の門病院附属健康管理センター・画像診断センター
アルツクリニックＰＥＴラボ
株式会社環境技術研究所
株式会社　化学分析コンサルタント
株式会社　分析センター　第一技術研究所
株式会社　サンコー環境調査センター
株式会社　環境管理センター　環境基礎研究所
高千穂化学工業株式会社　町田計測ガス工場
株式会社　電測
帝人エコ・サイエンス株式会社　羽村技術所
王子ホールディングス株式会社　王子ホールディングス（東雲）
いであ株式会社　環境測定事業部環境化学部
水研クリエイト株式会社
株式会社　オーテック環境　辰巳工場
株式会社　エス・ティ・ジャパン
丸文株式会社

事業所名
アースニクス株式会社　東京事業所
東京ダイレック株式会社
アジレント・テクノロジー株式会社
日本電気株式会社　府中事業場
株式会社　ジャムコ　航空機内装品・機器製造事業本
株式会社　ＩＨＩ　瑞穂工場
株式会社　リガク　東京工場
東邦航空株式会社　調布事業所
朝日航洋株式会社　航空事業本社
ファーストエアートランスポート株式会社　運航部　整
新日本ヘリコプター株式会社　東京基地
株式会社ヤクルト本社　中央研究所
品川グランドセントラルタワー・ＮＢＦ品川タワー　（品川スクエア）
新中央航空株式会社　調布事業所
株式会社　毎日新聞社　東京国際空港事務所
ホーチキ株式会社　信頼性試験センター
ホーチキ株式会社　町田事業所
株式会社ＪＡＬエンジニアリング羽田地区事業所
アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社
アトナープ株式会社　東京オフィス
スカイマーク株式会社　羽田事業場部品庫
株式会社　メディコン　東京物流センター
アクロバイオ株式会社
公益財団法人　日本食品油脂検査協会
中央労働災害防止協会　労働衛生調査分析センター
外務省　総合外交政策局軍縮不拡散・科学部　生物・化学兵器禁止条約室
一般財団法人　食品環境検査協会東京事業所
公益財団法人　原子力安全技術センター
東京消防庁装備部航空隊多摩航空センター
聖路加国際病院附属クリニック　聖路加メディローカス
警視庁　航空隊
陸上自衛隊　東部方面航空隊
海上保安庁　第三管区海上保安本部羽田航空基地
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　調布航空宇宙センター飛行場分室
東京消防庁装備部航空隊江東航空センター
一般財団法人　日本食品検査　首都圏事業所
国立研究開発法人　宇宙航空研究開発機構　調布航空宇宙センター

３　表示付認証機器届出使用者

事業所名
東邦大学　医学部
東京大学　工学系・情報理工学系等
東京大学大学院農学生命科学研究科
杏林大学　保健学部
一般財団法人　日本食品分析センター　多摩研究所
株式会社ＬＳＩメディエンス　志村事業所
東京都市場衛生検査所
株式会社　伊藤公害調査研究所
株式会社　白洋舎　洗濯科学研究所
株式会社　環境技研　公害分析センター
早稲田大学環境保全センター
成蹊大学
株式会社　精糖工業会館　精糖技術研究所
日本水産株式会社　東京イノベーションセンター
株式会社　化学分析コンサルタント
株式会社　日本公害管理センター
株式会社　東京水質研究所
三洋テクノマリン株式会社
株式会社　環境管理センター　環境基礎研究所
株式会社日本シーシーエル
佐藤製薬株式会社　八王子工場
株式会社　むさしの計測　分析センター
オーヤラックスクリーンサービス株式会社
環境保全株式会社　東京本社
月島食品工業株式会社　東京工場
株式会社　昭和メディカルサイエンス　本社
公益社団法人　日本食品衛生協会食品衛生研究所
第一建築サービス株式会社東京支店
株式会社　日新環境調査センター
一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所
東京都水道局水質センター
墨田区保健所本所保健センター
足立区衛生試験所
東京都市場衛生検査所　大田出張所
気象庁　本庁
一般社団法人　菓子・食品新素材技術センター
江東区深川南部保健相談所
公益財団法人　日本乳業技術協会
東京都水道局朝霞浄水管理事務所三園浄水場
一般財団法人東京顕微鏡院　食と環境の科学センター
東京都水道局　金町浄水管理事務所
東京都水道局研修・開発センター水処理実験施設
東京都市場衛生検査所　足立出張所
一般財団法人　日本食品検査　首都圏事業所
独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検

事業所名
特定非営利活動法人　東京労働安全衛生センター　作業環境分析室
一般社団法人　食肉科学技術研究所
中間貯蔵・環境安全事業株式会社東京ＰＣＢ処理事
一般社団法人　日本貨物検数協会理化学分析セン
スペクトリス株式会社　PMS 事業部
財団法人　労働衛生協会
株式会社　エス・ティ・ジャパン
一般財団法人　日本食品分析センター多摩研究所別
公益財団法人　日本油脂検査協会
東急技術センター株式会社
有限会社ヒロデン工業
ニッタン株式会社　保守事業部
有限会社システムエンジニアリング
株式会社北防災
株式会社Ｒｉｃａテクノサービス
有限会社エス・ケー防災
株式会社エヌ・イー サポート　東京技術研究室
一般財団法人　食品環境検査協会東京事業所
株式会社　奥島産業
安全装備株式会社
公益財団法人　日本肥糧検定協会
荒川区保健所（荒川区がん予防・健康づくりセンター）
東京農工大学　農学部
株式会社高速道路総合技術研究所
富士電機株式会社　東京工場
日本設備サービス株式会社
株式会社　ハツタテクノ
日本化薬株式会社　医療事業本部医薬研究所
東洋メディック株式会社　関ロテストラボ
消防設備管理株式会社
駒澤大学　医療健康科学部
日本管財株式会社　東京本部
有限会社　エース　設備
株式会社　ミズモリ　西東京営業所
株式会社　テクノ
株式会社　ノーツ　エンジニアリング
有限会社　伊藤電気
前田建設工業株式会社　土木本部土木部機械グループ
株式会社防災サービスセンター
オリエンタル酵母工業株式会社　食品事業本部　研究開発部　食品研究所
大崎建設株式会社　技術研究所
安西メディカル株式会社
東京防災設備　株式会社
創価大学　工学部
警視庁科学捜査研究所
有限会社　サン・ブリッヂ
有限会社　小西電業社
株式会社　日本分析　本店事業所
東京都市大学　工学部（世田谷キャンパス）

事業所名
有限会社タイヨー設備
太平ビルサービス株式会社
東電フュエル株式会社
公益社団法人　日本アイソトープ協会
サントリービール株式会社　武蔵野ビール工場
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）
日本電子データム株式会社　分析室
公益財団法人　原子力安全技術センター
財団法人日本科学技術振興財団
早稲田大学理工学術院総合研究所
東京都健康安全研究センター
陸上自衛隊　第１師団　第１普通科連隊
株式会社東邦興業
株式会社サン防災設備
有限会社フジ電気サービス
大東防災工業株式会社
株式会社日立製作所　ヘルスケア汎用分析システム技術部
株式会社　本間組　東京支店
エコー防災株式会社
株式会社東新商会
アイバ産業株式会社
株式会社　司測研
東京ダイレック株式会社
本社　管理本部環境管理室
東京農工大学　工学部
株式会社　スタンション
株式会社　ヨシダ防災設備
東京学芸大学
扇浦浄水場
日伸管財株式会社
有限会社　川瀬防災
鹿島建設株式会社　技術研究所
一般財団法人　日本文化用品安全試験所　東京第２ビ
株式会社　明光設備
株式会社　ニッショウ
東京テクニカル・サービス株式会社東京ラボ
東京女子医科大学病院
無添加食品販売協同組合
株式会社　富士防災
日本大学　医学部附属板橋病院
トキワ防災電機株式会社
ユージーメンテナンス株式会社
八重洲ビルメンテナンス株式会社
セコムテクノサービス株式会社
公立大学法人　首都大学東京　南大沢キャンパス
株式会社　菊水防災設備
緑水工業株式会社
有限会社　三友設備工業
東京都水道局　東村山浄水管理事務所
株式会社　ボーサイ開発
有限会社　エヌ・エス・シー
有限会社　火報電業

事業所名
富士電機株式会社　パラエレシステム事業本部　社会ソリューション事業部　放射線システム部
陸上自衛隊　東部方面衛生隊
陸上自衛隊　東部方面通信群
陸上自衛隊　東部方面後方支援隊第１０４全般支援
株式会社　ビルテクノス
株式会社　東亜エージェンシー
日本非破壊検査株式会社　本社
株式会社ワイズエンジニアリング
エステー株式会社　Ｒ＆Ｄセンター
三津浜工業株式会社
三協電気工業株式会社
株式会社　カナメ商事
日本フェンオール株式会社　分室
株式会社　坂田防災
有限会社　昭栄エンジニアリング
前出工機株式会社
日本ドライケミカル株式会社
株式会社　ＡＤＥＫＡ　尾久中央開発研究所
ＮＥＣファシリティーズ株式会社
ホーチキ株式会社　東京支店メンテナンスセンター
株式会社　東京環境測定センター５号館　分析所
株式会社　新和防災
日立ヘルスケアシステムズ株式会社三鷹分析システムサービス部
日本電子株式会社　ＳＥ技術本部技術開発部
有限会社　ボウサイワークス
東京工業大学　理学院
有限会社　日東エンジニアリング
株式会社　日機テクニカルサービス
株式会社　消防試験協会
富士電機株式会社　東京工場
ノーミシステム株式会社
株式会社　中央防災サービス
有限会社　マイセック
武蔵工業株式会社
東京大学大学院総合文化研究科
株式会社 鹿島防災設備
一般財団法人　日本穀物検定協会東京分析センター
有限会社　千代田防災設備
株式会社　ファイアーコントロール
東京都消防設備協同組合
早稲田大学　理工学術院総合研究所西早稲田キャンパス
警視庁　特科車両隊
ソニック防災設備
佐川急便株式会社　関東支店　関東航空店　羽田空港営業所
帝国繊維株式会社
株式会社　メンテック・エージェンシー
東京工業大学　科学技術創成研究院先導原子力研
太平ビルサービス株式会社　東京支店
株式会社アイエス・フォーム

事業所名
有限会社　菊池
東京消防庁　第三消防方面本部救助機動課
東京消防庁　志村消防署志村坂上出張所
東京消防庁　千住消防署
東京消防庁　城東消防署大島出張所
株式会社　明光設備
アメリカンエアラインズインコーポレイテッド
株式会社　トラス設備検査事務所
国立極地研究所
ＢＥＳＰＡＲ株式会社
東京海洋大学　海洋工学部海洋電子機械工学科内燃機関工学研究室
株式会社　日東防火
有限会社　昭和防災設備
全日本空輸株式会社　東京空港支店
松永ジオサーベイ株式会社　調査部
株式会社近畿ヤマト商会　東京都内ハロン設備事業所
東京国際エアカーゴターミナル株式会社
株式会社　泉州エンジニアリング
有限会社山本防災設備
技研興業株式会社
モニー物探株式会社
ニチアス株式会社　基幹産業事業本部
アジレント・テクノロジー株式会社
岡防災工業株式会社
全日本空輸株式会社　貨物郵便部
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社　首都圏主幹支店羽田クロノゲート支店
警視庁第一機動隊
警視庁警備部警備第二課
警視庁　公安機動捜査隊
警視庁第八機動隊
株式会社日本航空インターナショナル　空港企画部
ハワイアン航空　東京国際空港支店
陸上自衛隊第１師団第１後方支援連隊
陸上自衛隊第１師団第１通信大隊
陸上自衛隊第１師団第１施設大隊
株式会社　リガク　東京工場
日本大学理工学部（駿河台校舎）
公益財団法人日本食品油脂検査協会
ヤナギダ防災
新日本防災　株式会社
陸上自衛隊東部方面後方支援隊第３０１通信直接支
株式会社　セイワ
株式会社ザイマックス防災テクニカ
光栄テクノサービス株式会社
地方独立行政法人　東京都立産業技術研究センター本部
株式会社　アスク
デルタ・エアー・ラインズ・インク羽田国際空港支店
株式会社　防災メンテナンス
テクノヒル株式会社

事業所名
陸上自衛隊東部方面航空野整備隊
クリアパルス　株式会社
東京電設サービス株式会社　多摩川事業所
中央理化工業株式会社　東京北営業所
公益財団法人　がん研究会
株式会社　蔵王
陸上自衛隊　衛生教導隊
陸上自衛隊　輸送学校
株式会社　日本公害管理センター八王子事業所
有限会社　丸三防災
株式会社　多摩ニッタンサービス
株式会社　スエヒロ
東京大学　生産技術研究所
株式会社ワールドビルシステム
テクニコ株式会社　東京支社
株式会社　エスアールエル　第３八王子ラボラトリー
国立研究開発法人　国立がん研究センター中央病院
サイバーテック株式会社
株式会社防災整美
Ｊ＆Ｔ環境(株)　東京事業本部　東京臨海エコクリーン
陸上自衛隊　第１師団第１師団司令部付隊
株式会社　千代田テクノル　アイソトープ事業本部
産業科学株式会社
株式会社　エージーピー　羽田支社
株式会社　桂防災工業
株式会社　ＴＦＦフルーク社　特約店営業部
Ｓｍｉｔｈｓ　Ｈｅｉｍａｎｎ　ＧｍｂＨ
東京医科大学病院
アーガス工業株式会社
株式会社　大東設備
三幸産業株式会社　ドラゴンスクエアⅡビル
テーブルマーク株式会社　東京品質管理センター
株式会社イープル内　株式会社クアトロプラン　製品開
スミダ防災株式会社
東京大学　理学部
エフシー工業株式会社
エンヴィテック株式会社
有限会社　友翔
株式会社　フェスコ
株式会社　プロテック
株式会社ペガサスグローバルエクスプレス
株式会社　ティーエスエー防災設備東京営業所
東京電設サービス株式会社
株式会社藤建ビルテクノス
ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社　東京ディストリビューションセンター/港サービスセンター
防災設備サービス株式会社

事業所名
共同ネットワーク株式会社
株式会社　日本防災技術センター　東京支店
株式会社　サードウェーブ　安全環境事業部
株式会社　フジテックス
株式会社システムトークス
陸上自衛隊東部方面後方支援本部付隊
アドバンスデザインテクノロジー株式会社
全日本空輸株式会社
株式会社清水商会　東京支店
株式会社練馬ホゼン
株式会社トラストサービス
丸須建物株式会社
株式会社　エヌテック
学校法人　帝京大学
応用光研工業株式会社
ユーピーエス・ジャパン株式会社　新木場ハブ
航空自衛隊　航空気象群
株式会社　クォリティー
株式会社防災サービス
有限会社臨海テクノ
株式会社　分析センター　第一技術研究所
日本化薬株式会社東京工場
岩通計測株式会社
株式会社　オガワ防災
全日本空輸株式会社　貨物郵便部　国内貨物
日本通運株式会社　東京航空支店　国際貨物オペレーション部　羽田センター
株式会社　クレスト　計測器事業所
株式会社ナカボウ
一般財団法人　材料科学技術振興財団　６号棟
旭防災設備株式会社
日本航空株式会社　羽田貨物支店
東京工業大学　環境・社会理工学院
中村防災工業
スカイビルサービス株式会社　羽田支店
陸上自衛隊　第１師団　第１特殊武器防護隊
株式会社　日開防災　東京支所
株式会社　日水コン　環境事業部
小沢消防設備管理株式会社
株式会社　ＩＨＩ検査計測　制御システム事業部　立川事業所
株式会社共栄防災工業
株式会社協立防災工業
株式会社千代田防災
株式会社　ＩＨＩ　瑞穂工場
警視庁警備部警備第一課（機動隊総合訓練所）
株式会社ジオフィール
日本赤十字社医療センター
東京女子医科大学　医学部
新日本防災設備株式会社

事業所名
フェデラルエクスプレスジャパン合同会社
岩田地崎建設株式会社　東京支店　警視庁第二機動隊（１１）建築工事
東豊サービス
高圧メンテナンス株式会社
東京都環境科学研究所
オリックス・レンテック株式会社
中央理化工業株式会社　本社設備部
エムエス技研
日立コンクリート株式会社　新砂工場
テクト株式会社
株式会社エクセル設備
ティエヌティエクスプレス株式会社
国土交通省　東京航空局　東京空港事務所
細谷コンクリート株式会社
ニッタ株式会社　クリーンエンジニアリング（事）モニタリング課サービスセンター
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター病院
株式会社スコア・ジャパン
佐川急便株式会社　東京サービスセンター
航空集配サービス株式会社　多摩ロジスティクスセン
日本医科大学　健診医療センター
ヤマトパッキングサービス株式会社　京浜島流通トリニティーセンター
中武防災株式会社
株式会社東邦電探
日本医科大学付属病院
富士電機株式会社　東京工場　技術開発本部　計測ソリューション開発部
株式会社東峰
有限会社グランド設備
特殊精機工事株式会社
日本大学病院
慶應義塾大学病院
フェイス株式会社
株式会社神谷商会
株式会社三美テックス
ジャストウィン東京株式会社
森下防災工業株式会社
東京都健康長寿医療センター
ユナイテッド航空　東京国際空港支店
株式会社小石川管工
陸上自衛隊衛生学校
ワークメンテナンス株式会社
東邦大学医療センター大森病院
有限会社エアーズプロジェクツ
警視庁警備部警備第一課（東京国際空港テロ対処部
学校法人　帝京大学　中央ＲＩ教育・研究施設
五洋建設株式会社　有明工事事務所
株式会社セーブ防災
株式会社ロジ・レックス　国内物流支店

事業所名
株式会社ファーストメイン
有限会社南多摩防災
株式会社関東消防機材
株式会社アトムプロテック
ユカインダストリーズ株式会社
清水建設株式会社　清水・鴻池・大豊建設共同企業体小田急代田地下化作業所
株式会社千代田テクノル　原子力事業本部
株式会社鬼塚硝子
警察庁長官官房会計課工場
幸和防災株式会社
地熱技術開発株式会社
エア・ウォーター防災株式会社
株式会社ＴＵＢＥ
株式会社国際エキスプレス　東京航空支店
株式会社ユニ商会　東京支店
株式会社朝日メンテナンス
有限会社丸石産業
いであ株式会社　環境測定事業部　環境化学部
株式会社福永商会
有限会社富多巳防災
株式会社十條合成化学研究所　本社工場
東京慈恵会医科大学附属病院
株式会社大塚建築設備
東京都市大学世田谷キャンパス
チョダ防災株式会社
サンコーコンサルタント株式会社　東日本支社
株式会社コーレンス
有限会社鈴木建材店　旧江戸川(江戸川二丁目地区)築堤工事
新日本防災設備株式会社
合資会社　日晃
成友興業株式会社　城南島第二事業所
一般財団法人自警会　東京警察病院
富士電機株式会社　産業インフラ事業本部　素材ソリューション事業部
電気通信大学大学院　情報理工学研究科
株式会社トネクション
富士電機株式会社　東京工場　機器生産センター
モロタ防災株式会社
日本物理探鑛株式会社
東急ビルメンテナンス株式会社
有限会社　千立設備
東京都公立大学法人東京都立大学　荒川キャンパス
東京都済生会中央病院
株式会社ニチボウ
株式会社ボーサイ
学校法人　東海大学医学部付属八王子病院
医療法人社団あんしん会　四谷メディカルキューブ
株式会社ＤＮＰエンジニアリング

事業所名
大成建設株式会社　東京支店　南山造成作業所
帝人エコ・サイエンス株式会社　羽村技術所
アイ・アンド・アイ株式会社
五洋建設株式会社　新可燃ごみ処理施設建設工事東京建築支店　建築工事事務所
リオン株式会社
株式会社森本組　UR羽田作業所　羽田空港跡地基盤整備工事その１
株式会社鶴間防災システム
マルヤマ防災設備株式会社
西台クリニック
有限会社グッド防災
有限会社　日の丸
株式会社　ベストン
新木場保税蔵置場
東京電機大学　工学部　機械工学科
正和興業株式会社
東鉄工業株式会社　東北線外利用高架線その他耐震補強工事その１、２
鴻池運輸株式会社　大井物流営業所
株式会社信和
ユージーメンテナンス株式会社　町田営業所
レスコ株式会社
株式会社Ｍ・Ｂ・Ｓ
株式会社サイボウ　東京支店
株式会社　大成社　目黒営業所
有限会社　八昌ビルメンテナンス
セリティーメンテナンス株式会社
中央消防機材株式会社
戸田道路株式会社　日野バイパス作業所
中央理化工業株式会社　東京西営業所
工学院大学　八王子キャンパス
株式会社ＳＳＣ
有限会社　セーフティワン　町田営業所
有限会社　バーンストップ
株式会社　シイナ防災
株式会社サンワ
株式会社大林組　東京本店　外環北行シールドＪＶ工事事務所
国際医療福祉大学　三田病院
株式会社　イワナガ
日野自動車株式会社
清水建設株式会社　清水・五洋特定建設工事共同企業体　羽田空港際内トンネル作業所
広域防災株式会社
株式会社環境技術研究所
戸田建設株式会社　東京外環中央ＪＣＴ北側ランプ函渠工事
株式会社関友防災
堀川建材工業株式会社　Ｋ＆Ｈ生コン若洲
りんかい日産建設株式会社　土木事業部
有限会社消防技術サービス
東京消防庁　消防技術安全所

事業所名
前田防災管理有限会社
西松建設株式会社　東名高速道路大和地区付加車線工事
株式会社東陽土質技研　表層改良工事に伴う地盤事後確認調査工事
一般財団法人日本品質保証機構　計量計測センター
株式会社東陽土質技研　三門富浦間作業所
海上保安庁海洋情報部
東京都立産業技術高等専門学校
システムライフ株式会社
株式会社東横イン
東京海洋大学放射性同位元素管理センター
有限会社ＡＯＳ
飛鳥建設株式会社　飛鳥・大豊・中村特定建設共同企業体　ＪＳ立川シールド作業所
大成建設株式会社　大成・飛島・大豊特定建設工事共同企業体　外環大泉南工事作業所
鉄建建設株式会社　東京鉄道支店新河岸築堤作業

※原子力規制委員会 web ページより抜粋

※本編機関別使用事業所数表は公益社団法人日本アイソトープ協会「放射線利用統計 2019」より抜粋

資料第８　東京港の現況

（都港湾局、本文 15 頁）

１　外郭施設

（令和２年４月現在）

名　称	延　長(m)	名　称	延　長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	13号地小型船だまり波除堤	127.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	13号地小型船だまり防波堤	106.9
12号地貯木場東側波除堤	431.4		
12号地貯木場西側波除堤	844.0		
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計			8140.0

２　水域施設

（令和２年４月現在）

区　　分	幅員又は面積	水　　深
第１航路	幅　員　６００～６６０ｍ	Ａ．Ｐ．　－１５ｍ～－１６．５ｍ
第２航路	幅　員　３００ｍ	Ａ．Ｐ．　－１０ｍ～－１２ｍ
第３航路	幅　員　３００～５５０ｍ	Ａ．Ｐ．　－１２ｍ
芝浦はしけだまり	面　積　７７，０００㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
西芝浦はしけだまり	面　積　７，２５２㎡	Ａ．Ｐ．　－３．０ｍ
13号地その2はしけだまり	面　積　２４，００３㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
7号地船だまり	面　積　１０７，０００㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
城南島小型油槽船だまり	面　積　１８，６５０㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
10号地はしけだまり	面　積　２１，３３０㎡	Ａ．Ｐ．　－７．５ｍ
大井はしけだまり	面　積　９，５００㎡	Ａ．Ｐ．　－１１ｍ

３　係留施設

（令和２年４月現在）

施設規模 ＼ 係留施設			大型船				小型船	合　計
			水深				水深	
			計	9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満	
岸壁・桟橋等	公共	延長(m)	15,976	7,054	4,833	4,089	3,294	19,270
		バース数	113	30	32	51		113
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8		37
	計	延長(m)	22,275	11,378	6,148	4,749	3,541	25,816
		バース数	150	47	44	59		150
係船浮標	公共		3		3			3
	専用							
	計		3		3			3

（注）１　公共の大型船係留施設は、客船バースを含むが、官庁船バースは除いている。

また、小型船係留施設は、現在貨物が取扱われていない施設を除いている。

（注）２　専用施設は、港内にある係留施設全てを含む。

資料第９　東京港港湾区域図及び京浜港（東京区）港域図

（都港湾局、本文 15 頁）

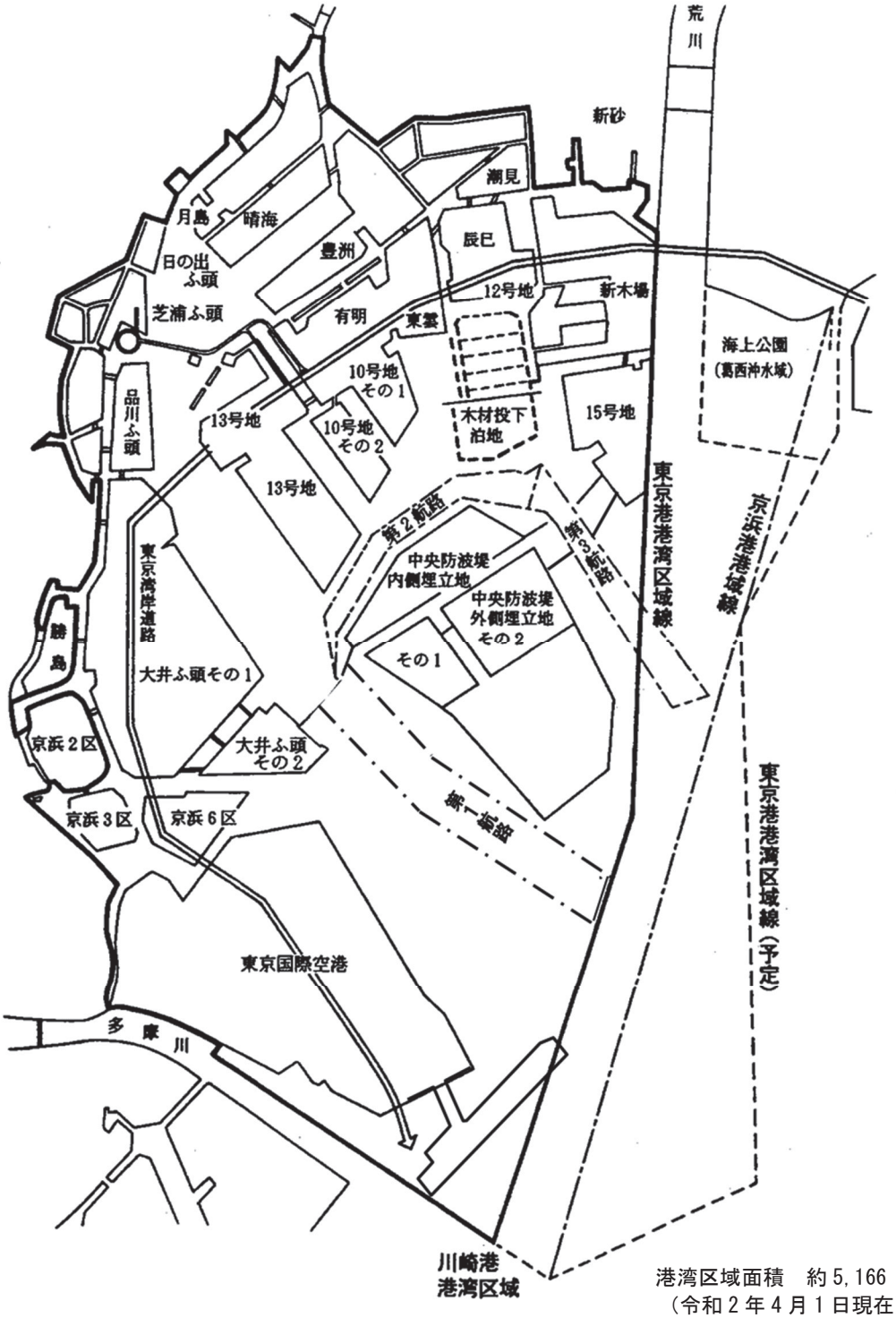

港湾区域面積　約 5,166 ha
（令和２年４月１日現在）

資料第 10　鉄道施設の現況

（各機関、本文 17 頁）
（令和２年４月現在）

機関名	路線延長（m）	内訳（m）						
		掘割区間	地下区間	高架区間	盛土区間	切土区間	平地区間	橋梁区間
都交通局								
都電	12,212	－	－	－	－	－	12,176	36
地下鉄	109,000	－	101,573	5,438	50	10	－	1,929
日暮里・舎人ライナー	9,700	－	－	8,870	－	－	－	830
小計	130,912	－	101,573	14,308	50	10	12,176	2,795
JR東日本	279,343	－	31,629	92,038	132,670※1	102,283※1	－	698※2
JR東海	15,615	275	－	7,048	5,045	2,489	－	794
東武鉄道	31,201	124	496	7,710	3,855	2,295	16,043	678
東急電鉄	62,826	（ずい道）4,467	10,650	7,937	7,147	12,307	17,602	2,689
京成電鉄	24,419	318	1,690	8,019	5,272	－	5,624	3,496
京王電鉄	82,978	（ずい道）3,361	6,019	14,445	5,400	11,100	40,537	2,116
京急電鉄	19,929	600	4,560	11,447	172	－	890	2,260
西武鉄道	101,133	－	2,186	9,630	5,826	－	81,955	1,536
小田急電鉄	26,552	1,959	1,748	11,359	1,515	3,431 364※3	5,691	485
東京地下鉄	195,944	－	166,817	17,360	6,713		－	5,054
東京モノレール	17,959	528	4,210	11,311	－	－	－	1,910
ゆりかもめ	14,790			14,790				
北総鉄道	2,000	40		1,303			326	331
東京臨海高速鉄道	12,246	－	8,705	2,031	－	395	577	538
多摩都市モノレール	16,180	（ずい道含）515		15,665				
首都圏新都市鉄道	58,260	－	16,312	25,523	1,888	4,353	－	10,184

資料第 11　公道現況表

（都建設局、本文 18 頁）
（令和２年４月１日現在）

区分			公道合計		都管理道路		一般国道（指定区間外）		区市町村道	
			延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）
区部	舗装道	コンクリート舗装	72,374	3,100,856	6,212	1,459,357		28,318	66,162	1,641,499
		高級れき青舗装	8,611,539	60,586,474	882,711	13,177,351	17,890	298,621	7,728,828	47,409,123
		ブロック舗装	142,365	4,732,999	120	894,584		8,349	142,245	3,838,415
		コンクリート平板舗装	29,333	1,934,965		829,177		23,715	29,333	1,105,788
		簡易舗装	2,726,614	19,326,603	5,838	3,140,207		65,609	2,720,776	16,186,396
	砂利道		12,883	41,684					12,883	41,684
	その他		2,617	2,534,604		2,102,637		27,810	2,617	431,967
	計		11,597,725	92,258,185	894,881	21,603,313	17,890	452,422	10,702,844	70,654,872
多摩部	舗装道	コンクリート舗装	168,165	3,883,446	18,030	1,521,566	1,782	67,819	150,135	2,361,880
		高級れき青舗装	5,601,231	37,337,847	998,767	9,208,255	54,582	409,440	4,602,464	28,129,592
		ブロック舗装	43,750	1,632,094	17	359,653		3,216	43,733	1,272,441
		コンクリート平板舗装	33,433	878,575	860	261,039		6,615	32,573	617,536
		簡易舗装	3,425,581	21,318,056	46,803	2,815,126		71,065	3,378,778	18,502,930
	砂利道		1,805,444	3,750,595	39,145	141,964		880	1,766,299	3,608,631
	その他		17,162	4,293,767		2,987,661		205,183	17,162	1,306,106
	計		11,094,766	73,094,380	1,103,622	17,295,264	56,364	764,218	9,991,144	55,799,116
島部	舗装道	コンクリート舗装	309,353	1,718,437	79,118	693,795			230,235	1,024,642
		高級れき青舗装	324,418	2,023,208	164,019	1,058,879			160,399	964,329
		ブロック舗装	700	67,862	238	64,109			462	3,753
		コンクリート平板舗装	414	44,553		35,710			414	8,843
		簡易舗装	179,823	969,672	1,036	89,857			178,787	879,815
	砂利道		675,593	1,418,545	2,232	11,217			673,361	1,407,328
	その他		1	1,023,349		925,928			1	97,421
	計		1,490,302	7,265,626	246,643	2,879,495			1,243,659	4,386,131
合計	舗装道	コンクリート舗装	549,892	8,702,739	103,360	3,674,718	1,782	96,137	446,532	5,028,021
		高級れき青舗装	14,537,188	99,947,529	2,045,497	23,444,485	72,472	708,061	12,491,691	76,503,044
		ブロック舗装	186,815	6,432,955	375	1,318,346		11,565	186,440	5,114,609
		コンクリート平板舗装	63,180	2,858,093	860	1,125,926		30,330	62,320	1,732,167
		簡易舗装	6,332,018	41,614,331	53,677	6,045,190		136,674	6,278,341	35,569,141
	砂利道		2,493,920	5,210,824	41,377	153,181		880	2,452,543	5,057,643
	その他		19,780	7,851,720		6,016,226		232,993	19,780	1,835,494
	計		24,182,793	172,618,191	2,245,146	41,778,072	74,254	1,216,640	21,937,647	130,840,119

資料第 12　都内幹線有料道路現況

（東日本高速道路、中日本高速道路、本文 18 頁）

（令和２年４月１日現在）

路線名	起　点 終　点	都　内 経過地	延長 m	関係する主な 通称道路名
東北縦貫自動車道	東京都練馬区 青森県青森市	練馬区	1,482	
東関東自動車道	東京都練馬区 茨城県水戸市	葛飾区	922	
関越自動車道	東京都練馬区 新潟県新潟市	練馬区 清瀬市	4,180	
第一東海自動車道	東京都世田谷区 愛知県小牧市	世田谷区 町田市	3,757	
中央自動車道	東京都杉並区 兵庫県西宮市	杉並区 世田谷区 三鷹市 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	39,723	
一般国道１４号	東京都江戸川区 千葉県千葉市	江戸川区	3,025	京葉道路
一般国道４６６号	東京都世田谷区 神奈川県横浜市	世田谷区	633	第三京浜道路
一般国道４６８号	神奈川県横浜市 千葉県木更津市	八王子市 あきる野市 青梅市 羽村市 日の出町	24,525	

資料第 13　首都高速道路現況

（首都高速道路、本文 18 頁）

（東京都内）（令和 2 年 4 月 1 日現在）

路線名	呼称	区間	延長	一般街路との連絡施設名	
				入　　口	出　　口
高速都心環状線	C1	江戸橋 JCT ～江戸橋 JCT （環状線部分）	14.8km	〔内回り〕 江戸橋、神田橋、代官町、霞が関、飯倉、芝公園、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、汐留、芝公園、霞が関、神田橋、呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、神田橋、北の丸、霞が関、芝公園、汐留、銀座、新富町京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、神田橋、江戸橋
高速中央環状線	C2	大橋 JCT ～葛西 JCT	46.9km	〔内回り〕 西池袋、初台南、清新町、平井大橋、四つ木、千住新橋、扇大橋、滝野川、中環小松川 〔外回り〕 高松、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、王子北、扇大橋、千住新橋、小菅、四つ木、船堀橋、中環大井南	〔内回り〕 西池袋、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、中環大井南、船堀橋、四つ木、小菅、千住新橋、扇大橋、王子北 〔外回り〕 西池袋、初台南、新板橋、扇大橋、千住新橋、四つ木、平井大橋、清新町
高速１号上野線	1	江戸橋 JCT ～入谷出入口	4.4km	〔上り〕 入谷、上野、本町 〔下り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町、上野、入谷
高速１号羽田線	1	浜崎橋 JCT ～羽田	13.8km	〔上り〕 羽田、空港西、平和島、鈴ケ森、芝浦 〔下り〕 芝浦、勝島、平和島、羽田	〔上り〕 平和島、勝島、芝浦、羽田 〔下り〕 芝浦、鈴ケ森、平和島、空港西、羽田
高速２号目黒線	2	一ノ橋 JCT ～戸越	5.9km	〔上り〕 戸越、荏原、目黒、天現寺	〔下り〕 天現寺、目黒、荏原、戸越
高速３号渋谷線	3	谷町 JCT ～用賀	11.9km	〔上り〕 用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町 〔下り〕 池尻、渋谷	〔上り〕 池尻、渋谷 〔下り〕 高樹町、渋谷、三軒茶屋、用賀
高速４号新宿線	4	三宅坂 JCT ～高井戸	13.5km	〔上り〕 高井戸、永福、幡ケ谷、新宿、代々木、外苑 〔下り〕 外苑、初台、永福	〔上り〕 永福、初台、新宿、外苑 〔下り〕 外苑、代々木、新宿、幡ケ谷、永福、高井戸
高速５号池袋線	5	竹橋 JCT ～都県境	18.5km	〔上り〕 高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、西神田 〔下り〕 一ツ橋、飯田橋、東池袋、板橋本町	〔上り〕 板橋本町、東池袋、飯田橋、一ツ橋 〔下り〕 西神田、早稲田、護国寺、東池袋、北池袋、板橋本町、中台、高島平

路線名	呼称	区間	延長	一般街路との連絡施設名	
				入　　口	出　　口
高速６号向島線	6	江戸橋 JCT ～堀切 JCT	10.5km	〔上り〕 堤通、向島、駒形、箱崎（浜町） 〔下り〕 箱崎（浜町）、向島、堤通	〔上り〕 堤通、向島、箱崎（浜町、清洲橋） 〔下り〕 箱崎（浜町、清洲橋）、駒形、向島、堤通
高速６号三郷線	6	小菅 JCT ～都県境	4.9km	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平
高速７号小松川線	7	両国 JCT ～谷河内	10.4km	〔上り〕 一之江、小松川、錦糸町 〔下り〕 錦糸町	〔上り〕 錦糸町 〔下り〕 錦糸町、小松川、一之江
高速９号深川線	9	箱崎 JCT ～辰巳 JCT	5.3km	〔上り〕 木場 〔下り〕 福住、塩浜	〔上り〕 枝川、福住 〔下り〕 木場
高速 10 号晴海線	10	東雲 JCT ～晴海	2.7km	〔下り〕 豊洲、晴海	〔上り〕 豊洲、晴海
高速 11 号台場線	11	芝浦 JCT ～有明 JCT	5.0km	〔上り〕 台場	〔下り〕 台場
高速川口線	s1	江北 JCT ～都県境	5.6km	〔上り〕 加賀、鹿浜橋 〔下り〕 鹿浜橋、足立入谷	〔上り〕 足立入谷、東領家 〔下り〕 鹿浜橋、加賀
高速湾岸線	B	東京都千葉県管理境 ～多摩川トンネル東京側坑口	21.8km	〔東行き〕 空港中央、大井、有明、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、臨海副都心、大井南、空港中央、湾岸環八	〔東行き〕 湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、有明、大井、大井南、空港中央
高速湾岸線	B	多摩川トンネル東京側坑口 ～東京都神奈川県管理境	1.3km	なし	なし
高速湾岸分岐線		昭和島 JCT ～東海 JCT	1.9km	なし	なし
高速八重洲線	Y	神田橋 JCT ～汐留 JCT （東京高速道路㈱線を除く）	1.9km	なし	〔南行き〕 丸の内
高速神奈川１号横羽線	k1	羽田 ～都県境	0.9km	なし	なし
計			201.9km		

資料第 14　橋りょう現況表

1　橋りょう現況表(都建設局)

(都建設局、本文 18 頁)
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分		橋数（橋）	橋長（m）	橋面積(㎡)	橋齢別現況		
					15 年未満	15～25 年	25 年以上
一般橋	１５ｍ　未　満	507	3,632	49,208	14	29	464
	１５～３０ｍ　未　満	233	4,991	88,308	18	34	181
	３０～１００ｍ　未　満	263	14,285	227,328	15	51	197
	１００ｍ　以　上	218	58,945	961,854	16	29	173
	計	1,221	81,853	1,326,698	63	143	1015
横断歩道橋		589	47,135	94,716	17	20	552
人道橋		106	3,018	10,441	4	9	93

2　橋りょう現況表（都港湾局）

(都港湾局、本文 18 頁)
(令和２年４月１日現在)

区分		橋数（橋）	橋長（m）	橋面積(㎡)	橋齢別現況		
					15 年未満	15～25 年	25 年以上
鋼橋	30m 未満	－	－	－	－	－	－
	30～100m 未満	1	85	2,550	－	－	1
	100m 以上	15	8,809	169,106	3	2	10
	計	16	8,894	171,656	3	2	11

資料第 15　防火対象施設現況

（東京消防庁、本文 33 頁）

対象物の用途				対象物の用途			
(一)	イ	劇場等	158	(九)	イ	熱気浴場等	157
	ロ	公会堂等	58		ロ	公衆浴場等	370
(二)	イ	キャバレー等	57	(十)		停車場等	629
	ロ	遊技場等	502	(十一)		神社等	4,598
	ハ	性風俗関係等	14	(十二)	イ	工場等	10,943
	ニ	カラオケボックス等	193		ロ	映画スタジオ等	67
(三)	イ	料理店等	111	(十三)	イ	駐車場等	2,950
	ロ	飲食店	7,600		ロ	格納庫等	22
(四)		物品販売店舗等	7,866	(十四)		倉庫	8,883
(五)	イ	ホテル等	3,561	(十五)		事務所等	43,153
	ロ	共同住宅等	171,843	(十六)	イ	特定用途複合	63,048
(六)	イ	病院等	2,845		ロ	非特定用途複合	74,278
	ロ	福祉施設等（入所）	2,550	(十六)の二		地下街	11
	ハ	福祉施設等（通所）	5,438	(十六)の三		準地下街	2
	ニ	幼稚園等	1,348	(十七)		文化財等	359
(七)		学校等	9,090	(十八)		アーケード	60
(八)		図書館等	444	(二十)		舟車	1
合計							423,209

資料第 16　放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表

（都福祉保健局、本文 43 頁）

（令和２年４月現在）

施設 病院	病　院	診療所	計	施設 病院	病　院	診療所	計
千代田区	3	2	5	八王子市	2		2
中央	2		2	立川市	3		3
港	9		9	武蔵野市	1		1
新宿	7		7	三鷹市	1		1
文京	5	1	6	府中市	4		4
台東	1		1	昭島市	1		1
墨田	2		2	調布市	0		0
江東	3		3	町田市	1		1
品川	4		4	小金井市	0		0
目黒	3		3	日野市	0		0
大田	6		6	国分寺市	0		0
世田谷	4		4	国立市	0		0
渋谷	4		4	狛江市	1		1
中野	2		2	東大和市	0		0
杉並	2		2	武蔵村山市	1		1
豊島	1		1	多摩市	2		2
北	2		2	稲城市	1		1
荒川	0		0	小平市	2		2
板橋	5	1	6	東村山市	2		2
練馬	2		2	西東京市	1		1
足立	3		3	清瀬市	2		2
葛飾	2		2	東久留米市	0		0
江戸川	3		3	青梅市	1		1
				福生市	1		1
				羽村市	0		0
				あきる野市	1		1
区部計	75	4	79	市町村計	28		28

※診療所については平成 20 年 4 月現在の値

	病　院	診療所	総　計
東京都計	103	4	107

資料第 17　貨物駅の危険物取扱量

（JR 貨物、本文 46 頁）
（令和２年３月現在）

駅　　名	取　扱　品　目	取　扱　数　量　（t）
隅　田　川 (荒川区南千住 4-1-1)	化　学　薬　品	23,510
東京貨物ターミナル (品川区八潮 3-3-22)	化　学　薬　品	163,335
計		186,845

資料第 18　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

（北関東防衛局、本文 115、146、171 頁）

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

（趣旨）

第１条この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

（連絡者の設置及びその任務）

第２条各関係機関に別表１「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等」という。）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

２　連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表２「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

３　各関係機関は、別表１「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

（緊急連絡通報の内容）

第３条前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

（２）　事故の発生日時、場所

（３）　事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無

（４）　その他必要事項

（現地連絡所の設置）

第４条航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

２　米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

（救急及び救援活動）

第５条航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表３「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

（被災者救援の優先）

第６条事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

（被害調査の協力）

第７条関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

（要綱の改正）

第８条この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第５条に定める会議において検討し改正するものとする。

附則この要綱は、昭和５６年４月１日から施行する。

附則この要綱は、昭和６２年６月２６日から施行する。

附則この要綱は、平成２年７月２０日から施行する。

附則この要綱は、平成１９年９月３日から施行する。

附則この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

別表２

航　空　事　故　通　報　経　路　図

１　目撃者等からの通報経路：

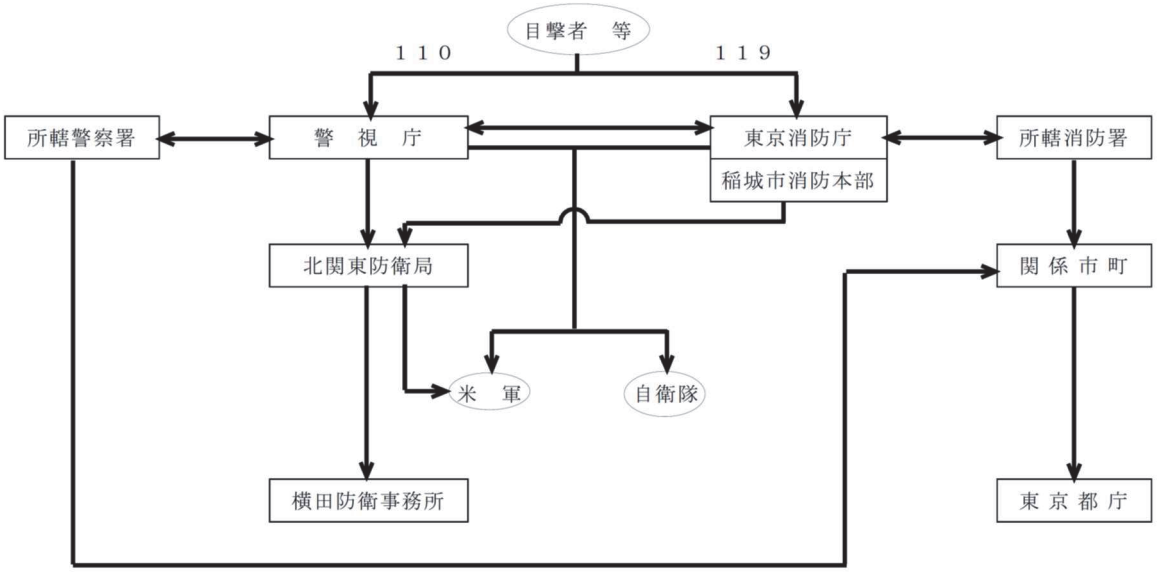

２　米軍又は自衛隊からの通報経路：

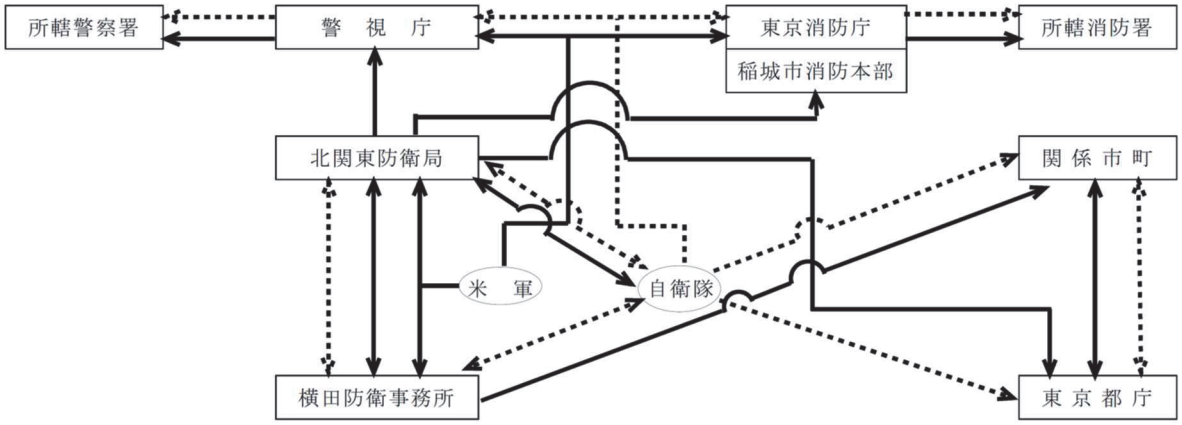

凡　　例	
━━━	米軍航空事故等に係る通報経路
┅┅┅	自衛隊航空事故等に係る通報経路

別　表　３－１

米軍機事故被災者救援活動分担表

ＮＯ	区　　分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1)　救急活動	○	◎	○	○	○	○
		(2)　救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○
		(3)　その他(転院等)			○	○	○	◎
2	現場対策	(1)　消火活動		◎	○		○	
		(2)　警戒区域の設定	○	◎				
		(3)　立入制限、交通整理	◎	○				
		(4)　現地保存	◎	○				○
		(5)　連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎
		(6)　通信輸送			○		○	◎
3	財産被災者救援	(1)　財産保護・警備	◎					
		(2)　仮住居の斡旋提供				○	○	◎
		(3)　生活必需品の支給				○	○	◎
備　　考		航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 注　：　◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。						

別　表　３－２

自衛隊機事故被災者救援活動分担表

ＮＯ	区　　分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1)　救急活動	○	◎	○	○	○	
		(2)　救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
		(3)　その他(転院等)			◎	○	○	
2	現場対策	(1)　消火活動		◎	○		○	
		(2)　警戒区域の設定	○	◎				
		(3)　立入制限、交通整理	◎	○	○			
		(4)　現地保存	◎	○	○			
		(5)　連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
		(6)　通信輸送			◎			
3	財産被災者救援	(1)　財産保護・警備	◎		○			
		(2)　仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
		(3)　生活必需品の支給			◎	○	○	
備　　考		注　：１　◎は、主務機関を示す。 ２　○は、主務機関への援助協力機関を示す。						

資料第19　東京都防災行政無線回線構成図　（都総務局、本文116頁）

平成31年4月1日

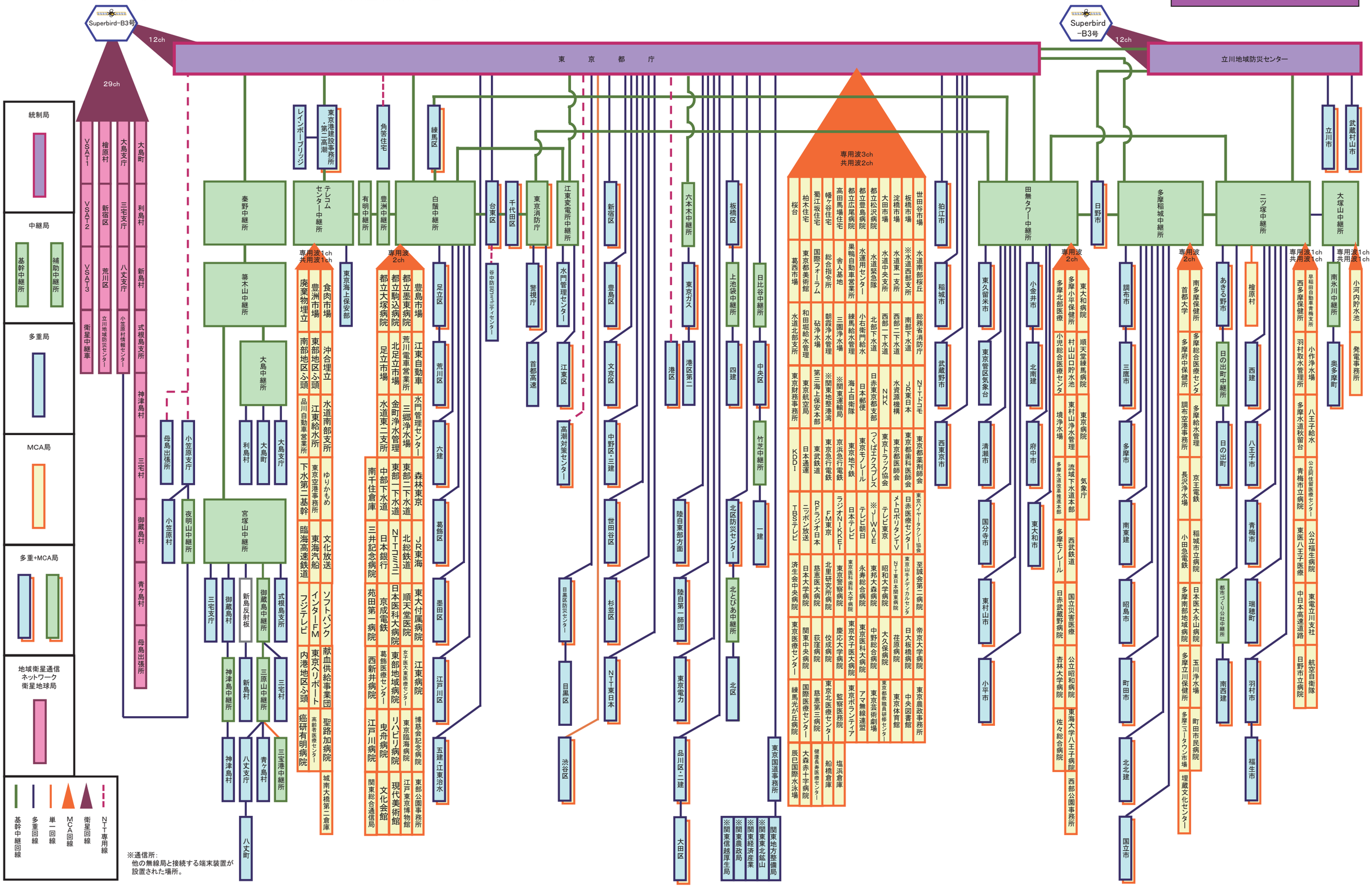

資料第 20　東京都防災行政無線移動系回線構成図（都総務局、本文 116 頁）

平成３１年４月１日

Ⅰ．全都移動系（150MHz・260MHz）・単一系（400MHz）

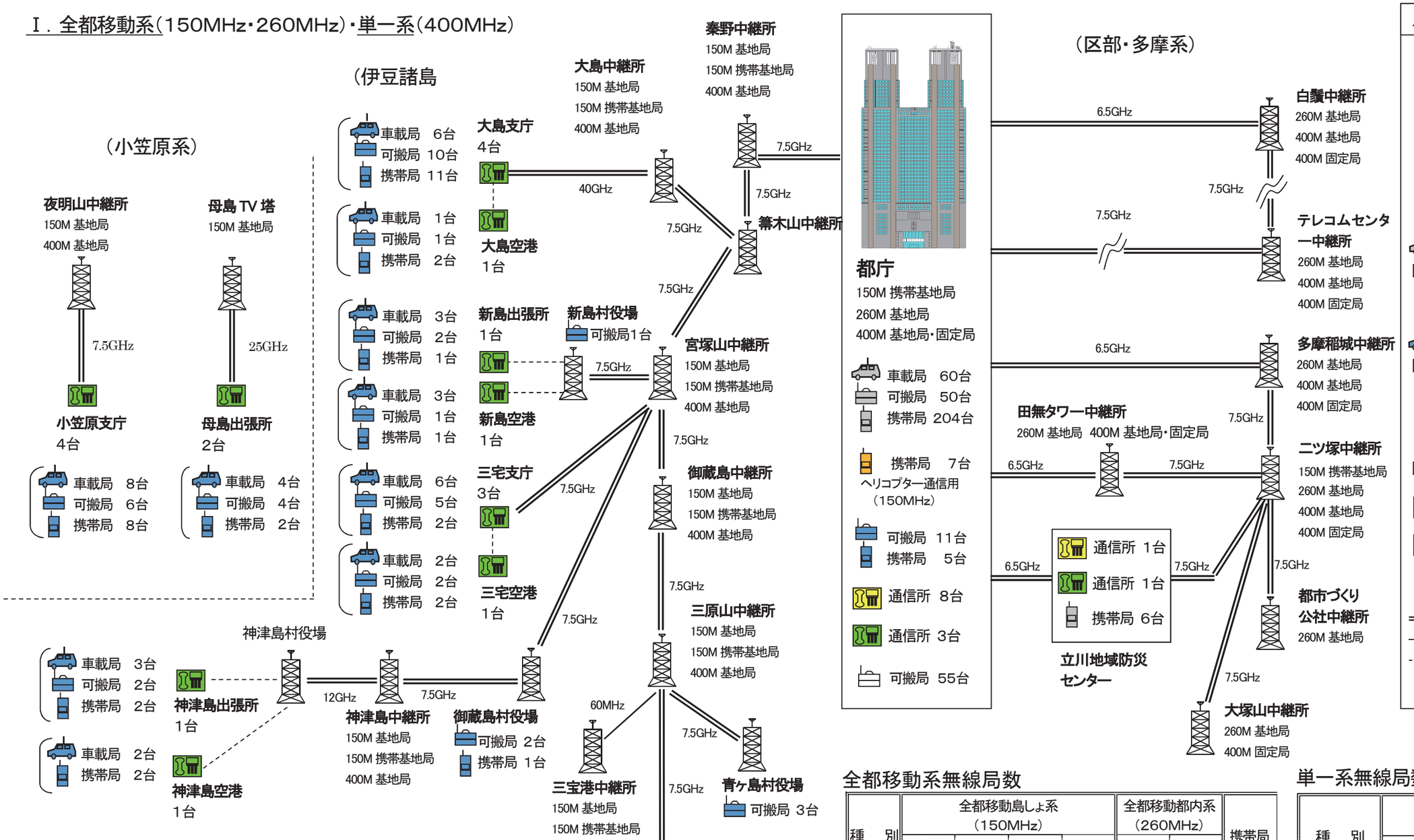

Ⅱ．移動無線車（260MHz　2台 ・ 400MHz　2台）

1号車
車載局　1台
可搬局　1台

2号車
車載局　1台
可搬局　1台

全都移動系無線局数

種　別	全都移動島しょ系（150MHz）				全都移動都内系（260MHz）		携帯局
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計	
基地局	7	2	―	9	8	8	9
車載	35	12	―	47	62	62	―
可搬	37	10	5	52	50	50	6
携帯	31	10	5	46	210	210	7
小計	103	32	10	145	322	322	13
計 ※	110	34	10	154	330	330	22

単一系無線局数内訳

種　別	単一系（400MHz）			
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計
基地局（中継所）	6 (6)	1 (1)	6 (7)	13 (14)
可搬局（移動車含む）	－	－	57	57
計 ※（中継所計）	6 (6)	1 (1)	63 (64)	70 (71)

※1　島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備　※2　可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

資料第 21　東京都防災行政無線回線構成図（区部・多摩）　（都総務局、本文 116 頁）

平成31年4月1日

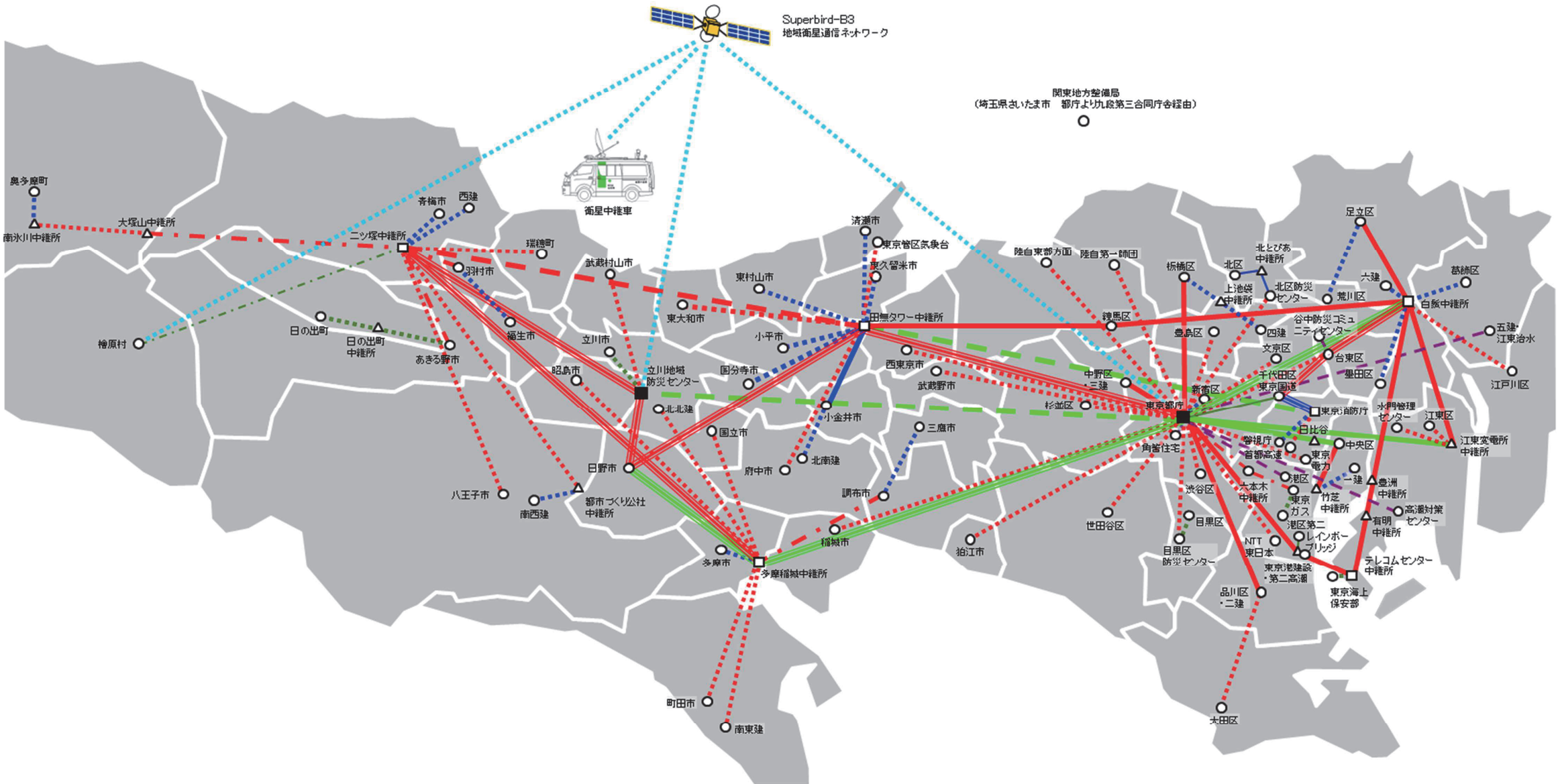

凡 例

- ■ 統制局
- □ 基幹中継所
- △ 補助中継所
- ○ 端末局

- 6.5GHz帯(312Mbps)
- 6.5GHz帯(208Mbps)
- 6.5GHz帯(104Mbps)
- 7.5GHz帯(312Mbps)
- 7.5GHz帯(208Mbps)
- 7.5GHz帯(104Mbps)
- 7.5GHz帯(52Mbps)
- 7.5GHz帯(26Mbps)
- 12GHz帯(312Mbps)
- 12GHz帯(104Mbps)
- 12GHz帯(26Mbps)
- 12GHz帯(13Mbps)
- 14GHz帯(アップリンク) 12GHz帯(ダウンリンク)（＊）
- 18GHz帯(26Mbps,FWA)
- 18GHz帯(13Mbps,FWA)
- 60MHz帯
- NTT専用線(バックアップ)

地域衛星通信ネットワーク
(Superbird-B3号)
＊東京都庁　：2Mbps
＊立川地域防災センター　：2Mbps
＊檜原村役場　：512kbps

資料第 22　東京都防災行政無線回線構成図（島しょ系）　（都総務局、本文 116 頁）

平成31年4月1日

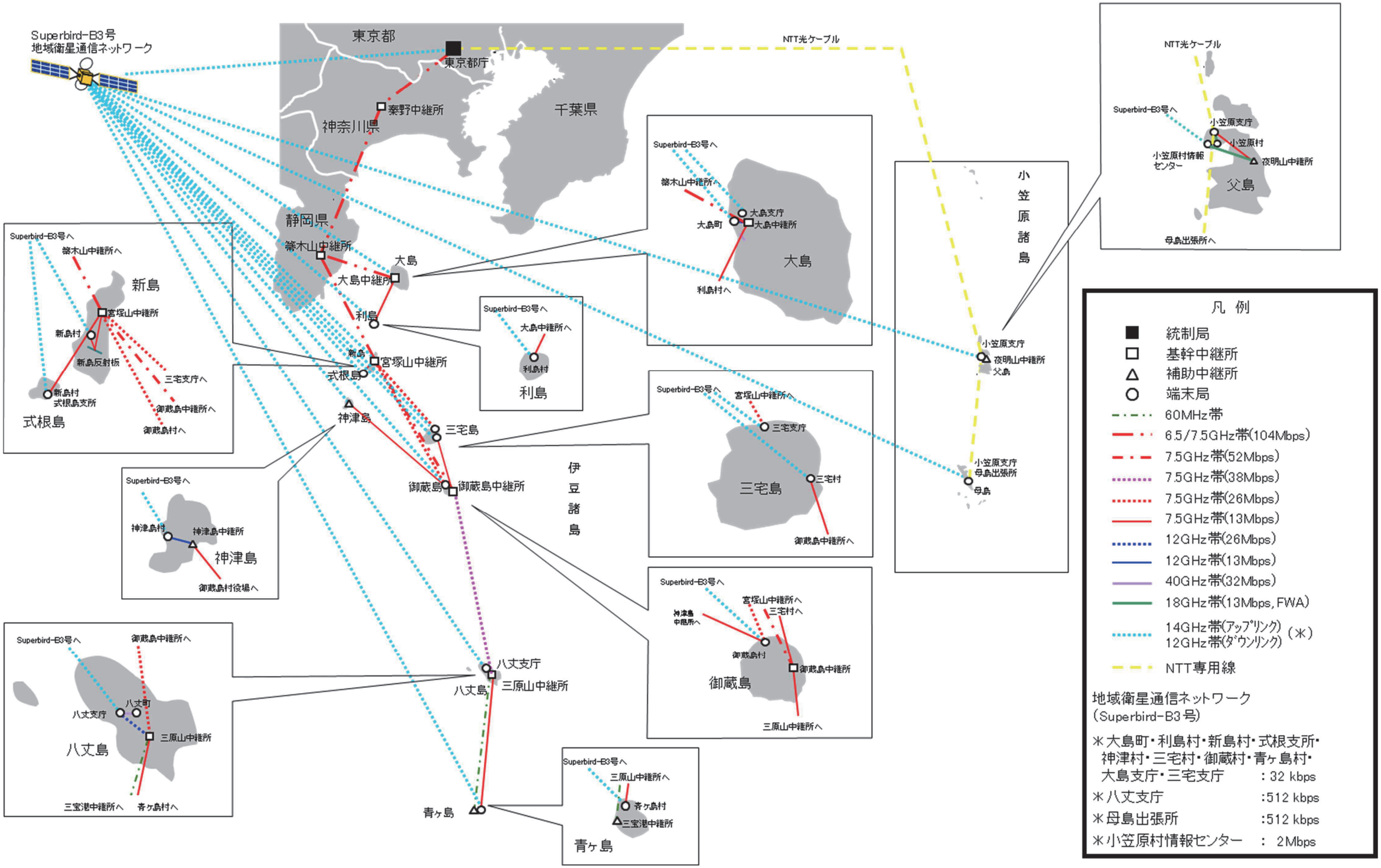

資料第 23　東京消防庁通信連絡系統図

（東京消防庁、本文 116 頁）

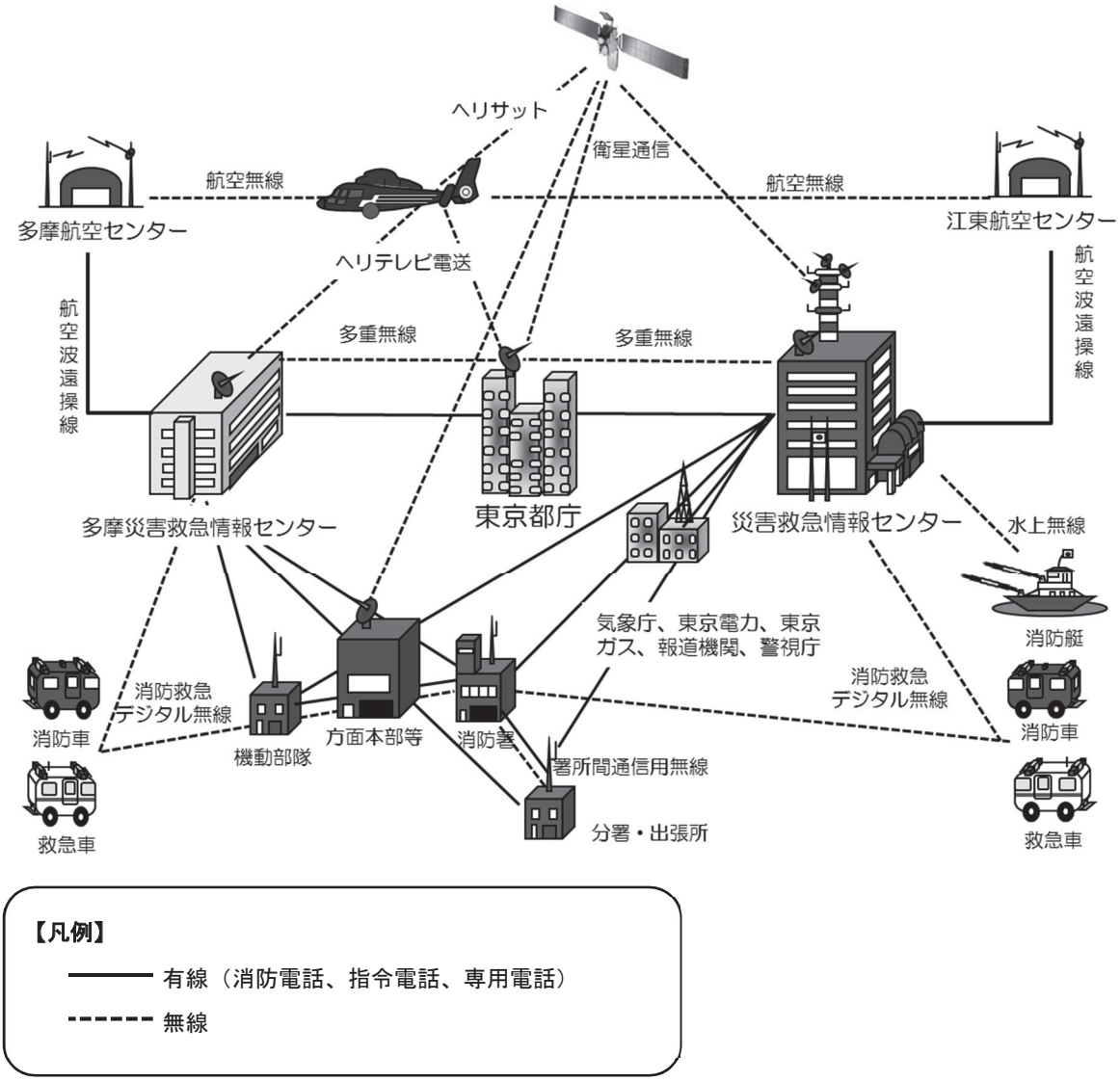

【凡例】

——— 有線（消防電話、指令電話、専用電話）

------ 無線

資料第 24　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表

（都総務局、本文 116 頁）

（令和２年４月１日）

(1)　特　別　区

種別／団体名	区市町村防災行政無線 固定局 屋外	区市町村防災行政無線 固定局 戸別	区市町村防災行政無線 移動局	地域防災無線
千代田	局 85	局 215	局 —	局 356
中央	82	87	—	297
港	126	213	210	—
新宿	103	423	68	196
文京	97	472	130	62
台東	75	—	48	104
墨田	72	169	34	198
江東	163	1	264	—
品川	136	280	—	206
目黒	65	148	266	—
大田	250	614	—	404
世田谷	189	310	35	447
渋谷	84	149	167	—
中野	112	592	202	—
杉並	127	758	—	225
豊島	76	650	176	—
北	110	1,018	419	—
荒川	103	240	—	262
板橋	165	80	187	—
練馬	207	1,065	217	68
足立	193	395	—	351
葛飾	131	200	—	229
江戸川	290	367	325	—
区計	3,041	8,446	2,748	3,405

(2)　市

種別／団体名	区市町村防災行政無線 固定局 屋外	区市町村防災行政無線 固定局 戸別	区市町村防災行政無線 移動局	地域防災無線
八王子	局 421	局 414	局 —	局 221
立川	81	—	13	199
武蔵野	47	81	194	—
三鷹	54	284	—	189
青梅	126	—	74	—
府中	132	48	160	—
昭島	64	—	83	—
調布	115	135	147	—
町田	270	177	214	—
小金井	58	—	—	119
小平	90	—	18	110
日野	123	142	136	162
東村山	63	130	59	—
国分寺	41	—	2	—
国立	32	—	—	98
福生	54	170	58	—
狛江	27	22	91	—
東大和	52	—	18	—
清瀬	39	—	90	—
東久留米	49	38	5	143
武蔵村山	59	—	—	141
多摩	114	98	78	112
稲城	58	—	93	—
羽村	53	—	60	—
あきる野	109	782	136	—
西東京	75	—	15	140
市計	2,406	2,521	1,744	1,634

(3)　町　村

瑞穂町	局 49	局 56	局 41	局
日の出町	38	900	71	—
檜原村	32	1,150	54	—
奥多摩町	5	2,889	39	—
多摩町村計	124	4,995	205	0
大島町	82	—	55	—
利島村	4	171	—	—
新島村	30	1,800	53	—
神津島村	22	950	8	—
三宅村	46	1,712	45	—
御蔵島村	—	—	—	—
八丈町	41	4,294	15	—
青ヶ島村	12	—	11	—
小笠原村	20	1,603	—	—
島しょ町村計	257	10,530	187	—

総計	5,704	21,497	4,679	5,039

資料第 25　区市町村等の通信連絡態勢

（都総務局、本文 116 頁）

機関名	内　　容
区市町村及び防災機関	1　連絡態勢の確保 夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。 2　通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。
都	1　通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。 2　通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。 3　本部を設置した場合の通信連絡態勢 (1) 本部が設置された場合には、原則として本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び本部との連絡並びに非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者と若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を本部に派遣する。 4　都本部設置後の通信連絡態勢 (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。 5　通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。

資料第 26　電報の優先利用について

（NTT 東日本、本文 118 頁）

ウ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

区分		電報の内容	機関等
緊急扱い電　報	1	気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（前アの表中８欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3	治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間（海上保安庁の機関を含む。） (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5	天災、事変その他の災害状況の報道を内容とする事項	電気通信設備の優先利用が可能な新放送事業者又は通信社の機関相互間（資料117-①、別冊Ｐ436）
	6	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と「医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院」の相互間　（資料117-②、別冊Ｐ436）
	7	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関相互間（前アの表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）

資料第26-①　電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準（NTT東日本）

区　分	基　　準
1　新　聞　社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)　発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。
2　放送事業者	放送法（昭和25年法律132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹局提供事業者
3　通　信　社	新聞社又は放送事業にニュース（１欄の基準をすべて備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース情報（広告を除く。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

資料第26-②　医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（NTT東日本）

名称	位置	あて名
小樽掖済会病院	小樽市色内１の１０の１７	ｵﾀﾙｴｷｻｲ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂５１	ﾐﾔｷﾞﾘﾌｴｷｻｲ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町１の２	ﾖｺﾊﾏｴｷｻｲ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町４の66	ﾅｺﾞﾔｴｷｻｲ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	ｵｵｻｶｴｷｻｲ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	ｺｳﾍﾞｴｷｻｲ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	ﾓｼﾞｴｷｻｲ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ﾅｶﾞｻｷｴｷｻｲ
せんぽ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	ﾄｳｷｮｳｾﾝｲﾝﾎｹﾝ
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	ｾﾝﾎﾟﾑｾﾝｲﾘｮｳｾﾝﾀｰ 又はﾖｺﾊﾏｾﾝｲﾝﾎｹﾝ
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	ｵｵｻｶｾﾝｲﾝﾎｹﾝ

資料第 27　東京国際空港航空機事故緊急連絡体制

（東京空港事務所、本文 128、170 頁）

航空機事故（空港内）　緊急連絡体制表

令和２年３月 24 日現在

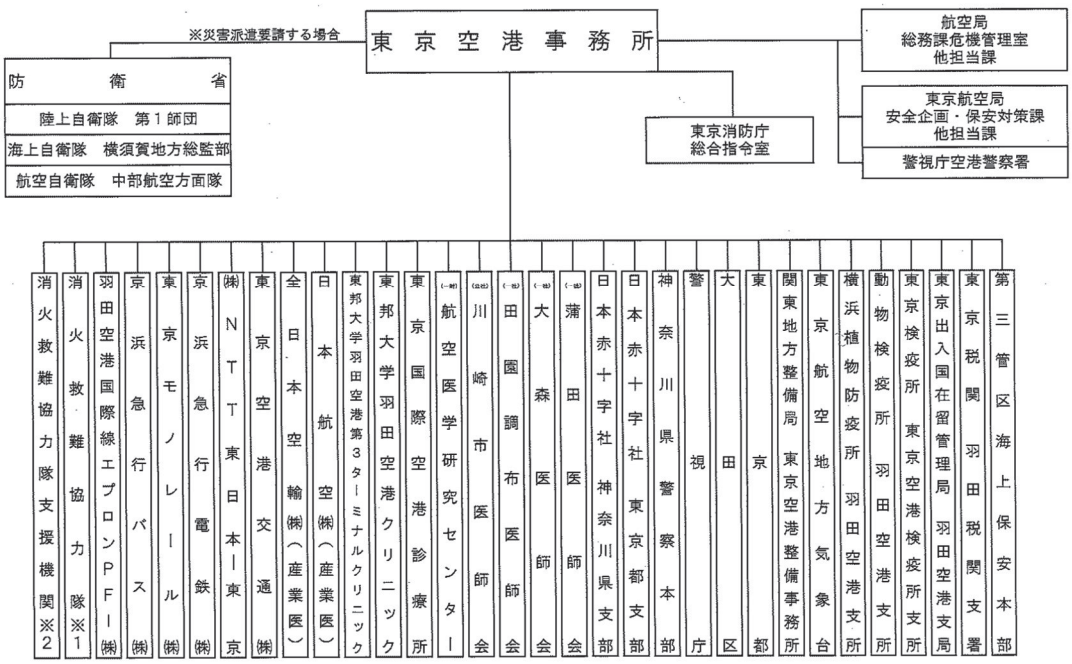

航空機事故（空港外）　緊急連絡体制表

令和２年９月現在

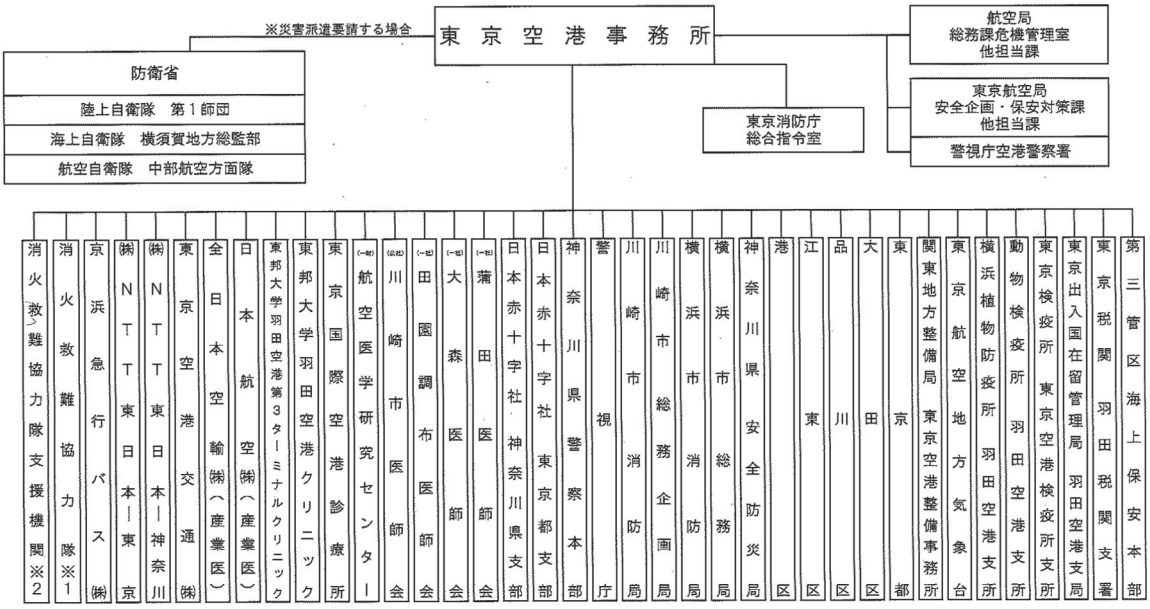

※１　消火救難協力隊	
日本航空（株）	東京国際空港ターミナル（株）
全日本空輸（株）	東京国際エアカーゴターミナル（株）
スカイマーク（株）	三愛石油（株）
（株）ＡＩＲＤＯ	ＡＮＡエアポートサービス（株）
（株）ソラシドエア	羽田タートルサービス（株）
（株）スターフライヤー	（株）ＪＡＬグランドサービス
日本空港ビルデング（株）	ＣＫＴＳ（株）
空港施設（株）	

※２　消火救難協力隊支援機関（外国航空会社等）
別紙３のとおり

別紙３

消火救難協力隊支援機関（外国航空会社等）　41 社			
1	アシアナ航空	22	ルフトハンザドイツ航空
2	エアアジア・エックス・バハッド	23	エールフランス航空
3	エバー航空	24	ベトナム航空
4	㈱大韓航空	25	香港エクスプレス
5	ｷｬｾｲﾊﾟｼﾌｨｯｸ航空/香港ﾄﾞﾗｺﾞﾝ航空	26	カンタス航空
6	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙｴｱﾗｲﾝｽﾞﾘﾐﾃｯﾄﾞ	27	ピーチ・アビエーション株式会社
7	ガルーダ・インドネシア航空	28	天津航空有限責任公司
8	フィリピン航空	29	春秋航空公司
9	カタール航空	30	上海吉祥航空
10	エア・カナダ	31	タイガーエア台湾
11	エミレーツ航空	32	中国南方航空
12	ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ・ｴｱｰ・ﾗｲﾝｽﾞ・ｲﾝｸ	33	アメリカン航空
13	タイ国際航空	34	ベトジェットエア
14	中華航空公司	35	Ｓ７航空
15	中国国際航空公司	36	アエロフロートロシア航空
16	海南航空	37	ヴァージンオーストラリア航空
17	奥凱航空有限公司	38	アリタリアイタリア航空
18	中国東方航空公司/上海航空公司	39	トルコ航空
19	デルタ航空会社	40	フィンエアー
20	ﾊﾜｲｱﾝ･ｴｱｰﾗｲﾝｽﾞ･ｲﾝｸ	41	スカンジナビア航空
21	ﾌﾞﾘﾃｨｯｼｭ･ｴｱｳｪｲｽﾞ･ﾋﾟｰｴﾙｼｰ		

令和２年９月現在

資料第 28　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定

（**都政策企画局**、本文137頁）

①　日本放送協会及び民間放送各社との協定

「災害時等における放送要請に関する協定」

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第　223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続）

第３条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

１　放送要請の理由

２　放送事項

３　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

（雑　　則）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、昭和55年12月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和55年12月 1日		
	甲　東京都知事	鈴　木　俊　一
	乙　日本放送協会会長	坂　本　朝　一
同文の協定		
昭和55年12月１日	乙　株式会社東京放送取締役社長	山　西　由　之
	乙　株式会社文化放送取締役社長	岩　本　政　敏
	乙　株式会社ニッポン放送取締役社長	石　田　達　郎
	乙　株式会社ラジオ関東取締役社長	遠　山　景　久
	乙　株式会社エフエム東京取締役社長	大　野　勝　三
	乙　日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小　林　与三次
	乙　株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅　野　賢　澄
	乙　全国朝日放送株式会社取締役社長	高　野　　信
	乙　株式会社東京12チャンネル取締役社長 （現　株式会社　テレビ東京）	中　川　　順
昭和56年１月10日	乙　株式会社日本短波放送取締役社長 （現　株式会社　日経ラジオ社）	安　藤　　蕃
平成２年７月30日	乙　株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾　山　克　巳
同文の協定		
平成8年1月31日	甲　東京都知事	青　島　幸　男
	乙　東京メトロポリタンテレビジョン 株式会社取締役社長	藤　森　鐵　雄
平成8年4月30日	乙　エフエムインターウェーブ 株式会社取締役社長	竹　内　経　輝

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

（趣　　旨）

第１　この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」（昭和55年12月１日締結。以下「協定」という。）第６条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

（要請の依頼先）

第２　都各局等は、協定第２条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部（災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。）に対し要請依頼する。

２　災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

（放送要請手続の指示等）

第３　総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部政策部（災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。）に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

２　夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

（要請文の作成・協議）

第４　知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文（別記第１号様式）を作成する。

（放送要請の決定）

第５　放送要請は、本部長（知事）が決定する。

（要請文の伝達方法）

第６　知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

２　総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報（音声及びファクシミリ）にて各放送機関へ伝達する。

（知事等の直接放送）

第７　知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合（生放送）は、原則として、映像スタジオ（第１本庁舎５階）で行う。

（区市町村の放送要請）

第８　区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由（知事に要請依頼）するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

２　都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第２に準じることとし、要請依頼文は別記第２号様式により行うこととする。

（放送機関の対応）

第９　都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

２　各放送機関は、前記第８但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

３　各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

（都庁記者クラブ等への発表）

第10　知事本部長（災害対策本部の設置前においては、知事本部長）は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

（附　　則）

この実施細目は昭和60年９月１日（60情報庶第 96号）から施行する。

一部改正　　昭和63年４月１日（62情報庶第706号）

一部改正　　平成２年８月１日（２情報庶第240号）

一部改正　　平成４年６月１日（４情報総第　５号）

一部改正　　平成13年８月20日（13知政報第 86号）

② アメリカン・フォーシズ・ネットワークとの協定
「災害時等における放送要請に関する協定書」

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、（以下「災害時等」という。）公共への通知に資するため、東京都（以下「甲」という。）がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク横田（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。
（放送の要請）
第２条　甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。
（要請の手続）
第３条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
（１）放送要請の理由
（２）放送を要請する事項
（３）その他必要な事項
２　依頼は、有線電気通信設備、無線設備若しくは使者等により行う。
（放送の実施）
第４条　乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。
２　乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。
（連絡者）
第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第４条第２項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。
（雑則）
第６条　この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から１０年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限６０日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、２年ごとに再検討を行う。
この協定は、英語及び日本語により２通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈に当たっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本局長　秋山俊行
アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・ジャパン 司令官 デヴィッド・S・ウェストオーバー空軍中佐
２０１１．１０．２５
（英文略）

③　新聞社及び通信社との協定
「災害時等における報道要請に関する協定」

（趣旨）
第１条　この協定は、東京都知事（以下「甲」という。）が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会（以下「乙」という。）及び株式会社朝日新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。
（報道の要請）
第２条　甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。
⑴　警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
⑵　消防、水防その他の応急措置に関する事項
⑶　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
⑷　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

⑸　施設又は設備の応急の復旧に関する事項
⑹　保健衛生に関する事項
⑺　交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

（要請の手続）

第３条　甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
⑴　報道要請の理由
⑵　必要な報道の内容
⑶　その他の必要な事項

（報道の実施）

第４条　丙は、甲又は乙から第２条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

（車両の通行）

第５条　丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

（適用）

第８条　この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各１通を保有する。

平成９年９月１日　甲　東京都知事　青島幸男
乙　東京都公安委員会委員長　河野義克
丙　株式会社朝日新聞社代表取締役社長　松下宗之

同内容の協定

平成９年９月１日	丙	社団法人共同通信社社長	犬養康彦
	丙	株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡辺恒雄
	丙	株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小池唯夫
	丙	株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴田卓彦
	丙	株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白井文吾
	丙	株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清原武彦
	丙	株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝口勲夫
	丙	株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山下幸秀
	丙	株式会社時事通信社代表取締役社長	村上正敏
	丙	株式会社ｼﾞｬﾊﾟﾝﾀｲﾑｽﾞ代表取締役会長兼社長	小笠原敏晶

資料第 29　災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル

（都総務局、本文 137 頁）

（番号は人事異動があれば見直しのこと）

平成 18 年 10 月改訂

東京都から AFN への災害時の報道要請の詳細な手順は以下のとおりとする。

１　東京都から AFN への要請の事前連絡

（１）　AFN の執務時間内(午前８時～午後４時 30 分・月曜日～金曜)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN の事務所へ電話をする。

②AFN の職員へ次の内容を通知する。(日本語)

A)　通知者氏名

B)　協定に基づく要請文を送付すること

C)　要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

（２）　AFN の勤務時間外(午後４時 30 分～午前８時・月～金曜日及び土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が、AFN 東京局長もしくはＡＦＮ放送担当責任者へ電話をする。

②東京都は AFN へ次の内容を通知する。(英語)

A)　通知者氏名

B)　協定に基づく要請文を送付すること

C)　要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

２　東京都から AFN への要請文の送信

東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN へ通知した方法で送信する。

ファクシミリ送付状は別紙１とする。(英語)

要請文は別添様式１の例によるものとする。(英語)

３　東京都の要請に関する AFN の確認

東京都からの電話及び要請文受領後、AFN は、東京都報道課へ電話をし、東京都が要請を行ったこと及び要請内容を確認する。(日本語または英語)

４　報告

放送を行った場合、AFN は、東京都報道課へ放送の日時を速やかに報告する。(日本語または英語)

放送をしない場合、AFN は、この旨東京都報道課へ速やかに報告する。(日本語または英語)

連絡先一覧

AFN

電話	042-552-2511 内線 52374 (AFN 勤務時間内午前８時～午後４時 30 分(月～金曜日))
電話	090-4249-7380(AFN 東京局長) 080-6626-9217(放送責任者) (AFN 勤務時間外　午後４時 30 分～午前８時(月～金曜日)及び 土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)
ファクシミリ	042-552-2511 内線 57057(24 時間　オペレータ経由) 00579-3117-55-7057 (直通)
アドレス	afn.eagle810@yokota.af.mil

東京都

電話	03-5388-2210(24 時間　報道課長) 090-3223-0255(24 時間　報道課長) 03-5388-2211(24 時間　報道課) 03-5388-2212(24 時間　報道課)
ファクシミリ	03-5388-1228(24 時間　報道課)
アドレス	S0014602@section.metro.tokyo.jp

(英文略)

資料第 30　給与品事前購入分一覧表

（都福祉保健局、本文 143 頁）

（令和 2 年 4 月 1 日）

区分			数量	金額（評価額）	備考
都福祉保健局	食料品・生活必需品	クラッカー	1,172,790食	186,898,914円	
		ショートブレッド	615,800食	95,219,064円	
		クリームサンドビスケット	769,310食	125,000,150円	
		クッキー	799,000食	131,598,000円	
		アルファ化米	4,943,200食	941,083,156円	
		即席めん	2,200,000食	311,256,000円	
		毛布	648,324枚	1,707,980,598円	
		ビニールゴザ・カーペット	1,008,115枚	1,074,135,517円	
		肌着	5,280組	3,574,796円	
		安全キャンドル	36,869本	42,159,787円	
		木炭	26,800袋	112,660,430円	
		コンロ	20,650個	49,426,580円	
		なべセット	23,998個	58,828,582円	
		やかん	7,998個	23,708,791円	
		簡易風呂・シャワー	30組	89,939,600円	
		簡易トイレ	7,690組	12,879,010円	
		折畳式リヤカー	100台	9,888,000円	
		水袋詰機	5機	44,805,000円	
		家庭用テント	964張	28,903,901円	
		ビッグテント	17張	28,191,100円	
		調製粉乳	29,796缶、4,987箱、計19,375,472ｇ	42,012,500円	
		ほ乳びん	10,000本	5,528,250円	
		医療資器材	252,213人分	430,522,192円	
合計				5,556,199,918円	

資料第 31　東京消防庁相互応援協定の締結一覧

（東京消防庁、本文 144 頁）

1　消防相互応援協定

都府県	市町村等	締結者
東京都	稲城市	市長
	○大島町	町長
	○新島村	村長
	○八丈町	町長
	○利島村	村長
	○神津島村	村長
	○三宅村	村長
	○御蔵島村	村長
	○青ヶ島村	村長

都府県	市町村等	締結者
神奈川県	川崎市	市長
	相模原市	市長
	横浜市	市長
	大和市	市長
	海老名市	市長
千葉県	市川市	市長
	松戸市	市長
	浦安市	市長

都府県	市町村等	締結者
埼玉県	三郷市	市長
	草加八潮消防組合	管理者
	川口市	市長
	戸田市	市長
	秩父広域市町村圏組合	管理者
	埼玉西部消防組合	管理者
	朝霞地区一部事務組合	管理者
山梨県	大月市	市長
	上野原市	市長
	東山梨行政事務組合	管理者

（注）○印は、消防応援協定を締結しているもの

2　東京外環自動車道消防相互応援協定

県	市町村等	締結者
埼玉県	戸田市	市長
	さいたま市	市長
	川口市	市長
	三郷市	市長
	朝霞地区一部事務組合	管理者

県	市町村等	締結者
埼玉県	草加八潮消防組合	管理者
千葉県	松戸市	市長
	市川市	市長
	浦安市	市長

3　中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

県	市町村等	締結者
神奈川県	相模原市	市長
山梨県	富士吉田市	市長
	都留市	市長
	大月市	市長

県	市町村等	締結者
山梨県	富士河口湖町	町長
	西桂町	町長
	上野原市	市長
	富士五湖広域行政事務組合	代表理事

4　東京湾消防相互応援協定

県	市	締結者
神奈川県	川崎市	市長
	横浜市	市長

県	市	締結者
千葉県	千葉市	市長
	市川市	市長

5　航空消防相互応援協定

大阪市消防局

6　航空機消防相互応援協定

県	市	締結者
神奈川県	川崎市	市長
	横浜市	市長
千葉県	千葉市	市長

県	市	締結者
宮城県	仙台市	市長
愛知県	名古屋市	市長
兵庫県	神戸市	市長

7　業務協定

(1)　海上保安庁東京海上保安部

(2)　国土交通省東京国際空港事務所

8　その他の消防相互応援協定

米空軍第 374 空輸団

資料第 32　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）

（都総務局、本文 145、147、148 頁）

1　都

(1)　地方公共団体

項　　目	内　　容
１都９県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援及びあっせん、施設若しくは業務の提供及びあっせん、ブロックによる連絡調整等について昭和52年６月に「震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。
21大都市災害時相互応援	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、飲料、飲料水及び生活必需物資の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣等について相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成24年4月、「21大都市災害時相互応援に関する協定」を締結している。
九都県市災害時相互応援	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市は、物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、応援調整都県市の設置等について、都県市域を越えて機動的、効果的に対応するため、平成22年４月に「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結している。
14大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と平成18年２月、「14大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を取り交わしている。
下水道災害時における相互支援	１　関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体などと「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を定めている。 （平成２０年８月改正） ２　１８大都市災害時相互支援（対象：区部） 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を作成している。 （平成２０年２月改正）

(2)　防災機関等

項　　目	内　　容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年７月、日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成４年４月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年７月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。
都医師会との協定	昭和51年８月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている（平成２９年４月改定）。
都歯科医師会との協定	平成11年６月「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続き、業務及び費用弁済などについて定めている。
都薬剤師会との協定	平成８年２月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続き、業務及び費用弁済などについて定めている（平成２０年７月改定）。

項　　目	内　　容
日本放送協会及び民間放送各社との協定	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月、日本放送協会と、また、昭和55年12月１日以降、民間放送各社と「災害時等における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手続きについてとりきめている。

2　防災機関

項　　目	内　　容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	１　災害対策用資機材等の広域運営 東京電力は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 ２　復旧要員の広域運営 「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えている。 ３　災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

3　民間協力

項　　目	内　　容
道路応急対策業務（東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会）	災害による道路の破損の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年４月以降に締結し、建設資器材と労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。
河川応急対策業務（東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、　東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業）	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、 東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会（以上平成９年９月）、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業（以上平成９年10月）と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成９年10月に締結し、巡回・点検の実施と方法、建設資器材と労働力の提供を定めている。
救助救急業務（東京建設業協会）	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」（昭和57年２月）を締結し、建設資機材と労働力の確保体制の確立を図っている。
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月、プレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品（梅干、しょう油漬、たくわん、つくだ煮・煮豆）、調味料（みそ、しょう油）の調達について、東京都漬物事業協同組合、東京都佃煮惣菜工業協同組合、東京都味噌工業協同組合及び東京都醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。
生活必需品関連協同組合等の協力	毛布、肌着、鍋、湯沸等生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。
都柔道整復師会との協定	平成３年３月、都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締結し、応急救護（柔道整復師法に規定された業務）の範囲、衛生材料の提供及び費用弁償など

項　　目	内　　容
	について定めている（平成２６年３月改正）。
東京医薬品卸業協会との協定	東京医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年２月に締結し、医薬品等の調達及び費用弁償などについて定めている。
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年２月に締結し、歯科用医薬品や歯科材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本産業･医療ガス協会との協定	日本産業・医療ガス協会と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成19年10月に締結し、酸素ガスや液体酸素等の調達及び費用弁償などについて定めている。
商工組合日本医療機器協会との協定	商工組合日本医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を締結し、医療機器等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を締結し、衛生材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力の内容や費用負担などについて定めている。
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要となる食料品(即席めん)の供給体制の確立を図っている。

資料第 33　震災時等の相互応援に関する協定・実施細目

（都総務局、本文 147 頁）

①「震災時等の相互応援に関する協定」

（趣　旨）

第１条　この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第５条の２、同法第８条第２項第１２号及び同法第７４条第１項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３条第４項及び同法第１７２条第４項の規定並びに同法第３２条第２項第６号及び同法第１８２条第１項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第２条　都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

２　都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ　避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2)　応急対策に必要な職員の派遣等

ア　避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ　ヘリコプターによる情報収集等

ウ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3)　施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア　傷病者の受入れのための医療機関

イ　被災者を一時収容するための施設

ウ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ　仮設住宅用地

オ　輸送路の確保及び物資拠点施設

(4)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

２　都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

（カバー都県・協力都県の設置）

第４条　都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

２　カバー都県は、被災都県を直接人的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

３　カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

（幹事都県の役割）

第５条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第３条第１項に規

定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第３条第５項の規定に掲げる役割を担うものとする。

（幹事代理都県の設置）
第６条　幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。
２　幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

（連絡員の派遣）
第７条　災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。
２　カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

（応援要請の方法）
第８条　応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　第３条第１項各号に掲げる応援の要請内容
(3)　応援の場所及び応援場所への経路
(4)　車両、航空機、船舶の派遣場所
(5)　応援の期間
(6)　要請担当責任者氏名及び連絡先
(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）
第９条　カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第７条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。
２　カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
３　カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第７条第２項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

（応援受入れ体制）
第10条　都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

（応援経費の負担）
第 11 条　応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。
２　応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
３　第７条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
４　前３項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）
第12条　この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第13条　都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（資料の交換）
第14条　都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）
第15条　都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

（その他）
第16条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成８年６月１３日から適用する。
２　昭和５２年６月１６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成１４年３月３１日から適用する。
２　平成８年６月１３日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成１６年２月２４日から適用する。
２　平成１４年３月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成２０年２月６日から適用する。
２　平成１６年２月２４日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成２５年７月３１日から適用する。
２　平成２０年２月６日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成３１年３月３１日から適用する。
２　平成２５年７月３１日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書１０通を作成し、各都県記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３１年　３月３１日

東京都知事	小池　百合子	千葉県知事	森田　健作
茨城県知事	大井川　和彦	神奈川県知事	黒岩　祐治
栃木県知事	福田　富一	山梨県知事	長崎　幸太郎
群馬県知事	大澤　正明	静岡県知事	川勝　平太
埼玉県知事	上田　清司	長野県知事	阿部　守一

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」
（趣　旨）
第１条　この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　被災都県　　協定第１条に規定する、被災した都県をいう。
(2)　カバー都県　　協定第４条第１項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
(3)　協力都県　　協定第４条第３項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

（カバー都県）
第３条　都県を４都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合（３以上の構成都県が被災した場合を除く。）、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。
２　各グループの構成都県は別表のとおりとする。

（幹事代理都県）
第４条　協定第６条第２項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。
第１順位　副幹事都県
第２順位　座長都県
第３順位　次年度幹事都県
２　前項の用語は、次の各号に定めるところによる。
(1)　副幹事都県　　幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
(2)　座長都県　　「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第３条に規定する、連絡会議の座長をいう。
３　幹事都県は、協定第６条第２項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

（連絡員の派遣）
第５条　カバー都県は、協定第７条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。
２　協定第７条第１項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。
３　前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

（連絡員の役割）
第６条　連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　被災県の被害情報の収集
(2)　他のカバー都県及び協力都県への情報提供
(3)　被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
(4)　前三号に定めるもののほか必要な事項

（応援要請の手続）
第７条　協定第８条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第４条第２項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。
２　前項の連絡を受けた被災都県は、協定第８条後段に規定する文書による応援要請について、様式１（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。
（応援の実施）
第８条　協定第８条及び第９条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式２（応援通知書）を送付するものとする。
(1)　物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
(2)　人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時

(3)　施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
(4)　その他の応援については、応援内容及び応援の期間
(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項
2　協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

（応援物資の受領通知）
第９条　要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式３（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式４（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

（応援終了要請）
第 10 条　要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式５（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

（応援終了報告）
第 11 条　応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式６（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

（応援の自主出動）
第 12 条　協定第９条に規定する応援の自主出動をした場合には、第８条から第 11 条の規定を準用する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）
第 13 条　協定第 11 条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。
(1)　要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2)　応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

（資料の交換）
第 14 条　協定第 14 条に規定する資料は、次のとおりとする。
(1)　地域防災計画
(2)　協定第２条に規定する連絡担当部署
(3)　協定第 10 条に規定する施設、場所
(4)　備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
(5)　陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
(6)　都県の支援できる項目
(7)　その他必要な資料

（連絡会議の開催）
第 15 条　協定第 15 条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。
2　連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。
(1)　応援体制
(2)　各都県の備蓄体制
(3)　各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
(4)　その他必要な資料

（活動マニュアルの見直し）
第 16 条　都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付　則
この実施細目は、平成８年９月１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１０年５月１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１２年２月３日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１４年３月３１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成１６年２月２４日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成２５年７月３１日から施行する。

付　則
この実施細目の改正は、平成３１年３月３１日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第１グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第２グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第３グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※　神奈川県、長野県は２つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

資料第 34　２１大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

（都総務局　本文 147 頁）

①「21 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第３条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第４条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

３　応援要請都市が、第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第６条　大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第８条　この協定を証するため、本協定書２１通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

附　則

１　この協定は、昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。
２　次に掲げる覚書は、廃止する。
（１）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年５月１３日締結）
（２）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）

附　則
１　この協定は、平成２年２月２２日から効力を生ずる。
２「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成５年１月２６日から効力を生ずる。
２「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成９年３月３１日から効力を生ずる。

附　則
１　この協定は、平成１５年４月１日から効力を生ずる。
２「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１７年４月１日から効力を生ずる。
２「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１８年４月１日から効力を生ずる。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１９年４月１日から効力を生ずる。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を生ずる。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成２２年４月１日から効力を生ずる。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成２４年４月１日から効力を生じる。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

札幌市長　上田　文雄
仙台市長　奥山　恵美子
さいたま市長　清水　勇人
千葉市長　　熊谷　俊人
東京都知事　石原　慎太郎
川崎市長　阿部　孝夫
横浜市長　林　文子
相模原市長　加山　俊夫
新潟市長　篠田　昭
静岡市長　田辺　信宏
浜松市長　鈴木　康友
名古屋市長　河村　たかし
京都市長　門川　大作
大阪市長　橋下　徹
堺市長　竹山　修身
神戸市長　矢田　立郎
岡山市長　髙谷　茂男
広島市長　松井　一實
北九州市長　北橋　健治
福岡市長　髙島　宗一郎
熊本市長　幸山　政史

②「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

（趣旨）

第１条　この実施細目は、２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

第２条

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

２　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援都市は、協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

（幹事都市）

第５条　協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

２　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

３　前２項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

（幹事都市の所掌事務）

第６条　幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

⑴　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知

⑵　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進

⑶　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

⑷　防災に関する大都市間の会議の開催等

⑸　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

⑹　被災都市から要請のあった事項

（応援都市）

第７条　応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

２　応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

（会議及び訓練の実施）

第８条　大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１２大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１３大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１４大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１５大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１６大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１８大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
2　「１９大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
1　この実施細目は、協定の発行日から適用する。
2　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表１（第５条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成２４年度を１とする。

資料第 35　九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

（都総務局　本文 147 頁）

①「九都県市災害時相互応援等に関する協定」

制　　定　平成２２年４月１日
一部改正　平成２６年２月 13 日
一部改正　令和２年９月 30 日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）
第１条　この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。
（1）災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害
（2）不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
（1）物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
イ　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
ウ　情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
エ　救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
（2）医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
（3）被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
（4）被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
（5）救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
（6）避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
（7）前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（連絡員の派遣）
第３条　災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

（応援調整都県市の設置）
第４条　九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。
２　被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）
第５条　前条第１項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援の要請及び実施）
第６条　被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

（応援の自主出動）
第７条　災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第３条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。
２　前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
３　自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援経費の負担）
第８条　応援に要した経費は、原則として、第６条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。
２　前項の規定にかかわらず、第３条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。
３　第７条第１項の規定による応援に要した経費及び前２項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）
第９条　九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。
（1）応援受入体制の整備
　他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。
（2）通信体制の整備
　複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

（3）情報の共有
　協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。
（4）訓練の実施
　この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。
（5）その他
　前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（九都県市域外への応援）
第 10 条　九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。
２　前項に規定する応援の内容等については、第２条から第８条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

（協定に関する協議）

第 11 条　この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

（その他）
第 12 条　この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附　則
（実施期日）
この協定は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２６年２月１３日一部改正）
（実施期日）
この協定は、平成２６年２月１３日から実施する。

附　則（令和２年９月３０日一部改正）
（実施期日）
この協定は、令和２年９月３０日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書９通を作成し、各都県市は記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年９月３０日

埼玉県知事　大　野　元　裕

千葉県知事　森　田　健　作

東京都知事　小　池　百　合　子

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

横浜市長　林　文　子

川崎市長　福　田　紀　彦

千葉市長　　熊　谷　俊　人

さいたま市長　清　水　勇　人

相模原市長　　本　村　賢　太　郎

②「九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目」

（趣旨）

第１条　この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（連絡員の派遣）

第２条　協定第３条に規定する連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被災都県市の被害情報の収集

(2) 被災都県市が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整

(3) 前２号に定めるもののほか必要な事項

（応援調整都県市の設置）

第３条　協定第４条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

２　被災都県市は、前項に規定する応援調整都県市が設置されていないときは、速やかに設置するように他の都県市に求めることができる。

３　災害の規模等により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置することができる。この場合においては、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市に応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

(1) 被害の概要

(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等

(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

２　応援調整都県市は、前項の要請を受けたときは、他の都県市と調整して、応援の可否並びに応援都県市及び応援内容を決定し、その結果を被災都県市に連絡するものとする。

３　前項の連絡を受けた被災都県市は、できる限り速やかに応援要請書（様式１）を応援都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（応援実施の手続）
第５条　応援都県市は、応援を行う次の事項について応援計画を作成する。
(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項
２　応援都県市は、応援調整都県市と必要な調整を行った上で、応援を実施する。
３ 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式２）を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（応援物資の受領通知）
第６条　被災都県市は、前条に基づく物資等を受領したときは、応援都県市に応援物資受領書（様式３）を送付する。

（応援終了の報告）
第７条　応援都県市は、応援を終了したときは、応援終了報告書（様式４）を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（連絡担当部局の設置）
第８条　各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

（応援職員の派遣に要した経費負担等）
第９条　協定第８条第１項の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。
(1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
(3) 応援職員が業務上第３者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
(4) 前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

（九都県市域外への応援）
第 10 条　九都県市域外において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第３条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
２　応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
３　第１項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
(1) 複数の道府県において観測された震度６弱以上の地震による災害
(2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
(3) 前２号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
４　第１項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地

域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
5　前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
6　前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
7　前項の規定による応援調整については、協定第４条第２項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

（九都県市域外からの受援）
第 11 条　九都県市全域において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第３条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
2　応援調整都県市は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
3　第１項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
(1) 複数の都県市において観測された震度５強以上の地震による災害
(2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
(3) 前２号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
4　前項までの規定に基づく受援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
5　前項の規定による受援調整については、協定第４条第２項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

附　則
この実施細目は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２６年２月１３日一部改正）
（実施期日）
この実施細目は、平成２６年２月１３日から実施する。

附　則（平成２７年１月２９日一部改正）
（実施期日）
この実施細目は、平成２７年１月２９日から実施する。

附　則（令和２年９月３０日一部改正）
（実施期日）
この実施細目は、令和２年９月３０日から実施する。

別表

第３条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">被災都県市</th><th colspan="3">応援調整都県市</th></tr>
<tr><th>第１順位</th><th>第２順位</th><th>第３順位</th></tr>
<tr><td>埼玉県
さいたま市</td><td>千葉県
千葉市</td><td>神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td>千葉県
千葉市</td><td>神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市</td><td>東京都</td><td>埼玉県
さいたま市</td></tr>
<tr><td>東京都</td><td>埼玉県
さいたま市</td><td>千葉県
千葉市</td><td>神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市</td></tr>
<tr><td>神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市</td><td>東京都</td><td>埼玉県
さいたま市</td><td>千葉県
千葉市</td></tr>
<tr><td>九都県市域内の複数の都県市</td><td colspan="3" rowspan="3">「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市又は同部会座長（事務局）都県市が指定する都県市</td></tr>
<tr><td>九都県市全域</td></tr>
<tr><td>九都県市域外の自治体</td></tr>
</table>

※　応援調整都県市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関　する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市が、表で示された都県市と協議の上で決定する。

※　応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※　被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第 36　災害時における応急対策業務に関する協定

（都総務局・都建設局、本文 148 頁）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力を行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）

第５条　甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

（請　　求）

第６条　乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（協　　議）

第７条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が協議して定めるものとする。

（雑　　則）

第８条　この協定は、昭和 50 年４月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和 50 年４月１日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会長	戸田順之助
（同趣旨の協定　昭和 51 年４月１日）	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会長	清水忠雄
（同趣旨の協定　昭和 62 年４月１日）	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会長	渡邉　輝
（同趣旨の協定　平成８年７月 18 日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
（同趣旨の協定　平成８年７月 18 日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会長	林　貞夫
（同趣旨の協定　平成８年７月 18 日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江　實

資料第 37　災害時における応急復旧業務に関する協定

（都建設局、本文 148 頁）

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。
（費用負担）
第３条　甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
（請　求）
第４条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。
（協　議）
第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第６条　この協定は、平成９年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年９月１日

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
会　長　川　田　利　雄

資料第 38　災害時における救助・救急業務に関する協定

（東京消防庁、本文 148 頁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年４月１日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第７条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条　この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業（以下「業務」という。）とする。

（出場の要請）

第２条　甲は、消防署長（以下「署長」という。）をして、乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第３条　会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

２　会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

３　業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の請求及び支払）

第４条　会員は、前条第１項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（建設資機材等の調査）

第７条　乙は、甲が毎年１回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第８条　乙は、会員名簿を毎年１回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

（協　　議）

第９条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適　　用）

第10条　この協定は、昭和57年２月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和57年２月１日

甲　　東　京　消　防　庁
　　消防総監　　曽　根　晃　平

乙　　社団法人東京建設業協会
　　会　　長　　飛　島　　斎

資料第 39　高圧ガスに係わる連絡通報窓口

（都総務局、本文 155 頁）

高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口

都県名	連絡窓口			
	機関別担当課名			電話番号
東京都	都	昼	総務局総合防災部防災対策課 環境局環境改善部環境保安課	13-70227（消防防災無線） 13-70096（〃FAX） 03-5321-1111（NTT）（代） 03-5388-2456（NTT） 03-5388-1260（〃FAX） 03-5388-3542（NTT）
		夜	夜間防災連絡室	13-70349（消防防災無線） 13-70096（〃 FAX） 03-3488-7270（NTT）
	警察		警視庁警備部災害対策課	03-3581-4321（NTT）（代） 内 55541
	消防本部		東京消防庁災害救急情報センター 稲城市消防本部	03-3212-2111（NTT）（代） 042-377-7119（NTT）
埼玉県	県	昼	危機管理防災部消防防災課 危機管理防災部化学保安課	11-68181（消防防災無線） 11-68159(〃FAX) 048-824-2111（NTT）（代） 048-830-8181（NTT） 048-830-8159（〃FAX） 048-830-8111（NTT） 048-830-8443（NTT） 048-830-8444（〃FAX）
		夜	システム管理室	11-68111（消防防災無線） 11-68119（〃FAX） 048-830-8111（NTT）
	警察		県警察本部（危機管理課）	048-832-0110(NTT)（代）
	消防本部		各消防本部	別紙のとおり
千葉県	県	昼	防災危機管理部消防課 予防・石油コンビナート班 防災危機管理部産業保安課保安対策室	12-7207（消防防災無線） 12-7298（〃FAX） 043-223-2177（NTT） 043-224-5481（〃FAX） 043-223-2736（NTT） 043-227-3548（〃FAX）
		夜	防災危機管理部危機管理課情報通信管理室	12-7655（消防防災無線） 043-223-2178（NTT）
	警察		県警察本部警備部警備課	043-201-0110（NTT）（代） 昼（内）5805　夜（内）2076
	消防本部		各消防本部	別紙のとおり
神奈川県	県	昼	安全防災局災害対策課 安全防災局工業保安課	9721（消防防災無線） 9734（〃FAX） 045-210-3430（NTT） 045-210-8829（〃FAX） 045-210-3489（NTT） 045-210-8830（〃FAX）
		夜	安全防災局災害対策課	9734（消防防災無線 FAX） 045-210-3456（NTT） 045-201-6409（〃FAX）
	警察		県警察本部危機管理対策課	045-211-1212(NTT)（代） 内 5775~5776
	消防本部		各消防本部	別紙のとおり

資料第 40　危険物とう載船の専用岸壁

（第三管区海上保安部、本文 162 頁）
（令和元年 10 月 1 日現在）

岸壁名称	最大接岸能力	貯蔵タンク		備　考
		危険物	重　油	
株式会社JERA 大井火力発電所 A桟橋	平成28年2月16日 休止 平成31年3月31日 廃止			品川区八潮 １－２－２
㈱朝田商会 東京油槽所桟橋	499　G/T	軽油 498kl×1 灯油 197kl×2 ガソリン 197kl×2	493kl×5	江東区若洲 ２－８－１４ 廃油 197kl×6 残タンク1基 →空
三愛石油㈱ 給油施設桟橋 Aバース Bバース	3,987　G／T (5,000 DWT)	ジェット燃料 9,800kl×4 9,300kl×1 8,000kl×5		大田区 羽田空港 ３－７－１
出光興産㈱ 東京油槽所 第１バース 第２バース	2,593　G／T (参考) 749 G／T 2,593　G／T	ガソリン 4,521kl×1 3,014kl×2 灯油 3,000kl×1 2,513kl×1 軽油 3,000kl×2 2,389kl×1	3,023kl×1 2,521kl×1	江東区若洲 ２－９－２

資料第 41　清掃船一覧表

（都港湾局、本文 168 頁）
（令和２年４月現在）

名　　称	ごみ処理能力	主機関出力	備　　考
清海丸	71 ㎥	77kw 1 基	清掃母船
第一清海丸	20 ㎥	169kw 2 基	油回収装置搭載兼用船
第二清海丸	20 ㎥	169kw 2 基	油回収装置搭載兼用船
第三清海丸	26 ㎥	134kw 2 基	
第五清海丸	9 ㎥	169kw 2 基	
第六清海丸	19 ㎥	77kw 2 基	
第七清海丸	15 ㎥	110kw 2 基	

資料第 42　鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

（都総務局、本文 171 頁）

東京都内の消防本部（島しょ地区の消防本部を除く。以下「甲」という。）と鉄道事業者（以下「乙」という。）は、乙が営業する鉄道路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれのある場合、並びに甲の災害出動に支障のおそれのある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、東京都総務局（以下「丙」という。）の調整の下、この覚書を定める。

（緊急通報）

第１条　乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２４条（同法第３６条により準用する場合を含む。）に基づき１１９番通報しなければならない。

２　１１９番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

(1)　災害の種別(火災、救助、救急)

(2)　発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報)

(3)　負傷者の人数と状況

(4)　消防隊（甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ）が向かう入口（中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等）

(5)　現場責任者（乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。）の派遣状況、その職名等

(6)　列車の運行状況及び電源遮断の有無

(7)　その他乙が既に実施している事項

（指定連絡先）

第２条　甲及び乙は、１１９番通報のほかに、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

２　甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

（指定連絡先への連絡）

第３条　乙は、１１９番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第１条第２項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

２　甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

３　甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

（現場責任者の派遣等）

第４条　乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

２　現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

３　甲及び乙は、安全チョッキ、腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

（情報共有）

第５条　現場責任者は、次の事項について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

(1)　災害状況

(2)　列車の運行状況

(3)　負傷者及び避難の状況

(4)　監視員の配置状況

(5)　電源遮断措置等の有無

(6)　消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況

(7)　換気、排煙設備その他の消防用設備等の運転状況

２　指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

（避難誘導）

第６条　鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内アナウンス、車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

（現場活動）

第７条　甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

(1)　指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第５条第１項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し活動を開始する。

(2)　現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。

(3)　災害現場に現場責任者が不在で、第１号に定める確認及び協議が行えないときは、指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、活動を開始する。
(4)　指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じ、列車の電源遮断、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を求める。
(5)　指揮者は、活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。
(6)　乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第８条　甲の災害出動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合、甲の指定連絡先に連絡するものとし、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第９条　甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両者で確認する。
(1)　高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法
(2)　乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等

２　甲及び乙は、鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を、相互に交換する。

(訓練)

第１０条　甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

(東京都総務局の役割)

第１１条　丙は、この覚書の効果的な履行のため、必要に応じ連絡会を開催する等消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２９条の規定に基づき支援を行う。

(連絡会)

第１２条　甲又は乙は、丙に連絡会の開催を求めることができる。

２　この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書２４通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成１８年８月１日

（甲）　東京消防庁
消防総監　関口　和重

京王電鉄株式会社
常務取締役鉄道事業本部長
松木　謙吉

東久留米市消防本部
消防長　投埜　博樹

京浜急行株式会社
常務取締役鉄道本部長
坂巻　武彦

稲城市消防本部
消防長　市岡　一彦

京成電鉄株式会社
常務取締役鉄道本部長
三枝　紀生

（乙）　小田急電鉄株式会社
常務取締役交通事業本部長
嶋崎　章臣

首都圏新都市鉄道株式会社
代表取締役専務鉄道事業本部長
木村　誠之

株式会社ゆりかもめ
代表取締役社長　安樂　進

西武鉄道株式会社
常務取締役上席執行役員鉄道本部長
髙須　洋一

多摩都市モノレール株式会社
代表取締役社長　　細渕　清

東京急行電鉄株式会社

取締役社長　越村　敏昭

東京地下鉄株式会社
代表取締役社長　梅﨑　壽

東京都交通局

交通局長　松澤　敏夫

東京モノレール株式会社
代表取締役社長　齋藤　雅之

東京臨海高速鉄道株式会社

代表取締役社長　勝田　三良

東武鉄道株式会社
常務取締役　鉄道事業本部長
柴田　浩一郎

日本貨物鉄道株式会社関東支社
専務取締役関東支社長

浅井　廣志

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社

理事千葉支社長　原田　尚志

東日本旅客鉄道株式会社東京支社
取締役東京支社長　中村　弘之

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社

理事八王子支社長　髙野　裕一

東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
理事横浜支社長　井上　進

北総鉄道株式会社

取締役社長　亀甲　邦敏

（丙）

東京都
総務局長　大原　正行

資料第 43　新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書

（都総務局、本文 171 頁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と鉄道事業者（以下「乙」という。）は、乙が営業する甲管内の新幹線（全国新幹線鉄道整備法（昭和４５年法律第７１号）第２条に定める新幹線鉄道をいう。以下同じ。）の路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関である新幹線運行の迅速な復旧を目的として、東京都総務局（以下「丙」という。）の調整の下、この覚書を定める。

（緊急通報）

第１条　乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２４条（同法第３６条により準用する場合を含む。）に基づき１１９番通報しなければならない。

２　１１９番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

(1) 災害の種別(火災、救助、救急)

(2) 発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報)

(3) 負傷者の人数と状況

(4) 消防隊（甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ。）が向かう入口（軌道内に立ち入る門扉、軌道内～何キロ地点、目標物等）

(5) 現場責任者（乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。）の派遣状況、その職名等

(6) 列車の運行状況及び給電停止の有無

(7) その他乙が既に実施している事項

（指定連絡先）

第２条　甲及び乙は、１１９番通報のほかに、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

２　甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

（指定連絡先への連絡）

第３条　乙は、１１９番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第１条第２項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

２　甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

３　甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

（現場責任者の派遣等）

第４条　乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

２　現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

３　甲及び乙は、安全チョッキ又は腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

（情報共有）

第５条　現場責任者は、現場の状況（災害状況、列車の運行状況、負傷者及び避難の状況、監視員の配置状況、給電停止の状況、換気・排煙設備その他の消防用設備等の運転状況など）について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

２　指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

（避難誘導）

第６条　鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲と乙が相互に連携し、旅客の円滑な避難誘導を実施する。

（現場活動）

第７条　甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

(1) 指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第５条第１項に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び給電停止について現場責任者と協議を行い、安全を確認した後、軌道内に進入し活動を開始する。

(2) 現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。

(3) 現場責任者は、指揮者から列車の固定、ジャッキアップ等の実施が必要と連絡を受けた場合は、列車への給電停止、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を行う。

(4) 指揮者は、活動終了後速やかに人員が施設内から退去したことを確認し、活動終了・退去完了を現場責任者へ連絡する。

(5) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。

(6) 災害現場において、指揮者が現場責任者に対して第１号に定める確認及び協議ができないときは、指揮者は、指定連絡先を通じ乙に対し確認及び協議を行い、軌道内等の安全が確認できた場合、活動を開始することができる。

(7) 指揮者は、前号の活動を開始するにあたり、乙の指定連絡先の責任者の了承を受けて防護柵の門扉の施錠を開放することができる。

(事前対策)

第８条　甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、あらかじめ門扉位置等必要な情報を、相互に交換する。

(訓練)

第９条　甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

(東京都総務局の役割)

第１０条　丙は、この覚書の効果的な履行のため、必要に応じ連絡会を開催する等消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２９条の規定に基づき支援を行う。

(連絡会)

第１１条　甲又は乙は、丙に連絡会の開催を求めることができる。

２　この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書４通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成１９年１０月　１日

（甲）東京消防庁
　　消防総監　　関口　和重

（乙）東日本旅客鉄道株式会社東京支社
　　取締役東京支社長　中村　弘之

東日本旅客鉄道株式会社東京支社
　新幹線運行本部長　万代　典彦

東海旅客鉄道株式会社
　専務取締役新幹線鉄道事業本部長　阿久津　光志

（丙）東京都
　　総務局長　大原　正行

資料第 44　警備活動用資器材の整備

（警視庁、本文 180, 196 頁）

区　分	配備数（令和２年４月現況）	
ヘリコプター	14 機	
警　備　艇	22 隻	
車　　両	パトカー	1, 292 台
	白バイ	961 台
	警備用自動二輪車	40 台
	機動救助車	11 台
	機動救助資材車	12 台
	輸送車	540 台
	クレーン・レッカー	41 台
	ショベル車	21 台
	災害用資材車	112 台
	災害用広報車	10 台
	多目的災害用車	10 台
	水難救助車	3 台
	山岳救助車	4 台
	災害用投光車	2 台
	衛星通信車	1 台
	給水車	4 台
資　　材	救命ボート	420
	船外機	207
	救命索発射器	72
	救命胴衣	3, 512
	スコップ・ハンマー	3, 451
	牽引車補助車	457
	バール	1, 228
	自動膨張式救命浮環	2, 134
	チェンソー	320
	エンジンカッター	488
	渡河橋	1
	土のう袋	74, 732
	可搬式膨張堰	56

資料第 45　ヘリコプターの機種及び性能基準

（警視庁、本文 180, 196 頁）

１　機　種

（１）　はやぶさ１・３号　　レオナルド式Ａ１０９
（２）　はやぶさ２号　　ユーロコプター式ＥＣ１３５型
（３）　はやぶさ４号　　アグスタ式Ａ１０９型
（４）　おおとり１号　　ユーロコプター式ＥＣ１５５Ｂ１型
（５）　おおとり２・３号　　アグスタ式ＡＷ１３９号
（６）　おおとり４号　　アグスタ式ＡＢ１３９型
（７）　おおとり５号　　エアバス・ヘリコプターズ式ＥＣ１５５Ｂ1式
（８）　おおとり６号　　準備中
（９）　おおとり７・８号　　ベル式４１２ＥＰ型
（10）　おおぞら１・２号　　準備中

２　機種別の性能

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	１号	２号	３号	４号	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	１号	２号
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h	290 km/h	290 km/h	271 km/h	準備中	226 km/h	226 km/h	準備中	準備中
航続時間	3：00	3：30	3：00	3:00	4:30	5：10	5：10	5：10	4：30		3：30	3：30		
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg	2132 kg	2132 kg	1642 kg		1801 kg	1815 kg		
座席数	8 席	8 席	8 席	8 席	１４ 席	１４ 席	１４ 席	１７ 席	１４ 席		１３ 席	１３ 席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）　立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットＡ－１													
耐風性	21.8 m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○						—	○			○			
救助用吊上装置		230kg		272kg							272kg			
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—	—		—	—		
担架装置(リッターキット)	—	１人	—	１人	—	—	１人	—	—		—	—		
投光機（サーチライト）	○										○			
拡声器（スピーカー）	○										—			
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○		—	○			—			
備考	１　飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 ２　性能はいずれも標準大気１５℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 ３　航空法により、各種装置について同時装備を行えない場合がある。													

資料第46　東京都関係部署所属船艇一覧表

（第三管区海上保安本部、本文181頁）

1　船　艇（巡視船６隻、巡視艇１６隻、消防船１隻）

所　　属	船　種	船　　名	総トン数	全　長（m）	深さ(m)
東　京　海　上　保　安　部 （所在地） 東京都江東区青海 ２－７－１１ ☎ 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35.0	3.5
		ゆりかぜ	23	20.0	2.5
		ゆめかぜ	23	20.0	2.5
		いそぎく	26	20.0	2.5
		やまぶき	26	20.0	2.5
		はやかぜ	23	20.0	2.5
横　浜　海　上　保　安　部 （所在地） 横浜市中区新港 １－２－１ ☎ 045-641-4999	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ搭載型巡視船	おおすみ	3,100	105.0	4.8
		あきつしま	6,500	150.0	10.0
	巡視船	いず	3,680	110.0	7.5
		ぶこう	1,500	96.0	5.5
	消防船	ひりゅう	280	35.0	5.5
	巡視艇	はまなみ	110	35.0	3.5
		はまぐも	110	35.0	3.5
		いそづき	64	27.0	3.5
		きりかぜ	23	20.0	2.5
		はまかぜ	23	20.0	2.5
		のげかぜ	26	20.0	2.5
		やまゆり	26	20.0	2.5
		しおかぜ	23	20.0	2.5
		たまかぜ	26	20.0	2.5
下　田　海　上　保　安　部 （所在地）静岡県下田市 ３－18－23 0558-22-4999	巡視船	しきね	1,300	89.0	3.5
		かの	335	56.0	3.0
	巡視艇	いずなみ	100	32.0	1.5

２－（１）　航空機（固定翼４機、回転翼５機）

所　　属	機　　種	機番号	型　　式 （略　称）
羽田航空基地 （所在地） 東京都大田区 羽田空港１－12－１ ☎　03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 （ガルフV）
		LAJ501	
	中型飛行機	MA 722	ボンバルディア式 ＤＨＣ－８－３１５型 （ボンバル３００）
		MA 725	
	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 （スーパーピューマ225）
		MH 692	
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH　912	シコルスキー式 S-76D型
巡視船「あきつしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 689	ユーロコプター式 ＥＣ２２５LP型 （スーパーピューマ225）
		MH 690	

２－（２）　航空機性能（羽田駐機分）

区分		巡行速度（ｋｔ）	搭載能力			使　用 燃　料
			人	物　資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き （Ｃｍ）	
固定翼	ガルフV	510	22	1,136	78×90× 95	ジェットA-1
	ボンバル300	243	32	1,080	160×　100×　80	ジェットA-1
回転翼	ｽｰﾊﾟｰﾋﾟｭｰﾏ225	150	21	1,355	129×　119×　168	ジェットA-1

＊１　搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。

＊２　物資最大容積は、航空機に搬入可能な１個当たりの最大容積をいう。

＊３　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。

＊４　搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第 47　避難の指示者一覧表

（都総務局、本文 185 頁）

実施責任者	災害の種別	根拠法
区市町村長又は知事　（指示）	災害全般	災害対策基本法　60 条
警察官　（指示）	同上	災害対策基本法　61 条
		警職法　4 条
海上保安官　（指示）	同上	災害対策基本法　61 条
水防管理者　（指示）	洪水高潮	水防法　22 条
知事又はその命を受けた職員　（指示）	洪水高潮	水防法　22 条
〃　（指示）	地すべり	地すべり等防止法　25 条
自衛官　（指示）	災害全般	自衛隊法　94 条

資料第 48　東京消防庁ヘリコプター性能諸元

（東京消防庁、本文 196 頁）
（令和 2 年 4 月 1 日現在）

項目＼機体名		こうのとり はくちょう	ゆりかもめ	ひばり	かもめ つばめ おおたか	ちどり
機体	型式	ｴｱﾊﾞｽ ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式 EC225LP 型	ｴｱﾊﾞｽ ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式 EC225LP 型	ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ式 AS332L1 型 ｽｰﾊﾟｰﾋﾟｭｰﾏ	ｴｱﾊﾞｽ ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式 AS365N3 型	ﾚｵﾅﾙﾄﾞ式 AW139 型
性能	巡航速度	262km/h	262km/h	252km/h	269km/h	259km/h
	航続時間	4 時間 37 分	4 時間 33 分	5 時間 54 分	4 時間 06 分	5 時間 13 分
	航続距離	946km	937km	1,105km	792km	1,061km
	搭載能力	こうのとり 2,812kg はくちょう 2,849kg	2,951kg	1,496kg	かもめ 595kg つばめ 527kg おおたか 669kg	1,020kg
	座席数 (乗務員を含む)	22 座席	23 座席	23 座席	14 座席 (おおたかは 13 席)	16 座席
	最小離着陸 面積	24m×20m	24m×20m	23m×19m	17m×15m	20m×17m
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
	耐風制限	25.7m/s	25.7m/s	33.4m/s	28.3m/s	25.0m/s
	最小視程	1,500m				
	最低雲高	300m				
夜間飛行照明 (ｻｰﾁﾗｲﾄ/ﾗﾝﾃﾞｨﾝｸﾞﾗｲﾄ)		1,600W /600W×2			1,600W /450W×2	1,600W /450W×2
消火 装置	胴体下部 取付式	2,500L		2,000L	900L	1,800L
	バケット式	1,500L		1,500L	500L	

備考　１　ホバリング性能、巡航速度、航続時間ともに機種別の全備重量を基準として算出してあるが、全備重量を軽くすれば、いずれも効率は良くなる。
２　性能は、高度０ｍ、地上温度１５℃の標準大気状態としており、気温が上昇すれば性能は低下する。
３　航続距離等は、予備燃料を３０分（ＥＣ２２５型：４００Ｌ、ＡＳ３３２型：３００Ｌ、ＡＷ１３９型：２５０Ｌ、ＡＳ３６５型：１５０Ｌ）として算出した。
４　搭載能力は、乗組員４名、燃料１，５００Ｌ（大型機）、６００Ｌ（中型機）で算出した。

資料第 49　東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書及び覚書

（都福祉保健局、本文　198 頁）

１　東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書（民間病院用）

東京都知事（以下「甲」という。）と恩方病院を運営する医療法人永寿会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成３０年２月７日付２９中精広第２４９号。以下「要領」という。）に規定する東京ＤＰＡＴが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（派遣等）

第２条　甲は、東京ＤＰＡＴの派遣が必要と認めた場合は、要領第４の２及び第５の１の規定に基づき、乙に対し、東京ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京ＤＰＡＴを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第４の２（２）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京ＤＰＡＴ隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第３条　乙は、甲の要請に基づき、東京ＤＰＡＴを編成し、要領第４の３及び第５の２に掲げる次の業務を行うものとする。

（１）東京ＤＰＡＴ活動拠点本部における活動

（２）被災区市町村における活動

（３）他道府県における活動

（４）その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第４条　前条（１）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、東京ＤＰＡＴ調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

２　前条（２）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

３　前条（３）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第５条　乙は、派遣する東京ＤＰＡＴに対し、別紙１に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙２に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙が派遣した東京ＤＰＡＴが第３条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

（１）東京ＤＰＡＴ派遣に要する経費等（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
（２）東京ＤＰＡＴが携行し、使用した医薬品等

（助成金）
第７条　甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。
（１）別紙２に掲げる関連資機材。ただし、２００，０００円以内に限る。
（２）第９条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
（３）衛星携帯電話基本料金
２　前項（１）の助成金については、１回限りとする。

（補償）
第８条　甲は、乙が派遣した東京ＤＰＡＴ隊員が、第３条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京ＤＰＡＴ隊員を傷害保険に加入させるものとする。
２　前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）
第９条　乙は、東京ＤＰＡＴ隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第２の３により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）
第１０条　この協定の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に１年間延長するものとする。以後も同様とする。
２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京ＤＰＡＴ隊員として登録されたものがいないときは、第２条から第６条まで及び第８条の規定は適用しない。

（その他協議事項）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。
２　本協定書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。
３　乙が東京ＤＰＡＴの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して１年を経過した日をもって協定期間の終了とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年３月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都　知　事
小　池　　百　合　子

乙　　福岡県福岡市西区今津３８１０番地
医療法人永寿会　　理事長　齋藤　秀樹

同文の協定
平成３０年３月３０日
乙　　東京都青梅市末広町一丁目４番地の５
医療法人社団岩尾会　　理事長　室　愛子
乙　　東京都豊島区西池袋一丁目１０番２号
医療法人財団厚生協会　　理事長　関　晶比古
乙　　東京都八王子市裏高尾町２７３番地
医療法人社団青渓会　　理事長　菊本　弘次
乙　　東京都調布市上石原三丁目３３番地の１７
医療法人社団青山会　　理事長　青木　浩子
乙　　東京都調布市深大寺北町四丁目１７番１
医療法人社団欣助会　　理事長　塚本　一
乙　　東京都西東京市南町三丁目４番１０号
医療法人社団薫風会　　理事長　山田　雄飛
乙　　東京都八王子市美山町１０７６番地
医療法人社団光生会　　理事表　平川　博之
乙　　東京都練馬区関町南四丁目１４番５３号
医療法人社団じうんどう　　理事長　田邉　英一
乙　　東京都豊島区西池袋一丁目１０番２号
医療法人財団厚生協会　　理事長　関　晶比古
乙　　東京都日野市西平山一丁目２４番地１
医療法人社団清愛会　　理事長　杉山　吉昭
乙　　東京都足立区中川四丁目２９番１２号
医療法人社団成仁　　理事長　片山　成仁
乙　　東京都足立区西新井五丁目４１番１号
医療法人社団大和会　　理事長　矢野　諭
乙　　東京都八王子市宮下町１７８番地
医療法人社団東京愛誠会　　理事長　長瀬　輝諠
乙　　東京都文京区本郷二丁目１番１号
学校法人順天堂　　理事長　小川　秀輿
乙　　東京都文京区千駄木一丁目１番５号
学校法人日本医科大学　　理事長　坂本　篤裕
乙　　東京都三鷹市上連雀四丁目１４番１号
公益社団法人井之頭病院　　理事長　菊池　健
乙　　東京都多摩市連光寺一丁目１番地１
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会　　理事長　佐藤　忠彦
乙　　東京都小平市小川東町四丁目１番１号
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター
理 事 長　　水 澤　英 洋

平成３１年３月２９日
乙　　東京都立川市錦町四丁目２番地２号
国家公務員共済組合連合会　　理事長　松元　崇

乙　　東京都品川区旗の台１丁目５番地８号
　　学校法人昭和大学　　理事長　小口　勝司
乙　　東京都千代田区九段南四丁目８番地２８号
　　学校法人日本大学　　理事長　田中　英壽

令和元年度６月２８日
乙　　東京都板橋区三園一丁目１９番１号
　　医療法人社団翠会　　理事長　齊藤　雅
乙　　東京都板橋区三園一丁目１９番１号
　　医療法人社団翠会　　理事長　齊藤　雅

２　東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する覚書（病院経営本部）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）と病院経営本部長（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）
第１条　この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成３０年２月７日付２９中精広第２４９号。以下「要領」という。）に規定する東京ＤＰＡＴが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）
第２条　要領第２の２による登録機関は次に掲げる医療機関とする。
（１）東京都立広尾病院
（２）東京都立墨東病院
（３）東京都立多摩総合医療センター
（４）東京都立小児総合医療センター
（５）東京都立松沢病院

（派遣等）
第３条　甲は、東京ＤＰＡＴの派遣が必要と認めた場合は、要領第４の２及び第５の１の規定に基づき、乙に対し、東京ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京ＤＰＡＴを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第４の２（２）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京ＤＰＡＴ隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

（活動内容）
第４条　乙は、甲の要請に基づき、東京ＤＰＡＴを編成し、要領第４の３及び第５の２に掲げる次の業務を行うものとする。
（１）東京ＤＰＡＴ活動拠点本部における活動
（２）被災区市町村における活動
（３）他道府県における活動
（４）その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）
第５条　前条（１）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、東京ＤＰＡＴ調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。
２　前条（２）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。
３　前条（３）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）
第６条　乙は、派遣する東京ＤＰＡＴに対し、別紙１に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙２に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）
第７条　甲は、乙が派遣した東京ＤＰＡＴが第４条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。
（１）東京ＤＰＡＴ派遣に要する経費等（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
（２）東京ＤＰＡＴが携行し、使用した医薬品等

（助成金）
第８条　甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。
（１）別紙２に掲げる関連資機材。ただし、１医療機関２００，０００円以内に限る。
（２）第９条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
（２）衛星携帯電話基本料金
２　前項（１）の助成金については、１回限りとする。

（研修）
第９条　乙は、東京ＤＰＡＴ隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第２の３により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第１０条　この覚書の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に１年間延長するものとする。以後も同様とする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京ＤＰＡＴ隊員として登録されたものがいないときは、第３条から第７条までの規定は適用しない。

（その他協議事項）

第１１条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

２　本覚書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

３　乙が東京ＤＰＡＴの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して１年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年３月３０日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　東京都福祉保健局長　　梶　原　　洋

乙　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
　　病院経営本部長　　内　藤　　淳

３　東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する覚書（保健医療公社）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）、病院経営本部長（以下「乙」という。）及び公益財団法人東京都保健医療公社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京ＤＰＡＴ」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第１条　この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成３０年２月７日付２９中精広第２４９号。以下「要領」という。）に規定する東京ＤＰＡＴが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第２条　要領第２の２による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

公益財団法人東京都保健医療公社　豊島病院

（派遣等）

第３条　甲は、東京ＤＰＡＴの派遣が必要と認めた場合は、要領第４の２及び第５の１の規定に基づき、乙を通じて、丙に対し、東京ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。

２　丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、乙と協議の上、東京ＤＰＡＴを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第４の２（２）ただし書に該当するときは、丙及び丙が登録している東京ＤＰＡＴ隊員の被害状況を、乙を通じ甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに乙を通じて甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第４条　丙は、甲の要請に基づき、東京ＤＰＡＴを編成し、要領第４の３及び第５の２に掲げる次の業務を行うものとする。

（１）東京ＤＰＡＴ活動拠点本部における活動

（２）被災区市町村における活動

（３）他道府県における活動

（４）その他甲、乙及び丙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第５条　前条（１）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、東京ＤＰＡＴ調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

２　前条（２）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する

医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。
３　前条（３）の活動を行う東京ＤＰＡＴは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）
第６条　丙は、派遣する東京ＤＰＡＴに対し、別紙１に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙２に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）
第７条　甲は、丙が派遣した東京ＤＰＡＴが第４条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。
（１）東京ＤＰＡＴ派遣に要する経費等（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
（２）東京ＤＰＡＴが携行し、使用した医薬品等

（助成金）
第８条　甲は、丙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。
（１）別紙２に掲げる関連資機材。ただし、１医療機関２００，０００円以内に限る。
（２）第１０条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
（２）衛星携帯電話基本料金
２　前項（１）の助成金については、１回限りとする。

（補償）
第９条　甲は、丙が派遣した東京ＤＰＡＴ隊員が、第４条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京ＤＰＡＴ隊員を傷害保険に加入させるものとする。
２　前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）
第１０条　丙は、東京ＤＰＡＴ隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第２の３により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）
第１１条　この覚書の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に１年間延長するものとする。以後も同様とする。
２　甲は、前項の規定にかかわらず、丙に東京ＤＰＡＴ隊員として登録されたものがいない

ときは、第３条から第７条まで及び第９条の規定は適用しない。

（その他協議事項）

第１２条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙丙と協議して定めるものとする。

２　本覚書について、甲、乙及び丙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

３　丙が東京ＤＰＡＴの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して１年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成３０年３月３０日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都福祉保健局長　梶　原　洋

乙　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
病院経営本部長　内　藤　淳

丙　東京都千代田区神田駿河台二丁目５番
東京都保健医療公社理事長　山　口　武　兼

（別紙１）

東京ＤＰＡＴ標準携行医薬品及び医療資器材

		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷ｼｯﾌﾟ）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバール注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

（別紙２）

東京ＤＰＡＴ標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	１台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	１台
	トランシーバー（充電器含む）	２台
	ライティングシート	１箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	１冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	１組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	１台
	モバイルパソコン（ＡＣアダプター・予備バッテリー含む）	１台
	ＬＡＮケーブル	１本
	テーブルタップ	１個
	データカード・ルーター	１個
	電子記録媒体（ＵＳＢメモリースティック等）	１個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	３本
	ノート・筆記用具等	５セット

資料第 50　都医師会等との協定

（都福祉保健局、本文 201 頁）

①　都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都医師会（以下「乙」という。）は、昭和５１年８月１７日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

３　乙は、前項の定めによる区市町村の医療救護活動が円滑に行われるよう、地区医師会と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第２条　乙は、災害対策基本法第６条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

（１）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における医療救護活動

（２）災害対策基本法第８条第２項１２号による相互応援協定若しくは同法第７４条第１項に基づく要請又は災害救助法第１４条に基づく指示があった場合等の東京都外における医療救護活動

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

３　第１項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（１）医師（必須）　１名

（２）看護師　１名

（３）その他事務補助　１名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

４　医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（医療救護班の活動場所）

第４条　医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務等）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対するトリアージ

（２）傷病者に対する応急処置及び医療

（３）傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（４）死亡の確認及び遺体の検案への協力

（５）助産救護

（６）その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

２　医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

３　甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

（指揮命令）

第６条　医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

（１）東京都内における医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。

（２）東京都外における医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。

２　医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。

３　甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前２項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

（医療救護班の移動等）

第７条　医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

（１）東京都内における医療救護活動の場合、医療救護班自らが確保する。

（２）東京都外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難い場合は、甲乙協議の上、決定する。

（医薬品等の確保）

第８条　医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。

（１）東京都内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（２）東京都外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

（医療費）

第９条　次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

２　医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

（合同訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

（費用弁償等）

第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

（１）医療救護班の編成、派遣に要する経費

（２）医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

（３）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（４）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、（２）の近接地（職員の旅費に関する条例第２条第３項に規定する近接地を指す。）における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

２　医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

（協議会への参画）

第 12 条　この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

（細目）

第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第 15 条　この協定の有効期間は、協定書締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に１年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年４月１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都

東京都知事　　小　池　　百　合　子

乙　　東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地

公益社団法人東京都医師会

会　　長　　尾　﨑　　治　夫

② 都歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と社団法人東京都歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書(平成8年2月1目)の全部を次のように改正する。

(総則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第２条　甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師
(2) 歯科衛生士又は歯科技工士等
(3) その他の補助事務

} 若干名

(歯科医療救護班の活動場所)

第４条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
(4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第８条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
　ア　歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
　イ　歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償
　ウ　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合
(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(１)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）
第12条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。
（細目）
第13条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
（協議）
第14条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１１年６月２８日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石　原　慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目１番２０号
乙　社団法人東京都歯科医師会
代表者　会　長　西　村　誠

③　都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）及び東京都地域防災計画（以下「都防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
２　甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。
３　乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）
第２条　甲は、法第５条の２、第８条第２項第１２号、第７４条第１項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）
第４条　薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）
第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
（１）　救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
（２）　救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（業務の指示）
第６条　薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

（薬剤師班の輸送）
第７条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給・輸送）
第８条　薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。
２　救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。
３　医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

（調剤費）
第９条　救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）
第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
ア　薬剤師班の編成、派遣に要する経費
イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
ウ　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（２）合同訓練時における医療救護活動の前（１）に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）
第 12 条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

（細目）
第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 14 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（附則）
１　この協定は、平成２０年７月１７日から施行する。
２　平成８年２月１日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保管する。

平成２０年７月１７日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　　東　京　都
代表者　東 京 都 知 事　　石 原　慎 太 郎

東京都千代田区神田錦町一丁目２１番地
乙　　公益社団法人　東京都薬剤師会
代表者　会　　長　　桑　原　辰　嘉

資料第 51　災害時における応急救護活動についての協定書

（都福祉保健局、本文 201 頁）

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
２　乙は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。
３　甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）
第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。
ア　傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲）の実施
イ　傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
２　乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）
第３条　甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。
ア　協力に必要な柔道整復師の派遣に要する経費
イ　衛生材料等の経費

（損害賠償）
第４条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年東京都条例第３８号）の例による。

（防災訓練への参加）
第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）
第６条　乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、公益社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（協　議）
第７条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は協定締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成２６年３月２７日

甲　　東　京　都
　　代表者　東　京　都　知　事　　舛　添　要　一

乙　　公益社団法人東京都柔道接骨師会
　　代表者　東京都柔道接骨師会長　　工　藤　鉄　男

資料第52　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文203頁）

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医薬品等の引取り）

第６条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年２月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　東京都中央区日本橋本町二丁目１番５号
有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会
代表者　理　事　長　内匠屋　理

資料第 53　災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 203 頁）

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（歯科用医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（歯科用医薬品等の引取り）

第６条　歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　　東京都文京区本郷一丁目２５番２５号
大東京歯科用品協同組合
代表者　理　事　長　井上　恒雄

資料第54　災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文203頁）

東京都を「甲」とし、商工組合東京医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医療機器等

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療機器等の引取り）

第６条　医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　東京都文京区本郷三丁目３９番１５号
商工組合東京医療機器協会
代表者　理 事 長　　松　原　一　雄

資料第55　災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文203頁）

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（衛生材料の範囲）

第４条　甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる衛生材料

(2) 避難所等で使用される衛生材料

(3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（衛生材料の引取り）

第６条　衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　東京都港区芝大門二丁目10番1号
社団法人　日本衛生材料工業連合会
代表者　会　　長　　高　原　慶一朗

資料第56　災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文203頁）

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人日本医療ガス協会関東地域本部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 酸素ガス及び液体酸素

(2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等

(3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

量を確認の上、甲はこれを引取るものとする。第６条　医療ガス等の引き取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第７条　医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

（搬送体制の確保）

第８条　医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第９条　甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第10条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　東京都港区西新橋1丁目16番7号太陽日酸新宿ビル６階
有限責任中間法人日本医療ガス協会　関東地域本部
代表者　本　部　長　　鈴　木　慶　彦

資料第 57　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

（都福祉保健局、本文 203 頁）

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第２条　甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第３条　乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第４条　甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

２　乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

３　甲は、前２項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第５条　乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

⑴ 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

⑵ その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第６条　乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第７条　甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴ 航空機運航に係る経費

⑵ その他本業務遂行に必要な経費

２　前項第１号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

３　前項の本業務に要した時間については、１時間以下の場合は１時間とし、１時間を超えた場合は 30 分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第８条　本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第９条　甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和 38 年東京都条例第 38 号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期１か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き２年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

２　甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)
第 11 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。
(施行期日)
第 12 条　この協定は、平成 13 年３月１日から施行する。
この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 13 年３月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石 原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目 37 番４号
乙　財団法人日本救急医療財団
理　事　長　　大 塚 敏 文

資料第58　災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書

（都福祉保健局、本文203頁）

東京都（以下「甲」という。）と日本赤十字社東京都支部（以下「乙」という。）との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第１条　甲は乙に対し、災害救助法（以下「法」という。）第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

(1) 医　　療
(2) 助　　産
(3) 死体の処理（一時保存を除く）

第２条　乙が行う医療、助産及び死体の処理（以下「委託業務」という。）は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第３条　委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

(1) 医　　療
　イ　診　　察
　ロ　薬剤又は治療材料の支給
　ハ　処置、手術その他の治療
　ニ　看　　護
(2) 助　　産
　イ　分娩の介助
　ロ　分娩前後の処置
　ハ　脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
　ニ　看　護
(3) 死体の処理（一時保存を除く）
　イ　死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
　ロ　検案

２　医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩したものであって、分娩の日から７日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第４条　委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第５条　委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

２　前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第６条　第３条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。
　ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第７条　甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第８条　乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第９条　本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条　前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条　本契約の有効期間は、契約の日から、満１箇年とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう１箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を所持する。

平成４年４月１日

甲　東　京　都
　　代　表　者　　東京都知事　　鈴　木　俊　一

乙　日本赤十字社東京都支部
　　代　表　者　　東京都支部長　　鈴　木　俊　一
　　上記代理人　　副支部長　　金　平　輝　子

資料第 59　都における医薬品・医療資器材の備蓄状況

（都福祉保健局、本文 203 頁）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

品　　名	数量	備　蓄　場　所	対応人員
災害用救急医療資器材 （新 7 点 セット）	107 セット	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 15 セット 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10 セット 東京都災害拠点病院 82 セット	50,000 人分
現場携行用 医療資器材	83 セット	東京都災害拠点病院 82 セット 東京都福祉保健局内 1 セット	213 人分
セルフケア セット （救急箱）	256 セット	都立学校 251 セット 都営大江戸線災害備蓄倉庫 ５セット	128,000 人分
単品補充用 医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000 人分
合　　計			252,213 人分

資料第 60　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 205 頁）

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

（(総則)）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（(要請)）
第２条　甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。
（(要請事項の措置等)）
第３条　乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。
（(血液製剤の範囲)）
第４条　甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。
医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤
（(搬送体制)）
第５条　血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。
（(費用弁償)）
第６条　第２条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。
（(協議)）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１５年７月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

東京都新宿区大久保一丁目２番１５号
乙　日本赤十字社東京都支部
副支部長　田中　順一郎

東京都渋谷区広尾四丁目１番３１号
丙　財団法人　献血供給事業団
理事長　青木　繁之

資料第 61　東京都災害拠点病院設置運営要綱

（都福祉保健局、本文 205 頁）

第１　目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者等の適切な医療を確保することを目的とする。

第２　設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

(1)　東京都

(2)　東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第３　指定

知事は、別に定める東京都災害拠点病院指定要領(平成 25 年 5 月 31 日付 24 福保医救第 1468 号)に基づき、災害拠点病院の指定を行う。ただし、指定を行った後において、当該病院が第５に定める基準を満たさなくなった場合、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定を取り消すことができるものとする。

第４　運営方針

災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。

２　災害拠点病院は、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。

３　災害拠点病院は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。

４　災害拠点病院の収容対象者は、原則として、区市町村が設置する医療救護所及び緊急医療救護所（以下、「医療救護所等」という。）で対応できない重症者とする。

５　災害拠点病院は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を東京都及び施設が所在する二次保健医療圏の医療対策拠点に連絡するものとする。

６　災害拠点病院は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所等に派遣するものとする。

第５　災害拠点病院の基準

災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。

また、国の「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（平成 29 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 33 号）別紙の災害拠点病院指定要件を基本とし、原則として次の運営体制、施設及び設備を有するものとする。

(1) 指定基準

以下の基準を指定日までに満たしていること。

ア　災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。

(ｱ)　24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。

(ｲ)　災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。

なお、「広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。

(ｳ)　災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）を保有し、その派遣体制を有すること。

また、他医療機関のＤＭＡＴや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておくこと。

(ｴ)　原則として、２００床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。

(ｵ)　被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の整備を行っていること。

(ｶ)　整備された業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

(ｷ)　地域の災害拠点連携病院、災害医療支援病院及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。

また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

(ｸ)　ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

イ 施設及び設備

(ｱ) 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

(a) 病棟（病室、ＩＣＵ等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時の患者の多数発生時（入院患者については通常時の２倍、外来患者については通常時の５倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること。

(b) 診療機能を有する施設は耐震耐火構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。

(c) 通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(d) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備や優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

なお、井戸設備の整備に当たっては、区市町村との調整及び届出を行った上で実施すること。

(e) 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、必要に応じて都の協力を得て、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輌を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

(ｲ) 設備

(a) 災害拠点病院の管理者（以下「施設管理者」という。）は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。

(b) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットを利用できる環境を整備すること。

また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。

(c) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。

(d) 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。

(e) 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、３日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。

(f) ＤＭＡＴや医療チームの派遣に必要な緊急車輌を原則として有すること。その車輌には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(2) 整備基準

指定日において、以下の事項を満たしていない場合には、速やかに整備すること。

ア 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。

イ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を有すること。

ウ トリアージ・タッグを有すること。

エ 災害対応マニュアルを有すること。

第６ 災害拠点病院の組織

災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。

２ 基幹災害拠点病院は、地域災害拠点中核病院の役割のほか、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。

３ 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎の代表病院として、所在する東京都二次保健医療圏内の情報連絡機能等を有するほか、福祉保健局長の求めに応じ、東京都地域災害医療コーディネーターを当該病院の職員の中から選出するものとする。

４ 第２項及び第３項に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第７ 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1)　内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2)　手続き等

ア　施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱（平成 10 年８月 21 日付 10 衛医救第 211 号)、東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等施設整備費補助金交付要綱（平成 5 年 3 月 15 日付 4 衛医対第 1125 号）による。

イ　設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱（昭和 61 年１月 17 日付 60 衛医対第 815 号)、東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領（平成 10 年７月１日付 10 衛医救第 236 号)、ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱（平成 19 年 2 月 7 日付 18 福保医救第 691 号）による。

第８　備蓄品の管理及び報告

施設管理者は、東京都の補助（都立病院にあっては、寄託）を受けて整備した資器材(以下「備蓄資器材」という。）の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第１号様式による管理台帳を備えるものとする。

２　備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。

３　施設管理者は、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業（昭和 61 年 1 月 17 日付 60 衛医対第 815 号）の実施に併せ、備蓄資器材の保管状況を別紙第１号様式により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第９　防災訓練等の実施

施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年１回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第２号様式により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

２　施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第３号様式に記入するものとする。

３　施設管理者は実施した訓練の検証を行い、適宜、災害対応マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを行うこと。

第 10　災害拠点病院運営協力金の交付

病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1)　交付対象

災害拠点病院（国立病院を除く。）の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2)　交付金額

災害拠点病院運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

第 11　その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については福祉保健局医療政策部長が別に定める。

なお、既に指定している災害拠点病院であって、第５（1）ア（ｵ）又は（ｶ）の要件を満たしていないものについては平成３１年３月までに、第５（1）イ（ｲ）(e)の要件を満たしていないものについては平成３２年３月までに整備し、又は実施することを前提に、また、第５（1）ア（ｴ)、イ（ｱ）(b)・(e)の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

附　則

この要綱は、昭和６１年１月１７日から施行する。
この要綱は、平成２年３月２０日から施行する。
この要綱は、平成２年８月１日から施行する。
この要綱は、平成２年１２月２０日から施行する。
この要綱は、平成８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１６年８月１日から施行する。
この要綱は、決定の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
この要綱は、平成２４年１０月１０日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年６月１４日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

資料第 62　東京都災害拠点病院一覧

（都福祉保健局、本文 205 頁）

令和2年4月1日現在

二次保健医療圏		施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ
区中央部		日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03－3293－1711	320	○	
		三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03－3862－9111	482		
		聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03－3541－5151	520	○	
		東京都済生会中央病院	港区三田1－4－17	03－3451－8211	535	○	
		東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03－3433－1111	1,074		
		北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03－3444－6161	329		
	☆	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03－3822－2131	877	○	○
		東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03－3823－2101	815		
		順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03－3813－3111	1,032		○
		東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03－3813－6111	753	○	○
		東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03－3815－5411	1,228	○	○
		永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03－3833－8381	400		○
区南部		昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03－3784－8000	815	○	
		NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03－3448－6111	594		
	☆	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03－3762－4151	934	○	
		大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03－3775－3111	344		○
		東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03－5734－8000	506		○
		東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03－3742－7301	400		
		池上総合病院	大田区池上6-1-19	03－3752－3151	384		
区西南部		国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03－3411－0111	741	○	
		至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03－3300－0366	305		
		公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03－3429－1171	403		
		東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03－3303－7211	898		○
	★	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03－3444－1181	426	○	○
		日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03－3400－1311	708	○	○
区西部	☆	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03－3342－6111	1,015	○	
		慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03－3353－1211	960		
		東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03－3353－8111	1,379	○	○
		東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03－5273－7711	304		
		国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03－3202－7181	763	○	
		東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03－3364－0251	418		
		東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03－3269－8111	520		
		新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03－3382－1231	296		
		東京警察病院	中野区中野4-22-1	03－5343－5611	415		○
		荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03－3399－1101	252		
		立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03－3383－1281	340		
区西北部		東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03－3941－3211	508		
		東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03－5963－3311	343		
		日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03－3972－8111	1,025	○	
	☆	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03－3964－1211	1,078	○	○
		東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03－3964－1141	550		
		東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33－1	03－5375－1234	470		○
		練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03－3979－3611	342		
		順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03－5923－3111	400		
区東北部	☆	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03－3810－1111	450	○	
		西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	03－5647－1700	196		
		苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	03－3850－5721	221		
		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5－11－1	03－3899－1311	306		
		東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	03－3603－2111	365		
		東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03－5682－5111	314		
		平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	03－3692－2121	203		
区東部	☆	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03－3633－6151	765	○	○
		東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	03－5655－1120	200		
		江東病院	江東区大島6-8-5	03－3685－2166	286		
		順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03－5632－3111	404		
		がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	03－3520－0111	686		○
		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	03－6204－6000	309		
		東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03－5605－8811	400		
		江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	03－3673－1221	418		
		森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	03－5679－1211	275		
西多摩	☆	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428－22－3191	529	○	○
		公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	042－558－0321	305		
		公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042－551－1111	316		
南多摩	☆	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	042－665－5611	610	○	○
		東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	042－639－1111	500		○
		日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	042－371－2111	401	○	
		東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	042－338－5111	287		
		稲城市立病院	稲城市大丸1171	042－377－0931	290		
		町田市民病院	町田市旭町2-15-41	042－722－2230	447		
		南町田病院	町田市鶴間4-4-1	042－799－6161	222		
		日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	042－581－2677	300		
北多摩西部	★	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	042－526－5511	455	○	○
		立川病院	立川市錦町4-2-22	042－523－3131	450		
		東大和病院	東大和市南街1-13-12	042－562－1411	284		
北多摩南部		武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422－32－3111	611	○	○
	☆	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	多摩　042－323－5111	789	○	○
				小児　042－300－5111	561		
		杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422－47－5511	1,153	○	○
		東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03－3480－1151	581		
北多摩北部	☆	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	042－461－0052	518	○	
		佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	042－461－1535	183		
		東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	042－396－3811	344		
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	042－491－2111	522		
合計		82施設			43,657	26	23

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。　三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

資料第 63　東京都災害拠点病院標準整備品目

（都福祉保健局、本文 205 頁）
（令和 2 年 4 月現在）

品　　名		数　　量
1	救急医療資材セット新 7 点セット （医療器具及び薬品）	１セット
2	現場携行用医療資器材	１セット
3	トリアージ・タッグ	５００枚
4	ベット兼担架	１０台
5	毛布	１００枚
6	空気枕	１００個
7	ガートル台	３０台
8	煮沸消毒用器材	５式
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ(簡易方式)は、使用可能な状況を必ず確保すること。
１０	大型投光器	
１１	非常用キャンドル	
１２	組立水槽	
１３	浄水セット	
１４	組立式簡易トイレ	
１５	野外炊飯設備	
１６	非常食	

資料第 64　遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図

（各防災機関、本文 211 頁）

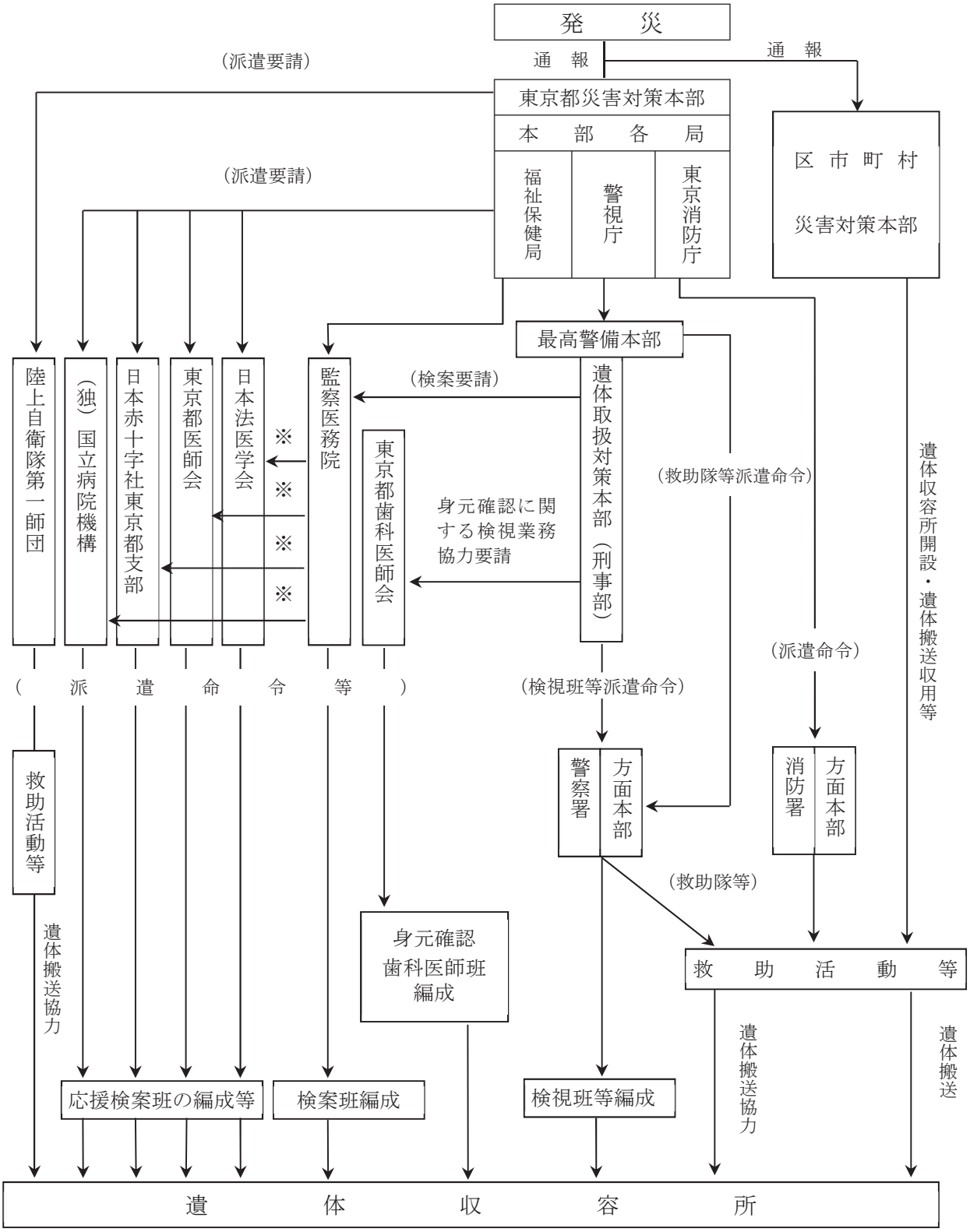

※　災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

資料第 65　検視班の編成基準

（警視庁、本文 212 頁）

（各警察署毎に３班編成）

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検視責任者	1	写真撮影	1
検視補助・記録	2	指紋採取	2
検案補助	1	合計	7

資料第 66　検案班処理能力

（都福祉保健局、本文 212 頁）

構成	構成人員			計	編成班数	期間	出動延班数	1班処理件数	処理可能延件数
	監察医	事務	作業						
監察医務院	1 人	1 人	1 人	5 人	9 班	10 日	90 班	64 体 / 1 日	5,760 体
応援監察医等	2 人	—	—						

資料第 67　災害時における動物保護体制（48 時間から 72 時間後までの応急体制）

（都福祉保健局、本文 222 頁）

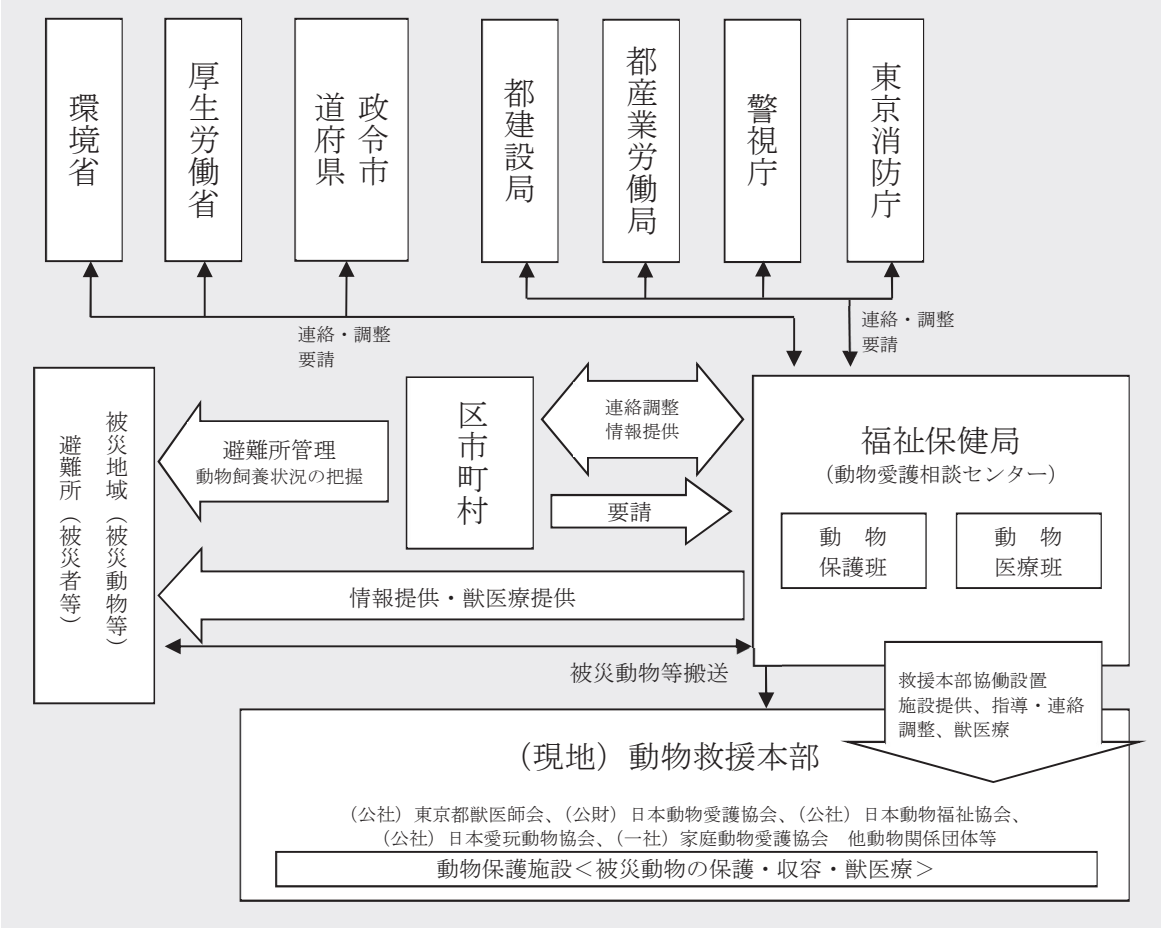

資料第 68　東海汽船所有船舶一覧

（東海汽船、本文 225 頁）

船名	総屯数	航行区域	輸送定員	輸送貨物
さるびあ丸	５，０１９ｔ	限定近海	（沿海定員） １，５４６人	9.8m×6.5m 130 型コンテナ 30 個
橘丸	５，６８１ｔ	限定近海	（沿海定員） ８６５人	9.8m×8.6m 130 型コンテナ 34 個
セブンアイランド愛 （ジェット船）	２７９．５６ｔ	限定沿海	２５５人	
セブンアイランド虹 （ジェット船）	２８１．１４ｔ	限定沿海	２５５人	
セブンアイランド友 （ジェット船）	１６４ｔ	限定沿海	２５５人	
セブンアイランド大漁 （ジェット船）	１６５ｔ	限定沿海	２５５人	

資料第 69　調達あっせん対象船舶一覧表

（関東運輸局、本文 225 頁）

（令和２年 12 月１日現在）

事業者又は団体名	住所・電話	船名	トン数	輸送能力 人	輸送能力 容積（㎥）	備考	
東海汽船（株）	港区海岸 1-16-1 ﾆｭｰﾋﾟｱ竹芝ｻｳｽﾀﾜｰ 5F ℡3436-1137	橘丸	5,681	596	574.3	貨客船	
		さるびあ丸	6,099	沿海 1,343 限定近海 693		〃	
		セブンアイランド愛	280	255		旅客船	ジェット船
		セブンアイランド結	176	241		〃	
		セブンアイランド大漁	165	255		〃	
		セブンアイランド友	164	255		〃	
東京都観光汽船（株）	台東区花川戸 1-1-1 ℡3457-7824	ﾘﾊﾞｰﾀｳﾝ	141	300		〃	
		ｱﾜｰﾀｳﾝ	138	320		〃	
		ｼﾞｭﾋﾞﾘｰ	146	300		〃	
		竜馬	143	340		〃	
		道灌	148	300		〃	
		海舟	146	300		〃	
		いりす	77	240		〃	
		ヒミコ	114	160		〃	
		ホタルナ	167	261		〃	
		エメラルダス	132	100		〃	
		御座船　安宅丸	486	500		〃	
観光汽船興業（株）	中央区日本橋茅場町 2-17-3 ℡3457-1071	アーバンランチⅠ	19	41		〃	
		アーバンランチⅡ	19	41		〃	
		アーバンランチⅢ	19	41		〃	
東京ｼｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ（株）	港区海岸 3-1-3 ℡3455-2121 3455-1461	第 30 港丸	11	34		〃	
		第 31 港丸	11	36		〃	
		しらさぎ	12	36		〃	
		第 27 東港丸	14	50		〃	
		第 55 港丸	14	46		〃	
小笠原海運(株)	港区芝浦 3-7-9DK ビル 8F ℡3451-5171	おがさわら丸	11,035	894	928.3	貨客船	
伊豆諸島開発（株）	港区海岸 3-6-43 ℡3455-3090	あおがしま丸	460	50	640.2	〃	
		ははじま丸	453	200		〃	
		ゆり丸	469	沿海 115 限定近海 40	930.6	〃	
神新汽船（株）	港区海岸 1-16-1 ﾆｭｰﾋﾟｱ竹芝ｻｳｽﾀﾜｰ 5F ℡3436-1146	フェリーあぜりあ	485	240	138.1	〃	
東京都新島村	新島村本村 1-1-1 ℡04992-7-0004	にしき	69	100		旅客船	

資料第 70　ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ

（都港湾局、本文 226 頁）

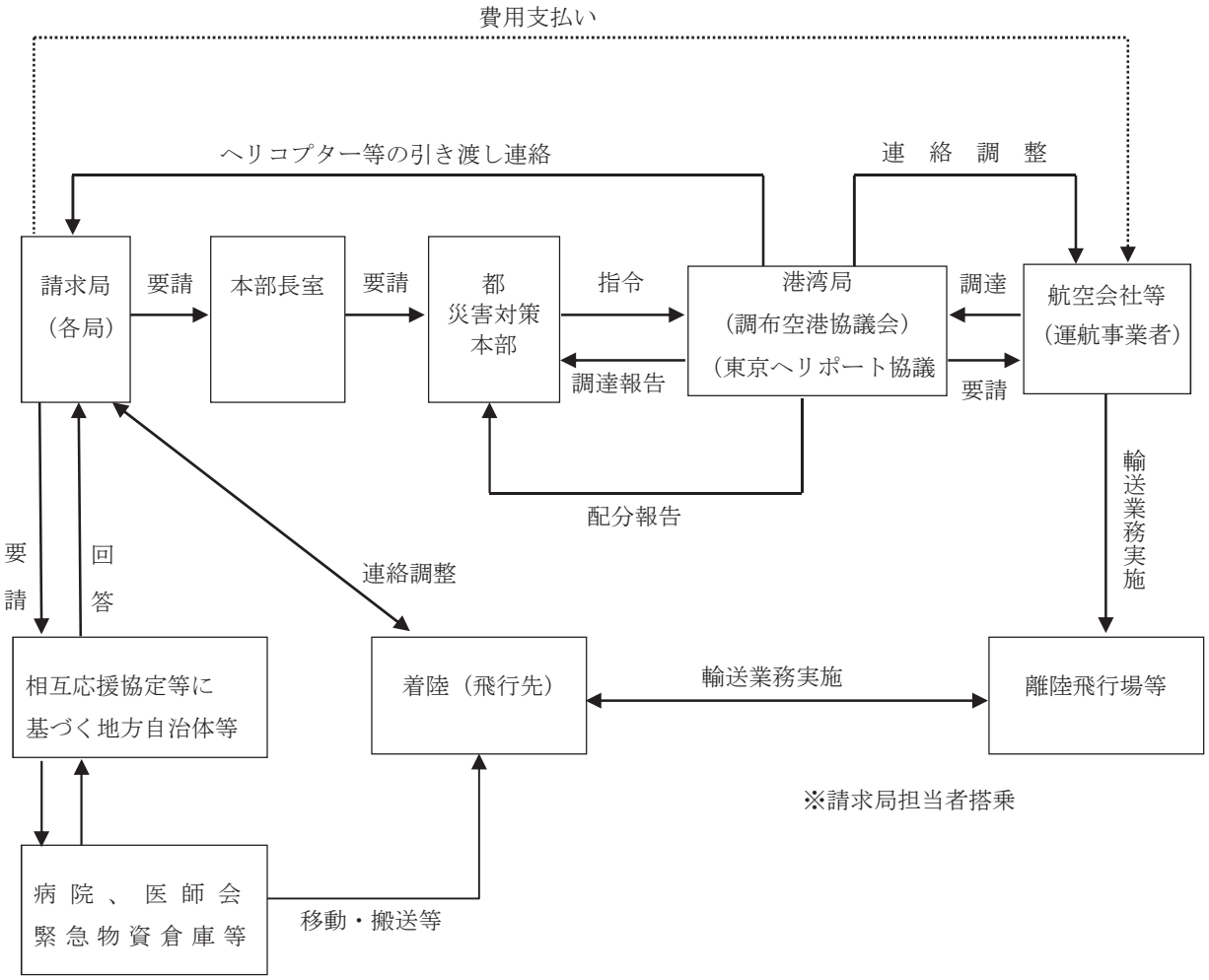

資料第 71　災害弔慰金等の支給

（福祉保健局、本文 232 頁）

種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1　１区市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 2　都道府県内において住居が５世帯以上滅失した区市町村が３以上ある場合の災害 3　都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が１以上ある場合の災害 4　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	1　災害弔慰金の支給等に関する法律 2　実施主体等 (1) 実施主体 区市町村（条例） (2) 経費負担 国　1/2 都　1/4 区市町村　1/4	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	死亡者１人につき主たる生計者の場合　500 万円 それ以外の場合 250 万円	1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令（昭和48年政令第374号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計者の場合　250 万円 それ以外の場合　125 万円	

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

資料第 72　災害救援物資等の支給

（日本赤十字社東京支部、本文 232 頁）

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備　　考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ１晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット、バスタオル 毛布、緊急セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各１とする。

資料第 73　災害援護資金・生活福祉資金の貸付

1　災害援護資金の貸付　（都福祉保健局、本文 232 頁）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度（都福祉保健局・区市町村）	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額 （注）住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和	1　災害弔慰金の支給等に関する法律 2　実施主体 区市町村(条例) 3　経費負担 国　2/3 都　1/3 4　対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1　世帯主の１か月以上の負傷　150 万円 2　家財等の損害 ア　家財の 1/3 以上の損害　150 万円 イ　住居の半壊　170 万円 ウ　住居の全壊　250 万円 エ　住居全体の滅失又は流失　350 万円 3　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複　250 万円 イ　１と２のイの重複　270 万円 ウ　１と２のウの重複　350 万円 4　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア　２のイの場合　250 万円 イ　２のウの場合　350 万円 ウ　３のイの場合　350 万円	1　据置期間 ３年（特別の事情がある場合５年） 2　償還期間 据置期間経過後７年 （特別の事情がある場合５年） 3　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4　貸付利率 年３％以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） 5　延滞利息 年 5%
災害援護資金・都制度（都福祉保健局・区市町村）	国制度と同じ	1　東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 2　実施主体 区市町村（要綱） 3　経費負担 都 10/10 4　対象となる災害 国制度と同じ 5　適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150 万円を上限に貸付 1　世帯主の１ヶ月以上の負傷 2　家財の 1/3 以上の損害 3　住居の半壊 4　住居の全壊 5　住居の全体が滅失又は流出	1　据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） 2　償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） 3　償還方法 年賦、半年賦又は 月賦 4　貸付利率 年１％以内（据置期間中は無利子） 5　延滞利息 年 5%

2　災害福祉基金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金（福祉資金）（都福祉保健局）	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1　「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2　実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯　150万円以内	1　据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 2　償還期間 据置期間経過後7年以内 3　貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） 4　連帯保証人 原則必要 5　償還方法 月賦 6　申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金（緊急小口資金）（都福祉保健局）	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1　「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2　実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯　10万円以内	1　据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 2　償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 3　貸付利率 無利子 4　連帯保証人 不要 5　償還方法 月賦 6　申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

資料第 74　大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定

（都総務局、本文 239 頁）

（目的）

第１条　この協定は、東京都内（島しょを除く。）において、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料について、東京都（以下「甲」という。）と石油連盟(以下「乙」という。)が協力して、都内被災地へ安定的に供給するために必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し、石油燃料供給の協力を要請することができる。

２　乙は、前項による甲の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力する。

３　甲が乙に対し要請する内容は、次の各号のとおりとする。

一　災害対策上特に重要な施設で、甲が指定する施設に対する石油燃料の供給

二　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７６条による緊急通行車両その他甲が指定した車両に対する石油燃料の供給

三　都民、事業者等に対し石油燃料を販売する給油取扱所に対する石油燃料の供給

四　前号までに定めるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なもの

４　甲は、乙が前項各号に掲げる要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（優先実施）

第３条　乙は、前条第３項に定める甲の要請のうち、第一号及び第二号に掲げる内容を優先して実施する。

（費用の負担）

第４条　第２条の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（協議）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載が無い事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年１１月２６日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石 原 慎 太 郎

乙　東京都千代田区大手町一丁目９番４号
石油連盟
代表者　会長　天　坊　昭　彦

資料第 75　大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定

（都総務局、本文 239 頁）

制　　定　平成２０年１１月２６日
一部改正　平成２５年　１月１７日
一部改正　平成２６年１２月２６日
一部改正　平成２８年　４月　１日

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合（以下「乙」という。）及び東京都石油商業組合（以下「丙」という。）とが協力して行う、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料の確保のための備蓄について必要な事項を定める。

（石油燃料の安定供給）

第２条　甲は、災害時において、乙及び丙に対し、次に掲げる施設又は車両に対する石油燃料の供給等を要請する。

一　災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの
二　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７６条に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの
三　前２号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

２　乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。
３　甲は、乙及び丙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（石油燃料の安定供給に係る費用の負担）

第３条　前条第２項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担する。

（災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施）

第４条　甲、乙及び丙は協力して、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業（以下「製品備蓄促進事業」という。）を推進する。
２　甲は、災害時において、乙及び丙に対し、製品備蓄促進事業により備蓄した石油燃料を甲が指定する緊急自動車等に供給することを要請する。
３　乙及び丙は、前項の石油燃料について、災害時において甲が指定する緊急自動車等への供給に限るよう、乙及び丙の支部及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和５０年法律第９６号）第２７条第１項第５号及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第３３条第２項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（経済産業省告示第２４３号）の規定に基づき告示された石油販売事業者（中核給油所）を指導する。
４　前条の規定にかかわらず、第２項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料に要する費用については、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。
５　甲は、平成２７年度以降各年度に措置する予算の範囲内において、乙が行う製品備蓄促進事業の管理に要する経費を負担するものとし、その額は甲及び乙が協議の上、別に定める。
６　この事業の実施について必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（石油燃料の供給に係る払出し方法等）

第５条　第２条及び前条に規定する石油燃料の供給について、災害時の払出し等の方法等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（燃料供給における実効性確保）

第６条　甲は、石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料確保のために甲及び中核給油所が備蓄した燃料等の供給が円滑かつ迅速に遂行されるよう、必要な情報を収集し、乙及び丙に適宜提供する。
２　乙又は丙は、燃料供給の実効性を確保するため、甲が指定する給油所に対して必要に応じて研修及び訓練等を実施する。

（実施細目）

第７条　この協定の実施に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（協議）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議して定める。

附　則
この協定は、平成２０年１１月２６日から適用する。

附　則（平成２４年１２月２７日付２４総防管第１４７５号）
この協定は、平成２５年２月１日から適用する。

附　則（平成２６年１２月２６日付２６総防管第２１８６号）
１　この協定は、平成２６年１２月２６日から適用する。
２　第４条の２の規定は、平成２７年度歳入歳出予算が、平成２７年３月３１日までに東京都議会で可決された場合において、平成２７年４月１日に確定させる。
３　第４条の２の規定は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

附　則（平成２８年４月１日付２８総防計第４６号）
１　この協定は、平成２８年４月１日から適用する。
２　第４条の規定は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

乙　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
東京都石油業協同組合
代表者　理事長　矢　島　幹　也

丙　東京都千代田区永田町二丁目１７番１４号
東京都石油商業組合
代表者　理事長　矢　島　幹　也

索引

B

BCP 84

C

CBRNE 4, 68, 69, 112, 115, 178

D

DIS 117, 123, 186, 188

J

J－ALERT 118

P

PTSD 221

あ

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク 137, 294

い

遺体収容所 209, 210, 211, 212, 213, 215
遺体の捜索 208, 209, 210
医療救護活動拠点 206, 347
医療救護所 ... 198, 199, 200, 201, 202, 206, 210, 347, 348, 353, 364
医療救護班24, 91, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 206, 207, 219, 299, 347, 348, 349, 364
医療対策拠点 206, 347, 364
飲料水の供給 140

え

延焼遮断帯 32

お

応急仮設住宅 140, 188, 195, 300
応急給水 19, 20, 101, 246
応急教育 19, 20, 101
応急対策本部 95, 105, 106, 107, 108, 109, 120
応急危険度判定 229, 302
オープンスペース使用調整会議 104

か

海難救助 22, 196
核燃料物質 162, 163
火災気象通報 119
火災警報 120
火災予防査察 31, 33, 34, 39, 40, 41, 42, 44, 46
ガス施設 13, 26, 40, 44, 57, 125, 241
仮設トイレ 101
学校危機管理マニュアル 186
火薬類 12, 13, 21, 38, 40, 41, 47, 99, 152, 155, 159
管理、使用、保管命令及び収用 142

き

義援金 25, 100, 141, 235, 236, 237
義援品 25
危機管理監 95, 96, 104, 106, 109, 113, 117
危機管理対策会議 109
危険物施設 12, 38, 39, 71, 85, 95, 145, 155, 164
危険物輸送車両 46, 155, 161
危険物流出 22, 38
気象情報 117, 119, 120
気象予警報 24, 25
規制除外車両 181, 182, 183
救護所 24, 71, 196, 201, 202, 203, 204, 206, 349, 351, 353, 364
救助物資 19, 20, 25, 26, 100, 148
九都県市 . 74, 118, 147, 200, 299, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318
協力命令 142
緊急交通路 25
緊急消防援助隊 196
緊急対処事態対策本部 111
緊急通行車両 ... 98, 99, 181, 182, 183, 215, 295, 377, 378
緊急通報システム 193
緊急道路障害物除去 244, 300
緊急輸送路 244, 306, 312

く

空港施設 50, 100, 244

け

下水道施設 101, 242, 243
血液製剤 27, 201, 203, 204, 205, 299, 363
健康相談 195, 218, 219, 220
検視・検案 210, 211, 212, 213, 214, 349, 369
建築基準法 33
現地災害対策本部 96, 102
現地災害対策本部派遣員 102
現地連絡調整所 112, 113, 114, 131, 175, 176, 178
現地連絡調整所要員 113, 114

こ

高圧ガス施設 13, 39, 40
広域火葬 214, 215, 216
広域緊急援助隊 196
航空機事故 50, 72, 115, 128, 130, 135, 146, 169, 170, 171, 197, 233, 290
航空空域使用調整会議 104
交通規制 19, 70, 99, 131, 159, 161, 163, 165, 167, 176, 177, 179, 181, 183, 215, 354, 355, 356, 357, 358, 363
後方医療体制 205
高齢者 3, 100, 135, 186, 187, 188, 192, 193, 194, 195
語学ボランティア 90

さ

災害医療コーディネーター . 199, 203, 206, 221, 222, 336, 340, 342, 365
災害援護資金 232, 375
災害救助基金 101, 143
災害救助法の適用 4, 97, 107, 123, 138, 348
災害拠点病院 .. 69, 115, 117, 199, 200, 202, 203, 205, 206, 362, 364, 365, 366, 367, 368
災害情報提供システム 130
災害即応対策本部 109, 111, 112
災害対策基本法 3, 111, 112, 116, 123, 148, 152, 180, 181, 184, 186, 187, 193, 292, 293, 300, 302, 312, 334, 347, 351, 353, 377, 378
災害対策職員住宅 105, 362
災害弔慰金 232, 374, 375

災害派遣.....19, 23, 97, 102, 144, 149, 150, 151, 152, 198, 199, 205, 221, 336, 339, 342, 364
災害復旧工事.....25, 243
災害復興.....19, 20
災害ボランティアセンター.....88, 89
在日米軍.....23, 279

し

自衛消防組織.....34, 85
自衛消防隊.....34, 84, 85, 194
市街地再開発.....7, 9, 10, 32
事態認定.....4, 111, 112
指定緊急避難場所.....184, 186
指定公共機関.....3, 24, 95, 97, 110
指定地方公共機関.....3, 26, 95, 97, 110
指定避難所.....184
し尿処理.....302, 306
車両の確保.....224, 241
従事命令.....142, 224, 225
障害者3, 100, 187, 188, 192, 195, 336, 339, 342, 374
消毒班.....218, 219
消防救助機動部隊.....68, 154
消防団.....36, 37, 71, 90, 113, 116, 120, 196, 321
消防防災無線.....116, 117, 118
情報連絡体制.....55, 56, 86, 110, 115, 116, 165, 206
食品衛生指導班.....191, 217, 218, 219
除染.....47, 48, 68, 69
初動医療体制.....198
初動態勢.....95
心的外傷後ストレス障害.....221
森林火災.....10, 35, 36, 37

す

水道施設.....101, 117, 242, 299
水防活動.....21, 152
水防管理者.....334
水防法.....334

せ

生活相談.....232
赤十字ボランティア.....24, 91
全国瞬時警報システム.....118
船舶の確保.....225

そ

総合防災訓練.....70, 73, 76, 113, 194

た

大規模テロ.....3, 111
対策調整会議.....104
耐震診断.....187
宅地造成等規制法.....90
立川地域防災センター.....105, 362
単独公共下水道.....243

ち

地域衛星通信ネットワーク.....116, 117, 118
地域情報通信ネットワーク.....118
地下街.....6, 7, 8, 31, 32, 33, 34, 57, 68, 78, 154
地方隊.....95, 96, 97, 102, 104
超高層建築物.....9, 34
超高層ビル.....32, 33, 34, 57

つ

通信施設.....21, 24, 96, 98, 117, 243
津波情報.....22

て

鉄道事故 49, 50, 52, 53, 72, 73, 74, 75, 126, 147, 171
鉄道施設 17, 25, 26, 245, 268

と

東京 DMAT(災害医療派遣チーム)71, 176, 177, 196, 198
東京 DPAT(災害派遣精神医療チーム) 195, 198, 199, 221
東京都建築安全条例 32
東京都災害情報システム.....117, 186, 188
東京都災害対策本部 1, 95, 96, 108, 206
東京都災害福祉広域調整センター.....188, 189
東京都避難所管理運営の指針 187, 189
東京都防災会議.....3, 5, 19
東京都防災行政無線 116, 117, 188, 206, 281, 282, 283, 284, 287
東京都防災センター 96, 104, 105, 117, 287
東京ボランティア・市民活動センター 88, 89
透析患者 190, 195, 222
動物愛護 195, 217, 222, 223
登録ボランティア 90
毒物・劇物取扱施設 13, 41, 160
都市防災不燃化促進事業.....32
トリアージ 196, 347, 365, 368

に

日赤奉仕団 148

は

派遣要請 112, 144, 149, 150, 151, 164, 201, 221

ひ

被災者生活再建支援システム 228, 229, 230
被災宅地危険度判定士.....90
非常通信 22, 118
非常配備態勢..... 57, 96, 108, 287
備蓄倉庫 362
避難行動 193, 194
避難行動要支援者 83, 193, 194
避難行動要支援者名簿.....193, 194
避難指示 131, 135, 167, 168, 182, 184, 192
避難所..... 3, 24, 25, 81, 91, 100, 105, 140, 148, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 195, 201, 202, 210, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 234, 240, 347, 348, 349, 357
避難所管理運営マニュアル 189
避難所の開設..... 101, 158, 184, 186, 187, 188
避難の指示等.....20, 159, 160
避難場所 64, 83, 160, 186, 246, 312
避難誘導19, 21, 25, 26, 34, 40, 43, 47, 70, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 148, 158, 159, 165, 166, 167, 168, 170, 173, 174, 176, 177, 179, 180, 184, 185, 193, 194, 325, 328
避難路..... 32, 159, 177, 185, 194

ふ

福祉避難所 186, 188, 189, 195, 202
文化財施設 34

ほ

保安施設 21, 50, 62, 161
保安林..... 11, 21, 36, 255
防疫活動 217, 218, 220
防疫班..... 218, 219, 220
防火地域 7, 32

防災教育 19, 20, 31, 70, 74, 77, 80
防災訓練19, 20, 34, 40, 41, 47, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 82, 83, 84, 86, 353, 366
防災市民組織 ... 19, 20, 80, 83, 84, 86, 148, 189, 193, 194
防災情報提供システム 121
防災ボランティア 84, 90
放射性同位元素12, 14, 42, 43, 79, 124, 160, 246, 275
放射線等使用施設.....14, 42
放送要請.98, 121, 130, 135, 136, 137, 292, 293, 294, 296, 300
報道要請..... 121, 136, 137, 292, 294, 295
保健衛生..... 19, 20, 100, 195, 217, 295
保健活動班 195, 217, 218, 219, 220
ボランティア ... 19, 20, 76, 81, 83, 86, 88, 89, 90, 91, 99, 189, 190, 193, 302
本部員代理 97, 109
ポンプ所.....242, 243
本部派遣員 97
本部連絡員 97, 104

み

水再生センター.....58, 242, 243

め

メンタルヘルスケア 195, 221

も

木造住宅密集地域.....6, 31, 32

や

夜間防災連絡室..... 117, 287, 293

ゆ

輸送拠点 100, 227

よ

要配慮者135, 187, 188, 189, 190, 192, 193, 194, 195, 202
要配慮者対策班.....194, 246

ら

ライフライン施設.....57

り

罹災証明..... 148, 228, 229, 230, 231, 232
流出油.49, 72, 88, 100, 124, 155, 164, 165, 166, 167, 168, 169